

平成30年度
包括外部監査の結果報告書

「環境対策事業の財務に関する事務の執行について」

平成31年3月

福井県包括外部監査人

野 波 俊 光

【目次】

第1章 外部監査の概要

I. 外部監査の種類	1
II. 選定した特定の事件（監査テーマ）	1
III. 特定の事件（監査テーマ）を選定した理由	1
IV. 監査対象機関	1
V. 監査対象期間	1
VI. 主要な監査目標	1
VII. 監査実施期間	2
VIII. インタビュー日程一覧表	2
IX. 外部監査人および補助者	3
X. 重要な用語の説明	3
XI. 利害関係	3

第2章 監査対象の概要

I. わが国の環境行政について	4
1. 環境基本計画	4
2. 国の環境行政と県の環境行政との関係	5
II. 福井県の環境行政について	8
1. 福井県環境基本計画	8
2. 計画の推進体制	13
3. 組織図および業務分掌	17
III. 監査対象とした事業一覧	24

第3章 総論

I. 行政が果たすべきアカウンタビリティの質的向上	27
II. 組織的な事業評価制度の導入	44
III. 費用対効果を図る上での事業費集計方針の再考	48
IV. 設計施工一括発注方式導入の検討	51
V. 執行伺書の決裁日付	53

第4章 各論

I. 自然と共生する社会づくりの推進	55
1. 「里山里海湖」研究活用推進事業	55
①. 実学研究の推進	56

②. 研究活動発表会	60
③. 「残そう・伝えよう！」身近な生きもの調査事業	63
④. ふくい生きもの歳時記体感事業	67
⑤. せせらぎ定点観測	69
⑥. 「福井ふるさと学びの森」事業	71
⑦. 「福井ふるさと学びの森」ネットワーク事業	74
⑧. 里山里海湖リーダー育成事業	78
⑨. 里山里海湖活動者表彰	80
⑩. 自然再生ふくい行動推進事業	82
⑪. 里山里海湖人の営み体験講座	84
⑫. 全国里山里海湖関連フォーラム等誘致事業	86
⑬. 「里山里海湖」研究・活用推進事業（運営費）	89
2. コウノトリ放鳥・生息環境整備事業	92
3. 三方五湖・北潟湖自然再生事業	97
4. SATOYAMA イニシアティブ推進ネットワーク事業	100
5. 「年縞」活用推進事業	103
6. 年縞研究展示施設開館PR事業	113
7. 里山里海湖魅力向上検討事業	116
8. 池河内自然環境保全地域再生事業	119
9. 自然保護基金事業	121
《自然保護基金》	121
①. 自然環境保全地域管理事業	123
②. 利用促進および環境美化対策事業	125
③. 自然公園クリーンデー事業	127
④. 自然観察会開催事業	129
⑤. 自然体験講座開催事業	131
⑥. 自然愛護事業	134
⑦. 傷病鳥獣救護事業	136
⑧. 館内・観察の森等解説ガイド事業	139
⑨. 天体観望会開催事業	141
⑩. ナチュラリスト養成事業	143
⑪. ナチュラリストリーダー養成事業	145
⑫. スノーケル指導者養成事業	147
⑬. 鳥類生息調査事業	149
10. 自然公園施設整備事業	152
11. 海浜自然センター事業	154

①. 海浜自然センター特別企画事業	154
②. 海浜自然センター資料収集事業	156
1 2. 鳥獣保護指導事業	158
①. 鳥獣保護管理員設置費	158
②. 狩猟免許試験及び講習審査費	160
③. 鳥獣保護及び放鳥事業	162
④. 保護区等の新設維持管理費	164
⑤. 狩猟者登録及び狩猟事務費	166
1 3. 鳥獣害のない里づくり推進事業	168
①. 鳥獣被害防止総合対策交付金事業	172
②. 侵入防止柵管理支援事業	176
③. 被害管理事業補助金（ネット柵）	178
④. 被害管理事業補助金（電気柵）	180
⑤. 侵入防止柵の補修・更新支援事業	182
⑥. 有害獣捕獲事業補助金	184
⑦. シカ捕獲技術実施研修事業	186
⑧. サル捕獲対策支援事業補助金	190
⑨. 特定鳥獣保護管理計画推進事業	192
⑩. 特定外来生物防除実施計画推進事業	195
⑪. 堅果類調査事業	197
⑫. ツキノワグマによる人身事故防止対策事業	199
⑬. 獣肉の利活用促進事業	201
⑭. 捕獲者の確保・育成事業	203
⑮. 鳥獣害対策の推進体制の強化	205
⑯. 有害獣捕獲強化支援事業	207
⑰. サル対策体制強化	209
1 4. 屋外広告物景観改善支援事業	212
II. 地球温暖化対策の推進	214
1. 地球環境問題対策事業	214
2. 地域主導型再生可能エネルギー等事業化促進事業	217
3. 地球温暖化ストップ県民運動「LOVE・アース・ふくい」強化事業	220
4. 地域交通の低炭素に向けた基盤構築事業	223
5. 次世代（省エネ）自動車導入推進事業	227
6. 水素ステーション整備調査事業	231
7. 環境マネジメントシステム推進事業	233

8. 木質バイオマス発電用燃料供給事業	240
9. コミュニティ林業支援事業	244
10. 県産材を活用したふくいの住まい支援事業	248
11. 県産材のあふれる街づくり事業	252
12. 新たな木づかいモデル事業	255
III. 循環型社会の推進	257
1. 産業廃棄物減量化・適正処理推進事業	257
2. 産業廃棄物不法投棄対策事業	260
3. ごみ減量化・リサイクル推進強化	264
4. 「おいしいふくい食べきり運動」推進強化事業	267
5. ものを大切にする社会づくり推進事業	270
6. 海岸漂着物地域対策推進事業	272
7. 敦賀市民間最終処分場抜本対策事業	281
8. 産業廃棄物処理推進事業	286
IV. 生活環境の保全	290
1. 「ふくいのおいしい水」発信事業	290
2. 「ふくいふるさとの音風景」を活用した環境意識向上事業	292
3. 水質保全対策事業	295
4. 大気保全対策事業	297
5. 化学物質監視事業	300
6. 騒音振動防止対策事業	302
7. 悪臭防止対策事業	304
8. PCB廃棄物処理推進事業	306
V. 環境を思い行動する人づくり	309
1. 環境教育・活動推進事業	309
2. 見える魅せるごみ拾い事業	312
3. 地域環境コーディネート力向上事業	315
4. 環境保全基金事業	317

第1章 外部監査の概要

I. 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項の規定に基づく包括外部監査

II. 選定した特定の事件（監査テーマ）

環境対策事業の財務に関する事務の執行について

III. 特定の事件（監査テーマ）を選定した理由

新興国の経済発展などによるグローバル化や東日本大震災の影響等により、地球温暖化、エネルギー、廃棄物、生物多様性などの環境問題が改めて注目されている。

本県では、平成7年3月に制定した福井県環境基本条例のもと、平成9年に最初の環境基本計画が策定され、その後、平成15年、平成20年および平成25年の3度の改定を経ながら、「豊かで美しい環境の恵沢の享受と継承」「環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築」「地球環境保全の推進」の3つの基本理念の実現を目指しているところである。

平成25年改訂の環境基本計画は「美しい福井の環境を県民の手で守り育て、世界にアピール」を基本目標としており、県民の積極的な参加や協力が不可欠であり計画に主体的に関与する県民の関心も高いといえる。また、平成29年度は5ヵ年計画の最終年度にあたり、計画の推進状況を点検するには最もふさわしいタイミングといえる。

以上より、環境基本計画のもと推進されている環境対策事業を検証することは意義があるものと考え、住民の福祉の増進や今後の県の効率的・効果的な行財政運営にも資するものと判断し、本テーマを選定した。

IV. 監査対象機関

環境対策事業を執行する部局

V. 監査対象期間

原則として平成29年度(必要に応じて過年度および平成30年度についても対象とする)

VI. 主要な監査目標

主要な監査目標は以下のとおりである。

- ・事務の執行および事業の管理の適正性（合規性、公平性）
- ・事務の執行および事業の管理の経済性、効率性、有効性（3E）

VII. 監査実施期間

平成 30 年 6 月 20 日から平成 31 年 3 月 31 日

VIII. インタビュー日程一覧表

各課および出先機関等への質問・インタビューは、平成 30 年 6 月 22 日から 11 月 30 日にかけて、以下のスケジュールで実施した。

日付	時 間	内 容	担当部課
6 月 22 日	10:00~12:00	全体インタビュー	安全環境部 環境政策課
7 月 25 日	10:00~12:00	第 1 回インタビュー	農林水産部 地域農業課
7 月 31 日	13:00~15:00	第 1 回インタビュー	安全環境部 環境政策課
8 月 1 日	9:00~12:30	第 1 回インタビュー	安全環境部 自然環境課
8 月 2 日	13:30~14:30 14:30~17:00	第 1 回インタビュー 第 1 回インタビュー	農林水産部 県産材活用課 安全環境部 環境政策課
8 月 6 日	9:00~ 9:20 9:20~12:00	第 1 回インタビュー 第 1 回インタビュー	土木部 都市計画課 安全環境部 循環社会推進課
11 月 1 日	9:30~12:00 13:00~15:30	福井県年縞博物館 福井県海浜自然センター	安全環境部 自然環境課 安全環境部 自然環境課
11 月 2 日	9:30~12:00 13:50~14:20 14:40~16:00	福井県里山里海湖研究所 池河内湿原 敦賀市民間最終処分場	安全環境部 自然環境課 安全環境部 自然環境課 安全環境部 循環社会推進課
11 月 6 日	9:00~12:00 13:00~16:00	第 2 回インタビュー	安全環境部 循環社会推進課
11 月 7 日	9:00~11:00 13:00~15:00	第 2 回インタビュー	安全環境部 環境政策課
11 月 9 日	9:00~11:00	第 2 回インタビュー	農林水産部 地域農業課
11 月 12 日	9:00~12:00 13:00~16:00 16:00~16:30	第 2 回インタビュー 第 2 回インタビュー 第 2 回インタビュー	安全環境部 自然環境課 安全環境部 自然環境課 土木部 都市計画課
11 月 19 日	9:00~10:00 13:00~16:00	第 2 回インタビュー 第 2 回インタビュー	農林水産部 県産材活用課 安全環境部 自然環境課
11 月 30 日	9:00~11:00	第 2 回インタビュー	安全環境部 環境政策課

IX. 外部監査人および補助者

- ・ 包括外部監査人

野波俊光（公認会計士）

- ・ 補助者

藤井宏澄（公認会計士） 木村善路（公認会計士） 武田 敦（公認会計士）

谷川俊太郎（公認会計士） 齋藤栄慶（公認会計士） 安岡聖知（公認会計士）

X. 重要な用語の説明

本報告書の中で繰返し使用される以下の用語については、それぞれ次のような意味で用いている。

【使用されている用語の説明】

- ・ 「指摘事項」と「意見」について

本報告書の中で「指摘事項」としているものは、監査手続を実施した結果として、法令、規則、条例等に違反していると認められるもの、違法ではないが専門的見地から改善を要すると認められるもの、社会通念上適当でないと認められるものである。一方、「意見」としているものは、その他の観点からの外部専門家としての所感および提言である。

- ・ 3E について

3E とは、Economy（経済性）、Efficiency（効率性）および Effectiveness（有効性）を示す。経済性は「同じものをどれだけ安く手に入れることができたか」、効率性は「同じ材料でどれだけものを算出できたか」、有効性は「その産出物によってどれだけ効用を生み出せたか」を意味する。

【本報告書における記載内容の留意事項】

- ・ 端数処理について

報告書の数値は、原則として金額については単位未満の端数を切り捨てて記載し、比率については小数点2位以下を四捨五入して記載している。但し、県より入手した資料が異なる端数処理をしていた場合は、そのままの金額を記載することとした。以上より、端数処理の関係で、総数と内訳の合計が一致しない場合がある。

XI. 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

第2章 監査対象の概要

I. わが国の環境行政について

1. 環境基本計画

国は、環境基本計画に基づき、環境の保全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱を定めている。第4次環境基本計画（平成24年閣議決定）の概要は以下のとおりであり、県の環境行政に大きな影響を与えている。

(1) 目指すべき持続可能な社会の姿

「安全」が確保されることを前提として、「低炭素」「循環」「自然共生」の各分野が、各主体の参加の下で、統合的に達成され、健全で恵み豊かな環境が地球規模から身近な地域にわたって保全される社会

(2) 持続可能な社会を実現する上で重視すべき方向（今後の環境政策の展開の方向）

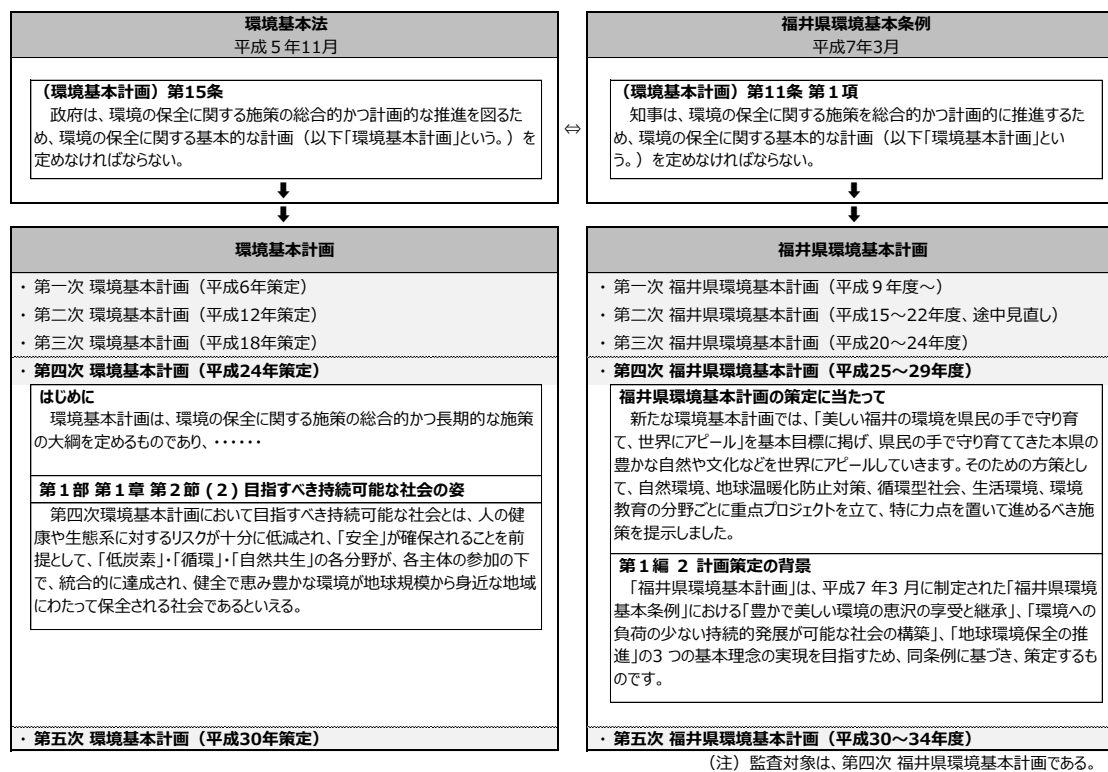
	項目
①	政策領域の統合による持続可能な社会の構築（環境・経済・社会、環境政策分野間の連携）
②	国際情勢に的確に対応した戦略をもった取組の強化（国益と地球益の双方の視点）
③	持続可能な社会の基盤となる国土・自然の維持・形成
④	地域をはじめ様々な場における多様な主体による行動と参画・協働の推進

(3) 9つの優先的に取り組む重点分野

	項目
①	経済・社会のグリーン化とグリーン・イノベーションの推進
②	国際情勢に的確に対応した戦略的取組の推進
③	持続可能な社会を実現するための地域づくり・人づくり、基盤整備の推進
④	地球温暖化に関する取組
⑤	生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する取組
⑥	物質循環の確保と循環型社会の構築
⑦	水環境保全に関する取組
⑧	大気環境保全に関する取組
⑨	包括的な化学物質対策の確立と推進のための取組

2. 国の環境行政と県の環境行政との関係

国の制定・策定する「環境基本法、環境基本計画」と、県の制定・策定する「福井県環境基本条例、福井県環境基本計画」との関係は次図のとおりであり、両者には密接な関連性がある。



環境基本法第15条および福井県環境基本条例第11条第1項において、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的な推進を図るために、政府および知事は環境基本計画の策定を義務付けられている。

県は、総合的計画的な環境施策の推進ツールとして、国が策定した環境基本計画を参考にしながら、福井県環境基本計画の見直しを図っている。

なお、国と県の法律・条例の体系について整理した結果は、次頁以降のとおりである。

環境基本法		福井県環境基本条例
第一章 総則		第1章 総則
第1条 目的	⇔	第1条 目的
第2条 定義	⇔	第2条 定義
第3条 環境の恵沢の享受と継承等	⇔	第3条 基本理念
第4条 環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築等		
第5条 国際的協調による地球環境保全の積極的推進		
第6条 国の責務		
第7条 地方公共団体の責務	⇔	第4条 県の責務 第5条 市町村の責務
第8条 事業者の責務	⇔	第6条 事業者の責務
第9条 国民の責務	⇔	第7条 県民の責務
第10条 環境の日		
第11条 法制上の措置等		
第12条 年次報告等	⇔	(第2章 第12条 環境白書)
第13条 削除(放射性物質による大気の汚染等の防止)		第8条 放射性物質による大気の汚染等の防止
第二章 環境の保全に関する基本的施策		第2章 環境の保全に関する基本的施策
第一節 施策の策定等に係る指針		第1節 県が講ずる環境の保全のための施策等
第14条	⇔	第9条 施策の策定等に係る基本方針
第二節 環境基本計画		
第15条	⇔	第11条 環境基本計画
		(第一章 第12条 年次報告等) ⇔
第12条 環境白書		第12条 環境白書
第三節 環境基準		
第16条		
第四節 特定地域における公害の防止		
第17条 公害防止計画の作成		
第18条 公害防止計画の達成の推進		
第五節 国が講ずる環境の保全のための施策等		
第19条 国の施策の策定等に当たっての配慮	⇔	第10条 県の施策の策定等に当たっての配慮
第20条 環境影響評価の推進	⇔	第13条 環境影響評価の推進
第21条 環境の保全上の支障を防止するための規制	⇔	第14条 規制の措置
第22条 環境の保全上の支障を防止するための経済的措置	⇔	第15条 助言、助成等
第23条 環境の保全に関する施設の整備その他の事業の推進	⇔	第21条 環境の保全に資する施設の整備等
第24条 環境への負荷の低減に資する製品等の利用の促進	⇔	(第1章 第6条 事業者の責務 第2項・第3項)
第25条 環境の保全に関する教育、学習等	⇔	第16条 環境の保全に関する教育および学習の推進
第26条 民間団体等の自発的な活動を促進するための措置	⇔	第17条 民間団体等の自発的活動の促進
第27条 情報の提供	⇔	第18条 情報の提供
第28条 調査の実施	⇔	第19条 調査および研究の実施等
第29条 監視等の体制の整備	⇔	第20条 監視等の体制の整備
第30条 科学技術の振興	⇔	第22条 環境監査の普及
第31条 公害に係る紛争の処理及び被害の救済		
第六節 地球環境保全等に関する国際協力等		第2節 地球環境保全の推進等
第32条 地球環境保全等に関する国際協力等		第23条
第33条 監視、観測等に係る国際的な連携の確保等		第3節 環境の保全のための推進体制
第34条 地方公共団体又は民間団体等による活動を促進するための措置		第24条
第35条 国際協力の実施等に当たっての配慮		
第七節 地方公共団体の施策	⇔	福井県環境基本条例 福井県環境基本計画
第36条		
第八節 費用負担等		
第37条 原因者負担		
第38条 受益者負担		
第39条 地方公共団体に対する財政措置等		
第40条 国及び地方公共団体の協力		
第40条の2 事務の区分		
第三章 環境の保全に関する審議会その他の合議制の機関等		
第一節 環境の保全に関する審議会その他の合議制の機関		
第41条 中央環境審議会		
第42条 削除(中央環境審議会の組織等)		
第43条 都道府県の環境の保全に関する審議会その他の合議制の機関	⇔	福井県環境審議会条例
第44条 市町村の環境の保全に関する審議会その他の合議制の機関		
第二節 公害対策会議		
第45条 設置及び所掌事務		
第46条 組織等		

環境基本法 平成5年11月	福井県環境基本条例 平成7年3月
<p>(目的) 第1条 この法律は、環境の保全について、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的とする。</p>	<p>(目的) 第1条 この条例は、環境の保全について、基本理念を定め、ならびに県、市町村、事業者および県民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在および将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。</p>
<p>基本理念 (環境の恵沢の享受と継承等) 第3条 環境の保全は、環境を健全で恵み豊かなものとして維持することが人間の健康で文化的な生活に欠くことのできないものであること及び生態系が微妙な均衡を保つことによって成り立っており人類の存続の基盤である限りある環境が、人間の活動による環境への負荷によって損なわれるおそれが生じていることにかんがみ、現在及び将来の世代の人間が健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受するとともに人類の存続の基盤である環境が将来にわたって維持されるように適切に行われなければならない。</p>	<p>(基本理念) 第3条 第1項 環境の保全は、人類もまた自然を構成する一員であることを深く認識し、豊かで美しい環境を実現し、広く県民がその恵沢を享受するとともに、これを将来の世代へ継承していくことを目的として行われなければならない。</p>
<p>(環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築等) 第4条 環境の保全は、社会経済活動その他の活動による環境への負荷をできる限り低減することその他の環境の保全に関する行動がすべての者の公平な役割分担の下に自主的かつ積極的に行われるようになることによつて、健全で恵み豊かな環境を維持しつ、環境への負荷の少ない健全な経済の発展を図りながら持続的に発展することができる社会が構築されることを旨とし、及び科学的知見の充実の下に環境の保全上の支障が未然に防がれることを旨として、行われなければならない。</p>	<p>第2項 環境の保全は、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築を目的として、すべての者の自主的かつ積極的な環境の保全に係る行動により行われなければならない。</p>
<p>(国際的協調による地球環境保全の積極的推進) 第5条 地球環境保全が人類共通の課題であるとともに国民の健康で文化的な生活を将来にわたって確保する上での課題であること及び我が国の経済社会が国際的な密接な相互依存関係の中で営まれていることにかんがみ、地球環境保全は、我が国の能力を生かして、及び国際社会において我が国の占める地位に応じて、国際的協調の下に積極的に推進されなければならない。</p>	<p>第3項 地球環境保全は、地域における環境の保全に関する取組の重要性にかんがみ、すべての事業活動および身近な日常生活において積極的な活動により推進されなければならない。</p>
<p>(地方公共団体の責務) 第7条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、環境の保全に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の自然的社会的条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。</p>	<p>(県の責務) 第4条 第1項 県は、環境の保全に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、および実施する責務を有する。</p>
<p>第2章 第1節 施策の策定等に係る指針 第14条 この章に定める環境の保全に関する施策の策定及び実施は、基本理念にのっとり、次に掲げる事項の確保を旨として、各種の施策相互の有機的な連携を図りつつ総合的かつ計画的に行われなければならない。</p> <p>1 人の健康が保護され、及び生活環境が保全され、並びに自然環境が適正に保全されるよう、大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素が良好な状態に保持されること。</p> <p>2 生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保が図られるとともに、森林、農地、水辺地等における多様な自然環境が地域の自然的社会的条件に応じて体系的に保全されること。</p> <p>3 人と自然との豊かな触れ合いが保たれること。</p>	<p>(施策の策定等に係る基本方針) 第9条 県は、環境の保全に関する施策の策定および実施に当たっては、第3条に定める基本理念にのっとり、次に掲げる事項の確保を旨として、総合的かつ計画的に推進するものとする。</p> <p>(1) 県民の健康が保護され、および生活環境が保全され、ならびに自然環境が適正に保全されるよう、大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素が良好な状態に保持されること。</p> <p>(2) 森林、農地、水辺地等における多様な自然環境が地域の自然的社会的条件に応じて体系的に保全されるとともに、生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保が図られること。</p> <p>(3) 潤いと安らぎのある生活空間が形成され、人と自然との触れ合いが確保されるよう、清らかな水辺環境の形成、豊かな緑の創出、快適な都市環境の形成、地域の個性を生かした美しい景観の形成、歴史的遺産の保全および活用による文化的環境の形成等が図られること。</p> <p>(4) 環境への負荷の低減に資するよう、廃棄物の減量、資源およびエネルギーの消費の抑制または循環的な利用等が促進されること。</p>
<p>第2章 第7節 地方公共団体の施策 第36条 地方公共団体は、第五節に定める国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の自然的社会的条件に応じた環境の保全のために必要な施策を、これらの総合的かつ計画的な推進を図りつつ実施するものとする。この場合において、都道府県は、主として、広域にわたる施策の実施及び市町村が行う施策の総合調整を行うものとする。</p>	

II. 福井県の環境行政について

1. 福井県環境基本計画

県の環境行政は、政策が福井県環境基本計画に反映され、各施策および個別事務事業として推進されている。

(1) 基本目標

「美しい福井の環境を県民の手で守り育て、世界にアピール」

(2) 計画期間

平成 25 年度から平成 29 年度までの 5 か年

(3) 計画の構成

第 1 編 計画の基本的事項	1 計画の構成 2 計画策定の背景 3 基本目標 4 計画期間 5 他の計画等との関係
第 2 編 重点プロジェクト	1 里山里海湖の研究・活用プロジェクト 2 地球温暖化対策推進プロジェクト 3 ものを大切にする社会づくり強化プロジェクト 4 「水を守る」プロジェクト 5 環境教育推進プロジェクト
第 3 編 分野別施策の展開	1 自然と共生する社会づくりの推進 2 地球温暖化対策の推進 3 循環型社会の推進 4 生活環境の保全 5 環境を思い行動する人づくり 6 横断的・基盤的な施策の推進
第 4 編 計画の推進	1 計画の推進体制 2 計画の進行管理 3 環境指標

(4) 重点プロジェクト

No.	プロジェクト名	概要	主な具体的な施策 (◎：新施策、○：拡大施策)
1	里山里海湖の研究・活用プロジェクト (自然環境)	里山里海湖研究所を設置し、里山里海湖の保全・活用に係る調査研究等を行うことにより、全国に誇れる本県の里山里海湖の魅力を次世代に伝えていく。	◎ 里山里海湖研究所の設置 ◎ 里山里海湖の研究・教育・実践 ◎ SATOYAMA イニシアティブ推進ネットワークの活用
2	地球温暖化対策推進プロジェクト (地球温暖化)	自動車への依存を弱めて交通手段の多様化を図るとともに、省エネ対策を推進する。	○ エネおこし de 町おこし ○ 自転車利用などによる低酸素の街づくりの推進 ◎ 業種別の特徴に着目した省エネ活動の推進 ◎ 木質バイオマスの利用促進
3	ものを大切に する社会づくり 強化プロジェクト (循環型社会)	「ものを長く使う」、「ごみにせずにリサイクルする」など、「ものを大切にする」ライフスタイルが定着した社会を目指す。	○ ものを大切にする社会づくりの強化 ○ 福井発「おいしいふくい食べきり運動」の全国展開 ◎ ソーシャルファームによる新たな資源循環社会の構築 ◎ 企業等との共働による「ムダをなくしものを大切にする」基盤整備
4	「水を守る」 プロジェクト (生活環境)	県民一人ひとりが、いま一度、「いのちの源」である「水」の大事さを認識し直せるようにするため、県民の参加を得ながら、「水を守る」プロジェクトを推進する。	◎ 「せせらぎ定点」観測 ◎ 「ふくい音風景 50 選」の選定 ◎ もっときれいに。三方五湖・北潟湖 ◎ mizu-mori 応援プロジェクト
5	環境教育推進 プロジェクト (環境教育)	福井の良さである「里山里海湖」の素材を積極的に活かした環境教育の推進を図る。	◎ 子ども達が季節を感じる原体験機会の提供 ◎ 先生たちの環境教育力増強 ◎ 地域環境コーディネータの育成 ◎ SNS を活用したきれいなまちづ

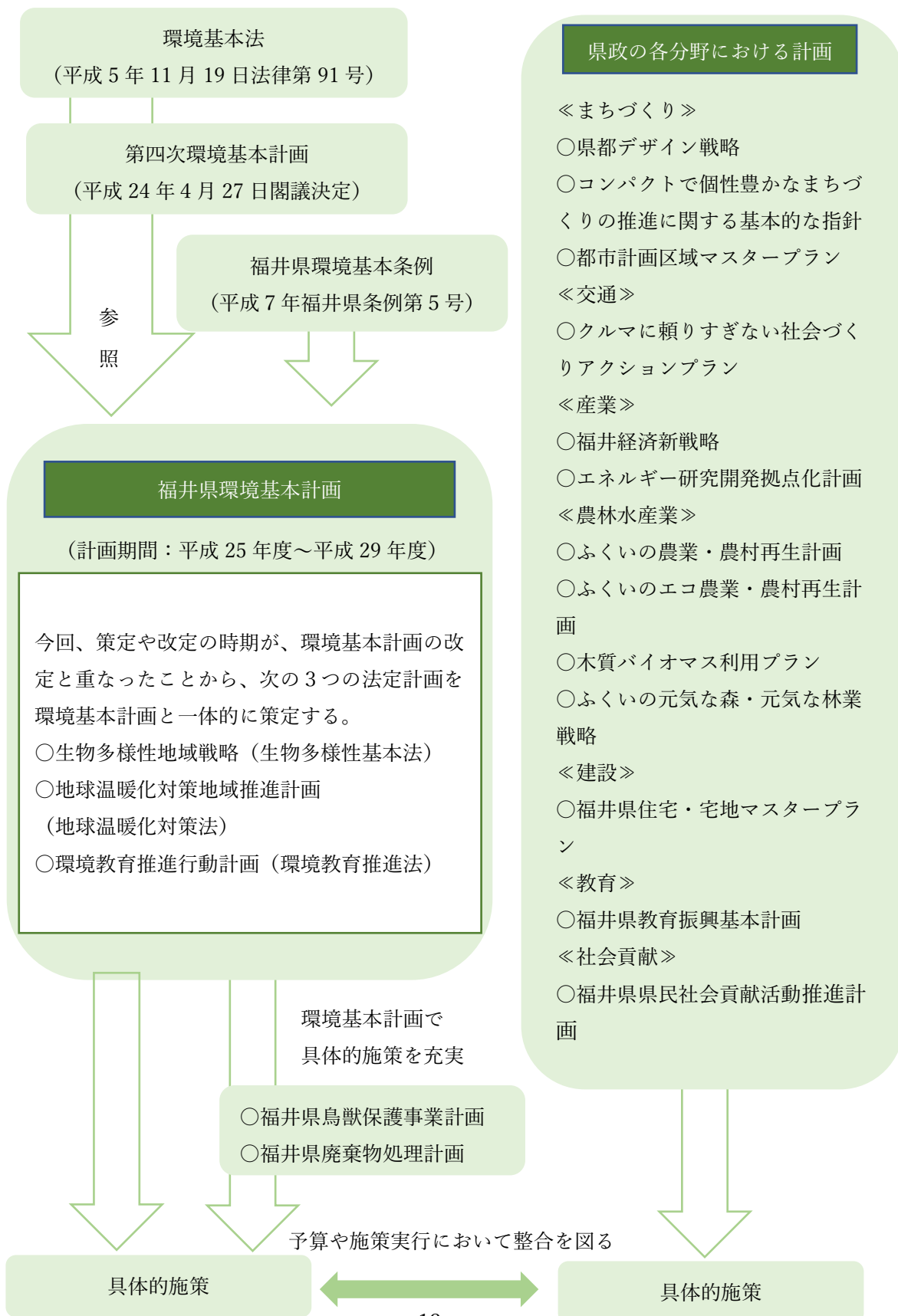
		くりプロジェクト
--	--	----------

(5) 分野別施策

No.	分野別	施策の方向性
1	自然と共生する社会づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・身近な自然を守り育む活動の推進 (身近な自然の再生活動、自然とふれあう機会の充実等) ・里山里海湖の保全再生と活用 (里山里海湖の保全再生活動の推進、景観の形成と歴史的文化的環境の保全等) ・在来生物の保全 (外来生物の駆除、有害鳥獣対策の適切な実施等)
2	地球温暖化対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・省エネ施策の推進 (県民の省エネ活動による低炭素化の推進、自動車・交通対策による省エネ活動の推進等) ・再生可能エネルギーの活用 (地域に役立つ再エネ等の導入、木質バイオマスの活用等) ・森林による CO₂ 吸収源対策の推進 (効率的・計画的な間伐の推進、林業労働者の育成等) ・フロン類の回収 (フロン類回収業者への立入指導、回収等に関する情報周知等) ・顕在化する地球温暖化への適応 (温暖化の影響による事象の分析、温暖化の影響予測等) ・県の事務・事業における温室効果ガス排出削減 (事業活動における省エネ、省資源の推進、環境に配慮した施設の建設・改修)
3	循環型社会の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・3R の促進 (一般廃棄物、産業廃棄物の 3R 促進、資源循環型ビジネスの振興) ・不適正な処理の防止 (適正処理の推進、優良産業廃棄物処理業者の認定制度の普及啓発)
4	生活環境の保全	<ul style="list-style-type: none"> ・水・大気環境の保全 (公共用水域の水質保全、地下水汚染対策、土壌汚染対策、水資源(ふくいのおいしい水)の保全有効活用等) ・化学物質対策の推進

		<p>(ダイオキシン類の排出抑制、PCBの適正保管・処理等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・放射性物質の監視等(環境放射線モニタリングの継続的な実施等)
5	環境を思い行動する人づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・学校における環境教育の促進 (教員の環境教育指導力の向上、環境教育の実施体制の整備) ・地域や家庭における環境教育の促進 (地域単位での環境活動等の推進、家庭における自然体験機会の増加)
6	横断的・基盤的な施策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・環境配慮の推進 (環境影響評価制度の運用、企業の環境への配慮の促進等) ・環境情報の収集・提供 (科学的調査研究と技術開発の推進、環境情報の整備と提供)

(6) 他の計画等との関係



2. 計画の推進体制

(1) 概略

福井県環境基本計画を効果的に推進するため、所管課が事務事業を執行し、部局横断的な組織である福井県環境計画推進会議が主体となって進行管理を行い、福井県環境審議会環境基本計画策定専門委員会に計画の進捗状況を報告する体制が敷かれている。

(2) 福井県環境計画推進会議

①構成と役割

会長（安全環境部長）、副会長（産業労働部長、農林水産部長、その他部局企画幹）が主体となり、計画の進捗状況の把握や環境保全に係る各種計画・事業の調整等を行い、本計画に基づく環境保全施策を効果的に推進する。毎年度、数値目標（環境指標）の達成状況等を確認することにより、計画の進捗状況を把握するとともに、福井県環境審議会環境基本計画策定専門委員会に計画の進捗状況を報告する。

②平成 29 年度開催状況

開催日	会議名	主な審議事項等
平成 29 年 8 月 31 日	福井県環境計画推進会議	現計画の総括、新しい計画の方向性

(3) 環境審議会

①構成と役割

福井県環境審議会は、環境基本法第 43 条第 1 項および自然環境保全法第 51 条第 1 項の審議会その他の合議制の機関として、福井県環境審議会条例に基づき設置されている。審議会は委員 25 人以内で組織され、学識経験のある者および市町長から、知事が委嘱する。委員の任期は 2 年である。

審議会には下記表に掲げる部会を置き、これらの部会の所掌事務は審議会の所掌事務のうち同表に掲げる事項である。

(環境基本法第 43 条第 1 項)

都道府県は、その都道府県の区域における環境の保全に関して、基本的事項を調査審議させる等のため、都道府県環境審議会を置く。

(自然環境保全法第 51 条第 1 項)

都道府県に、都道府県における自然環境の保全に関する審議会その他の合議制の機関を置く。

名称	所掌事務
生活環境部会	<ul style="list-style-type: none"> 一 大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）、公害防止事業費事業者負担法（昭和四十五年法律第三百三十三号）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三十七号）、水質汚濁防止法、農用地の土壌の汚染防止等に関する法律（昭和四十五年法律第三百三十九号）、特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法（平成六年法律第九号）およびダイオキシン類対策特別措置法（平成十一年法律第五号）の規定により審議会の権限に属せられた事項の処理に関すること。 二 福井県公害防止条例（平成八年福井県条例第四号）および福井県環境影響評価条例（平成十一年福井県条例第二号）の規定により審議会の権限に属せられた事項の処理に関すること。 三 福井県公害防止条例第五十三条に規定する公害防止協定の締結に係る重要事項についての調査審議に関すること。 四 福井臨海工業地帯に立地する企業の活動と公害による住民の被害との因果関係に係る事項についての調査審議に関すること。 五 生活環境の保全に係る重要事項についての調査審議に関すること。
自然環境部会	<ul style="list-style-type: none"> 一 福井県立自然公園条例（昭和三十三年福井県条例第五十三号）および福井県自然環境保全条例（昭和四十八年福井県条例第一号）の規定により審議会の権限に属せられた事項の処理に関すること。 二 自然環境の保全および自然公園に係る重要事項についての調査審議に関すること。
野生生物部会	<ul style="list-style-type: none"> 一 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）の規定により審議会の権限に属せられた事項の処理に関すること。 二 鳥獣の保護および管理ならびに狩猟に係る重要事項についての調査審議に関すること。 三 希少野生生物の保護に係る重要事項についての調査審議に関すること。
温泉部会	<ul style="list-style-type: none"> 一 温泉法（昭和二十三年法律第二百五号）の規定により審議会の権限に属せられた事項の処理に関すること。 二 温泉に係る重要事項についての調査審議に関すること。

②平成 29 年度開催状況

第 1 回	
日時	平成 29 年 6 月 14 日 (水) 10:30~12:00
会場	AOSSA ビル 706・707 会議室
議事	(1) 福井県環境基本計画の策定について (諮問) (2) 現行計画の概要および総括 (3) 環境政策を取り巻く国の動き (4) 環境基本計画と一体的に策定する環境関連 3 計画 (5) 環境に関する県民アンケートの調査結果 (6) 計画策定スケジュール (案)
第 2 回	
日時	平成 29 年 10 月 24 日 (火) 14:00~15:30
会場	AOSSA ビル 706・707 会議室
議事	環境基本計画改定の方向性 (案) について
第 3 回	
日時	平成 30 年 3 月 19 日 (月) 13:00~14:30
会場	ユアーズホテル ルミエール
議事	環境基本計画 (案) について

(4) 福井県環境審議会環境基本計画策定専門委員会

①構成と役割

委員長と自然環境分野の委員 (6 名)、生活環境分野の委員 (6 名)、地球温暖化分野の委員 (7 名)、国際教育分野の委員 (6 名) から構成され、福井県環境計画推進会議から計画の進捗状況や環境指標の達成状況等の報告を受ける。

福井県環境基本条例では、第 11 条第 3 項において、「知事は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ福井県環境審議会の意見を聴かなければならない。」と規定している。

②平成 29 年度開催状況

開催日	会議名	主な審議事項等
平成 29 年 7 月 24,26 日	第 1 回環境基本計画策定専門委員会	現行計画の総括、委員からの意見聴取
平成 29 年 8 月 29,30,31 日	第 2 回環境基本計画策定専門委員会	新しい計画の方向性
平成 29 年 10 月 30 日	第 3 回環境基本計画策定専門委員会 (地球温暖化対策)	温室効果ガス排出量削減目標

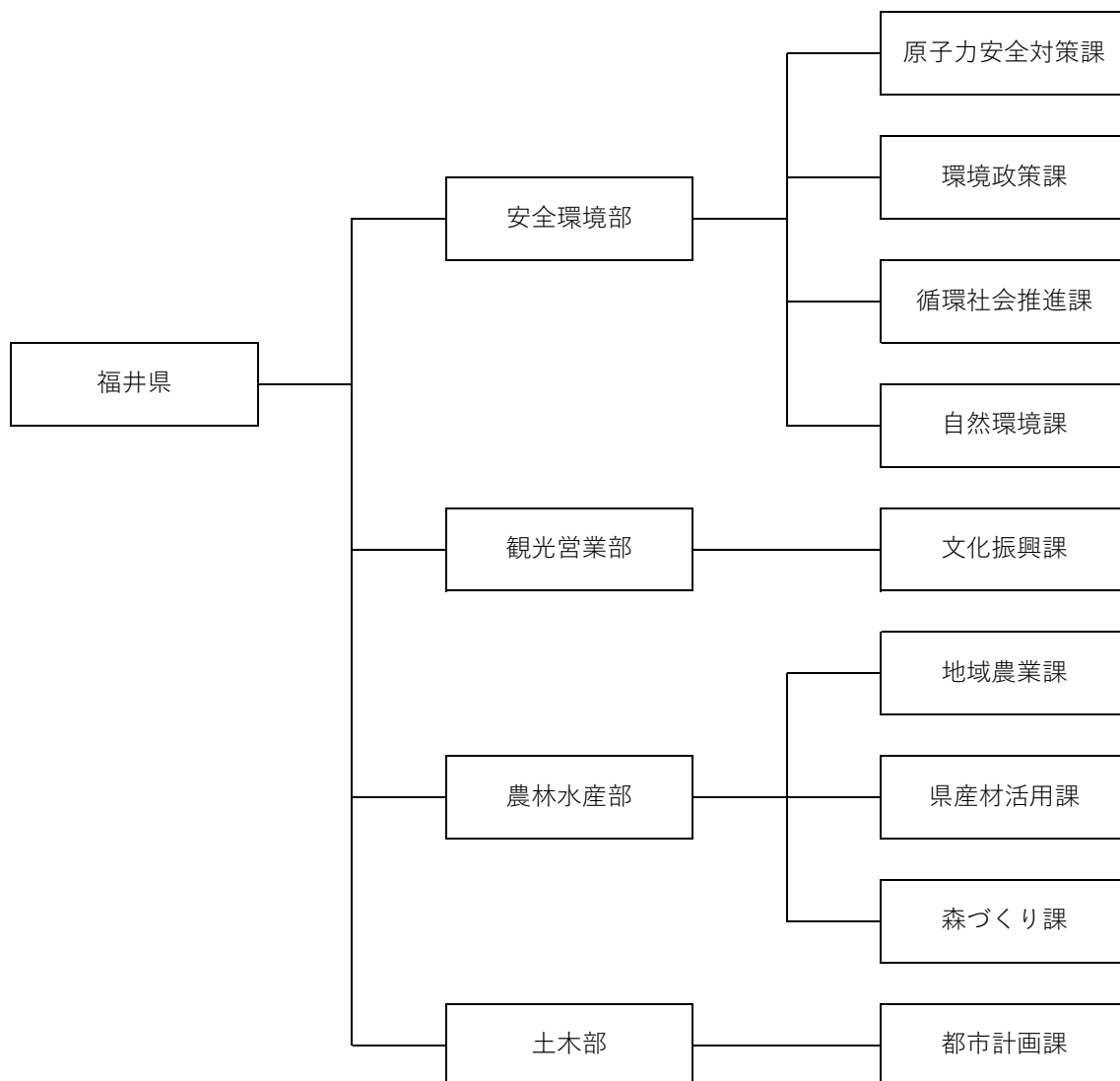
平成 29 年 11 月 13 日	第 4 回環境基本計画策定専門委員会（地球温暖化対策）	新しい計画の方向性
平成 29 年 11 月 14,16 日	第 3 回環境基本計画策定専門委員会（自然環境、生活環境、環境教育）	新しい計画の方向性
平成 30 年 2 月 15,16 日	第 4 回環境基本計画策定専門委員会（自然環境、生活環境、環境教育） 第 5 回環境基本計画策定専門委員会（地球温暖化対策）	計画（案）

3. 組織図および業務分掌

(1) 組織図

県において環境対策事業を所管する部局・課は、以下のとおりである。

(平成 30 年 4 月 1 日現在)



(2) 業務分掌

(出所：福井県行政組織規則)

安全環境部	
課名	分掌事務
原子力安全対策課	一 原子力対策の総合調整に関すること。 二 原子力発電の安全対策に関すること。 三 原子力に関する知識の普及に関すること。 四 福井県原子力環境安全管理協議会に関すること。 五 原子力環境監視センターに関すること。 六 公益財団法人福井原子力センターに関すること。
環境政策課	一 環境保全対策の企画および総合調整に関すること。 二 環境基本計画の策定および推進に関すること。 三 市町の環境保全行政についての連絡調整に関すること。 四 環境保全に関する教育および学習の推進に関すること。 五 地球温暖化対策の推進に関すること。 六 県の環境マネジメントシステムの運用に関すること。 七 環境マネジメントシステムの推進に関すること。 八 福井県環境審議会に関すること。 九 環境ふくい推進協議会に関すること。 十 新エネルギーに関すること。 十一 エネルギーの多角化に関すること。 十二 大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下および悪臭に係る規制基準の設定に関すること。 十三 環境基準の類型指定および環境上の指導基準の設定に関すること。 十四 大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下および悪臭に係る公害の防止のための規制および指導に関すること。 十五 公害の監視および測定計画に関すること。 十六 環境上の障害の防止に関すること（他課の所管に属するものを除く。）。 十七 環境影響評価の調査研究、指導および審査に関すること。 十八 公害防止事業に係る事業者の費用負担に関すること。 十九 公害防止協定等環境保全に対する協定および公害防止管理者に関すること。

	<p>二十 公害に係る紛争および苦情の処理に関すること。</p> <p>二十一 福井県公害審査会に関すること。</p> <p>二十二 前各号のほか、環境保全に関すること（他課の所管に属するものを除く。）。</p>
循環社会推進課	<p>一 資源循環に関する施策の推進に関すること。</p> <p>二 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の施行に関すること。</p> <p>三 化製場等に関する法律の施行に関すること。</p> <p>四 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法の施行に関すること。</p> <p>五 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律の施行に関すること（再資源化に係る指導に関することに限る。）。</p> <p>六 使用済自動車の再資源化等に関する法律の施行に関すること。</p> <p>七 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律の施行に関すること。</p> <p>八 一般財団法人福井県産業廃棄物処理公社に関すること（他課の所管に属するものを除く。）。</p>
自然環境課	<p>一 自然環境の保全および活用の企画および総合調整に関すること。</p> <p>二 自然公園法の施行に関すること。</p> <p>三 自然公園区域内の公園施設の整備に関すること。</p> <p>四 自然環境保全法の施行に関すること。</p> <p>五 鳥獣保護および狩猟に関すること。</p> <p>六 自然保護センターに関すること。</p> <p>七 海浜自然センターに関すること。</p> <p>八 年縞博物館に関すること。</p> <p>九 福井県里山里海湖研究所に関すること。</p> <p>十 前各号のほか、自然保護思想の普及に関すること。</p>
観光営業部	
課名	分掌事務
文化振興課	<p>一 芸術および文化の振興に関すること。</p> <p>二 文化団体の育成および指導に関すること。</p> <p>三 文化会館その他の文化施設の整備および運営指導に関すること。</p>

	<p>四 文化財の活用に関すること。</p> <p>五 文化財の保存（指定および解除に関するものを除く。）に関する こと（朝倉氏遺跡に係るものに限る。）。</p> <p>六 福井県立音楽堂に関すること。</p> <p>七 歴史博物館、美術館、若狭歴史博物館および一乗谷朝倉氏遺跡 資料館に関すること。</p> <p>八 公益財団法人福井県文化振興事業団に関すること。</p> <p>九 前各号のほか、文化に関すること（他課の所管に属するものを 除く。）。</p>
農林水産部	
課名	分掌事務
地域農業課	<p>一 中山間地域における農林漁業の活性化対策に関すること（他課 の所管に属するものを除く。）。</p> <p>二 農業振興地域の整備に関する法律の施行に関すること。</p> <p>三 山村振興法の施行に関すること。</p> <p>四 地域特産物の振興に関すること（他課の所管に属するものを除 く。）。</p> <p>五 地域特産物の流通および消費に関すること（他課の所管に属す るものを除く。）。</p> <p>六 都市と農山漁村との交流に関すること。</p> <p>七 農林水産物に係るリスク管理に関すること。</p> <p>八 日本農林規格等に関する法律の施行に関すること（他課の所管 に属するものを除く。）。</p> <p>九 食品表示法の施行に関すること（他課の所管に属するものを除 く。）。</p> <p>十 農産物検査法の施行に関すること（登録検査機関の指導監督に 係るものに限る。）。</p> <p>十一 農林水産物に係る生産履歴追跡システムの総合調整に関する こと。</p> <p>十二 米穀の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する 法律の施行に関すること。</p> <p>十三 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の施行に関する こと（主要食糧の出荷、販売、輸入、加工または製造を行う者 に係るものに限る。）。</p> <p>十四 植物防疫に関すること。</p> <p>十五 農薬、肥料および飼料に関すること。</p>

	<p>十六 農用地の土壌汚染の防止に関すること。</p> <p>十七 地力の増進に関すること。</p> <p>十八 未利用有機性資源の利活用の推進に関すること（他課の所管に属するものを除く。）。</p> <p>十九 第七号から前号までに掲げるもののほか、食料の安全に関すること。</p> <p>二十 環境調和型農業の総合調整および推進に関すること。</p> <p>二十一 有機農畜産物等の生産および普及に関すること。</p> <p>二十二 鳥獣害対策の総合調整および推進に関すること。</p> <p>二十三 被害防除対策の企画および実施に関すること。</p> <p>二十四 有害鳥獣の捕獲に関すること。</p> <p>二十五 鳥獣害対策の人材養成に関すること。</p> <p>二十六 農業委員会等に関する法律の施行に関すること。</p> <p>二十七 農地法の施行に関すること。</p> <p>二十八 農事調停その他農地調整に関すること。</p> <p>二十九 国有農地および開拓財産等の管理および処分に関すること。</p> <p>三十 農村地域への産業の導入の推進等に関する法律の施行に関すること。</p> <p>三十一 農業経営基盤強化促進法の施行に関すること（他課の所管に属するものを除く。）。</p> <p>三十二 農地中間管理事業の推進に関する法律の施行に関すること（他課の所管に属するものを除く。）。</p> <p>三十三 遊休農地の活用に関すること。</p> <p>三十四 公益社団法人ふくい農林水産支援センターに関すること（他課の所管に属するものを除く。）。</p> <p>三十五 一般社団法人福井県植物防疫協会に関すること。</p>
<p>県産材活用課</p>	<p>一 林業行政の企画および総合調整に関すること。</p> <p>二 地域林業の振興に関すること。</p> <p>三 県有林事業に関すること。</p> <p>四 林業金融に関すること。</p> <p>五 林業団体の認可および指導監督に関すること（他課の所管に属するものを除く。）。</p> <p>六 造林の奨励および優良種苗の確保に関すること。</p> <p>七 林業労働力対策の推進に関すること。</p>

	<p>八 入会林野に関すること。</p> <p>九 森林の総合的利用に関すること。</p> <p>十 県産材の供給体制の整備に関すること。</p> <p>十一 県産材の流通体制の整備に関すること。</p> <p>十二 間伐材および木質バイオマスの利用拡大に関すること。</p> <p>十三 住宅分野における県産材の利用の推進に関すること。</p> <p>十四 県産材利用の広報に関すること。</p> <p>十五 福井県森林審議会に関すること。</p> <p>十六 前各号のほか、林業に関すること（他課の所管に属するものを除く。）。</p> <p>十七 国民生活安定緊急措置法および生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律の施行に関すること（所管の生活関連物資等に係るものに限る。）。</p>
森づくり課	<p>一 森林計画の編成および実行に関すること。</p> <p>二 森林経営計画の認定に関すること。</p> <p>三 林地の開発行為に関すること。</p> <p>四 保安林に関すること。</p> <p>五 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく立入検査に関すること（森林法第二条第一項に規定する森林に係るものに限る。）。</p> <p>六 森林の保護に関すること。</p> <p>七 森林国営保険に関すること。</p> <p>八 森林の取得に係る相談、情報収集および監視に関すること。</p> <p>九 林産物の生産、流通および加工に関すること。</p> <p>十 林業の普及指導に関すること。</p> <p>十一 緑化および花づくりの推進に関すること。</p> <p>十二 林道の開設その他林業生産の基盤の整備に関すること。</p> <p>十三 治山事業に関すること。</p> <p>十四 林野の保全に係る地すべり防止事業に関すること。</p> <p>十五 林道施設、治山施設および林野の保全に係る地すべり防止施設の災害復旧事業に関すること。</p> <p>十六 総合グリーンセンターに関すること。</p> <p>十七 前各号のほか、森林整備に関すること。</p>
土木部	
課名	分掌事務

都市計画課	<ul style="list-style-type: none"> 一 都市計画法の施行に関する事。 二 土地区画整理法の施行に関する事。 三 駐車場法の施行に関する事。 四 屋外広告物法の施行に関する事。 五 宅地造成等規制法の施行に関する事。 六 都市再開発法の施行に関する事。 七 福井駅付近連続立体交差事業に関する事。 八 福井県都市計画審議会および福井県開発審査会に関する事。 九 福井県屋外広告物審議会に関する事。 十 福井駅周辺整備事務所に関する事。 十一 都市公園法の施行に関する事（他課の所管に属するものを除く。）。 十二 前各号のほか、都市計画および都市公園に関する事。
-------	--

Ⅲ. 監査対象とした事業一覧

1. 監査対象とした事業の選定基準

環境基本計画に従い平成 29 年度に実施された事業は、以下の条件に該当するものを除き、原則としてその全てを対象とした。

- ・直近 2 年間で包括外部監査の対象となった出先機関が執行主体となる事業
- ・環境基本計画における具体的分野に区分されない、横断的・基盤的な事業（事務費、施設管理費、積立金等）

2. 監査手続

- (1) 関連資料の閲覧および担当者への質問（1 回目）等により事業内容を把握
- (2) 県の環境政策（環境基本計画）との整合性を確認
- (3) 事業費の期間比較および予実比較を実施し、異常性の有無を分析
- (4) 関連資料の閲覧および担当者への質問（2 回目）等により、事業の推進状況を合规性および 3E の観点から検討
- (5) 事業費の中から支出取引を任意にサンプリングし、関連資料の閲覧・証憑突合・質問等を実施することにより、合规性および 3E の観点から検討
- (6) 出先機関等の往査時において、質問・視察・閲覧等により、本課にて聴取りした重要施策の推進状況を現地にて確認

3. 監査対象とした事業一覧

監査対象として選定した事業は次のとおりである。

環境基本計画 における分野	事業名	所管課	事業費 (千円)	構成 割合 (%)	経費区分			事業実施 方法	
					政策的 経費	標準 経費	標準外 経費	直営	補助
第1章 自然と共生 する社会づ くりの推進	1. 「里山里海湖」研究活用推進事業	自然環境課	42,030	1.6	○			○	○
	2. コウノトリ放鳥・生息環境整備事業		15,372	0.6	○			○	○
	3. 三方五湖・北潟湖自然再生事業		3,106	0.1	○				○
	4. SATOYAMA イニシアティブ推進事業		591	0.0	○				○
	5. 「年縞」活用推進事業		705,187	26.4	○				○
	6. 年縞研究展示施設開館PR事業		2,364	0.1	○				○
	7. 里山里海湖魅力向上検討事業		3,414	0.1	○				○
	8. 池河内自然環境保全地域再生事業		8,000	0.3		○			○
	9. 自然保護基金事業		28,625	1.1		○			○
	10. 自然公園施設整備事業費		38,754	1.5				公共 事業費	○
	11. 海浜自然センター特別企画事業		2,566	0.1	○				○
	12. 鳥獣保護指導費		6,239	0.2		○			○
	13. 鳥獣害のない里づくり推進事業		2,208	0.1	○				○
	14. 屋外広告物景観改善支援事業		346,273	13.0		○			○
第2章 地球温暖化 対策の推進	森づくり課	12,113	0.5	○				○	
	都市計画課	19,280	0.7	○				○	
	自然環境課	85	0.0		○			○	
	地域農業課	4,414	0.2	○				○	
	環境政策課	1,746	0.1	○				○	
		2,000	0.1	○				○	
		4,178	0.2	○				○	
		15,533	0.6	○				○	
		32	0.0		○			○	
		107,100	4.0	○				○	
		28,082	1.1	○				○	
		88,347	3.3	○				○	
		8,280	0.3	○				○	
		6,000	0.2	○				○	

環境基本計画 における分野	事業名	所管課	事業費 (千円)	構成 割合 (%)	経費区分			事業実施 方法	
					政策的 経費	標準 経費	標準外 経費	直営	補助
第3章 循環型社会 の推進	1. 産業廃棄物減量化・適正処理推進事業	循環社会推進課	1,461	0.1	○			○	
	2. 産業廃棄物不法投棄対策事業		10,109	0.4		○		○	
	3. ごみ減量化・リサイクル推進強化事業		769	0.0	○			○	○
	4. 「おいしいふくい食べきり運動」推進強化事業		2,864	0.1	○			○	
	5. ものを大切に作る社会づくり推進事業		1,407	0.1	○			○	○
	6. 海岸漂着物地域対策推進事業		65,109	2.4		○		○	○
	7. 教習市民間最終処分場抜本対策事業		148,532	5.6		○		○	○
	8. 廃棄物処理推進事業		6,592	0.2		○		○	○
第4章 生活環境の 保全	1. 「ふくいのおいしい水」発信事業	環境政策課	1,127	0.0	○			○	
	2. 「ふくいふるさとの音風景」を活用した環境意識		964	0.0	○			○	
	3. 水質保全対策事業		30,446	1.1		○		○	
	4. 大気保全対策事業		149,667	5.6	○			○	○
	5. 化学物質監視事業		19,867	0.7	○			○	○
	6. 騒音振動防止対策事業		917	0.0		○		○	○
	7. 悪臭防止対策事業		211	0.0		○		○	○
	8. PCB廃棄物処理推進事業		5,169	0.2		○		○	○
第5章 環境を思い 行動する 人づくり	1. 環境教育・活動推進事業	環境政策課	3,348	0.1		○		○	○
	2. 見える魅せるごみ拾い事業		2,877	0.1	○			○	
	3. 地域環境コーディネート力向上事業		275	0.0	○			○	○
	4. 環境保全基金事業		343	0.0			○		○
監査対象とした事業 合計			1,953,992	73.2					
その他の事業 合計			715,857	26.8					
総 計			2,669,850	100.0					

第3章 総論

I. 行政が果たすべきアカウンタビリティの質的向上

1. 行政の説明責任（アカウンタビリティ）の意義

アカウンタビリティとは、国や地方公共団体が国民・住民に対して負う「説明責任」という意味で用いられる。行政側は住民に対し、政策や施策、事務事業について、その意義や目的、必要性、成果などを、事前・事後に説明する責任がある。行政の説明責任（アカウンタビリティ）は主に政策評価（行政評価）を介して果たされているが、説明責任を徹底することにより、以下のような効果が期待される。

- ・行政と住民との間における情報の偏在（いわゆる「情報の非対称性」）が改善されるとともに、行政の透明性が確保され、行政に対する住民の信頼性の向上が図られる。
- ・行政が自ら政策評価を行い、その結果等を公表することにより、政策運営の状況が住民の目にさらされることになり、効率化の誘因（インセンティブ）が働くようになる。
- ・政策評価の過程を通じ、政策の内容、実施状況、改善の必要性の有無などを明らかにすることによって、政策の在り方についての議論が幅広く喚起されるとともに、住民の政策への理解や共通認識が深まる。
- ・法令や手続を遵守しているかという手続的な側面に加え、一定の資源の中で効果的・効率的に成果を上げているかという結果についての説明責任を果たすことも重要であり、政策評価を通じてその実現が図られる。

（出所：総務省「政策評価の在り方に関する最終報告」を参考に監査人加工）

2. 県による環境行政の公表方法

福井県では他の自治体と同様に行政評価制度が導入されており、事務事業は「予算要求シート（事務事業カルテ）」によって個別評価され、県のホームページなどで公表されている。また、事業年度の環境行政全般の総括評価として毎年「環境白書」が作成され、環境の保全に関する施策の実施状況等が公表されている。

以上のように、事務事業単位での個別評価と環境行政全体の総括評価をアカウンタビリティ実現の両輪として、県民の理解促進に努めているところである。

3. アカウンタビリティ向上における2つの要素

環境行政の進捗状況の説明を受けて、県民が行政の「実施しようとしていること」「実施していること」「実施した結果」をどのくらい理解し納得したか、これは以下の2つの側面

から達成状況を考えることができる。

i) 有効性に関するアカウンタビリティ

・・・「環境基本計画で目標として掲げられている環境政策の進捗度（環境指標）に対して、各事務事業（活動指標、成果指標）がどれだけ貢献したか」についての説明状況。

ii) 効率性に関するアカウンタビリティ

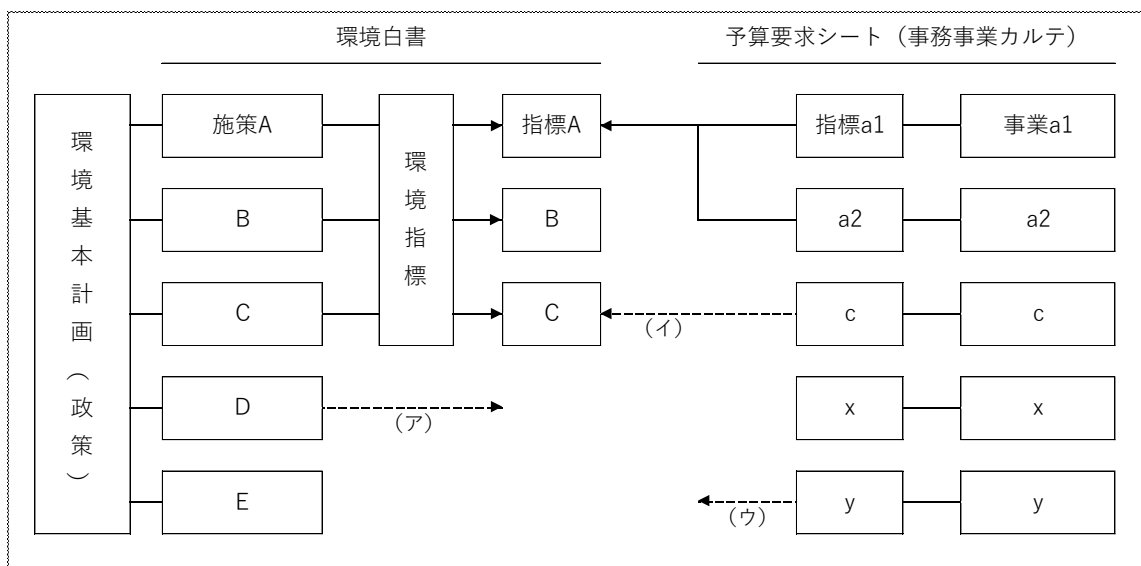
・・・「環境基本計画で掲げられている政策目標を達成するために、県の予算（事業費総額）がどれだけ費やされているか」についての説明状況。

「有効性」・・・政策の実施により、期待される結果が得られているか
 「効率性」・・・投入された資源量に見合った結果が得られているか

4. 有効性に関するアカウンタビリティ

(1) 環境基本計画、施策および事務事業の関係

環境基本計画（政策）、施策および事務事業の相互関係は、「指標」に注目すると以下のように図示できる。



※実線は「指標間の関係性が明確」であり、点線は「指標間の関係性が不明確」であることを意味する。

「政策」・・・行政課題に対する基本的な方針。
 「施策」・・・上記方針を実現するための具体的方策や対策。
 下位のレベルである事務事業を束ね、その目的を示したもの。
 「事務事業」・・・上記方策や対策を具体的に実現するための個々の行政手段。
 「環境指標」・・・環境の状況および施策の進行状況を把握するための指標。

(2) 課題

環境基本計画で掲げられている施策は多岐に亘るが、その全てについて「環境指標」が設定されているわけではない。どのような基準で「指標化の対象とする施策」を選定しているのか明確なルールはない。例えば「鳥獣害対策事業」は環境基本計画本文で施策として掲げられているものの、環境指標は設定されていない。(上図の(ア)に該当)。

また、個別の事務事業の評価指標(成果指標)と環境指標との間には、上位概念・下位概念や努力・成果の因果関係があることが望ましいが、両指標間の関係性が不明確と思われるものがある。例えば「「ふくいふるさと音風景」を活用した環境意識向上事業」では、成果指標としては「音風景投稿数」、環境指標としては「「ふくいの音風景50選」の活用イベント数」となっているが、両指標間の関係性が必ずしも明らかでない。(上図の(イ)に該当)。また「福井ふるさと学びの森事業」については、関連性のある環境指標自体が見当たらない(上図の(ウ)に該当)。

以上のことから、環境指標を向上させるための施策は、具体的にどの事務事業で推進されているか、あるいは個別の事務事業により環境指標がどのくらい向上したか、という点がイメージし難いことが課題として挙げられる。

(3) 解決の方向性

① 指標化する事業の属性分類

まず、環境基本計画の中で、指標管理を要する「施策」および「事業」とは何かを明確に定義する必要がある。この点、環境対策を主目的とする施策のみに絞るのか、または環境対策が副次的な目的である施策も含めるのか、については、環境基本計画の掲げる基本目標「美しい福井の環境を県民の手で守り育て、世界にアピール」を達成するためには両者は等しく重要であるため、後者のように(副次的なものも含めると)定義するのが妥当である。

ここで、環境対策目的との関連性と、所管課(環境政策課、循環社会推進課および自然環境課(以下「環境三課」という。))と他課(地域農業課、都市計画課、県産材活用課等)との関係をまとめると以下のようになる。

	環境対策が主目的	環境対策が副次的目的	環境対策に無関連
環境三課	X	—	—
他課	—	X	Y

X・・・環境基本計画で指標管理する施策

Y・・・対象外の施策

さらに、上記Xの施策について、「成果の指標化可能性」および「事業予算の有無」の観点から属性分類を行うと以下のようになる。

	事業予算あり	事業予算なし
指標化可能	A	B
指標化困難	C	D

A・・・主として政策的経費に区分される事業。

B・・・事業化されていない施策（県職員の人件費相当額以外の経費発生のない事業）。

C・・・行政調査、施設の管理運営費を計上する事業（自然保護センター管理運営費）等。

D・・・県庁のインフラにかかる費用（主として人件費や水道光熱費等の義務的経費）。

・指標管理のターゲットはA、BおよびCに区分される事業となり、 $A > B > C$ の順に、指標化の必要性、および指標管理の重要度が高いと考えられる。これらについては客観性を担保する上で、極力指標化の対象とする必要がある。

・Dは総額で支出管理すべき費用と考えられ、指標化する必要性は必ずしも高くない。

②最適な指標の設定

「個別事業の成果が、環境指標の向上に繋がっている」ということを、一定の客観性をもって判別できるように各指標を設定する必要がある。環境基本計画で掲げた施策から各年度の事務事業は展開されているはずなので、基本的には「環境指標」があり、これに整合するような事業とその「成果指標」を設定すべきである。

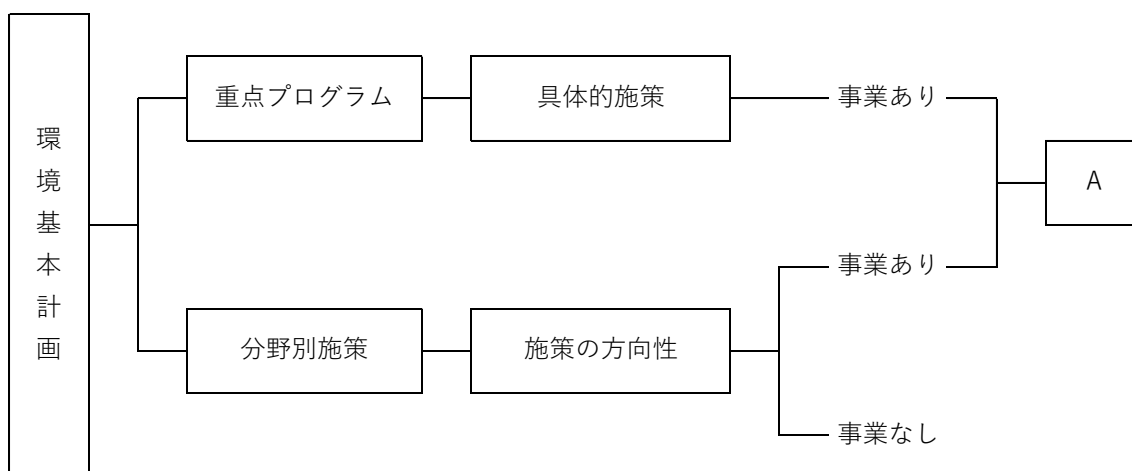
逆に言えば、環境指標を設定する場合には、この先5年間で将来的に展開する個別事業のことまである程度想定して指標化する必要がある。場合によっては、計画設定当初は想定できなかったような事業を計画期間の途中で立ち上げる場合もあるかと思うが、その場合には新規の環境指標を追加で設定することも検討すべきである。

5. 効率性に関するアカウンタビリティ

(1) 施策と個別事業との関係

環境基本計画は、計画期間中に特に力点を置いて進めるべき施策群を示した「重点プロジェクト」と、重点プロジェクト以外の施策も含め計画期間中に実施すべき施策を分野ごとに網羅的に示した「分野別施策の展開」の2段構成となっている。

重点プログラムに掲げられた施策は、全て具体的事業化され予算化されている。他方、分野別施策に掲げられた施策には、具体的事業として予算化されているものと具体的事業がないものがある。



※上記 **A** について、5年間に亘り事業が推進される（以下はイメージ図）。

	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
a事業	→	→	→	→	→
b			→	→	→
c	→	→	→		
d					→

（2）課題

上記イメージ図のような事務事業管理表（仮称）を作成していれば「各年度の個別事業費はいくらか」「その積み上げとして環境対策事業費は総額でいくらか」をいつでも把握することができ、住民に開示することも可能となる。

しかし、現状ではこのような表は作成されておらず、環境基本計画の推進期間中に「どの課のどの事業が推進中か」「当該年度の環境対策事業費は総額でいくらか」を把握できるとは言い難い。環境対策事業として「なにを」実施しているかが分かっても、「いくらで」実施しているか分からなければ、効率性に関する判断が極めて困難となる。

（3）解決の方向性

まず、5カ年においてどの事業が推進中かを把握できる表を作成すべきである（次頁および34頁以降には、外部監査チームにて試作したプロトタイプの表を掲載してある）。そのためには環境三課以外の他課の協力（情報収集）が不可欠であるが、例えば予算要求シートの「関連する県の計画等」の欄を「主として関連する計画」と「副次的に関連する計画」に分割して、後者の欄に「環境基本計画」と記載するのも一案である。

以下に掲げるような5年間の一覧表を作成することにより、各事業年度の環境対策事業費総額が容易に把握可能となる。

(※基本計画における「自然との共生」分野の事業のみを基に試作した。)

事業名	H25	H26	H27	H28	H29
「里山里海湖」研究活用推進事業	→	→	→	→	→
コウノトリ放鳥・生息環境整備事業	→	→	→	→	→
三方五湖・北潟湖自然再生事業				→	→
SATOYAMAイニシアティブ推進事業			→	→	→
「年縞」活用推進事業			→	→	→
年縞研究展示施設開館PR事業					→
里山里海湖魅力向上検討事業					→
池河内自然環境保全地域再生事業				→	→
自然保護基金事業	→	→	→	→	→
自然公園施設整備事業費	→	→	→	→	→
海浜自然センター特別企画事業			→	→	→
鳥獣保護指導費	→	→	→	→	→
鳥獣害のない里づくり推進事業	→	→	→	→	→
屋外広告物景観改善支援事業				→	→

次頁以降の一覧表は「各事業の推進期間」だけでなく「根拠法令等との対応関係」をも明らかにした資料となっている。各課では事業と根拠法令との対応関係は正確に把握されていたが、一覧性のある形での資料は作成されていないようであったため、こちらを叩き台として活用してもらえれば幸いである。

【 基本計画の「第3編 第1章 自然と共生する社会づくりの推進」における関係 】

平成25年度 福井県環境基本計画		法律等（施行令・施行規則は省略）			条例等（条例施行令・施行規則は省略）			計画・指針・戦略等					
		国	年	月	福井県	年	月	国	年	月			
環境全般		・環境基本法	H	5	11	・福井県環境基本条例	H	7	3	・第四次環境基本計画	H	24	4
第1章	全般	・自然環境保全法	S	47	6	・福井県自然環境保全条例 ・福井県環境保全基金条例	S	48	3				
第1節	自然と共生する社会づくりの推進	・自然公園法	S	32	6	・福井県立自然公園条例 ・福井県自然保護基金条例	S	33	10				
第2節	里山里海湖の保全再生と活用	・自然再生推進法	H	14	12					・つなげよう、支えよう森里川海プロジェクト	H	26	12
		・生物多様性基本法	H	20	6					・生物多様性国家戦略2012-2020			
		・生物多様性地域連携促進法	H	22	12								
		・カルタヘナ担保法	H	15	6								
		・景観法	H	16	6								
		・都市公園法	S	31	4								
		・都市計画法	S	43	6								
		・都市緑地法	S	48	9								
・都市計画法	S	43	6										
・森林法	S	26	6										
・文化財保護法	S	25	5										
・屋外広告物法	S	24	6		・福井県屋外広告物条例 ・福井県屋外広告物条例第2条および第8条第4項に規定する地域および範囲 ・福井県屋外広告物条例および福井県屋外広告物条例施行規則の規定により知事が定める地域等	S	39	7					
第3節	在来生物の保全	・鳥獣保護管理法	H	14	7	・鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規程 ・鳥獣保護区特別保護地区の区域内における鳥獣の保護に支障がないと認められる行為の指定 ・福井県指定猟法禁止区域等の標識の寸法を定める条例	S	26	10	・鳥獣の保護を図るための事業を実施するための基本的な指針 ・希少鳥獣保護計画 ・特定希少鳥獣管理計画	H	28	10
		・鳥獣被害防止特別措置法	H	19	12				・鳥獣害防止総合対策事業実施要綱 ・鳥獣害防止総合対策事業実施要領 ・シカによる森林被害緊急対策事業実施要領	H	20	3	
		・外来生物法	H	16	6				・外来種被害防止行動計画	H	27	3	
		・種の保存法	H	4	6				・ヤシヤゲンゴロウ保護増殖計画	H	17	12	

正式名称	<ul style="list-style-type: none"> ・生物多様性地域連携促進法 … 地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律 ・カルタヘナ担保法 … 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律 ・種の保存法 … 絶滅のおそれのある野生動物植物の種の保存に関する法律 ・鳥獣保護管理法 … 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 ・鳥獣被害防止特別措置法 … 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律 ・外来生物法 … 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律
------	--

			平成29年度の事業			
福井県	年	月	福井県	予定事業年度	担当部署	
						・福井県環境基本計画 (H25年度～H29年度)
・福井県自然環境保全基本方針	S	50	3			
・自然再生ふくい行動プロジェクト	H	21		8 池内自然環境保全地域再生事業 10 自然公園施設整備事業 11 海浜自然センター特別企画事業	H 28 ～ H 30 S 46 ～ H 27 ～ H 30	安全環境部 (自然環境課)
・三方五湖自然再生事業実施計画 (三方五湖自然再生協議会)	H	25	3	9 自然保護基金事業	S 60 ～	
・生物多様性地域戦略 (福井県環境基本計画 第3編 第1章)	H	23	5	1 「里山里海湖」研究活用推進事業	H 25 ～ H 30	
	H	25	11	2 コウノトリ放鳥・生息環境整備事業	H 22 ～ H 30	
				3 三方五湖・北湯湖自然再生事業	H 28 ～ H 30	
				4 SATOYAMAイニシアティブ推進事業	H 27 ～ H 30	
				5 「年縞」活用推進事業	H 27 ～ H 30	
				6 年縞研究展示施設開館PR事業	H 29 ～ H 29	
				7 里山里海湖魅力向上検討事業	H 29 ～ H 30	
				14 屋外広告物景観改善支援事業	H 28 ～ H 30	土木部 (都市計画課)
・鳥獣保護管理事業計画 (第12次、H29/4～H34/3)	H	29	4	12 鳥獣保護指導事業	S 38 ～	安全環境部 (自然環境課)
・第1種 特定鳥獣保護計画 (第2期、ツキノワグマ、H29/4～H34/3)						
・第2種 特定鳥獣管理計画 (第4期、ニホンジカ、H29/4～H34/3) (第2期、イノシシ、H29/4～H34/3) (第1期、ニホンザル、H27/11～H32/3) (ニホンカモシカ・カワウ → 作成なし)				13 鳥獣害のない里づくり推進事業	H 14 ～ H 35	農林水産部 (地域農業課) (森づくり課) 安全環境部 (自然環境課) 公安委員会
・県および市町における防除実施計画 (アライグマ(特定外来生物)、H28/4～H33/3) (ヌートリア(特定外来生物)、H25/3～H33/3)						

【 基本計画の「第3編 第2章 地球温暖化対策の推進」における関係 】

平成25年度 福井県環境基本計画		法律等（施行令・施行規則は省略）			条例等（条例施行令・施行規則は省略）			計画・指針・戦略等		
		国	年	月	福井県	年	月	国	年	月
環境 全般		・環境基本法	H 5	11	・福井県環境基本条例	H 7	3	・第四次環境基本計画	H 24	4
第2章	全般	・地球温暖化対策推進法 ・エネルギー政策基本法	H 10 H 18	10 6				・地球温暖化対策計画 ・I社社基本計画	H 28 H 26	5 4
第1節	県内の温室効果ガスの現状と将来予測	・グリーン契約法 ・自動車NOx・PM法	H 19 H 4	5 6				・温室効果ガス排出抑制等指針	H 20	12
第2節	省エネ施策の推進	・省エネ法 ・エコまち法	S 54 H 24	6 9				・EV・PHV ロードマップ ・水素基本戦略	H 28 H 29	3 12
第3節	再生可能エネルギーの活用	・エネルギー供給構造高度化法 ・再生可能エネルギー特措法 ・農山漁村再生可能エネルギー法	H 21 H 23 H 25	7 8 11	・福井県再生可能エネルギー導入推進基金条例	H 26 ~ 29	10 5	・再生可能エネルギーの固定価格買取制度	H 24	7
第4節	森林によるCO ² 吸収源対策の推進	・森林・林業規制法	S 39	7	・福井県森づくり条例 ・みんなでつかおう「ふくいの木」促進条例	H 20 H 29	12 7	・森林・林業基本計画	H 28	5
第5節	フロン類の回収	・オゾン層保護法 ・フロン排出・抑制法 ・自動車リサイクル法	S 63 H 13 H 13	5 6 6						

↓

正式名称	<ul style="list-style-type: none"> ・地球温暖化対策推進法 … 地球温暖化対策の推進に関する法律 ・グリーン契約法 … 国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律 ・自動車NOx・PM法 … 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法 ・省エネ法 … エネルギーの使用の合理化に関する法律 ・エコまち法 … 都市の低炭素化の促進に関する法律 ・エネルギー供給構造高度化法 … エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び石油エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律 ・再生可能エネルギー特措法 … 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法 ・農山漁村再生可能エネルギー法 … 農林漁業の健全な発展と調和の取れた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律 ・オゾン層保護法 … 特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律 ・フロン排出・抑制法 … フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律 ・自動車リサイクル法 … 使用済自動車の再資源化等に関する法律
------	--

			平成29年度の事業		
福井県	年	月	福井県	予定事業年度	担当部署
・地域温暖化対策地域推進計画 (福井県環境基本計画 第3編 第2章)	H 25	11	7 環境マネジメントシステム推進事業	H 11 ～	安全環境部 (環境政策課)
			3 地球温暖化ストップ県民運動 「LOVE・アース・ふくい」強化事業	H 12 ～	安全環境部 (環境政策課)
			4 地域交通の低炭素に向けた基盤構築事業	H 27 ～ H 29	
			5 次世代(省エネ)自動車導入推進事業	H 21 ～	
・福井クールアース・次世代エネルギー 産業化プロジェクト	H 20	6	2 地域主導型再生可能エネルギー等 事業化促進事業	H 24 ～ H 29	安全環境部 (環境政策課)
			6 水素ステーション整備調査事業	H 29 ～ H 29	
・ふくいの森・林業基本計画	H 27	3	8 木質バイオマス発電用燃料供給事業	H 26 ～ H 31	農林水産部 (県産材活用課)
			9 コミュニティ林業支援事業	H 22 ～ H 31	
			10 県産材を活用したふくいの住まい支援事業	H 19 ～ H 32	
			11 県産材のあふれる街づくり事業	H 23 ～ H 31	
			12 新たな木づかいモデル事業	H 29 ～ H 31	
			1 地球環境問題対策事業	H 7 ～	安全環境部 (環境政策課)

【 基本計画の「第3編 第3章 循環型社会の推進」における関係 】

平成25年度 福井県環境基本計画		法律等（施行令・施行規則は省略）			条例等（条例施行令・施行規則は省略）			計画・指針・戦略等		
		国	年	月	福井県	年	月	国	年	月
環境 全般		・ 環境基本法	H 5	11	・ 福井県環境基本条例	H 7	3	・ 第四次環境基本計画	H 24	4
第3章	全般	・ 循環型社会形成推進基本法	H 12	6				・ 循環型社会形成推進基本計画	H 25	5
		・ グリーン購入法	H 12	5						
第1節	3Rの促進	・ 廃棄物処理法	S 45	12						
		・ リサイクル法	H 3	4						
		・ 容器包装リサイクル法	H 7	6						
		・ 食品リサイクル法	H 12	6						
		・ 小型家電リサイクル法	H 24	8						
		・ 家電リサイクル法	H 10	6						
		・ 自動車リサイクル法	H 14	7						
第2節	不適正な処理の防止	・ 建設リサイクル法	H 12	5						
		・ ふん尿法	H 11	7						
		・ パーゼル法	H 4	12						
		・ 産廃特措法	H 15	6						
		・ 海岸漂着物処理推進法	H 21	7				・ 海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針	H 22	3
		・ 災害廃棄物処理特措法	H 23	8						

↓

正式名称	<ul style="list-style-type: none"> ・ グリーン購入法 … 国等による環境物品等の調達等の推進等に関する法律 ・ 廃棄物処理法 … 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 ・ リサイクル法 … 資源の有効な利用の促進に関する法律 ・ 容器包装リサイクル法 … 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律 ・ 食品リサイクル法 … 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律 ・ 小型家電リサイクル法 … 使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律 ・ 家電リサイクル法 … 特定家庭用機器再商品化法 ・ 自動車リサイクル法 … 使用済自動車の再資源化等に関する法律 ・ 建設リサイクル法 … 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 ・ ふん尿法 … 家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律 ・ パーゼル法 … 特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律 ・ 産廃特措法 … 特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法 ・ 海岸漂着物処理推進法 … 美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律 ・ 災害廃棄物処理特措法 … 被害日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する特別措置法
------	---

			平成29年度の事業		担当部署
福井県	年	月	福井県	予定事業年度	
	・福井県環境基本計画 (H25年度～H29年度)	H 25			11
・福井県廃棄物処理計画			8 廃棄物処理推進事業	H 28 ～	
・福井県リサイクル製品認定制度			3 ごみ減量化・リサイクル推進強化事業	H 28 ～ H 30	
			4 「おいしいふくい食べきり運動」推進強化事業	H 18 ～ H 30	
			5 ものを大切に社会づくり推進事業	H 21 ～ H 30	
・優良産業廃棄物処理業者認定制度			1 産業廃棄物減量化・適正処理推進事業	H 27 ～ H 32	
			2 産業廃棄物不法投棄対策事業	H 3 ～	
			7 敦賀市民間最終処分場抜本対策事業	H 18 ～ H 34	
・福井県海岸漂着物対策指針	H 23	3	6 海岸漂着物地域対策推進事業	H 21 ～	

【 基本計画の「第3編 第4章 生活環境の保全」における関係 】

平成25年度 福井県環境基本計画		法律等（施行令・施行規則は省略）			条例等（条例施行令・施行規則は省略）			計画・指針・戦略等										
		国	年	月	福井県	年	月	国	年	月								
環境全般		・環境基本法	H	5	11	・福井県環境基本条例	H	7	3	・第四次環境基本計画	H	24	4					
第4章	全般					・福井県公害防止条例 （福井県環境基本条例の本旨を達成するための条例）	H	8	3	・新しい地域パートナーシップによる公害防止取組指針	H	24	6					
		・公害紛争処理法	S	45	6	・公害紛争処理の手續に要する費用等に関する条例	S	45	12									
第1節	水・大気環境の保全	・水質汚濁防止法	S	45	12	・水質汚濁防止法第三条第三項の規定に基づく排水基準を定める条例	S	47	6	・新・福井県汚水処理施設整備構想（H23年）	H	23	3					
		・排水基準を定める省令	S	46	6													
		・浄化槽法	S	58	5													
		・水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律	H	6	3													
		・水道水源法	H	6	3													
		・水質基準に関する省令	H	15	5													
		・湖沼法	S	59	7													
		・土壌汚染防止法	S	45	12													
		・土壌汚染対策法	H	14	5													
		・工業用水法	S	31	6													
		・河川法	S	39	7	・福井県水源涵養地域保全条例	H	25	4									
		・海洋汚染防止法	S	45	12													
		・水循環基本法	H	26	4													
・大気汚染防止法	S	43	6	・福井県アスベストによる健康被害の防止に関する条例	H	17	10											
・自動車NOx・PM法	H	4	6															
・石綿による健康被害の救済に関する法律	H	18	2															
・騒音規制法	S	43	6															
・悪臭防止法	S	46	6															
・振動規制法	S	51	6															
第2節	化学物質対策の推進	・化審法	S	48	10													
		・化管法	H	11	7													
		・ダイオキシン類対策特別措置法	H	11	7													
		・PCB特別措置法	H	13	6													
第3節	放射性物質の監視等	（一昨年度の監査対象であったため、監査を行っていない）																

↓

正式名称	<ul style="list-style-type: none"> ・水道水源法 … 特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法 ・湖沼法 … 湖沼水質保全特別措置法 ・土壌汚染防止法 … 農用地の土壌の汚染防止等に関する法律 ・化審法 … 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律 ・化管法 … 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律 ・PCB特別措置法 … ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法
------	---

			平成29年度の事業		
福井県			福井県	予定事業年度	担当部署
	年	月			
福井県環境基本計画 (H25年度～H29年度)	H 25	11	2 「ふくいふるさとの音」を活用した 環境意識向上事業	H 26 ～ H 30	安全環境部 (環境政策課)
			3 水質保全対策事業	H 46 ～	安全環境部 (環境政策課)
			1 「ふくいのおいしい水」発信事業	H 17 ～ H 30	
			4 大気保全対策事業	S 49 ～	
			6 騒音振動防止対策事業	S 44 ～	安全環境部 (環境政策課)
			7 悪臭防止対策事業	S 49 ～	
			5 化学物質監視事業	H 元 ～	安全環境部 (環境政策課)
・ポリ塩化ビフェニル廃棄物の 計画的な処理指針			8 PCB廃棄物処理推進事業	H 13 ～ H 38	安全環境部 (循環社会推進課)

			平成29年度の事業		
福井県	年	月	福井県	予定事業年度	担当部署

			平成29年度の事業		
福井県	年	月	福井県	予定事業年度	担当部署
	H 25	3			

			平成29年度の事業		
福井県	年	月	福井県	予定事業年度	担当部署

			事業			
福井県	年	月	福井県			
				・ 屋外広告物景観改善支援事業 補助金交付事務マニュアル		
				・ ××事業 補助金交付事務マニュアル		

II. 組織的な事業評価制度の導入

1. 行政における PDCA サイクルの意義

環境基本計画の各施策を根拠として推進される事務事業は、「期待される結果が得られているか」「それは投入された資源量に見合った結果か」等の観点から、行政自身により定期的に点検・評価を受けることは重要である。評価の結果、何らかの理由で期待通りの成果をあげていない事業があれば、その改善策を検討し、新たな政策の企画立案段階に反映させ、政策の改善につなげるためである。成果を重視した行政運営のためには、「企画立案 (Plan) → 実施 (Do) → 評価 (Check) → 改善 (Action)」というマネジメントサイクルが行政に組み込まれなければならない。

2. 県の事業評価体制

環境行政の所管課においては、予算編成と事務事業評価を一体的に実施し、事業評価を予算に直結させるため、予算要求シート（事務事業カルテ）を用いて事業評価を行っている。ここでは「活動指標（予算や人材を投入し、施策や事業をどれだけ実施したか）」および「成果指標（施策や事業を実施した結果、実際にどのような成果がもたらされたか）」という観点での評価が中心となる。

また、毎年度、福井県環境計画推進会議（以下「推進会議」という。）において、数値目標（環境指標）の達成状況等を確認することにより計画の進捗状況を把握するとともに、福井県環境審議会（以下「環境審議会」という。）環境基本計画策定専門委員会に計画の進捗状況を報告している。

以上をまとめると、事務事業を点検・評価する場は以下の 3 種類が想定されているといえる。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・所管課の事務事業評価・推進会議による点検・評価・環境審議会（環境基本計画策定専門委員会）による点検・評価 |
|---|

なお、他の自治体における環境基本計画の進捗管理方法および評価体制について、環境政策課にて電話聞き取り等の方法で調査した結果資料を閲覧したところ、多くの自治体は福井県と同様の体制を敷いており、庁内会議および環境審議会による進捗管理をそれぞれ年 1 回程度開催しているのが現状である。

3. 課題および解決の方向性

(1) 所管課の事務事業評価について

予算要求シートにより予算編成と事務事業評価を一体的に実施する手法そのものは効率的な手法であると考えられる。課題があるとすれば、評価指標の設定時において「事業活動そのもの（アウトプット指標）」と「事業の成果（アウトカム指標）」とを混同しがちなケースもあ

るので、この点には十分な留意が必要である（昨年度の包括外部監査報告書にて詳述）。

(2) 推進会議による点検・評価について

推進会議については、「福井県環境計画推進会議開催要綱」において以下のように定められている（一部抜粋）。

1. 目的 環境政策を部局横断的に企画立案、政策提言するとともに、福井県環境基本計画（以下「環境計画」という。）に盛り込まれた各種施策を点検調整するため、福井県環境計画推進会議（以下「推進会議」という。）を開催する。
2. 所掌事務 推進会議は、次に掲げる事項について協議する。 (1) 新たな環境関連政策の企画立案、政策提言 (2) 環境計画に盛り込まれた施策の点検調整

なお、過去3年間の開催状況は以下のとおりである（環境審議会の開催状況も併記）。

	推進会議	環境審議会 (環境基本計画策定専門委員会)
平成27年度	平成28年2月12日	平成28年3月14日 (専門委員会は同日開催)
平成28年度	平成29年3月下旬 (持ち回りにて実施)	開催なし
平成29年度	平成29年8月31日	平成29年6月14日 平成29年10月24日 平成30年3月19日 (専門委員会は随時開催)

推進会議の会議資料等を閲覧したところ、以下の点において課題があると考えられる。

(開催頻度、時期について)

・平成28年度は持ち回り（構成員への個別説明）で開催している。開催頻度等については要綱上の定めはない。しかし、全庁的見地から部局横断的に点検・評価を行うことが推進会議には期待されており、複数の部局にまたがる事業で総合的な判断が必要なケースも考えられる。したがって、会議形式で毎年開催するのが適切であり、規程上もその旨を明記することが望ましい。

(点検・評価の方法について)

・会議資料上、事務事業の実績値は記載されているものの目標値は記載されていない。目標値を併記しなければ事業の進捗状況を正確には把握できず定量的な点検・評価もできないため、目標値を設定している事業については、評価指標の目標値も会議資料に記載すべきである。

・会議では環境指標の達成状況を確認しているが、「第3章I. 行政の果たすべきアカウンタビリティの質的向上」で述べたとおり、個別の事務事業と環境指標との関連性が明確でない。少なくとも数値が改善していない環境指標については、前年度に実施した事業が貢献していないと考えられるので、そのことを踏まえ次年度の事業展開に活かすことが望ましい。

(推進会議の位置づけについて)

・この後で述べる「環境審議会による点検・評価」を実効性あるものにするために、その前段階の点検・評価を行う推進会議の担う役割は重要であると考え。所管課のもつ詳細な情報・データを整理し、環境審議会へ評価結果を提供する橋渡しとなる機関として、推進会議のさらなる役割充実化が望まれる。

(3) 環境審議会による点検・評価について

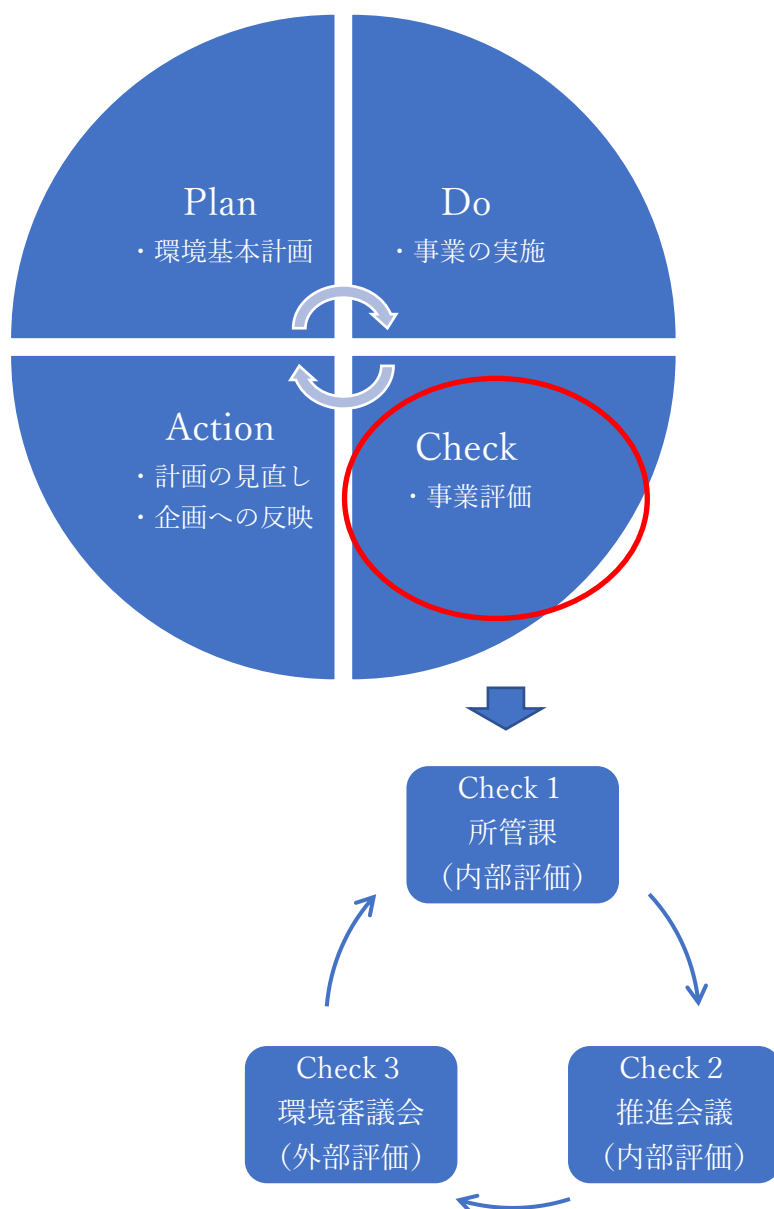
環境審議会は「知事の(合議制の)諮問機関」であり、「必要に応じ会長が召集する。」とされている。「環境の保全に関して、基本的事項を調査審議」することを職務とし、環境基本計画との関連でいえば「新しい計画(次の5カ年計画)」について調査審議することが主な役割である。

監査対象とした環境基本計画においては、進行管理として、「福井県環境審議会環境基本計画策定専門委員会に計画の進捗状況を報告します。」とされており、所管課および推進会議による庁内評価だけで5カ年の計画期間中の事業評価(継続・廃止等の判断を含む)がなされていることになる。しかしながら、専門的・実践的な知見が必要な場合もあると考えられ、多様で客観的な意見を反映する上で外部評価の目線は非常に有効であるはずである。現に、審議会の議事録を閲覧したところ、推進中の事務事業に対する有用な提言が積極的になされている。

平成30年度からの新たな環境基本計画においては、「環境基本計画を進捗管理する分野別の評価委員会を設置し、事業実施の評価を行うとともに、評価委員の意見を踏まえ、各施策を推進していきます。」とされている。すべての事業を網羅的に評価対象とするのは時間的・物理的に不可能かもしれないが、重点プロジェクトなど主要な事業を中心に、評価委員会に説明し、評価委員の意見を施策の推進に反映してほしい。

(4) 目標とすべき事業評価体制について

現状では、内部評価および外部評価という形での組織的な事務事業評価の実施に至っていないため、環境審議会（分野別評価委員会）に外部評価機関としての役割を期待したい。
所管課および推進会議にて内部評価を行った後、環境審議会による外部評価につなげる、という評価体制を構築し、多元的で客観性のある評価を実現することが望ましい。



Ⅲ. 費用対効果を図る上での事業費集計方針の再考

1. 事業評価における事業費集計の意義

地方自治法には「地方公共団体はその事務の処理をするに当つては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない」（第2条第14項）との定めがあり、費用対効果を重視した行政運営が求められている。費用対効果の測定は、個別事務事業のレベルでいえば「投入された資源量に見合った結果が得られているか」（効率性）の観点での事業評価を介してなされるが、当該評価の前提として、まずは「投入された資源量」自体が正確に把握されていなければならない。各事務事業に投入された資源量は、財務会計上は貨幣的価値で測定される「事業費」として集計されるため、事業費を漏れなく正確に集計・計上することが事業評価の大前提となる。

2. 事業費集計上の課題

今回監査対象とした事務事業の関連資料を閲覧したところ、事業費の集計は概ね適切であり、誤謬による計上誤りは発見されなかった。但し、いくつかの事業では、経費の集計方針等について検討すべき課題が認められた。これらの事業にて認められた経費の集計状況について、以下に掲げる（a）～（c）の視点で分類すると、計5つの類型に整理することができた。これらについて課題を整理し検討を加える。

<視点>

- (a) 事業費として計上すべき経費が、何れかの事業で経費として計上されているか
- (b) 本来計上されるべき事業区分以外の、どこで計上されているか
- (c) 別区分で計上されている経費は、本来計上すべき経費の全部か、一部か

(a)事業費として計上の有無	(b)計上区分	(c)全部／一部	類型
有り	別事業	全部	i
		一部	ii
	共通費	全部	iii
		一部	iv
無し	—	—	v

(1) 類型 i について

①内容説明

特定の経費が、本来計上されるべき事業区分にその全部が計上されず、別の事業区分に計上されるのがこの類型である。例えば「I-1-⑦. 「福井ふるさと学びの森」ネットワーク事業」では、講師へ支払われた報償費が本事業では計上されておらず、別事業である「I-1-⑩. 自然再生ふくい行動推進事業」で計上されていた。

②理由

両事業ともに「自然再生支援隊の派遣」を事業内容の一部として含んでいるため、予算要求の便宜上、共通の支出項目として一括申請されたことに起因する。

③解決の方向性

共通の支出項目であったとしても事業区分毎に事業費を分割計上する必要がある。分割が困難であれば、類似する事業として統合する、または共通する部分（本例でいえば自然再生支援隊の派遣）のみを別個独立の事業として分離する、などの事業区分の整理も必要と考える。

（2）類型 ii について

①内容説明

特定の経費が、本来計上されるべき事業区分にその一部が計上されず、別の事業区分に計上されるのがこの類型である。例えば、環境白書の印刷製本費について、3つの事業区分（アスベスト監視事業、ふくい音風景事業、見える魅せるごみ拾い事業）でのみ費用負担しており、他の事業区分では計上されていない。

②理由

費用負担は、環境白書で「特集」「分野別施策」に記載のある環境政策課の事業費のうち、執行残の見込みがある事業の順番で優先順位をつけて負担させているためである。

③解決の方向性

いわゆる負担能力主義的な考え方のもとでなされた費用配分に合理性は認めにくい。便益を受けた事業すべてに費用負担させるのが原則であり、合理的な計算方法に基づき按分する必要がある。但し、本例のように便益の供給先が多岐に亘る場合には、別個独立の事業区分を設ける（例えば環境白書作成事業として印刷製本費を予算組する）といった現実的な対応も考えられる。

（3）類型 iii について

①内容説明

特定の経費が、本来計上されるべき事業区分にその全部が計上されず、共通費的な事業区分に計上されるのがこの類型である。例えば、専ら「廃棄物不適正処理監視事業」で使用するパトロール車のリース料（使用料および賃借料）が、当該事業区分ではなく、循環社会推進課の共通経費を賦課する事業である「Ⅲ－8．産業廃棄物処理推進事業」の支出として処理されている。

②理由

車両の所有形態により経費の賦課先を決めており、県有の場合は個別の事務区分（廃棄物不適正処理監視事業）に賦課し、リースの場合は共通費的な事業区分（産業廃棄物処理推進事業）に賦課しているためである。

③解決の方向性

経費の形態別分類（リースか県所有か）ではなく、機能別分類（何の目的で使用するか）に従い賦課先の事業区分を決める必要がある。事業区分への紐付けが明瞭にできる費用（全てではなくとも、ほとんどが特定事業で発生する場合を含む）では、当該事業区分にて計上すべきと考える。

（４）類型ivについて

①内容説明

特定の経費が、本来計上されるべき事業区分にその一部が計上されず、共通費的な事業区分に計上されるのがこの類型である。例えば「Ⅱ－５．次世代（省エネ）自動車導入推進事業」では、急速充電設備修繕による修繕料（総額 440,640 円）のうち 260,680 円のみが計上され、残りの 179,960 円は一般管理運営費として支出されている。

②理由

少額な支出であったこともあり、事業区分の予算で足りない分を一般管理費から支出したためである。

③解決の方向性

所管課における事業予算の統制上、課の共通費たる一般管理費から事務事業への支出についても一定の合理性を認められる場合もあるが、事業区分への紐付けが明瞭にできる支出は、当該事業区分にて計上すべきと考える。

（５）類型vについて

①内容説明

特定の経費が、本来計上されるべき事業区分にも他の事業区分にも計上されず、部局の総務費として計上されるのがこの類型である。例えば「Ⅰ－１－⑬．「里山里海湖」研究・活用推進事業（運営費）」では、嘱託職員が副所長を務めていた年度は人件費が計上されていたが、県職員が副所長に就任した年度は人件費は計上されていない。

②理由

規則上、一般職の職員給料等の人件費は、部局の政策推進グループにおける「(款) 民生費 (項) 社会福祉費 (目) 社会福祉総務費 (節) 職員給与費」にて計上しなければならないこととなっているためである（地方自治法施行令 147 条 2 項、地方自治法施行規則 14 条）。

③解決の方向性

制度会計の枠内では事務事業区分にて人件費を計上することができないが、事業の費用対効果を測定する上では、人件費が集計されていなければ適切な意思決定が困難となる。そこで、制度会計の枠外で、管理会計の観点から人件費を合理的な計算方法で算出し、参考情報として事業関連資料（予算要求シート等）に記載しておくことが望ましい。

IV. 設計施工一括発注方式導入の検討

1. 工事発注時の原則的な考え方

公共工事の発注者は「公正さを確保しつつ、より良いモノを廉価でタイムリーに調達する責任」を有している（「発注者責任研究懇談会中間とりまとめ（平成11年4月）」）。県においても、発注する工事案件の特性に応じて、より適切な入札・契約方式を選択しているところである。

2. 福井県年縞博物館の展示工事について

福井県年縞博物館（以下「年縞博物館」という。）は県の最も新しい博物館であり、総事業費14.8億円をかけて建設され、平成30年9月15日にオープンした。展示棟では、「水月湖年縞が地質年代を正確に測定する“歴史のものさし”であること」や、「水月湖年縞に含まれる花粉、火山灰等から解明される人類史、気候変動、火山の歴史」等を、造作・映像・音響・照明・デザインの全てに一体性・一体感を持たせる演出によって解説している。

県は年縞博物館の展示棟工事において、「設計業務」を公募型プロポーザル方式で発注し「施工業務」は一般競争入札方式で発注したが、結果として両者とも同一の業者が落札するに至った。なお、各々の個別発注業務は法令・規則等の観点から適切になされており、合規性における問題はなかった。

3. 公正性における課題

年縞博物館のみならず、県の発注する博物館等の展示工事においては、設計と施工を分離して発注するものの両者とも同一の業者が落札するケースが多数を占める。また、落札率も比較的高水準となる傾向にある（当該展示工事の落札率は95.0%。なお、昨年度の監査対象であった福井県教育博物館の落札率は99.6%）。

そもそも、極めて高い専門性が要求されるニッチな工事分野であり、県の要求水準を満たすだけの専門性を有する設計・施工業者自体が少なく入札に参加できる業者が限られてくるため、設計業務と施工業務を分離発注しても入札参加者の増加はあまり見込めない。

加えて、設計業務を落札した業者は、当然のことながら設計内容を熟知しており、設計金額を把握し予定価格を比較的容易に推察しうる立場で施工業務の入札に参加することとなり、この点で他者より有利な立場にあることは否めない。すなわち、自ら施工することを想定して独自の技術や工法等を設計仕様に反映してくることを考慮すれば、たとえ使用する材料等が仕様書等に詳細に定められていたとしても、最も効率的に施工し低コストを実現しうるのは設計業務落札業者といえるのではないだろうか。形式的には法令・規則等に準拠していたとしても、公正性の面からは少なからず課題が残るものと思われる。

4. 設計施工一括発注方式の検討

以上のように、展示工事のような特殊な案件を設計業務と施工業務とに分離して発注した場合には、公正な入札を実施する上での阻害要因となる恐れがある。そこで、よりフェアな競争原理を機能させる入札方式として「設計・施工一括発注方式」が挙げられる。

「設計・施工一括発注方式」は以下のように定義されている。

「設計・施工一括発注方式」とは、構造物の構造形式や主要諸元も含めた設計を、施工と一括して発注する方式である。

この方式では、発注に当たり、対象とする構造物に関して発注者が求める機能・性能および施工上の制約等を契約の条件として提示した上で発注することとなる。構造物の構造形式や主要諸元を含めて、当該工事の受注者による提案・設計が可能となり、例えば、橋梁工事においては、コンクリート橋とするか鋼橋とするかも含めて、当該工事の受注者が提案し、発注者が決定することも可能となる。

(「公共工事の入札契約方式の適用に関するガイドライン(平成27年5月)国土交通省」より抜粋)

また、「設計・施工一括発注方式」には以下のようなメリットがあると考えられている。

「設計・施工一体活用方式」のもつ潜在的利点(Potential advantage)

1. 単一組織が明確な責任をもつ
2. 発注者自身の調整統合業務(コーディネーション)を軽減できる
3. 設計期間と施工期間をオーバーラップさせることにより時間削減を期待できる
4. 段階的施工(phased construction)を採用することで時間削減を期待できる
5. 施工専門家が設計の当初からかかわれることによるコストダウン、あるいは時間削減の可能性はある
6. デザインビルダー内部では変更がやりやすい
7. 受注者側に設計に関わるリスクを移転できる
8. 事業の早期段階で事業費を固めることが可能(追加工事の頻発で事業費が予見不可能になる可能性が低い)

(「設計・施工一括発注方式導入検討委員会報告書(平成13年3月)国土交通省」より抜粋)

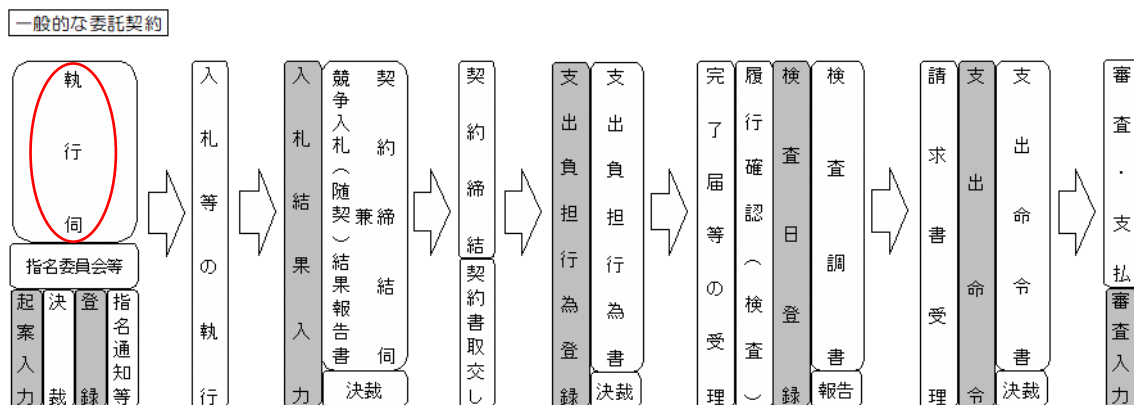
博物館の展示工事のように極めて専門性の高い工事で、設計と施工の落札者が同一になると想定される工事については、より公正な競争環境を実現する可能性のある「設計・施工一括発注方式」の導入を検討すべきである。どのようなケースであれば「設計・施工一括発注方式」を実施できるのかの判断指標となる実施要綱がないので、導入の場合のメリットおよびデメリットを十分ふまえた上で、必要であればルールづくりを検討すべきであろう。

V. 執行伺書の決裁日付

1. 執行伺書の意義

執行伺書とは、歳出行為の起点となる公文書であり、これをきっかけとして支払までの一連の手続がなされる。事務マニュアルには「執行伺書（および支出負担行為書）の作成時期が適正であること」が要求されているが、決裁日をもって執行伺書の最終的な作成時期とみなされる。そのため当該日付は重要である。委託費を例としてフローで図示すると以下のとおりとなる。

（以下は、県の資料を監査人加工）



なお、執行伺書の作成について、規程では以下のように定めている。

（福井県財務規則）

第23条 知事または第四条第四項の規定により支出負担行為に係る事務の委任を受けた者は、歳出予算を執行しようとするときは、別表第四に定める区分に従い、執行伺書により会計管理者に合議しなければならない。

- ・歳出予算の執行前に、執行伺書が作成されているか。
- ・執行伺書（ならびに支出負担行為書等）は、執行時期を勘案し、適当な時期に作成されているか。

上記2点に特に留意する必要がある。

（福井県事務決裁規程）

第1条 この規程は、知事の権限に属する事務で本庁において処理するものの決裁に関し必要な事項を定めることにより、合理的かつ能率的な事務の処理を図ることを目的とする。

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 決裁 知事またはその補助機関が、知事の権限に属する事務について最終的にその意思を決定することをいう。

第3条 知事の決裁を受けなければならない事項ならびに部長、企画幹、課（室）長および課（室）長補佐の専決事項は、別表に定めるところによる。

・執行伺書、支出負担行為書等は、決裁権者による決裁が行われているか、に留意する必要がある。

2. 執行伺書の決裁日欄の記載もれについて

今回監査対象とした各事業の支出関連書類を閲覧したところ、執行伺書の決裁につき、上長の承認印はあるものの、決裁日付の記載漏れの生じているケースが散見された。承認印があれば適正な意思決定のもとに執行伺書が作成されたこと自体は裏付けられる。問題は「いつ承認がなされたか」である。

執行伺書は、支出負担行為の前に必ず作成するものであり、執行しようとする事業の開始までに作成し決裁を完了していなければならない公文書である。上記のフロー図のとおり、執行伺書の決裁日以降でなければ、入札等の執行に進めないルールとなっている。決裁日の記載がなければ、その後の行為となる「入札」や「見積合せ」を、どの日付を基準として開始してよいのか判断できなくなる。

3. 解決の方向性

上長の決裁印と併せて決裁日を必ず記載する必要があり、運用上の取り決めに今一度確認する必要がある。必要事項の記載がされているかどうか、伺い書を回収した担当者が「承認印とセットで日付が入っているかを確認する」など、記載事項の漏れを防止することが重要である。

可能であれば、決裁日を入力しなければ次のステップに進めないようシステムを改定することが望ましい（例えば、決裁日を入力しなければ、執行伺の登録をシステムが受け付けず、入札通知書等も発行できない等）。これにより、より一層強力な内部統制が構築できると考える。

第4章 各論

I. 自然と共生する社会づくりの推進

I-1. 「里山里海湖」研究活用推進事業

1. 事業の概況

所管部局・課	安全環境部（自然環境課）
事業目的	里山里海湖研究所において、県民、自然再生活動団体、企業、行政など各種主体の参加と連携により、地域の個性に応じた「研究」、「教育」、「実践」を総合的に進める。

当該事業は、以下の13のユニット事業から構成されている。

番号	ユニット事業名
I-1-①	実学研究の推進
I-1-②	研究活動発表会
I-1-③	「残そう・伝えよう！」身近な生きもの調査事業
I-1-④	ふくい生きもの歳時記体感事業
I-1-⑤	せせらぎ定点観測
I-1-⑥	「福井ふるさと学びの森」事業
I-1-⑦	「福井ふるさと学びの森」ネットワーク事業
I-1-⑧	里山里海湖リーダー育成事業
I-1-⑨	里山里海湖活動者表彰
I-1-⑩	自然再生ふくい行動推進事業
I-1-⑪	里山里海湖人の営み体験講座
I-1-⑫	全国里山里海湖関連フォーラム等誘致事業
I-1-⑬	「里山里海湖」研究・活用推進事業（運営費）

※次頁以降においてユニット事業ごとに検討する。

I-1-①. 実学研究の推進

1. 事業の概況

所管部局・課	安全環境部（自然環境課）	
事業目的	年縞や豊かな自然環境など、本県が誇るべき里山里海湖による恵みの価値を再認識し、生物多様性の確保と福井の豊かな暮らしの承継につなげるため、里山里海湖の恵みを人々の暮らしに結びつける工夫を研究する。	
根拠法令等	—	
実施要綱等	—	
経費区分	政策的経費	
事業内容	4名の研究者が、以下の分野において、里山里海湖の恵みを人々の暮らしに結びつける工夫を研究する。	
	研究項目	研究内容
	環境考古	年縞を基に、過去の気候と人の暮らしの関わりを解明し、これからの生活に活かす研究
	保全生態	里山里海湖の生物多様性の保全・再生および生態系サービスの分析評価に関する研究
	里地里山文化	里に伝わる伝統的な技、文化、習俗等の資料を収集・整理し、県民の生活に活かす研究
	森里海湖連環	森里海湖連環を守る伝統的知識の評価および衰退した里海湖資源の保全に関する研究
環境基本計画における位置づけ	「里山里海湖の保全再生と活用」 ・里山里海湖の保全再生活動の推進	
事業開始年度	平成 25 年	
事業終了年度(予定)	平成 30 年	

2. 事業費の推移

(単位：千円)

	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
予算額	12,000	10,108	8,764	9,466
決算額	11,960	9,064	8,375	7,669

増減理由（決算額）

開所後、徐々に研究用事務用品や備品等が整備されてきたことや、職員旅費が政策推進グループでの予算計上となったため、事業費は年々減少している。

3. 事業費の内訳 (平成 29 年度)

(単位：千円)

費目 (節)	決算額	主な内容
報酬	125	
旅費	811	
需用費	3,099	印刷製本費 (年縞ハンドブック) 等
役務費	111	
委託料	493	
使用料および賃借料	2,279	多項目水質計賃借料等
備品購入費	690	
負担金補助および交付金	57	
合計	7,668	

4. 事業費の財源、実施方法

(単位：千円)

区分	金額
国庫	—
県 (一般財源)	7,668
その他 (諸収入)	—
合計	7,668

事業実施方法	直営
--------	----

5. 事業効果の推移

	内容
活動指標	研究テーマ数
成果指標	— (※)

(※) 地域に貢献する実学研究であり、地域の抱える課題をどれだけ解決につなげたかという指標は数値化困難である。

		H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
活動指標	目標	4	4	4	4
	実績	4	4	4	4
成果指標	目標	—	—	—	—
	実績	—	—	—	—

6. 指摘事項および意見

(1) 有効性について

①研究の継続性

平成 29 年度まで 4 名体制だった研究員について、平成 30 年度は 2 名体制となり 2 名の欠員（環境考古、里地里山文化）が生じている。任期 5 年のところ 1 年前倒しでの退任（退職）となったためだが、その理由は、1 名は県外大学の准教授として転籍、もう 1 名は年縞博物館の学芸員として転任したためである。

【意見】

区切りの良いタイミングでの退任（退職）であり研究の継続性への影響は軽微であったとのことであるが、欠員補充が間に合わず 4 名体制を維持できていないことは望ましくない。たしかに、里山里海湖研究所は公設試（公設試験研究機関）ではなく、「研究所」という名称が付されているものの県の組織上の位置づけは（遠隔地に所在する）本課の 1 グループかもしれない。しかしながら、予算をつけて事業として継続的に研究活動を行う組織という点では、公設試と変わるところはない。また、欠員が生じているということは、里山里海湖研究所に備置された研究用の施設設備が 1 年間不稼働であることも意味するため、県有財産の有効活用という点からも欠員の生じないシームレスな研究員の採用が望まれる。

(2) 経済性について

①参考見積価格および参考見積徴収先

上記 3. 「事業費の内訳（平成 29 年度）」に掲げた各支出項目の中から任意にサンプル抽出し検証したところ、以下の 2 点のような傾向があった。

i) 参考見積価格と本見積価格の乖離

ii) 参考見積徴収先の集中化

まず i) についてであるが、随意契約であれ一般競争入札であれ、最初に特定業者から参考見積を徴収することとなるが、随意契約の場合はその後見積り合わせがなされる。この時に当該業者から提出される本見積価格が、参考見積価格より 20～30%程度価格を下げて提出されるケースが複数件あった。以下はその一例である。

見積対象業務	参考見積価格	本見積価格	低下率
三方湖空中写真撮影業務委託	399,600 円	302,400 円	24.3%
湖底堆積物 AMS 炭素 14 年代測定業務委託	224,640 円	155,520 円	30.7%

県は参考見積価格から予定価格が計算しているが、これでは実勢相場を反映しない割高な予定価格となる恐れがある。とりわけ調達物品やサービスの供給先が限定されている場合、割高な予定価格では「割高な見積価格提示先を除外する」という本来の機能が働かず、不経済な調達につながるリスクは否定できない。

次に ii) についてであるが、備品調達の参考見積徴収先が特定業者に集中し、実際の契約

先も同一の業者となっているケースが複数件あった。過去の納入実績を踏まえ、信用度が高い業者であるとの判断のもと参考見積依頼を行っている、とのことであり、契約先が同じ者なのも「見積合わせの結果として当該業者が最安値だった」とのことである。このような循環で取引先が硬直化すると、(参考見積りの依頼を受けない)他の業者は「毎年同じ業者が所詮は受注するであろうから、自らが受注できる見込みはない」と最初からあきらめ、実質的に毎年同じ業者が価格形成することにつながり、調達額が高止まりする可能性がある。

【意見】

参考見積価格より著しく低い本見積価格を提示してきた場合には、次年度の調達に資する情報を得るために、事前にその理由を当該業者から聴き取りしてみてもどうか。回答次第では次年度の参考見積徴収依頼先を再検討する必要もでてくるであろう。また、このような事情がなくとも、フェアな競争原理を働かせる上で、参考見積徴収依頼先は意図的に分散させて選定することが望ましい。

I-1-②. 研究活動発表会

1. 事業の概況

所管部局・課	安全環境部（自然環境課）
事業目的	研究員が1年間で実施した研究活動の成果を県民に発信するとともに、県民からの意見を今後の活動に取り入れる。また、発表会の実施に合わせて、里山里海湖保全に関する映画上映会や県内の活動者の事例発表会等も実施し、県民の里山里海湖保全・活用に関する機運を高めるイベントとして実施する。
根拠法令等	—
実施要綱等	—
経費区分	政策的経費
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基調講演：里山里海湖保全の第一人者に講演を依頼 ・ 研究発表：4名の研究員が1年間の研究活動の成果を発表 ・ 活動者表彰：里山里海湖の保全再生に頑張る団体等の表彰および活動内容の発表 ・ 映画上映：里山里海湖保全に関連する映画を上映 ・ 里山里海湖体験ブース：里山里海湖の暮らし・遊びを体験できるブースを設置
環境基本計画における位置づけ	<ul style="list-style-type: none"> 「里山里海湖の保全再生と活用」 ・ 里山里海湖の保全再生活動の推進
事業開始年度	平成26年
事業終了年度(予定)	平成30年

2. 事業費の推移

(単位：千円)

	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
予算額	380	1,028	1,029	1,013
決算額	353	956	1,020	816

増減理由（決算額）

特記すべき事項なし。

3. 事業費の内訳（平成29年度）

(単位：千円)

費目（節）	決算額	主な内容
報酬	50	
旅費	41	

需用費	1	
委託料	723	「ふくい里山里海湖フォーラム 2018」設 営・広報制作業務委託
合計	816	

4. 事業費の財源、実施方法 (単位：千円)

区分	金額
国庫	—
県（一般財源）	816
その他（諸収入）	—
合計	816

事業実施方法	直営
--------	----

5. 事業効果の推移

	内容
活動指標	開催回数
成果指標	県民参加者数（人）

		H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
活動指標	目標	2	1	1	1
	実績	2	1	4	4
成果指標	目標	400	200	200	200
	実績	280	146	248	176

6. 指摘事項および意見

(1) 有効性について

① 「ふくい里山里海湖フォーラム 2018」におけるアンケートの実施

本事業の狙いは、研究所の研究活動について県民への周知を図ることで、研究所の活動に対する県民の理解形成につなげるとともに、研究活動への県民からの意見を聞くことで、地域の実学研究につなげることにある。そして、研究活動発表会の中でも最大のイベントと位置づけられ最も多くの参加者が見込まれる「ふくい里山里海湖フォーラム 2018」は、研究所の活動を発信するだけでなく、里山里海湖活動における県民のニーズを把握できる貴重な場であると考えられる。しかしながら、今のところ参加者からのアンケート等は実施されていない。

【意見】

アンケートは県民の意見を聞く上で最も有効なツールの一つと考えられるため、積極的に活用すべきである。その上で、県民のニーズを今後の研究活動に柔軟に反映するなどして、里山里海湖の恵みを人々の暮らしに結びつける工夫が益々生まれることを期待したい。

I-1-③. 「残そう・伝えよう！」身近な生きもの調査事業

1. 事業の概況

所管部局・課	安全環境部（自然環境課）
事業目的	地域と小学校、里山里海湖研究所が共動し、地域の身近な自然環境の保全・再生を行うため、子どもたちの継続した身近な生きものの調査・保全活動を実施する。
根拠法令等	—
実施要綱等	安全環境部自然環境課所管補助金等交付要綱、身近な生きもの生息環境調査事業補助金交付事務マニュアル
経費区分	政策的経費
事業内容	<p>(1) 実施小学校</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1ブロック当たり3校×7ブロック=21校 <p>(2) 調査対象</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校の身近な生きものを調査対象とし、継続した調査・保全活動を行う。(例) ホタル、ミチノクフクジュソウ、イトヨ、トンボ、ビオトープの生きもの等 <p>(3) 支援内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校専任の里山里海湖学校教育アドバイザー、自然再生支援隊を派遣 ・生きもの観察・調査資機材の助成 ・全体を総括するコーディネーターを派遣し、調査票、報告書等を作成 <p>※アドバイザー・・・申請に応じ、調査活動の計画、実施について学校ごとに選任でアドバイスを行う（地域の生きものに詳しい知識を有する）専門家のこと。自然再生支援隊の登録を受けた者になることもある。</p> <p>※コーディネーター・・・調査を行う各学校の活動を総括し、報告書等の作成業務を行う。</p>
環境基本計画における位置づけ	「里山里海湖の保全再生と活用」 ・里山里海湖の保全再生活動の推進
事業開始年度	平成27年
事業終了年度(予定)	平成29年

2. 事業費の推移

(単位：千円)

	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
予算額	—	3,417	3,502	3,331
決算額	—	2,229	3,070	3,188

増減理由（決算額）

特記すべき事項なし。

3. 事業費の内訳（平成 29 年度）

(単位：千円)

費目（節）	決算額	主な内容
役務費	58	
委託料	1,160	「身近な生きもの調査」全体コーディネート委託業務
負担金補助および交付金	1,970	身近な生きもの生息環境調査事業補助金
合計	3,188	

4. 事業費の財源、実施方法

(単位：千円)

区分	金額
国庫	—
県（一般財源）	3,188
その他（諸収入）	—
合計	3,188

事業実施方法	直営、補助
--------	-------

5. 事業効果の推移

	内容
活動指標	生きもの調査実施校数（校）
成果指標	参加児童数（人）

		H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
活動指標	目標	—	14	21	21
	実績	—	14	21	21
成果指標	目標	—	500	800	800
	実績	—	1,110	1,455	1,567

6. 指摘事項および意見

(1) 公平性、効率性について

①対象校の選定方法

対象校は、県内の小学校（全 193 校）のうち県内 7 ブロックから各 3 校ずつが選定されており、平成 29 年度は以下の 21 校であった。

社西小学校	有終南小学校	池田小学校
吉野小学校	乾側小学校	咸新小学校
志比小学校	河和田小学校	美浜中央小学校
北潟小学校	宮崎小学校	鳥羽小学校
雄島小学校	萩野小学校	国富小学校
鳴鹿小学校	白山小学校	本郷小学校
村岡小学校	坂口小学校	青郷小学校

本事業の目的は「1. 事業の概況」に記載のとおりであるが、その背景には「小学校において様々な形で生きもの調査等が実施されてきたが、実施に係る負担や担当教員の異動が大きいことにより継続が困難となっている。そこで、ふるさと福井の将来を担う小学生が、身近な自然環境の保全・再生に取り組むためには、学校側の負担を減らし、地域との連携を強めていくことが求められる」（予算要求シート「事業の必要性・背景」より抜粋）ことがある。

ここで、対象校の選定は、県教育研究会理科部会（理科の先生の集まり）からの推薦によりなされ、一旦推薦を受けたら、初年度の選定校から変更なく 3 年間固定となっている。

【意見】

学校側の負担が比較的重いと思われる小学校 21 校が選定されているのであろうが、カバー率は 11%（対象校 21 校／全 193 校）であり決して高くはない。一旦推薦を受けたらそのまま 3 年間固定となっているが、公平性の観点からは機会を均等に与える必要があり、対象校の選定頻度をもう少し高める必要がある。また、対象校の当該事業に対する満足度を図り次年度の対象校選定に資する情報を得るため、アンケートを実施することが望ましい。

対象校に対するアドバイザーの派遣実績（平成 29 年度）は以下のとおりである。

実施校	派遣日
北潟小学校	H29/12/14
宮崎小学校	H29/11/6
坂口小学校	H29/5/12,19、6/5,10,29、7/24,25、9/15、11/7、12/8,16、H30/1/26
本郷小学校	H30/2/27
志比小学校	H29/6/6,20,27、7/11、10/20、11/20
他 16 校	派遣実績なし

上記のように、対象校 21 校全校にアドバイザーは存在するものの、アドバイザーの派遣実績（活用度）には著しいバラツキがあり、派遣実績の全くない小学校は 16 校（対象校の 76%）と相当数ある。このような状況が生じるのは「この手の活動に長けた先生であれば、自分でプログラムを作ってしまうので、アドバイザーの派遣（活用度）にはバラツキがでてしまうため」とのことである。

【意見】

学校側の事情により活用されない場合もあるとのことであるが、学校側の負担を減らすという当該事業の趣旨からは、積極的にアドバイザーを活用する意欲のある学校に派遣すべきである。しかしながら、県教育研究会理科部会からの推薦で対象校を選定しているにもかかわらず利用度が十分に高まっていない現状は、少なからず矛盾が生じた状態といえる。対象校の選定プロセスにおいて現場のニーズを十分に汲み取れているかどうか、今一度確認する必要がある。

I-1-④. ふくい生きもの歳時記体感事業

1. 事業の概況

所管部局・課	安全環境部（自然環境課）
事業目的	人の営みや生きものが季節に応じて移ろう様子を、県民が参加して調査することにより、「身近な自然を発見」し、「人の営みと自然との関係」を体感することで、福井の里山里海湖の素晴らしさを県民自らが語り、次世代につなげる。
根拠法令等	—
実施要綱等	—
経費区分	政策的経費
事業内容	<p>(1) 調査方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県民が年間を通じ、その時季ならではの生きものや体験を記録し、随時ホームページや FAX 等で里山里海湖研究所に報告 ・ 小学校4年生を対象に「身近な生きもの観察シート」を配付し、上記の記録・報告を促進 ・ 中学校理科教員全員を研究所の研究推進員に委嘱し、生きもの等の調査を実施 <p>(2) 周知方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「身近な生きもの観察シート」、「七十二候を学ぶ歳時記シート」を配付 ・ 季節ごとに生きもの観察・報告会を開催 ・ 研究所ホームページ、県広報誌等で周知 <p>(3) 活用方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 研究所ホームページで公開し、県民が季節ごとの福井の自然を楽しみ、学ぶ ・ 調査結果を研究推進員がそれぞれの学校で環境教育に活用
環境基本計画における位置づけ	「里山里海湖の保全再生と活用」 ・ 里山里海湖の保全再生活動の推進
事業開始年度	平成 27 年
事業終了年度(予定)	平成 30 年

2. 事業費の推移

(単位：千円)

	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
予算額	—	3,236	2,306	1,723
決算額	—	3,092	2,187	1,630

増減理由（決算額）

平成 27 年度の予算額および決算額には、歳時記のサイト構築費 1,988 千円が含まれている。

3. 事業費の内訳（平成 29 年度）

（単位：千円）

費目（節）	決算額	主な内容
需用費	1,498	書籍「季節の生きもの観察手帖」購入等
役務費	27	
委託料	104	
合計	1,630	

4. 事業費の財源、実施方法

（単位：千円）

区分	金額
国庫	—
県（一般財源）	1,630
その他（諸収入）	—
合計	1,630

事業実施方法	直営
--------	----

5. 事業効果の推移

	内容
活動指標	歳時記シート等の配付回数（回）
成果指標	報告件数（件）

		H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
活動指標	目標	—	4	4	4
	実績	—	4	4	4
成果指標	目標	—	300	600	800
	実績	—	385	768	922

6. 指摘事項および意見

特記すべき事項なし。

I-1-⑤. せせらぎ定点観測

1. 事業の概況

所管部局・課	安全環境部（自然環境課）
事業目的	県内の小学生が、地域の河川や用水路をフィールドに水質や水生生物、景観等を調査することにより、地域の水環境に対する関心を高め、将来にわたって、自発的に水環境の保全活動を促すことを目的とする。
根拠法令等	—
実施要綱等	—
経費区分	政策的経費
事業内容	<p>県内 8 河川において水質や水生生物、景観等を調査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調査方法：水辺のすこやかさ指標（みずしるべ）を活用した定点観測（水質、生き物等を調査） ・実施時期：7 月から 8 月（夏季休業中） ・対象：小学生 ・実施主体：河川の保全活動を行っている NPO・団体等 ・結果報告：各団体等でとりまとめた結果を県ホームページ等で公表 ・支援内容：5 年間調査を継続することを要件に団体等に対し、調査用教材（みずしるべ）や調査消耗品（COD 簡易検査キット、透視時計等）等の支援を実施
環境基本計画における位置づけ	<p>「里山里海湖の保全再生と活用」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・里山里海湖の保全再生活動の推進
事業開始年度	平成 26 年
事業終了年度(予定)	平成 30 年

2. 事業費の推移

(単位：千円)

	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
予算額	1,294	814	768	955
決算額	462	810	666	548

増減理由（決算額）

調査消耗品の要否により、年度間で増減が生じている。

3. 事業費の内訳 (平成 29 年度)

(単位：千円)

費目 (節)	決算額	主な内容
報償費	202	
旅費	19	
需用費	315	「みずしるべ」製本費等
役務費	10	
合計	548	

4. 事業費の財源、実施方法 (単位：千円)

区分	金額
国庫	—
県 (一般財源)	548
その他 (諸収入)	—
合計	548

事業実施方法	直営
--------	----

5. 事業効果の推移

	内容
活動指標	せせらぎ定点観測開催数 (回)
成果指標	せせらぎ定点観測参加者数 (人)

		H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
活動指標	目標	—	8	8	8
	実績	—	7	8	8
成果指標	目標	—	120	120	120
	実績	—	119	119	143

6. 指摘事項および意見

特記すべき事項なし。

I-1-⑥. 「福井ふるさと学びの森」事業

1. 事業の概況

所管部局・課	安全環境部（自然環境課）
事業目的	里山を大切に思う人づくりを進めるため「福井ふるさと学びの森」を設置し、里山での体験活動を通して人の暮らしと里山との関わりを学ぶことのできる、体験プログラムを実施する。
根拠法令等	—
実施要綱等	—
経費区分	政策的経費
事業内容	<p>（1）学びの森「若狭エリア」の運営 場所：若狭町気山（民有林） 内容：・一般県民を対象とした年間体験プログラムの実施（5回） ・小学校、幼稚園、保育園への里山学習の機会を提供（5回） ・里山林の保全作業の実施</p> <p>（2）学びの森「あわらエリア」の運営 場所：あわら市北潟（国有林） 内容：・一般県民を対象とした年間体験プログラムの実施（5回） ・小学校、幼稚園、保育園への里山学習の機会を提供（3回）</p>
環境基本計画における位置づけ	「里山里海湖の保全再生と活用」 ・里山里海湖の保全再生活動の推進
事業開始年度	平成 27 年
事業終了年度(予定)	平成 30 年

2. 事業費の推移

（単位：千円）

	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
予算額	—	5,488	4,310	3,425
決算額	—	5,089	4,305	3,215

（※）県運営の「福井ふるさと学びの森」は「若狭エリア、あわらエリア、奥越エリア」の3か所であるが、上記の事業費は「若狭エリア、あわらエリア」の2か所の合計である（奥越エリアは自然保護センターの執行となっており、上記事業費には含まれていない。）

増減理由（決算額）

H28 年度で若狭エリアの森林整備が終了し、その後は維持管理費のみかかっている。又、悪天候のためH29 年度は予定回数のイベント開催ができず、事業費が減少している。
--

3. 事業費の内訳（平成 29 年度）

（単位：千円）

費目（節）	決算額	主な内容
需用費	57	
役務費	23	
委託料	3,066	学びの森「若狭エリア」および「あわらエリア」の運営業務委託費
使用料および賃借料	68	
合計	3,215	

4. 事業費の財源、実施方法（単位：千円）

区分	金額
国庫	—
県（一般財源）	3,203
その他（諸収入）	11
合計	3,215

※その他（諸収入）は、保険料徴収分である。

事業実施方法	直営
--------	----

5. 事業効果の推移

	内容
活動指標	イベント開催数（回）
成果指標	参加者数（人）

		H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
活動指標	目標	8	17	15	15
	実績	8	17	15	12
成果指標	目標	500	510	450	450
	実績	590	628	448	572

（※）上記の指標は「若狭エリア、あわらエリア、奥越エリア」の合計であり、上記「2. 事業費の推移」とは整合していない。

6. 指摘事項および意見

（1）有効性について

①成果指標の設定

本事業の目的は「1. 事業の概況」に記載のとおりであるが、その背景には「里山に人の手が入らなくなり荒廃が進む現状において、子供たちが身近にある森の中で自然に触れ合う機会が失われている。そのため、荒廃した里山のフィールドを使って、地域団体等が取り組む里山保全活動や、各小学校や幼稚園、保育園等が取り組む幼少教育活動におけるモデルとなる事業を実施し、そこから得られた活動プログラムを展開することで、身近な里山の保全活動し、そのフィールドを活用した体験活動が活性化することを目指す。」(予算要求シート「事業の必要性・背景」より抜粋) ことがある。

上記のとおり、本事業の真の目標は里山活動が全県に波及することであり、3エリアで得たノウハウを他のエリアに展開するのが「I-1-⑦「福井ふるさと学びの森」ネットワーク事業」という位置づけである。「福井ふるさと学びの森」としては、県運営3か所以外に県内には30の民間登録団体があり、将来的には県直営から全て民間に活動プログラムが移行することを目標としている。

【意見】

成果指標としては、本事業の波及効果すなわち「本事業のプログラム活用度」が必要である。現状の成果指標である「イベント参加者数」は、どちらかというとアウトプット指標であり、真のアウトカム指標とはいえない。本事業で得られた活動プログラムをデータベース化し、県内の30の民間登録団体がどれだけ当該データベースを活用したかを成果指標として用いることが望ましい。

I-1-⑦. 「福井ふるさと学びの森」ネットワーク事業

1. 事業の概況

所管部局・課	安全環境部（自然環境課）
事業目的	県内で自然体験活動を行う活動団体をネットワーク化し、活動場所を学びの森として登録。登録団体の活動を支援し、ネットワーク化を図ることにより、活動の全県展開を図り、県民が気軽に里山に触れ親しむ機会を増やす。
根拠法令等	—
実施要綱等	「福井ふるさと学びの森」活動用資機材貸出要綱
経費区分	政策的経費
事業内容	<p>(1) 「福井ふるさと学びの森」の全県展開</p> <ul style="list-style-type: none"> ・里山での体験活動に取り組んでいる団体等と活動場所を登録し、「福井ふるさと学びの森」として活動を展開 ・学びの森での活動をまとめたパンフレットの作成、ホームページでの情報発信を通じて、活動を広く情報発信 <p>(2) 学びの森登録団体への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・登録団体への技術的な指導や助言を行うため、活動の専門家を講師として派遣 ・森林保全活動の促進や学びの森活動の安全性向上のために必要となる資機材の無償貸与を行う。 ・安全性の向上のための合同研修会を開催（NPO 法人自然体験活動推進協議会への委託）
環境基本計画における位置づけ	<p>「里山里海湖の保全再生と活用」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・里山里海湖の保全再生活動の推進
事業開始年度	平成 27 年
事業終了年度(予定)	平成 30 年

2. 事業費の推移

(単位：千円)

	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
予算額	—	7,966	3,568	2,685
決算額	—	7,860	3,454	2,504

増減理由（決算額）

H28 年度は、整備活動に必要な資機材（ウッドチップパー、薪割り機等）の購入経費
--

分の減少により、事業費は減少している。

H29年度は、活動の安全面を支援する資機材（AED、業務用無線等）の購入経費分の減少により、事業費は減少している。

3. 事業費の内訳（平成 29 年度）

（単位：千円）

費目（節）	決算額	主な内容
需用費	603	
役務費	253	
委託料	1,545	里山保全活動用資機材貸出窓口業務委託等
使用料および賃借料	98	
負担金補助および交付金	3	
合計	2,503	

4. 事業費の財源、実施方法

（単位：千円）

区分	金額
国庫	—
県（一般財源）	2,503
その他（諸収入）	—
合計	2,503

事業実施方法	直営
--------	----

5. 事業効果の推移

	内容
活動指標	H27年度まで・・・ネットワーク登録団体数 （H28年度以降の登録団体数は、30団体のまま推移） H28年度以降・・・登録団体開催イベント数（回）
成果指標	登録団体実施のイベント参加者数（人）

		H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
活動指標	目標	—	17	60	60
	実績	—	30	145	197
成果指標	目標	—	—	1,200	1,200
	実績	—	—	6,971	7,984

6. 指摘事項および意見

(1) 合规性について

①事業費の集計漏れについて

上記1.「事業の概況～事業内容」に記載のとおり、学びの森登録団体への支援事業の一環として、登録団体への技術的な指導や助言を行うため活動の専門家を講師として派遣しているが、上記3.「事業費の内訳」には（本来計上されるべき節である）報償費が計上されていない。理由は、予算要求上、本事業と事業内容の近い「I-1-⑩. 自然再生ふくい行動推進事業」と事業間で目的が重複していると判断されてしまったため、当該事業にて計上されるべき報償費も「I-1-⑩」にて一括計上されたためである。

【意見】

両事業とも「自然再生支援隊の派遣」という共通の報償費支出を伴うが、事業目的は両者で異なっている。本事業にかかる事業費総額には相当する報償費が計上されていないため、報償費を関連する事業間で正確に分割計上する、もしくは本事業のうち「自然再生支援隊の派遣」部分のみ関連事業と統合するなどの対応が必要である。

(2) 有効性について

①事業間の連携の必要性

里山里海湖研究所のホームページには以下のような記載がある。

福井県里山里海湖研究所では、地域の皆様と共に、里山保全再生のための研究・教育・実践を行っていくことを目的に、山遊び、生きもの観察、間伐体験など里山の恵みを体感できる環境学習の場として「福井ふるさと学びの森」の整備を進めています。

平成26年6月にその第1弾として若狭エリア（若狭町気山）をオープン、平成27年5月にあわらエリア、奥越エリアを含めた3か所に拡充しました。

平成28年2月には、県内で里山に触れ親しみ学ぶことのできる活動を行う団体およびその活動場所を「福井ふるさと学びの森」として新たに30か所登録しました。

今後、県が運営する3か所、新たに登録した30か所のネットワーク化を図ることで、県内の全ての市町において、県民がより気軽に里山に触れ親しめる機会を提供していきます。

各エリアにおいて、定期的に里山体験イベント等を実施していきますので、県民の皆様のご参加をお待ちしております。

【福井ふるさと学びの森】

○県運営3か所

- ・若狭エリア（若狭町気山）
- ・あわらエリア（あわら市北潟（北潟国有林）および波松）
- ・奥越エリア（大野市南六呂師（自然観察の森）およびその周辺）

○登録団体

30か所（平成28年2月16日）

先に「I-1-⑥.「福井ふるさと学びの森」事業」にて【意見】として「県運営3か所から登録団体30か所への活動プログラムの展開」について述べたが、双方向で「登録団体30か所から県運営3か所へのフィードバック」や「登録団体30か所同士のフィードバック」もあると、より一層里山活動が全県に波及すると考える。

【意見】

現状ではネットワーク化の仕組みが「学びの森での活動をまとめたパンフレットの作成、ホームページでの情報発信を通じて、活動を広く情報発信」という一方通行にとどまっている。登録団体同士が里山活動の先進事例を学び合える機会をより多く創出するために、データベースの構築等による情報共有化を検討してみてはどうだろうか。

I-1-⑧. 里山里海湖リーダー育成事業

1. 事業の概況

所管部局・課	安全環境部（自然環境課）
事業目的	地域で頑張る自然再生団体等のレベルアップを図るため、自然再生団体の指導者等を対象とした里山活動のトップクラス講師による連続講座を実施する。
根拠法令等	—
実施要綱等	—
経費区分	政策的経費
事業内容	県内で里山里海湖の保全・再生・活用に取り組む活動者を対象として、県外からの先進的な事例等を学ぶ講座を開催する。 <ul style="list-style-type: none"> ・開催回数：年5回 ・会場：福井市内（アオッサ） ・受講者：自然再生団体の指導者等 ・受講人数：約40名 ・内容：里山里海湖の保全・再生・活用に関する座学講座
環境基本計画における位置づけ	「里山里海湖の保全再生と活用」 <ul style="list-style-type: none"> ・里山里海湖の保全再生活動の推進
事業開始年度	平成26年
事業終了年度(予定)	平成30年

2. 事業費の推移

(単位：千円)

	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
予算額	302	394	431	431
決算額	301	393	415	429

増減理由（決算額）

特記すべき事項なし。

3. 事業費の内訳（平成29年度）

(単位：千円)

費目（節）	決算額	主な内容
報償費	41	費用弁償分（交通費等）
報償費	150	講師料
旅費	165	

使用料および賃借料	72	
合計	429	

4. 事業費の財源、実施方法 (単位：千円)

区分	金額
国庫	—
県（一般財源）	429
その他（諸収入）	—
合計	429

事業実施方法	直営
--------	----

5. 事業効果の推移

	内容
活動指標	講座実施回数（回）
成果指標	講座参加者数（人）

		H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
活動指標	目標	4	5	5	5
	実績	4	5	5	5
成果指標	目標	160	200	200	200
	実績	136	172	218	213

6. 指摘事項および意見

特記すべき事項なし。

I-1-⑨. 里山里海湖活動者表彰

1. 事業の概況

所管部局・課	安全環境部（自然環境課）
事業目的	地域で頑張る自然再生団体等の里山保全・再生・活用に関する活動を幅広く表彰し、県が活動者を積極的に後押しすることにより、県内の里山里海湖保全・再生・活用に関する活動機運の醸成を図る。
根拠法令等	—
実施要綱等	—
経費区分	政策的経費
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 表彰対象：県内の里山里海湖を「守る・学ぶ・活かす・伝える」活動に取り組む地域団体、NPO、学校、企業等 ・ 表彰者数：10 団体程度 ・ 表彰実施時期：年度末に開催する研究発表会と同時開催を想定
環境基本計画における位置づけ	<ul style="list-style-type: none"> 「里山里海湖の保全再生と活用」 ・ 里山里海湖の保全再生活動の推進
事業開始年度	平成 26 年
事業終了年度(予定)	平成 30 年

2. 事業費の推移

(単位：千円)

	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
予算額	218	229	229	229
決算額	210	165	198	88

増減理由（決算額）

H29 年度は、表彰団体数 10 団体分の予算に対し、5 団体表彰、うち、1 団体（県立学校）は副賞を辞退し、4 団体分の副賞となったことで執行残額が多くなった。

3. 事業費の内訳（平成 29 年度）

(単位：千円)

費目（節）	決算額	主な内容
報償費	80	副賞代（商品券）
需用費	8	
合計	88	

4. 事業費の財源、実施方法 (単位：千円)

区分	金額
国庫	—
県（一般財源）	88
その他（諸収入）	—
合計	88

事業実施方法	直営
--------	----

5. 事業効果の推移

	内容
活動指標	表彰団体数
成果指標	表彰団体累計

		H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
活動指標	目標	10	7	7	7
	実績	7	6	6	5
成果指標	目標	10	17	24	31
	実績	7	13	19	24

6. 指摘事項および意見

(1) 有効性について

①表彰団体数の目標未達

市町や県の関連部局からの推薦を受けて表彰者を選定しているが、そもそも推薦される団体数が少ないため、表彰者も目標に届いていない。そのため、平成 30 年度からは予算要求を 7 団体に減らしている。

【意見】

平成 30 年度は現状に合わせて目標値を下げているが、この循環は望ましくないと考える。そもそも本事業の背景には、地域で里山里海湖の保全・再生・活用に地道に取り組む活動者にはスポットライトが当たることが少なく、活動継続に関するやる気の低下が懸念されるという事情がある。したがって、本事業の真の目的は、頑張る活動者を県が表彰することで活動者の意欲の醸成や活動への理解者の増加につなげることであり、多くの者を表彰することにより活動をより一層活性化させることこそが望ましい循環である。表彰団体数を縮小均衡させるのではなく、「表彰者を掘り起こす」ことこそ必要であり、それには市町の協力が不可欠であるため、積極的な働きかけを期待したい。

I-1-⑩. 自然再生ふくい行動推進事業

1. 事業の概況

所管部局・課	安全環境部（自然環境課）
事業目的	かつてはどこにでも見られた身近な動植物が、近くの小川や田んぼ、家のまわりなどで再び見ることができるよう、県民一人ひとりが身近な自然を守り育む県民活動を推進する。
根拠法令等	－
実施要綱等	自然再生支援隊設置要綱、「自然再生支援隊の派遣」実施要領
経費区分	政策的経費
事業内容	<p>○自然再生支援隊の派遣 地域、団体、学校、企業等が行う里地里山の保全活動、自然環境保全活動、生き物調査等の技術的な指導や助言を行うため、専門家を派遣し、活動をサポートする。</p> <p>○自然再生ふくい行動プロジェクト参加登録数) 176 団体・44 個人、合計 13,809 人</p> <p>○いきもの百葉箱参加登録数) 169 団体、5,195 人</p> <p>○派遣回数 100 回／年</p>
環境基本計画における位置づけ	「里山里海湖の保全再生と活用」 ・里山里海湖の保全再生活動の推進
事業開始年度	平成 20 年
事業終了年度(予定)	平成 30 年

2. 事業費の推移

(単位：千円)

	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
予算額	646	646	646	646
決算額	546	550	488	520

増減理由（決算額）

特記すべき事項なし。

3. 事業費の内訳（平成 29 年度）

（単位：千円）

費目（節）	決算額	主な内容
報償費	401	自然再生支援隊の派遣
旅費	119	
合計	520	

4. 事業費の財源、実施方法

（単位：千円）

区分	金額
国庫	—
県（一般財源）	520
その他（諸収入）	—
合計	520

事業実施方法	直営
--------	----

5. 事業効果の推移

	内容
活動指標	いきもの百葉箱・自然再生支援隊講師派遣回数（回）
成果指標	いきもの百葉箱・プロジェクト登録人数（人）

		H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
活動指標	目標	100	100	100	100
	実績	54	56	55	49
成果指標	目標	18,000	18,500	19,000	19,500
	実績	17,409	18,530	19,011	20,386

6. 指摘事項および意見

特記すべき事項なし。

I-1-⑪. 里山里海湖人の営み体験講座

1. 事業の概況

所管部局・課	安全環境部（自然環境課）
事業目的	里山里海湖研究所の来所者に対し、地域のお年寄り等を講師に里山里海湖の伝統的な人の営みを題材とした気軽な体験メニューを提供し、里山里海湖の魅力を幅広い世代に伝える。
根拠法令等	—
実施要綱等	—
経費区分	政策的経費
事業内容	里山里海湖研究所にて来所者が気軽に体験できるメニューを提供 ・受講者：40名程度（土日・祝 1日当たり） ・開催日：土曜・日曜・祝日（年末年始を除く） ・場所：里山里海湖研究所 展示・里遊びコーナー ・内容：お手玉作り、竹笛づくり、杉玉鉄砲等 ・講師：公益社団法人若狭町シルバー人材センターより地域のお年寄りを派遣
環境基本計画における位置づけ	「里山里海湖の保全再生と活用」 ・里山里海湖の保全再生活動の推進
事業開始年度	平成 26 年
事業終了年度(予定)	平成 30 年

2. 事業費の推移

(単位：千円)

	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
予算額	80	1,907	861	861
決算額	80	1,422	850	636

増減理由（決算額）

H27 年度は、体験講座の講師を、里の知恵を持つ地元の方をお願いする計画で、講師単価が高く設定されていた（H28 年度以降は公益社団法人若狭町シルバー人材センターに派遣依頼）。
--

3. 事業費の内訳（平成 29 年度）

(単位：千円)

費目（節）	決算額	主な内容
報償費	30	
需用費	364	望遠鏡（野鳥観察コーナー）等

委託料	239	
使用料および賃借料	2	
合計	636	

4. 事業費の財源、実施方法 (単位：千円)

区分	金額
国庫	—
県（一般財源）	632
その他（諸収入）	3
合計	636

※「その他」・・・体験イベントの保険料負担員（50円×73名分）

事業実施方法	直営
--------	----

5. 事業効果の推移

	内容
活動指標	実施体験メニュー数
成果指標	来所者数（人）

		H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
活動指標	目標	8	12	14	16
	実績	8	15	16	17
成果指標	目標	3,000	6,000	10,000	15,000
	実績	5,326	12,865	15,812	12,441

(※) 縄文プラザ移転工事による展示コーナー移転の影響で、H29年度は来場者が一時的に減少している。

6. 指摘事項および意見

特記すべき事項なし。

I-1-⑫. 全国里山里海湖関連フォーラム等誘致事業

1. 事業の概況

所管部局・課	安全環境部（自然環境課）
事業目的	県外から参加者が集まるフォーラムや研修会等の開催を誘致し、全国の研究者や活動者に対し福井の里山里海湖の魅力を発信するとともに、県内活動者等との交流によるネットワークの拡大や先進的な知見・技術の取り組みにつなげる。
根拠法令等	—
実施要綱等	—
経費区分	政策的経費
事業内容	<p>(1) 自然再生学会の開催（2日間）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・内容・・・自然再生学会を本県で開催し、併せて県内の自然再生の現場の見学・意見交換会を実施する。 ・対象・・・150名（自然再生学会会員：100名想定、県内自然再生活動者：50名想定） ・対象期間・・・平成29年6月 <p>(2) 自然再生実施研修の開催（3日間：敦賀市、若狭町、美浜町）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・内容・・・自然再生活動の現場で、指導の下に自然再生作業を行う実地研修を開催 ・対象・・・全国の自然再生士、自然再生士補等 50名程度 ・対象期間・・・平成29年10月
環境基本計画における位置づけ	「里山里海湖の保全再生と活用」 ・里山里海湖の保全再生活動の推進
事業開始年度	平成27年
事業終了年度(予定)	平成30年

2. 事業費の推移

(単位：千円)

	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
予算額	—	995	1,414	1,469
決算額	—	968	1,410	1,434

増減理由（決算額）

特記すべき事項なし。

3. 事業費の内訳（平成 29 年度）

（単位：千円）

費目（節）	決算額	主な内容
報償費	30	
旅費	11	
需用費	34	
役務費	23	
委託料	1,080	自然再生実地研修業務委託
使用料および賃借料	255	
合計	1,434	

4. 事業費の財源、実施方法

（単位：千円）

区分	金額
国庫	—
県（一般財源）	1,434
その他（諸収入）	—
合計	1,434

事業実施方法	直営
--------	----

5. 事業効果の推移

	内容
活動指標	開催回数（回）
成果指標	イベント参加者数（人）

		H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
活動指標	目標	—	2	2	2
	実績	—	2	2	2
成果指標	目標	—	150	150	200
	実績	—	177	126	96

6. 指摘事項および意見

（1）有効性、効率性について

①イベント参加者数の目標

事業期間の3年間で、イベント参加者数が年々減少している。平成29年度開催の自然再生学会および自然再生実施研修における参加者の状況は以下のとおりであった。

事業名	日程	県内参加者	県外参加者	合計
自然再生学会	平成 29 年 6 月 24 日	52 名	27 名	79 名
	平成 29 年 6 月 25 日	14 名	25 名	39 名
自然再生実施研修	平成 29 年 11 月 10 日～12 日	8 名	9 名	17 名

※自然再生学会の 2 日目は 1 日目参加者の内数

【意見】

県外からの参加者が集まるフォーラムや研修会を誘致することは、県外者に本県の魅力を発信するだけでなく、県内活動者の新たな知見の取り込み、県外者との交流による活動意欲の向上等につながるため有意義であると考えますが、想定する参加者数に対して実際の参加者が大幅に少なかったことについての原因分析が必要である。コンテンツの問題なのか、周知方法の問題なのか、開催時期の問題なのか等、原因分析をした上で次回の開催に備える必要がある。

I-1-⑬ 「里山里海湖」研究・活用推進事業（運営費）

1. 事業の概況

所管部局・課	安全環境部（自然環境課）
事業目的	里山里海湖研究所の活動を行うために必要となる、人件費や施設運営にかかる経費を計上する。
根拠法令等	—
実施要綱等	—
経費区分	政策的経費
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 研究所所長、研究アドバイザーにかかる費用（報償費、旅費） ・ 嘱託職員にかかる費用（賃金、共済費、通勤旅費） ・ 施設管理にかかる費用（光熱水費、通信運搬費） ・ 公用車にかかる費用（公用車リース料、燃料費）等
環境基本計画における位置づけ	「里山里海湖の保全再生と活用」 ・ 里山里海湖の保全再生活動の推進
事業開始年度	平成 25 年
事業終了年度(予定)	平成 30 年

2. 事業費の推移

（単位：千円）

	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
予算額	28,754	19,865	27,199	19,796
決算額	28,716	19,550	26,236	19,350

増減理由（決算額）

<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 26 年度は、Web システム構築費（4,908 千円）、里の営み体験事業他（1,790 千円）等が含まれている。 ・ 平成 28 年度は、副所長人件費（4,320 千円）、生物保全推進人件費（2,304 千円）および共済費（2,000 千円）、職員旅費を政策グループで計上（△3,200 千円）している。 ・ 平成 29 年度は、副所長が（嘱託職員から）県職員となったため、人件費が減少している（△5,654 千円）。 <p>（※）里山里海湖研究所について 平成 25 年 10 月に若狭町の施設内に開所。よって、建設費はかかっていない。 平成 30 年に年縞博物館内に移転した。</p>
--

3. 事業費の内訳 (平成 29 年度)

(単位：千円)

費目 (節)	決算額	主な内容
報償費	9,888	非常勤職員の人件費等
共済費	3,195	非常勤職員の社会保険料
報償費	965	
旅費	717	
需用費	1,762	「年報 2017」印刷費等
役務費	422	
委託料	674	
使用料および賃借料	775	
負担金補助および交付金	948	
合計	19,350	

4. 事業費の財源、実施方法 (単位：千円)

区分	金額
国庫	—
県 (一般財源)	17,795
その他 (諸収入)	1,555
合計	19,350

※「その他」・・・非常勤職員の社会保険負担分。

事業実施方法	直営
--------	----

5. 事業効果の推移

	内容
活動指標	研究所の運営に必要な事務的経費であるため、成果・目標の設定は不可
成果指標	研究所の運営に必要な事務的経費であるため、成果・目標の設定は不可

		H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
活動指標	目標	—	—	—	—
	実績	—	—	—	—
成果指標	目標	—	—	—	—
	実績	—	—	—	—

6. 指摘事項および意見

(1) 有効性について

①事業費を構成する人件費

事業費は、研究所における活動を維持するために必要となる全ての経費が計上されなければならない。上記「2. 事業費の推移」で記載のとおり、事業費総額が隔年で増減しているが、その主な理由の一つは、副所長が嘱託職員の年度は人件費に計上されるが県職員が副所長に就任した場合には人件費は計上されないことにある。このように、年度によって人件費の著増減が生じているため、事業費の期間比較が困難な状況である。

【意見】

事業費には県職員の人件費を含める必要がある。このことは本事業のみに限ったことではないが、とりわけ試験研究を行うセクションの場合は事業費総額に含まれる人件費割合は相対的に高く、また、嘱託職員であれ県職員であれ副所長としての職務を行っている点では変わらないため、嘱託職員の場合のみ人件費を認識するのは合理性に欠けると考える。

I-2. コウノトリ放鳥・生息環境整備事業

1. 事業の概況

所管部局・課	安全環境部（自然環境課）
事業目的	自然再生のシンボルであるコウノトリを越前市白山地区で引き続き飼育し、幼鳥を巣立ちの時期に合わせて放鳥するとともに、県内全域に生息環境を整備する。
根拠法令等	—
実施要綱等	安全環境部自然環境課所管補助金等交付要綱、コウノトリ放鳥・生息環境整備事業補助金交付事務マニュアル
経費区分	政策的経費
事業内容	<p>(1) コウノトリの飼育・繁殖</p> <ul style="list-style-type: none"> ・つがいのコウノトリを越前市白山地区において飼育・繁殖させ、生まれた幼鳥を放鳥し福井に野外定着させる。 ・外部委託による専任飼育員による継続的な飼育を行い、効果的に飼育・繁殖を行う。 <p>(2) 放鳥個体の追跡の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 27 年 10 月に放鳥したコウノトリに装着した GPS 発信機を用いて、飛来位置を追跡する。 <p>(3) コウノトリ定着推進会議の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コウノトリ定着推進会議を開催し、コウノトリの野外定着に向けた対策検討や放鳥後の生態調査を報告・検証する。 <p>(4) 水田ビオトープの設置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コウノトリの生息環境整備を目的とした水田ビオトープを設置する。
環境基本計画における位置づけ	「里山里海湖の保全再生と活用」 ・科学的知見に基づく、生き物をシンボルとした自然の再生と活用
事業開始年度	平成 22 年度
事業終了年度(予定)	平成 30 年度

2. 事業費の推移

(単位：千円)

	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
予算額	21,064	20,264	14,840	18,383
決算額	21,056	17,152	12,980	15,373

増減理由（決算額）

<p>H26 年度は飼育ゲージを新設（14,000 千円程度）したため、費用が増加。</p> <p>H27 年度から、県職員による飼育から、地元自治会へ飼育業務の委託を開始（委託費用 5,570 千円）。また、放鳥するコウノトリに装着する発信機を複数台購入したため、費用が増加（発信機購入費用等 3,000 千円程度）。さらに、コウノトリの記録用映像の編集業務を委託したため、費用が増加（映像編集費用 1,000 千円程度）</p> <p>H28 年度は、発信機の購入や映像編集業務がなかったため、対前年に対し費用は減少。</p> <p>H29 年度は、再び発信機を複数台購入、また、飼育ケージの修繕等を行ったため、費用が増加（発信機購入費用等 1,200 千円程度、飼育ゲージ修繕費用 1,700 千円程度）。</p>
--

3. 事業費の内訳（平成 29 年度）

(単位：千円)

費目（節）	決算額	主な内容
報償費	49	
旅費	199	
需用費	4,896	ケージネット修繕工事等
役員費	1,444	アルゴシステム通信費等
委託料	6,486	コウノトリ飼育業務委託
使用料および賃借料	2,044	監視カメラ賃借料等
負担金補助および交付金	255	
合計	15,373	

4. 事業費の財源、実施方法

(単位：千円)

区分	金額
国庫	—
県（一般財源）	15,373
その他（諸収入）	—
合計	15,373

事業実施方法	直営、補助
--------	-------

5. 事業効果の推移

	内容
活動指標	ビオトープ設置個所数
成果指標	コウノトリの放鳥個体数（羽）

		H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
活動指標	目標	—	—	—	30
	実績	—	—	—	30
成果指標	目標	—	2	3	3
	実績	—	2	2	2

(※) 平成 28 年度までは地権者との調整がつかず、県補助事業によるビオトープ設置はなかった（但し、別事業での設置あり）。

6. 指摘事項および意見

(1) 合规性について

①コウノトリ飼育委託業務における最終精算

本委託業務にかかる委託料の支払について、契約書の条文上は以下のような定めがある。

(委託料の支払)			
第 6 条 委託料は、四半期毎に乙の請求に基づき甲が概算払いするものとし、四半期毎の支払金額、請求期限および支払日は下記のとおりとする。			
	支払金額	請求期限	支払日
第 1 四半期	1,392,500 円	平成 29 年 4 月 10 日	平成 29 年 4 月 28 日
第 2 四半期	1,392,500 円	平成 29 年 6 月 9 日	平成 29 年 6 月 30 日
第 3 四半期	1,392,500 円	平成 29 年 9 月 8 日	平成 29 年 9 月 29 日
第 4 四半期	1,392,500 円	平成 29 年 12 月 8 日	平成 29 年 12 月 28 日

ここで「概算払」とは、債権者は確定しているものの債務金額が確定していない場合に、当該債権者に概算額で支払う方法である（自治令 162 条）。後日、債権金額が確定したときに精算を要し、本事業においても概算払精算書上「1,392,500 円×4 回=5,570,000 円」で最終精算（金額確定）している。しかし、契約書上は、金額の確定に関する定めが明記されていない。

【指摘事項】

本契約書においては、委託料の確定について以下のような文言を条文上明記しておく必要があった。

<委託料の額の確定>

- ・甲は、乙からの実績報告書等の提出があったときは、事業実績が契約内容に適合しているか審査し、適合していると認めたときは、委託料の額を確定して乙に通知する。
- ・委託料の確定額は、委託事業に要した実支出額と頭書に規定する委託料の限度額とを比較して、いずれが少ない方の額とする。
- ・乙は、既に支払いを受けた委託料が、前項の委託料の確定額を超えている場合は、その超えている金額について、甲の指示により返還するものとする。

作成した契約書に不備がないかの確認（リーガルチェック）は、課内の担当者・担当グループリーダー・予算担当者・統括主任・課長補佐（参事）・課長で実施しているとのことであるが、チェック漏れを防止するためのツールとしてリーガルチェック表等を作成し確認履歴を可視化してみてもはどうだろうか（印紙貼付の要否等の判定履歴を含む）。自然環境課では既に「執行伺作成時チェック表」という独自のフォーマットを活用しているため、当該表を加工することでも十分対応できるものとする。

②執行伺の決裁日

サンプル検証した以下の支出取引について、執行伺における決裁日欄への日付の記載が漏れていた。

節	支払日	支出額	債権者名	取引内容
役務費	H29/12/20	109,998 円	(株)キュービック・アイ	アルゴシステム通信費
委託料	H29/10/20	456,516 円	(株)アドプロ	放鳥式典設営業務委託
委託料	H29/10/20	280,561 円	夏梅建築	放鳥式典足場製作業務
需用費	H29/7/31	230,472 円	(有)大河商店	コウノトリ餌（ドジョウ）購入

【指摘事項】

執行伺書は、支出負担行為の前に必ず作成するものであり、執行しようとする事業の開始までに作成し決裁を完了していなければならない公文書である。決裁日が記載してなければ、その後の行為となる「入札」や「見積合せ」を、どの日付を基準として開始してよいのか判断できなくなる恐れがある。上長の決裁印と併せて決裁日を必ず記載する必要があり、運用上の取り決めを今一度確認する必要がある。可能であれば、決裁日を入力しなければ次の公文書を交付できないよう、システムを改定することが望ましい。

(2) 有効性について

①適切な評価指標の設定

本事業の目的は「コウノトリの放鳥」と「県内全域における生息環境の整備」であり、予算要求シートにも記載のとおり、最終目標は「放鳥個体による県内での野外繁殖をめざすことにより、福井のすぐれた里地里山の再生と保全に対する県民意識を高める」ことにある。

事業目的が2つであることから、事業評価指標も2系統が必要と考える。

まず前者の目的達成度を測る指標としては、活動指標は「飼育個体数」、成果指標は「放鳥個体数」が考えられる。

後者の目的達成度を測る指標としては、活動指標は「ビオトープ設置箇所数」、成果指標は「設置したビオトープにおけるコウノトリの定着日数」が考えられる（コウノトリは放鳥した場所の戻ってくる習性があり、戻ってきたときに美味しいエサがあることが必要である）。この点、GPSの活用により各地での滞在日数は比較的容易に把握でき、WEB上ではコウノトリの位置情報が以下のように分かり易く公開されている。



【意見】

1つの事業に複数の事業目的が掲げられていることもあるため、それぞれの事業目的の達成状況が明らかになるよう、各事業目的に整合した評価指標を設定する必要がある。

I-3. 三方五湖・北潟湖自然再生事業

1. 事業の概況

所管部局・課	安全環境部（自然環境課）
事業目的	三方五湖では、「三方五湖自然再生協議会（平成23年5月設立）」、北潟湖では「北潟湖の自然再生に関する協議会（平成25年3月設立）」において、地元市町と地域住民、農漁業者、研究者が主体となり、地域に即した自然再生活動を展開し、今後さらに活動を活性化させることにより、その魅力を全国にアピールしていく。
根拠法令等	自然再生推進法
実施要綱等	生物多様性保全推進支援事業実施要綱、生物多様性保全推進交付金交付要綱
経費区分	政策的経費
事業内容	<p>（1）三方五湖自然再生事業実施計画に基づき三方五湖の自然の保全、再生、活用を行う</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施主体：三方五湖自然再生協議会 ・事業総額：8,000千円 (国 1/2、県 1/4、若狭町 1/8、美浜町 1/8) ・活動内容：水田養魚による水産資源の確保、魚道・退避水路の整備、ヒシ刈り、特定外来種等の駆除、カヤ田の保全再生の支援、環境教育等 <p>（2）あわら市、農漁業者、地域住民、大学研究者が共働して北潟湖の自然の保全、再生、活用を行う</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施主体：北潟湖の自然再生に関する協議会 ・事業総額：4,000千円 (国 1/2、県 1/4、あわら市 1/4) ・活動内容：観察会やフォーラムの開催による自然の魅力の発掘、北潟湖の水産資源（シジミ等）の調査、外来種駆除等 自然再生法に基づく自然再生協議会の設立に向けた準備（北潟湖の自然再生を進める実施計画案づくり）
環境基本計画における位置づけ	「里山里海湖の保全再生と活用」 ・科学的知見に基づく、生き物をシンボルとした自然の再生と活用
事業開始年度	平成28年度
事業終了年度(予定)	平成30年度

【これまでの経緯】

三方五湖では、県、美浜町、若狭町、漁業協同組合、農業者等が参加する三方五湖自然再生協議会を設立し、平成25年3月に「三方五湖自然再生実施計画」を策定した。両町および国も負担金を拠出し自然再生を進めていることから、県も同じく経費を負担し、これまで進めてきた成果をさらに進展させている。

北潟湖では、県、あらわ市、漁業協同組合、農業者等が参加する「北潟湖の自然再生に関する協議会」を平成26年3月に設立し、水田魚道の設置や、観察会、フォーラムの開催を進めてきた。市および国も負担金を拠出し自然再生を進めていることから、県も経費を負担し、地域主体となる協議会において自然再生を行っている。今後、自然再生法に基づく「自然再生協議会」の設立を目指して、北潟湖の自然再生活動を活発化し、自然の魅力を全国にアピールしている（平成30年11月24日に法定協議会を設立済み）。

自然再生を農地や漁業権が設定されている場所で行う必要がある場合、民間がステークホルダーとなる。自然再生推進法は民間主体で自然再生を促進する法律であり、意欲的に自然再生を行いたい民間事業者を助ける枠組みを提供するものである。法定協議会となることにより、民間事業者が行政や民間を巻き込んで自然再生を主体的に進めやすいというメリットがある。

2. 事業費の推移

(単位：千円)

	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
予算額	3,538	3,184	3,000	3,106
決算額	3,538	3,091	3,000	3,106

増減理由（決算額）

特記すべき事項なし。

3. 事業費の内訳（平成29年度）

(単位：千円)

費目（節）	決算額	主な内容
負担金補助および交付金	3,106	三方五湖自然再生協議会、北潟湖の自然再生に関する協議会
合計	3,106	

4. 事業費の財源、実施方法

(単位：千円)

区分	金額
国庫	—
県（一般財源）	2,806
その他（寄附金）	300
合計	3,106

※「その他」・・・飲料メーカーからの寄附金

事業実施方法	その他（負担金）
--------	----------

5. 事業効果の推移

	内容
活動指標	自然再生活動（部会）の開催数（回）
成果指標	協議会の開催数（回）

		H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
活動指標	目標	—	20	20	20
	実績	19	14	25	24
成果指標	目標	—	5	5	5
	実績	5	6	5	4

6. 指摘事項および意見

(1) 合規性について

① 執行伺の決裁日

サンプル検証した以下の支出取引について、執行伺における決裁日欄への日付記載が漏れていた。

節	支払日	支出額	債権者名	取引内容
負担金補助および交付金	H30/4/10	106,000 円	三方五湖生物多様性保全協議会	負担金
負担金補助および交付金	H29/6/30	2,000,000 円	三方五湖生物多様性保全協議会	負担金
負担金補助および交付金	H29/10/20	1,000,000 円	北潟湖の自然再生に関する協議会	負担金

【指摘事項】

執行伺書は、支出負担行為の前に必ず作成するものであり、執行しようとする事業の開始までに作成し決裁を完了していなければならない公文書である。決裁日が記載してなければ、その後の行為となる「入札」や「見積合せ」を、どの日付を基準として開始してよいか判断できなくなる恐れがある。上長の決裁印と併せて決裁日を必ず記載する必要があり、運用上の取り決めを今一度確認する必要がある。

I-4. SATOYAMAイニシアティブ推進ネットワーク事業

1. 事業の概況

所管部局・課	安全環境部（自然環境課）
事業目的	福井・石川両県知事の共同代表のもと平成25年9月に発足した「SATOYAMAイニシアティブ推進ネットワーク」を「SATOYAMAイニシアティブ」の理念を国内で共有するプラットフォームとして位置付け、SATOYAMAにおける生物多様性の保全や利活用を「国民的運動」へと展開する。
根拠法令等	—
実施要綱等	—
経費区分	政策的経費
事業内容	<p>県内と他県の子どもたちの間で、「里遊び」を軸にした相互交流、ネットワークを構成する自治体の教員や里山里海湖研究所の活用を促進する。</p> <p>(1) 国内におけるSATOYAMAイニシアティブの普及啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市圏における参加団体共同による活動の発信 ・先進的な活動事例の認定や表彰制度の構築 <p>(2) 里山等地域の保全や利活用に関する成果の情報発信</p> <ul style="list-style-type: none"> ・参加団体の情報発信や集いの場としてシンポジウムの開催および情報誌の発行 <p>(3) SATOYAMAづくりに関する対話と実践</p> <ul style="list-style-type: none"> ・参加団体の課題やニーズに応じたワーキンググループ等開催 ・活動の裾野拡大や質的向上を図るための有効な方策の検討
環境基本計画における位置づけ	<p>「里山里海湖の保全再生と活用」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・里山里海湖の保全再生活動の推進
事業開始年度	平成27年度
事業終了年度(予定)	平成30年度

2. 事業費の推移

(単位：千円)

	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
予算額	—	1,350	768	691
決算額	—	942	637	591

増減理由（決算額）

印刷経費等の削減により事業費が減少している。

3. 事業費の内訳（平成 29 年度）

（単位：千円）

費目（節）	決算額	主な内容
報償費	73	
需用費	244	SATOYAMA イニシアティブ推進ネットワーク活動事例集印刷製本代等
役務費	19	
使用料および賃借料	255	
合計	591	

4. 事業費の財源、実施方法（単位：千円）

区分	金額
国庫	—
県（一般財源）	591
その他	—
合計	591

事業実施方法	直営
--------	----

5. 事業効果の推移

	内容
活動指標	セミナー開催数（回）
成果指標	SATOYAMA イニシアティブ推進NW参加団体数

		H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
活動指標	目標	—	2	2	2
	実績	—	4	2	2
成果指標	目標	—	105	107	109
	実績	—	106	108	111

6. 指摘事項および意見

特記すべき事項なし。

なお、SATOYAMA イニシアティブ（里山など二次的自然環境における生物多様性の保全とその持続可能な利用両立を図る取組）を推進していくためには、企業、自治体、NPO 等の主体的な取組に加え、多様な主体が協力、連携して、取組を進めていくことが重要であり、その概念図は次頁のとおりである。



I-5. 「年縞」活用推進事業

1. 事業の概況

所管部局・課	安全環境部（自然環境課）
事業目的	水月湖「年縞」を教育・観光に活用するため、年縞博物館を整備し、国内外における年縞研究の推進を図る。
根拠法令等	—
実施要綱等	—
経費区分	政策的経費
事業内容	（１）年縞博物館の整備 （２）試料提供審査会の実施 新たな年縞研究の支援のため、県が採取した水月湖の年縞コアを国内外の研究者に対して無償で研究試料として提供。 提供に当たっては、応募のあった研究課題の目的や計画について、専門家を入れた審査会を開催し、学術的重要性等を審査。
環境基本計画における位置づけ	「里山里海湖の保全再生と活用」 ・里山里海湖の保全再生活動の推進
事業開始年度	平成 27 年度
事業終了年度(予定)	平成 30 年度

2. 事業費の推移

(単位：千円)

	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
予算額	—	87,502	168,053	628,206
決算額	—	53,066	113,923	705,187

増減理由（決算額）

H30 年度の開館に向けて博物館整備が進んでおり、それに応じた年度事業費が発生している。

3. 事業費の内訳（平成 29 年度）

(単位：千円)

費目（節）	決算額	主な内容
報償費	270	
旅費	233	
需用費	502	
役務費	452	
委託料	47,464	木材調達、工事監理、展示物作成委託

使用料および賃借料	8	
工事請負費	640,746	建設工事・展示工事
原材料費	647	
備品購入費	540	
負担金補助および交付金	14,325	下水道工事負担金
合計	705,187	

4. 事業費の財源、実施方法 (単位：千円)

区分	金額
国庫	176,074
県（一般財源）	242,501
その他・・・※	286,612
合計	705,187

※「その他」・・・地域活性化基金繰入金

事業実施方法	直営
--------	----

5. 事業効果の推移

	内容
活動指標	開館日数、イベント開催数等
成果指標	来館者数

※平成 30 年度にオープンしており、当該年度以降に指標管理される予定である。

		H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
活動指標	目標	—	—	—	—
	実績	—	—	—	—
成果指標	目標	—	—	—	—
	実績	—	—	—	—

【福井県年縞博物館の概要】

オープン日	平成 30 年 9 月 15 日（土）
特別館長	山根一眞（ノンフィクション作家、福井県文化顧問）
場所	福井県三方上中郡若狭町鳥浜 122-12-1
開館時間	午前 9 時から午後 5 時（入館は午後 4 時 30 分まで）
休館日	毎週火曜日（火曜日が祝日の場合は翌日）、年末年始

観覧料	<p>年縞博物館の観覧料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般（個人 500 円、団体 400 円） ・小中学生（個人 200 円、団体 160 円） <p>※小学校就学前の児童および 70 歳以上については無料 ※団体は 20 名以上</p> <p>若狭三方縄文博物館との共通観覧券</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般（個人 700 円、団体 560 円） ・小中学生（個人 280 円、団体 220 円） <p>※団体は 20 名以上</p>
展示内容	<ul style="list-style-type: none"> ・水月湖年縞が地質年代を正確に測定する「歴史のものさし」であることを解説（長さや重さ等の尺度に関する資料を収集・展示） ・水月湖年縞に含まれる花粉、火山灰等から解明される人類史、気候変動、火山の歴史等を解説
敷地面積	約 6,400 m ² 延べ床面積：約 1,800 m ²
構造等	<ul style="list-style-type: none"> ・展示棟：混構造（鉄筋コンクリート造、木造、鉄骨造）2 階建て ・研究棟：木造平屋建て
事業費	14.8 億円



6. 指摘事項および意見

(1) 合规性について

①執行伺の決裁日

サンプル検証した以下の支出取引について、執行伺における決裁日欄への日付記載が漏れていた。

節	支払日	支出額	債権者名	取引内容
負担金補助および交付金	H30/4/27	11,499,960 円	若狭町	水月湖年縞研究展示施設（仮称）に伴う下水道工事負担金
負担金補助および交付金	H29/5/19	324,000 円	若狭町	若狭町水道加入金
役務費	H29/8/10	178,452 円	日本通運(株)福井支店	水月湖年縞試料運搬
委託料	H30/4/27	2,095,200 円	(株)内藤廣建築設計事務所	水月湖年縞研究展示施設（仮称）サイン設計業務委託
工事請負費	H30/04/27	85,800,000 円	(株)乃村工藝社	水月湖年縞研究展示施設（仮称）展示工事
負担金補助および交付金	H29/08/21	2,501,400 円	若狭町	若狭町下水道加入金

【指摘事項】

執行伺書は、支出負担行為の前に必ず作成するものであり、執行しようとする事業の開始までに作成し決裁を完了していなければならない公文書である。決裁日が記載してなければ、その後の行為となる「入札」や「見積合せ」を、どの日付を基準として開始してよいか判断できなくなる恐れがある。上長の決裁印と併せて決裁日を必ず記載する必要があり、運用上の取り決めに今一度確認する必要がある。

②システム移行時の継続費にかかる執行伺

水月湖年縞研究展示施設（仮称）研究棟 1 建築工事（契約額 114,372,000 円）について、現年度である平成 29 年度中の執行額は 75,024,000 円、残額 39,348,000 円は次年度（平成 30 年度）の執行となり、継続費の扱いとなっていた。次年度執行分については当該金額にて別途の執行伺が作成されており、契約方法は「随意契約」、随意契約理由は「地方自治法施行令第 167 条の 2 第 6 号該当」との記載がなされていた（第 6 号は「競争入札に付することが不利と認められるとき」であり、具体的には「打ち切った工事の再起工のとき」「関

連工事を履行させるとき」等が挙げられる)。

この点について質問したところ、「当該契約は複数年度に亘って行われる工事の契約であり、通常は年度末、年度初めにシステム上の継続処理を行う。今回、平成 30 年度より予算管理体制が変更され、これまで土木部政策推進グループが管理していた予算を各課で管理するようになったことに伴い、財務会計システムを改修している。そのためシステム上、前年までの執行伺番号を平成 30 年度に継続させることが出来なくなったので、残額について別途執行伺を起こして対応している。新たに入札・契約を行ったものではない。契約方法欄に「随意契約」と入力したのは、入力の効率化の観点からであり、それ以上の理由はない。」との回答を得た。

なお、サンプル検証したところ、当該事項が認識された執行伺は以下のとおりであった。

執行伺番号	事業（業務）等の名称
180011251	水月湖年縞研究展示施設（仮称）研究棟 1 建築工事
180011261	水月湖年縞研究展示施設（仮称）研究棟 2 建築工事
180011805	水月湖年縞研究展示施設（仮称）展示棟建築工事
180011268	水月湖年縞研究展示施設（仮称）研究棟 2 電気設備工事

【意見】

システム移行に伴い従来の執行伺番号を引き継げず、支出負担行為書を発行するためにやむを得ず別途の執行伺を作成する必要があったことは理解できるが、各欄には誤認を生じさせないように正確な情報を入力すべきであった。相手方が決定している状況から便宜上「随意契約」と入力したとのことであるが、契約方法欄には「一般競争入札」と入力すべきであり、公文書の保管期間が 5 年間であることから遡って資料を閲覧することも想定しておく必要がある。

③請求書受領の遅延

水月湖年縞掘削モニュメント用養殖用イカダ購入 (540,000 円) について、納品日 (平成 29 年 10 月 23 日)、請求日 (平成 30 年 2 月 5 日) および支払日 (平成 30 年 2 月 20 日) となっており、納品日から請求日および支払日まで 3 ヶ月以上経過している。

【意見】

債権者からの請求書徴収事務を強化すべきである。もし当該事項が年度末で生じていたならば、出納整理期間 (2 ヶ月) を超過するところであり、新年度における過年度支出と処理せざるをえなくなる。請求書発行について債権者に伝達する際に、受領受付期限を示すなどして、債権者からの請求書提出遅延が生じないよう配慮する必要がある。

(2) 経済性について

①分割発注と一括発注の比較考量

県では、中小企業を育成する観点から、受注機会を増やすため分離発注に努めており、土木部営繕室では棟ごとの発注を基本としている。この点について、国の関係法令および通知では以下のような定めがある。

官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律

第三条 国等は、国等を当事者の一方とする契約で国等以外の者のする工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物件の納入に対し国等が対価の支払をすべきもの（以下「国等の契約」という。）を締結するに当たっては、予算の適正な使用に留意しつつ、新規中小企業者をはじめとする中小企業者の受注の機会（以下単に「中小企業者の受注の機会」という。）の増大を図るように努めなければならない。この場合においては、新規中小企業者及び組合を国等の契約の相手方として活用するように配慮しなければならない。

「平成 30 年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」に準じた措置の実施について

（平成 30 年 9 月 7 日 経済産業大臣）

第 1 中小企業者の受注の機会の増大の意義及び目標に関する事項

4 中小企業・小規模事業者が受注し易い発注とする工夫

(2) 分離・分割発注の推進

①国等は、物件等の発注に当たっては、価格面、数量面、工程面等からみて分離・分割して発注することが経済合理性・公正性等に反しないかどうかを十分検討した上で、可能な限り分離・分割して発注を行うよう努めるものとする。

公共工事の円滑な施工確保について

（平成 30 年 11 月 9 日 総務省自治行政局長、国土交通省土地・建設産業局長）

6 地域の建設業者の受注機会の確保について

官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和 41 年法律第 97 条）に基づく「平成 30 年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」（平成 30 年 9 月 7 日閣議決定）を踏まえ、地域の中小建設業者の活用により円滑かつ効率的な施工が期待できる工事等の発注に当たっては、適切な地域要件の設定や、地域への精通度等の適切な企業評価に努めるなど、引き続き中小建設業者等の受注機会の確保に努めること。

上記のような国の定めを受けて、県では「工事等の発注および指名業者等の選考に関する基準」にて次のように規定している。

(中小企業の育成)

第5 官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律(昭和41年法律第97条)の趣旨に基づき、予算の適正な執行に留意しながら、中小企業者(中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1号に規定するものをいう。)の受注機会の増大を図るため、指名業者等の選考にあたっては、努めて相当の施工能力のある中小業者を選考するほか、次の措置を講ずるものとする。

一 工法、工程および規模よりみて可能な限り分離発注または適正な分割発注に努めること。

福井県年縞博物館に係る工事のうち、水月湖年縞研究展示施設(仮称)研究棟1および2においても諸規定に従い原則どおりそれぞれ別工事として分割発注されているが、一般競争入札の結果として同一の業者が落札した。そして、同一業者が両工事を請け負う効果で、当初の契約額から減額変更がなされている。変更工事設計書には、変更理由として「入札の結果、「水月湖年縞研究展示施設(仮称)研究棟1機械設備工事」と近接工事となったため、共通費の調整を行う」との記載がある。

【意見】

「中小企業の育成」という政策的な判断も“経済的な調達を阻害しない”という前提があることに十分留意しつつ、それを踏まえた上で今後も分割発注・一括発注のいずれが最適なのかを慎重に判断すべきであると考えている。

②設計施工一括発注の検討

県は年縞博物館の設計業務を公募型プロポーザル方式で発注し、施工業務は一般競争入札方式で発注しているが、結果として共に(株)乃村工藝社が落札している。各々の個別発注業務は規則に従い適切になされているが、3Eの観点から、県にとってより合理的な発注を目指す上で「設計・施工一括発注(公募型プロポーザル方式)」を導入できないであろうか、以下で検討する。

i) 設計業務について

公募型プロポーザル方式による年縞博物館展示施設の設計業務委託要旨は以下のとおりである。

趣旨	水月湖年縞は、世界標準の「ものさし」としての世界的評価をはじめ、過去の気温や水温等の気候変動を復元できるなど、地域の自然環境史や里山起源を解明する上で欠くことのできない世界に誇れる地域資源である。 このため、水月湖年縞と通じ、自然環境への意識向上や里山里海湖の保全・再生意識の醸成に寄与する水月湖年縞研究展示施設
----	---

		(仮称)を建設する。 そこで、この施設に最も適した設計者を選定するために、公募型プロポーザル方式により技術提案を求めるものである。
業務内容	名称	水月湖年縞研究展示施設(仮称)設計業務委託
	内容	別紙「水月湖年縞研究展示施設(仮称)設計業務委託仕様書」による。
	履行期限	契約締結の日から平成28年3月31日まで
予算額		27,900,000円(消費税及び地方消費税を含む)を限度とする。

(以上「水月湖年縞研究展示施設(仮称)技術提案実施要領」より)

資格審査申請者	資格審査結果	委託先選定結果
(株)乃村工藝社	合格	○
(株)日展	合格	

ii) 施工業務について

一般競争入札方式による年縞博物館展示施設の施工業務委託要旨は以下のとおりである。

目的	水月湖年縞研究展示施設(仮称)展示工事を行う。
展示工事の概要	(1) 工事面積 約710㎡ (2) 工事種類 展示工事一式
設計額	257,988,240円(税込)
契約方法	制限付き一般入札(事前審査型)(単体)
総合評価方式を採用しない理由	当該事業は、基本計画、実施設計段階から乃村工藝社と協議しながら進めてきており、使用する材料等も詳細に設定している。また、受注者の技術的な工夫の余地がないため、総合評価落札方式は採用せず、一般競争入札で発注する。
共同企業体方式を採用しない理由	当該工事は、造作・映像・音響・照明・デザインの全てが一体性の演出であり、それぞれが関連性を持ち一体感のある仕上がりが必要なものであり、施工する全ての業者に同種同規模の実績があることが必要である。しかしながら、これらの高度な技術および実績をもつ業者は県内にはおらず、JV方式を採用したとしても県外(主に東京や大阪)の業者のJVとなる。また、児童科学館等の展示工事では、全国でも3社程度の入札結果となっており、仮にJV方式をとると全国でも最大2社程度の参加となり、競争の観点からも望ましくない。そのため、当該事業は単体で実施する。

(以上「水月湖年縞研究展示施設(仮称)展示工事について(案)」より抜粋)

調達案件名称	水月湖年縞研究展示施設(仮称)展示工事 ／福井県三方上中郡若狭町鳥浜
--------	---------------------------------------

工事または業務内容	内装仕上工事
入札方式	一般競争入札
設計金額（税込）	257,988,240 円
予定価格（税込）	257,980,000 円
入札書比較価格（税抜）	238,870,370 円
最低制限価格／失格基準価格（税抜）	171,784,818 円

業者名称	入札金額	入札書比較価格以下	制限価格以上	落札
(株)乃村工藝社	226,930,000	○	○	○
(株)丹青社	230,650,000	○	○	

iii) 本件における分離発注時の課題

年縞博物館のみならず、県の発注する博物館等の展示工事においては、設計と施工を分離して発注するものの両者とも同一の業者が落札するケースが多数を占める。その一因としては、極めて高い専門性が要求されるニッチな工事分野であるため、県の要求水準を満たす専門性を有する設計・施工業者自体が少なく入札に参加できるプレイヤーが限られていることが考えられる。

しかし、理由ははたしてそれだけであろうか。設計業務を落札した業者は、当然のことながら設計内容を熟知し、設計金額を把握し予定価格を比較的容易に推察しうる立場にある。もっと言えば、設計業務落札業者は、自ら施工することを想定して、独自の技術や工法等を設計内容に反映しているのではないだろうか。とするならば、たとえ使用する材料等が詳細に設定されていたとしても、最も効率的に施工し低コストを実現しうるのは設計業務落札業者と推察できるため、設計業務落札業者が施工業務も落札するのは偶然というよりも必然の結果ということになる。

そこで、よりフェアな競争原理を働かせる入札方法として「設計・施工一括発注方式」が候補として考えられる。

iv) 設計施工一括発注方式について

「設計・施工一括発注方式」は以下のように定義されている。

「設計・施工一括発注方式」とは、構造物の構造形式や主要諸元も含めた設計を、施工と一括して発注する方式である。

この方式では、発注に当たり、対象とする構造物に関して発注者が求める機能・性能および施工上の制約等を契約の条件として提示した上で発注することとなる。構造物の構造形式や主要諸元を含めて、当該工事の受注者による提案・設計が可能となり、例えば、橋梁工事においては、コンクリート橋とするか鋼橋とするかも含めて、当該工事の受注者が提案し、発注者が決定することも可能となる。

（「公共工事の入札契約方式の適用に関するガイドライン（平成 27 年 5 月）国土交通省」より抜粋）

また、「設計・施工一括発注方式」には以下のようなメリットがあると考えられている。

「設計施工一体活用方式」のもつ潜在的利点（Potential advantage）

1. 単一組織が明確な責任をもつ
2. 発注者自身の調整統合業務（コーディネーション）を軽減できる
3. 設計期間と施工期間をオーバーラップさせることにより時間削減を期待できる
4. 段階的施工（phased construction）を採用することで時間削減を期待できる
5. 施工専門家が設計の当初からかかわれることによるコストダウン、あるいは時間削減の可能性もある
6. デザインビルダー内部では変更がやりやすい
7. 受注者側に設計に関わるリスクを移転できる
8. 事業の早期段階で事業費を固めることが可能（追加工事の頻発で事業費が予見不可能になる可能性が低い）

（「設計・施工一括発注方式導入検討委員会報告書（平成 13 年 3 月）国土交通省」より抜粋）

なお、他の自治体では（改修工事ではあるものの）以下のような導入事例がある。

・公募型プロポーザル方式

「佐賀県立宇宙科学館 展示・設備改修工事（設計・施工一括）」

・公告：H26 年 3 月 31 日（月）

・現場説明会：H26 年 4 月 7 日（月） → 参加企業 4 社

・提案書提出：H26 年 4 月 24 日（木）

・プレゼンテーション：H26 年 5 月 8 日（木）

・結果通知：H26 年 5 月 13 日（火） → (株)乃村工藝社 が選定された

（以上、全国科学館連携協議会HPより）

【意見】

博物館の展示工事ように極めて専門性の高い工事で、設計と施工の落札者が同一になると想定される工事については、県にとってより低コストかつ高品質な調達に結びつく可能性がある「設計・施工一括発注方式」の導入を検討すべきである。併せて、どのようなケースであれば「設計・施工一括発注方式」を実施できるのかの判断指標となる実施要綱がないので、導入の場合のメリットおよびデメリットを十分検討した上で、必要であればルールを作成すべきであろう。

I-6. 年縞研究展示施設開館PR事業

1. 事業の概況

所管部局・課	安全環境部（自然環境課）
事業目的	世界に誇る水月湖年縞について、年縞研究展示施設開館に向けた機運を盛り上げるため、年縞に関するシンポジウムおよび施設見学会を開催する。
根拠法令等	—
実施要綱等	—
経費区分	政策的経費
事業内容	<p>(1) 水月湖年縞国際シンポジウム開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開催時期：平成29年9月 ・開催会場：国際交流会館 多目的ホール ・主な内容：基調講演、記念講演、有識者・研究者による対談 <p>(2) 年縞博物館事前見学会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開催時期：平成30年3月（鉄骨工事、屋根工事終了後） ・開催会場：三方青年の家 多目的ホール ・主な内容：（建設中の）施設見学会、研究発表・講演会、年縞を数える体験講座、レイククルーズ湖上解説 <p>(3) サマースクール（経費は立命館大学負担）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開催時期：平成29年夏季休暇等 ・開催会場：県内スーパーサイエンスハイスクール指定校等 ・主な内容：立命館大学 古気候学研究センター 中川毅教授等による年縞研究や気候変動についての特別講座を開催
環境基本計画における位置づけ	「里山里海湖の保全再生と活用」 ・里山里海湖の保全再生活動の推進
事業開始年度	平成29年度
事業終了年度(予定)	平成29年度

2. 事業費の推移

(単位：千円)

	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
予算額	—	—	—	2,367
決算額	—	—	—	2,365

増減理由（決算額）

特記すべき事項なし。

3. 事業費の内訳（平成 29 年度）

（単位：千円）

費目（節）	決算額	主な内容
報償費	283	
旅費	189	
需用費	43	
委託料	1,645	水月湖年縞国際シンポジウム設営・広告制作業務委託等
使用料および賃借料	205	
合計	2,365	

4. 事業費の財源、実施方法

（単位：千円）

区分	金額
国庫	—
県（一般財源）	2,365
その他	—
合計	2,365

事業実施方法

直営

5. 事業効果の推移

	内容
活動指標	参加者数（人）
成果指標	開催回数（回）

		H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
活動指標	目標	—	—	—	600
	実績	—	—	—	380
成果指標	目標	—	—	—	2
	実績	—	—	—	2

（目標未達の原因について）

・水月湖年縞国際シンポジウム開催（9/17 開催）は、台風接近のため一般来場者の足が鈍ったため。

・年縞博物館事前見学会（3/24 開催）は、地元若狭町内の地区行事（社会奉仕日等）が多数行われたことが影響した。

6. 指摘事項および意見

特記すべき事項なし。

I-7. 里山里海湖魅力向上検討事業

1. 事業の概況

所管部局・課	安全環境部（自然環境課）
事業目的	三方五湖周辺の更なる魅力向上と誘客を図るため、三方五湖PA（パーキングエリア）や道の駅、年縞研究展示施設等がある「はす川」を中心としたエリアの活性化方策について、有識者を交えた検討会を開催する。
根拠法令等	—
実施要綱等	—
経費区分	政策的経費
事業内容	三方五湖PAのある「はす川」右岸エリアと道の駅、水月湖年縞研究展示施設（仮称）がある「はす川」左岸エリアを結ぶ連絡橋整備の必要性や、両側のエリアを一体とした魅力向上方策について有識者を交えて検討会を開催
環境基本計画における位置づけ	「里山里海湖の保全再生と活用」 ・里山里海湖の保全再生活動の推進
事業開始年度	平成 29 年度
事業終了年度(予定)	平成 29 年度

2. 事業費の推移

（単位：千円）

	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
予算額	—	—	—	3,438
決算額	—	—	—	3,414

増減理由（決算額）

特記すべき事項なし。

3. 事業費の内訳（平成 29 年度）

（単位：千円）

費目（節）	決算額	主な内容
報償費	448	
旅費	190	
需用費	19	
役務費	1	
委託料	2,744	連絡橋検討業務委託
使用料および賃借料	12	

合計	3,414
----	-------

4. 事業費の財源、実施方法 (単位：千円)

区分	金額
国庫	—
県（一般財源）	3,414
その他	—
合計	3,414

事業実施方法	直営
--------	----

5. 事業効果の推移

	内容
活動指標	検討会の開催数（回）
成果指標	—

		H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
活動指標	目標	—	—	—	3
	実績	—	—	—	2
成果指標	目標	—	—	—	—
	実績	—	—	—	—

※平成 30 年 2 月の大雪のため 3 回目が実施できず 2 回開催となった。

6. 指摘事項および意見

(1) 有効性について

①連絡橋検討業務の実施時期

委託先である京福コンサルタント(株)の報告書には、「業務目的」として次の記載がある。
「本業務は、二級河川はす川に計画する連絡橋の橋梁設計検討を行うことを目的とする。なお、はす川右岸側から三方五湖スマートインターまでの整備計画について現段階では計画策定されたものがないため、本業務で選定する橋梁形式は、今後の周辺整備計画策定の参考資料として使用するものである。」

また同報告書の「申し送り事項」には次の記載がある。

「本業務では、公園施設管理者との協議を行っていないため、橋梁位置・橋梁形式・取付計画等について協議が必要である。また、右岸側取付道路計画や周辺整備計画について連絡橋の目的なども含めた整理が必要である。」

以上のことから、平成 30 年 3 月に三方五湖 SIC（スマートインターチェンジ）が開通したものの、はす川の右岸の利活用計画についての具体的な検討が若狭町側で進んでおらず、その結果、連絡橋の整備までは進んでいない。

【意見】

検討会は、年縞研究展示施設を含む縄文ロマンパークや道の駅、三方五湖 SIC 周辺の一体的な魅力向上策について、若狭町と共に検討することとなっているが、県費負担で実施した連絡橋検討業務および報告書が十分に活用されていない。連絡橋検討業務は、若狭町の「はす川」右岸の利活用計画がある程度進んでから実施すべきではなかっただろうか。また、当事業費の負担割合についても若狭町との協議が必要であったと考える。

I - 8. 池河内自然環境保全地域再生事業

1. 事業の概況

所管部局・課	安全環境部（自然環境課）
事業目的	条例により自然環境保全地域に指定されている敦賀市池河内湿原の管理用木道の全面改修を行う。
根拠法令等	福井県自然環境保全条例 （福井県環境基本条例）
実施要綱等	—
経費区分	標準外経費
事業内容	木道の改修（3箇年計画）
環境基本計画における位置づけ	「里山里海湖の保全再生と活用」 ・里山里海湖の保全再生活動の推進
事業開始年度	平成 28 年度
事業終了年度(予定)	平成 30 年度

2. 事業費の推移

（単位：千円）

	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
予算額	—	—	25,106	8,000
決算額	—	—	25,095	8,000

増減理由（決算額）

3箇年計画であり、年度により実施内容が異なるため。

3. 事業費の内訳（平成 29 年度）

（単位：千円）

費目（節）	決算額	主な内容
工事請負費	8,000	管理用木道の改修
合計	8,000	

4. 事業費の財源、実施方法

（単位：千円）

区分	金額
国庫	—
県（一般財源）	8,000
その他	—
合計	8,000

事業実施方法	直営
--------	----

5. 事業効果の推移

	内容
活動指標	木道の改修延長 (m)
成果指標	—

		H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
活動指標	目標	—	—	321	171
	実績	—	—	321	100
成果指標	目標	—	—	—	—
	実績	—	—	—	—

6. 指摘事項および意見

特記すべき事項なし。

I-9. 自然保護基金事業

《 自然保護基金 》

1. 基金の概況

所管部局・課	安全環境部（自然環境課）
根拠条例	福井県自然保護基金条例
目的	福井県の恵まれた自然環境を次世代に引き継いでいくためには、県民一人一人の自覚と協力が望まれ、自然保護思想の普及・啓発を推進する必要がある。このため、行政だけではなく、県民の参加を得た基金を創設し、自然保護及びその利用増進に資する事業に活用する。
基金形態	特定目的型・果実運用型、取崩型
財源	寄附金 9 億円、福井県 1 億円
運用方法	定期預金、国債

2. 基金を利用した事業の状況（平成 29 年度）

（単位：千円）

	事業名	事業費	繰入額
1	自然環境保全地域管理事業	2,630	2,630
2	利用促進および環境美化対策事業	3,570	3,472
3	自然公園クリーンデー事業	163	163
4	自然観察会開催事業	1,283	—
5	自然体験講座開催事業	14,175	—
6	自然愛護事業	235	111
7	傷病鳥獣救護事業	1,200	1,200
8	館内・観察の森等解説ガイド事業	2,175	—
9	天体観望会開催事業	722	722
10	ナチュラリスト養成事業	598	598
11	ナチュラリストリーダー養成事業	268	268
12	スノーケル指導者養成事業	150	150
13	鳥類生息調査事業	1,082	1,082
14	堅果類調査事業	374	374
15	海浜自然センター管理運営費（空調設備修繕）	6,048	6,048
16	海浜自然センター特別企画事業	2,566	2,566
	合計	37,239	19,384

3. 基金の期末残高の推移

(単位：千円)

	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
期末残高	951,650	952,441	944,583	944,418	942,564	934,142

4. 基金の運用状況

(単位：円)

運用期間		運用 日数	運用金額	H29 年度 利息入金額	出金額	残高
開始日	終了日					
H29.4.1						942,564,012
H21.9.28	H31.9.25	365	579,979,212	8,046,710		
H22.3.23	H32.1.27	365	179,999,390	2,635,725		
H23.3.22	H33.3.26	365	20,003,671	268,000		
H29.2.28	H29.4.28	59	4,157,487	134		
H29.3.21	H29.8.21	153	154,266,820	6,577		
H29.3.31	H29.8.31	153	4,157,432	231		
H29.4.28	H29.8.21	115	4,157,621	13		
H29.8.21	H30.1.22	154	158,431,031	2,692		
H29.8.31	H30.1.22	144	4,157,663	33		
H29.9.29	H30.1.22	115	5,475,217	344		
H30.1.22	H30.3.30	67	158,433,723	1,702		
H30.3.31				※	19,383,619	934,142,554
合計				10,962,161	19,383,619	

※ 期末の出金は 19,384 千円である。

5. 指摘事項および意見

特記すべき事項なし。

I-9-①. 自然環境保全地域管理事業

1. 事業の概況

所管部局・課	安全環境部（自然環境課）
事業目的	① 池河内湿原の保全管理 ② 池ヶ原湿原・妻平湿原の景観および湿生植物生育地の維持管理
根拠法令等	福井県自然保護基金条例
実施要綱等	—
経費区分	標準外経費
事業内容	① 草刈、水路の底さらい、不法投棄および貴重な動植物の盗採・盗捕の監視、木道等の保全施設の管理 ② ヨシやハンノキ等の伐採、水位調整堰の土のうの修繕、特定外来生物(オオハングソウ)の根絶
環境基本計画における位置づけ	「里山里海湖の保全再生と活用」 ・里山里海湖の保全再生活動の推進
事業開始年度	昭和 60 年度
事業終了年度(予定)	—

2. 事業費の推移

(単位：千円)

	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
予算額	1,078	1,078	2,752	2,752
決算額	1,037	1,016	2,738	2,630

増減理由（決算額）

H28 年度から、湿原水位調整機能の保持および特定外来生物の根絶作業を追加

3. 事業費の内訳（平成 29 年度）

(単位：千円)

費目（節）	決算額	主な内容
委託料	2,630	六呂師高原湿原植生管理支援業務 2,268 池河内湿原保全管理業務 361
合計	2,630	

4. 事業費の財源、実施方法 (単位：千円)

区分	金額
国庫	—
県（一般財源）	—
その他・・・※	2,630
合計	2,630

※「その他」・・・自然保護基金繰入金

事業実施方法	直営
--------	----

5. 事業効果の推移

	内容
活動指標	特定外来生物（オオハンゴンソウ）の除去面積（㎡）
成果指標	—

		H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
活動指標	目標	—	—	—	—
	実績	—	200	823	2,493
成果指標	目標	—	—	—	—
	実績	—	—	—	—

6. 指摘事項および意見

(1) 有効性について

①成果指標

活動指標はあるが、成果指標がない。オオハンゴンソウは地下茎や埋土種子で繁殖することができ、単純に刈り取るだけでは根絶は難しく、繁殖力が強いいため、除去活動だけではなく、除去の成果を把握する必要がある。

【意見】

専門家である委託業者と協議の上、成果指標を設定すべきである。

I-9-②. 利用促進および環境美化対策事業

1. 事業の概況

所管部局・課	安全環境部（自然環境課）
事業目的	自然公園内施設(案内板、遊歩道、トイレ等)の整備や修繕、公園の環境美化を行い、自然公園の適切な利用を促進する。
根拠法令等	福井県自然保護基金条例
実施要綱等	—
経費区分	標準経費、標準外経費
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自然公園内施設（案内板、遊歩道、トイレ等）の改修・災害復旧（標準外経費） ・ 公園施設の修繕（標準経費） ・ 拠点地区（三方海域公園）の美化清掃（標準経費） ・ 白山国立公園・奥越高原県立自然公園内の登山道の草刈り（標準外経費）
環境基本計画における位置づけ	「身近な自然を守り育む活動の推進」 ・ 自然公園などの適切な保全と活用
事業開始年度	昭和 60 年度
事業終了年度(予定)	—

2. 事業費の推移

(単位：千円)

	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
予算額	4,400	4,400	4,400	4,400
決算額	3,195	3,366	3,312	3,570

増減理由（決算額）

公園施設の修繕において入札差金が発生するが、残額と修繕箇所との規模等の兼ね合いにより残額が執行できなかった。
--

3. 事業費の内訳（平成 29 年度）

(単位：千円)

費目（節）	決算額	主な内容
賃金	288	三方海域公園の美化清掃賃金
需用費	1,178	修繕料（民間 4 社への支払）
役務費	207	自動火災報知設備（感知器）設置業務
委託料	1,896	六呂師高原ふるさと自然のみち木柵撤去作業業務委託等

合計	3,570
----	-------

4. 事業費の財源、実施方法 (単位：千円)

区分	金額
国庫	—
県（一般財源）	98
その他・・・※	3,472
合計	3,570

※「その他」・・・自然保護基金繰入金

事業実施方法	直営
--------	----

5. 事業効果の推移

	内容
活動指標	—
成果指標	—

		H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
活動指標	目標	—	—	—	—
	実績	—	—	—	—
成果指標	目標	—	—	—	—
	実績	—	—	—	—

6. 指摘事項および意見

特記すべき事項なし。

I-9-③. 自然公園クリーンデー事業

1. 事業の概況

所管部局・課	安全環境部（自然環境課）
事業目的	自然公園の中の利用者の多い地区において、関係者の協力を得て大規模な美化活動を展開し、自然公園の美化を推進するとともに、一般の自然公園利用者に対して美化思想をより広く普及させる。
根拠法令等	福井県自然保護基金条例
実施要綱等	—
経費区分	標準外経費
事業内容	毎年6月および8月の第1日曜日を中心に下記事業を実施 ① 県、市町、清掃活動実施団体、一般ボランティア、地元事業者等広く関係者が協力の上、自然公園利用者に、ごみの持ち帰りの呼び掛け（ごみ袋の配布） ② 自然公園内の一斉清掃（市町、団体へごみ袋配布）
環境基本計画における位置づけ	「身近な自然を守り育む活動の推進」 ・自然公園などの適切な保全と活用
事業開始年度	昭和58年度
事業終了年度(予定)	—

2. 事業費の推移

(単位：千円)

	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
予算額	173	173	173	173
決算額	170	20	137	163

増減理由（決算額）

H27年度はごみ袋の印刷をH26と同じ版にしたため、経費がかからなかった。

3. 事業費の内訳（平成29年度）

(単位：千円)

費目（節）	決算額	主な内容
需用費	163	コピー用紙代、ごみ袋
合計	163	

4. 事業費の財源、実施方法 (単位：千円)

区分	金額
国庫	—
県（一般財源）	—
その他・・・※	163
合計	163

※「その他」・・・自然保護基金繰入金

事業実施方法	直営
--------	----

5. 事業効果の推移

	内容
活動指標	—
成果指標	—

		H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
活動指標	目標	—	—	—	—
	実績	—	—	—	—
成果指標	目標	—	—	—	—
	実績	—	—	—	—

6. 指摘事項および意見

特記すべき事項なし。

I-9-④. 自然観察会開催事業

1. 事業の概況

所管部局・課	安全環境部（自然環境課）
事業目的	県民に、自然を学び、自然と共存しようとする動機付けの場を提供し、またその学習を通して、福井県の豊かで美しい自然を認識し次代に引き継いでいくために、県民の自然とのふれあいの場の拡大と環境意識の醸成を図る。
根拠法令等	—
実施要綱等	—
経費区分	標準外経費
事業内容	① 県内の自然について「地形・地質」「植物群落」「鳥獣・昆虫」などの面から観察会実施について検討を行う。 ② 県内各地で、当該地域の自然の特性に応じたテーマを設定した自然観察会を実施する。（年間8回）
環境基本計画における位置づけ	「身近な自然を守り育む活動の推進」 ・自然とふれあう機会の充実
事業開始年度	平成2年度
事業終了年度(予定)	—

2. 事業費の推移

(単位：千円)

	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
予算額	1,279	1,283	1,283	1,283
決算額	1,279	1,283	1,283	1,283

増減理由（決算額）

特記すべき事項なし。

3. 事業費の内訳（平成29年度）

(単位：千円)

費目（節）	決算額	主な内容
委託料	1,283	1団体への委託
合計	1,283	

4. 事業費の財源、実施方法 (単位：千円)

区分	金額
国庫	—
県（一般財源）	1,283
その他	—
合計	1,283

事業実施方法	直営
--------	----

5. 事業効果の推移

	内容
活動指標	自然観察会の参加者数（人）
成果指標	—

		H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
活動指標	目標	—	—	—	—
	実績	270	290	282	413
成果指標	目標	—	—	—	—
	実績	—	—	—	—

6. 指摘事項および意見

(1) 有効性について

①活動指標・成果指標について

活動指標の目標値が設定されておらず、成果指標も設定されていない。

【意見】

活動指標の目標として適切な数値を設定すべきである。また、成果指標として、アンケートなどの実施によるリピーター率などの満足度を表す数値を設定すべきである。

I-9-⑤. 自然体験講座開催事業

1. 事業の概況

所管部局・課	安全環境部（自然環境課）
事業目的	福井県の美しい「うみ」（海・湖）やその周辺に広がる山野を舞台にした自然体験講座と、「うみ」の生き物に親しむ室内講座を開催し、「うみ」の自然環境と生物多様性の保全再生についての普及啓発を図る。
根拠法令等	—
実施要綱等	—
経費区分	標準外経費
事業内容	<p>< 海浜自然センター ></p> <p>(1) 主催事業（主に土、日、祝日に開催）</p> <p>① スノーケリング自然教室</p> <p>② 海のふれあい教室</p> <p>③ 三方五湖自然教室</p> <p>(2) 受入事業</p> <p>スノーケリング、磯観察、海藻おしばなどの特定メニューの中から、ニーズに応じて選択し体験</p> <p>① 団体受入（希望日(主に平日)に開催）</p> <p>② 個人受入（休館日を除く毎日開催）</p> <p>(3) 自然体験講座特別企画の開催</p> <p>（11月・1月の土日祝日に実施、全19回開催）</p> <p>(4) スノーケリング体験用具修繕・更新</p>
環境基本計画における位置づけ	「身近な自然を守り育む活動の推進」 ・自然とふれあう機会の充実
事業開始年度	平成11年度
事業終了年度(予定)	—

2. 事業費の推移

(単位：千円)

	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
予算額	13,037	13,260	14,020	14,215
決算額	11,004	11,604	13,313	14,175

増減理由（決算額）

参加者数の増加に伴い、事業費が増加

3. 事業費の内訳 (平成 29 年度)

(単位：千円)

費目 (節)	決算額	主な内容
報償費	1,064	講師謝礼
旅費	461	講師旅費
需用費	4,095	消耗品費 3,536 (講座用が多額)
役務費	290	講座・講師の保険料 216
委託料	7,826	1 一般社団法人への委託
使用料および賃借料	436	講座・体験教室のための船舶借上 410
合計	14,175	

4. 事業費の財源、実施方法

(単位：千円)

区分	金額
国庫	—
県 (一般財源)	12,145
その他・・・※	2,030
合計	14,175

※「その他」・・・諸収入

事業実施方法	直営
--------	----

5. 事業効果の推移

	内容
活動指標	自然体験講座の参加者数 (人)
成果指標	—

		H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
活動指標	目標	—	—	—	—
	実績	12,300	17,187	19,329	16,913
成果指標	目標	—	—	—	—
	実績	—	—	—	—

6. 指摘事項および意見

(1) 活動指標・成果指標について

活動指標の目標値が設定されておらず、成果指標も設定されていない。

【意見】

活動指標の目標として適切な数値を設定すべきである。また、講座によってはアンケートを実施しているが、成果指標の設定に活用できると考えられ、リピーター率などの満足度を表す数値を設定すべきである。

I-9-⑥. 自然愛護事業

1. 事業の概況

所管部局・課	安全環境部（自然環境課）
事業目的	研修会やコンクールを通して、県民の自然保護に関する身近な問題や全国的な動き等を知り、自然保護や動物愛護の思想の普及啓発を図る。
根拠法令等	福井県自然保護基金条例
実施要綱等	—
経費区分	標準外経費
事業内容	① 自然保護セミナー（9月） ② 愛鳥教室（6月） ③ 愛鳥週間 ポスター原画コンクール（7～9月）
環境基本計画における位置づけ	「身近な自然を守り育む活動の推進」 ・自然とふれあう機会の充実 「在来生物の保全」 ・鳥獣保護事業計画の実施
事業開始年度	平成 11 年度
事業終了年度(予定)	—

2. 事業費の推移

(単位：千円)

	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
予算額	313	242	307	242
決算額	309	198	307	235

増減理由（決算額）

自然保護セミナーと愛鳥教室を隔年で実施しているため事業費に増減がある。

3. 事業費の内訳（平成 29 年度）

(単位：千円)

費目（節）	決算額	主な内容
報償費	70	コンクールの審査員謝金・入賞商品
旅費	1	コンクールの審査員旅費
需用費	23	コンクールの表彰状の印刷代
役務費	15	ポスター原画スキャニング代
委託料	124	1 団体への委託
合計	234	

4. 事業費の財源、実施方法 (単位：千円)

区分	金額
国庫	—
県（一般財源）	124
その他・・・※	111
合計	235

※「その他」・・・自然保護基金繰入金

事業実施方法	直営
--------	----

5. 事業効果の推移

	内容
活動指標	自然保護セミナー、愛鳥教室 参加者数（人）
成果指標	—

		H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
活動指標	目標	—	—	—	—
	実績	24	23	31	23
成果指標	目標	—	—	—	—
	実績	—	—	—	—

6. 指摘事項および意見

(1) 有効性について

①活動指標・成果指標について

活動指標の目標値が設定されておらず、成果指標も設定されていない。

【意見】

活動指標の目標として適切な数値を設定すべきである。また、成果指標として、アンケートなどの実施によるリピーター率などの満足度を表す数値を設定すべきである。

I-9-⑦. 傷病鳥獣救護事業

1. 事業の概況

所管部局・課	安全環境部（自然環境課）
事業目的	野生生物の保護
根拠法令等	福井県自然保護基金条例
実施要綱等	—
経費区分	標準外経費
事業内容	ケガまたは疾病などを負った鳥獣は、(公社)福井県獣医師会委嘱の動物病院にて治療、救護処置を行い（治療期間 2 週間以降は自然保護センターで飼育）、野生に復帰させる。
環境基本計画における位置づけ	「在来生物の保全」 ・鳥獣保護事業計画の実施
事業開始年度	昭和 60 年度
事業終了年度(予定)	—

2. 事業費の推移

(単位：千円)

	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
予算額	1,200	1,200	1,200	1,200
決算額	1,200	1,200	1,200	1,200

増減理由（決算額）

特記すべき事項なし。

3. 事業費の内訳（平成 29 年度）

(単位：千円)

費目（節）	決算額	主な内容
委託料	1,200	1 公益社団法人への委託
合計	1,200	

4. 事業費の財源、実施方法

(単位：千円)

区分	金額
国庫	—
県（一般財源）	—
その他・・・※	1,200
合計	1,200

※「その他」・・・自然保護基金繰入金

事業実施方法	直営
--------	----

5. 事業効果の推移

	内容
活動指標	治療した個体数（体）
成果指標	—

		H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
活動指標	目標	—	—	—	—
	実績	249	258	231	267
成果指標	目標	—	—	—	—
	実績	—	—	—	—

6. 指摘事項および意見

(1) 有効性について

①委託先への治療費の支払金額について

・しくみ

福井県獣医師会は、傷病鳥獣（疾病・衰弱・負傷等のために救護を必要とする野生の鳥獣類）の救護のために県内に嘱託医を配置する。傷病鳥獣が発見された場合、発見者はそれを獣医師のもとへ搬送する。嘱託医はその治療を獣医師会に報告する。獣医師会は嘱託医からの報告を取りまとめ、年度末までに県指定の様式で報告書を県に提出する。県はその報告書に基づいて治療費を支払う。

傷病鳥獣の救護結果は、「死亡」、「放鳥・放獣」、「福井県自然保護センターへの移管」の3つに区分されてる。

・この事業の指標

治療した個体数を活動指標としているが、成果指標は設けていない。

・平成 29 年度の実績

治療した個体数は 281 体、平成 29 年度に福井県獣医師会が支払った治療費の総額は 1,465 千円（県が支払った委託料は 1,200 千円）であった。

そのうち、救護結果が「死亡」であったものは、個体数 156 体、治療費合計 782 千円であり、個体数・治療費とも約 55%を占める。死亡した場合は、救護の目的を達成されなかったといえる。

・問題点

「福井県傷病鳥獣救護事業実施要領」や「傷病野生鳥獣保護取扱要領」には、天然記念物等貴重な鳥獣類が獣医師会の嘱託医に持ち込まれた場合の事務的手続きについては規定されているが、鳥獣類の種名や傷病の程度に応じた治療方針については規定されてい

ない。

このような前提のもと、福井県獣医師会が県指定の様式により作成し県に提出した、個々の鳥獣類の救護を記載した一覧表を見ると、鳥獣類の種目と治療費と救護結果に関連性が見出しにくい。

【意見】

保護の重要性の程度（天然記念物や特別天然記念物、県の鳥獣保護管理事業計画の対象となる鳥獣類）や傷病の程度による放鳥・放獣の可能性を取り入れた救護・治療方針を取扱要領等で明確にし、報告書もそれらが把握できる様式に改良すべきである。

また、有効性の観点から、救護の目的の達成度を表す成果指標（例：生存率（（治療個体総数 - 結果が「死亡」の場合の個体総数）／治療個体総数））を設けるとともに、救護結果を考慮して、治療費の支払額を決定すべきである。

I-9-⑧. 館内・観察の森等解説ガイド事業

1. 事業の概況

所管部局・課	安全環境部（自然環境課）
事業目的	センターの来館者に対し、館内案内と四季折々のテーマを設定して自然観察の森のガイドを行い、県民の自然環境への意識の醸成を図る。
根拠法令等	—
実施要綱等	—
経費区分	標準外経費
事業内容	来館者に対する館内案内及び自然観察の森のガイド <主催分> ・4月中旬～10月:日曜祝日、36回程度 ・1月～2月:日曜祝日、5回程度 計41日（午前午後各1回） <団体受入分> ・40回程度
環境基本計画における位置づけ	「身近な自然を守り育む活動の推進」 ・自然とふれあう機会の充実
事業開始年度	平成2年度
事業終了年度(予定)	—

2. 事業費の推移

(単位：千円)

	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
予算額	2,175	2,175	2,175	2,175
決算額	2,175	2,175	2,175	2,175

増減理由（決算額）

特記すべき事項なし。

3. 事業費の内訳（平成29年度）

(単位：千円)

費目（節）	決算額	主な内容
委託料	2,175	1団体への委託
合計	2,175	

4. 事業費の財源、実施方法 (単位：千円)

区分	金額
国庫	—
県（一般財源）	2,175
その他	—
合計	2,175

事業実施方法	直営
--------	----

5. 事業効果の推移

	内容
活動指標	参加者数（人）
成果指標	—

		H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
活動指標	目標	—	—	—	—
	実績	2,981	1,872	3,591	3,120
成果指標	目標	—	—	—	—
	実績	—	—	—	—

6. 指摘事項および意見

特記すべき事項なし。

I-9-⑨. 天体観望会開催事業

1. 事業の概況

所管部局・課	安全環境部（自然環境課）
事業目的	天文現象・宇宙物理現象の神秘・おもしろさを広く県民に普及する。
根拠法令等	福井県自然保護基金条例
実施要綱等	—
経費区分	標準外経費
事業内容	① 天体観望会の開催：毎週土曜日 計39回 （国内で最大級の口径80cm 巨大天体望遠鏡および口径10cmと20cmの小型望遠鏡を使用） ② 天文教室：毎週土曜日 計22回
環境基本計画における位置づけ	「身近な自然を守り育む活動の推進」 ・自然とふれあう機会の充実
事業開始年度	昭和60年度
事業終了年度(予定)	—

2. 事業費の推移

(単位：千円)

	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
予算額	568	722	722	722
決算額	568	722	722	722

増減理由（決算額）

特記すべき事項なし。

3. 事業費の内訳（平成29年度）

(単位：千円)

費目（節）	決算額	主な内容
報償費	445	講師謝礼
需用費	277	全額 消耗品費
合計	722	

4. 事業費の財源、実施方法 (単位：千円)

区分	金額
国庫	—
県（一般財源）	—
その他・・・※	722
合計	722

※「その他」・・・自然保護基金繰入金

事業実施方法	直営
--------	----

5. 事業効果の推移

	内容
活動指標	参加者数（人）
成果指標	—

		H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
活動指標	目標	—	—	—	—
	実績	2,402	2,012	1,681	2,115
成果指標	目標	—	—	—	—
	実績	—	—	—	—

6. 指摘事項および意見

(1) 有効性について

①活動指標・成果指標について

活動指標の目標値が設定されておらず、成果指標も設定されていない。

【意見】

活動指標の目標として適切な数値を設定すべきである。また、参加者に対してアンケートを実施しているが、成果指標の設定に活用できると考えられ、リピーター率などの満足度を表す数値を設定すべきである。

I-9-⑩. ナチュラリスト養成事業

1. 事業の概況

所管部局・課	安全環境部（自然環境課）
事業目的	福井の優れた自然を保全するための自然に関心を持つ県民の増大を図るための一つの方法として、ナチュラリスト(自然や自然環境に深い関心と興味を持つ人)を養成し、登録者数を増やす。
根拠法令等	福井県自然保護基金条例
実施要綱等	—
経費区分	標準外経費
事業内容	・ナチュラリストの登録制度 センター主催の行事(自然観察会等)参加者やセンター来館者の中で、自然や自然環境に興味のある人の申込みにより、ナチュラリストとして登録する。
環境基本計画における位置づけ	「身近な自然を守り育む活動の推進」 ・自然とふれあう機会の充実
事業開始年度	平成2年度
事業終了年度(予定)	—

2. 事業費の推移

(単位：千円)

	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
予算額	645	645	645	645
決算額	645	609	605	598

増減理由（決算額）

特記すべき事項なし。

3. 事業費の内訳（平成29年度）

(単位：千円)

費目（節）	決算額	主な内容
報償費	6	普及啓発誌の原稿執筆費
需用費	466	普及啓発誌の印刷 384
役務費	125	全額 郵送費
合計	598	

4. 事業費の財源、実施方法 (単位：千円)

区分	金額
国庫	—
県（一般財源）	—
その他・・・※	598
合計	598

※「その他」・・・自然保護基金繰入金

事業実施方法	直営
--------	----

5. 事業効果の推移

	内容
活動指標	新規登録者数（人）
成果指標	—

		H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
活動指標	目標	—	—	—	—
	実績	78	38	452	1,010
成果指標	目標	—	—	—	—
	実績	—	—	—	—

6. 指摘事項および意見

(1) 有効性について

①活動指標・成果指標について

事業目標はナチュラリストを養成し、登録者数を増やすことであるから、活動指標となっている「新規登録者数（人）」は成果指標であり、活動指標はその登録者数に影響を与える活動を表す数値である必要がある。

【意見】

成果指標を「ナチュラリストの新規登録者数（人）」とし、その登録者数に影響を与える活動を表す数値を活動指標とすべきである。

I-9-⑪. ナチュラリストリーダー養成事業

1. 事業の概況

所管部局・課	安全環境部（自然環境課）
事業目的	ナチュラリスト(自然や自然環境に深い関心と興味を持つ人)を養成するために必要なナチュラリストを指導するリーダーを養成する。
根拠法令等	福井県自然保護基金条例
実施要綱等	—
経費区分	標準外経費
事業内容	ナチュラリストのリーダーを養成する講習会の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・自然一般のリーダー養成講習会（自然保護センター） ・ナチュラリストリーダー派遣研修（海浜自然センター）
環境基本計画における位置づけ	「身近な自然を守り育む活動の推進」 <ul style="list-style-type: none"> ・自然とふれあう機会の充実
事業開始年度	平成2年度
事業終了年度(予定)	—

2. 事業費の推移

(単位：千円)

	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
予算額	293	294	294	294
決算額	266	236	186	268

増減理由（決算額）

特記すべき事項なし。

3. 事業費の内訳（平成29年度）

(単位：千円)

費目（節）	決算額	主な内容
旅費	159	養成講習会・講座の講師の旅費
需用費	90	消耗品費 88
役務費	5	
負担金補助および交付金	14	1 特定非営利活動法人への補助
合計	268	

4. 事業費の財源、実施方法 (単位：千円)

区分	金額
国庫	—
県（一般財源）	—
その他・・・※	268
合計	268

※「その他」・・・自然保護基金繰入金

事業実施方法	直営
--------	----

5. 事業効果の推移

	内容
活動指標	養成講習会受講者数（人）
成果指標	—

		H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
活動指標	目標	—	—	—	—
	実績	84	52	115	58
成果指標	目標	—	—	—	—
	実績	—	—	—	—

6. 指摘事項および意見

(1) 有効性について

①活動指標・成果指標について

事業目標はナチュラリストを指導するリーダーを養成することであるが、それが成果指標として設定されていない。

【意見】

成果指標として「ナチュラリストリーダーの新規登録者数（人）」を設定すべきである。

I-9-⑫. スノーケル指導者養成事業

1. 事業の概況

所管部局・課	安全環境部（自然環境課）
事業目的	スノーケリングの指導者を養成する。
根拠法令等	福井県自然保護基金条例
実施要綱等	—
経費区分	標準外経費
事業内容	スノーケリングの経験が数回しかない人を対象に、指導者（リーダー）の補助をできる人を養成する。受講後はセンターの主催事業のサブリーダー、更に経験を重ねてリーダーとして活躍してもらう。
環境基本計画における位置づけ	「身近な自然を守り育む活動の推進」 ・自然とふれあう機会の充実
事業開始年度	平成2年度
事業終了年度(予定)	—

2. 事業費の推移

(単位：千円)

	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
予算額	173	173	153	153
決算額	98	118	70	150

増減理由（決算額）

研修受講者の増減に伴う増減。

3. 事業費の内訳（平成29年度）

(単位：千円)

費目（節）	決算額	主な内容
報償費	71	講師救護員謝礼
旅費	70	講師救護員旅費
需用費	3	食糧費（講師昼食代）
役務費	6	講座の保険料 4
合計	150	

4. 事業費の財源、実施方法 (単位：千円)

区分	金額
国庫	—
県（一般財源）	—
その他・・・※	150
合計	150

※「その他」・・・自然保護基金繰入金

事業実施方法	直営
--------	----

5. 事業効果の推移

	内容
活動指標	指導者養成講座 参加者数（人）
成果指標	スノーケリング講座 指導者数（人）

		H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
活動指標	目標	—	—	—	—
	実績	33	31	25	28
成果指標	目標	—	—	—	—
	実績	33	31	25	34

6. 指摘事項および意見

(1) 有効性について

①活動指標・成果指標について

活動指標の目標値が設定されておらず、成果指標も設定されていない。

【意見】

活動指標・成果指標の目標として適切な数値を設定すべきである。

I-9-⑬. 鳥類生息調査事業

1. 事業の概況

所管部局・課	安全環境部（自然環境課）
事業目的	鳥類の保護管理の基礎資料とする。
根拠法令等	福井県自然保護基金条例
実施要綱等	—
経費区分	標準外経費
事業内容	<p>① 渡り鳥保全調査</p> <p>目的：福井県に飛来する渡り鳥の生息状況を把握し、鳥獣保護区等の設定および効果測定の基礎資料として活用し、保全対策に資すること。</p> <p>調査方法：調査実施要領に基づき、日本野鳥の会会員などの協力の助力のもと自然保護センターが実施する。</p> <p>② ガン・カモ科料類生息調査</p> <p>目的：生息状況を掌握し、鳥獣保護行政に資すること。</p> <p>調査方法：調査実施要領に基づき、日本野鳥の会福井県支部に委託して実施する。</p> <p>③ カワウ生息調査</p> <p>目的：近年、全国的に個体数が増加し内水面漁業との間で軋蝶が生じているカワウの広域的な保護管理の基礎資料とし、被害防止と保護を両立する。</p> <p>そこで環境省が主導し、平成18年5月に中部近畿カワウ広域協議会(15府県が加入)を設立し、広域保護管理指針の策定を目指している。この協議会では、カワウの保護管理の基礎資料とするため、中部近畿カワウ広域協議会の各府県が連携してカワウの生息状況を調査する。</p> <p>調査方法：カワウは、行動域が広く県境を越えて移動するため、中部近畿カワウ広域協議会(15府県が加入)が広域保護管理指針の策定を目指している。この協議会の各府県が連携ながら、調査実施要領に基づき、日本野鳥の会福井県支部に委託して実施する。</p>
環境基本計画における位置づけ	<p>「在来生物の保全」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有害鳥獣対策の適切な実施 ・鳥獣保護事業計画の実施

事業開始年度	昭和 60 年度
事業終了年度(予定)	—

2. 事業費の推移

(単位：千円)

	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
予算額	1,082	1,082	1,082	1,082
決算額	1,082	933	950	1,082

増減理由（決算額）

特記すべき事項なし。

3. 事業費の内訳（平成 29 年度）

(単位：千円)

費目（節）	決算額	主な内容
報償費	136	渡り鳥保全調査員謝礼
需用費	24	トナー購入
委託料	922	1 団体への委託
合計	1,082	

4. 事業費の財源、実施方法

(単位：千円)

区分	金額
国庫	—
県（一般財源）	—
その他・・・※	1,082
合計	1,082

※「その他」・・・自然保護基金繰入金

事業実施方法	直営
--------	----

5. 事業効果の推移

	内容
活動指標	ガン・カモ・ハクチョウ類 調査個体数（羽）
成果指標	—

		H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
活動指標	目標	—	—	—	—
	実績	31,024	26,675	26,694	30,513

成果指標	目標	—	—	—	—
	実績	—	—	—	—

6. 指摘事項および意見

(1) 有効性について

①活動指標・成果指標について

現在活動指標としている「調査個体数」は活動の結果得られた「鳥類の保護管理の基礎資料」であり、その数値は活動指標や成果指標にはならない。適切な調査のもと基礎資料としての個体数などの数値が得ることができればこの事業の目的は達成されるので、この事業の成果指標は特に設定の必要がないのではないかと考える。

【意見】

活動指標として調査対象（鳥獣類の種類）ごとに適切な数値を設定すべきである。例えば、調査回数、延べ調査人員数、調査箇所などが考えられる。

I-10. 自然公園施設整備事業

1. 事業の概況

所管部局・課	安全環境部（自然環境課）
事業目的	自然公園の利用を増進するため、公園施設を整備する。
根拠法令等	自然公園法
実施要綱等	自然環境整備交付金交付要綱
経費区分	その他（公共事業費）
事業内容	国立公園、国定公園、県立自然公園、自然歩道内の公園施設の整備を行う。
環境基本計画における位置づけ	「身近な自然を守り育む活動の推進」 ・自然公園などの適切な保全と活用
事業開始年度	昭和 46 年度
事業終了年度(予定)	—

2. 事業費の推移

(単位：千円)

	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
予算額	48,228	85,718	63,202	101,282
決算額	32,699	59,836	61,262	38,754

増減理由（決算額）

事業箇所の増減に伴う減、繰越による減 等

3. 事業費の内訳（平成 29 年度）

(単位：千円)

費目（節）	決算額	主な内容
委託料	3,865	水月湖年縞研究展示施設（仮称）外構設計業務委託等
工事請負費	15,901	白山国立公園 越前禅定道線平泉寺 11,546 越前加賀海岸国定公園（崎浦整備計画区） 3,739
負担金補助および交付金	18,988	3 市 1 町
合計	38,754	

4. 事業費の財源、実施方法 (単位：千円)

区分	金額
国庫	24,845
県（一般財源）	9,909
その他・・・※	4,000
合計	38,754

※「その他」・・・地方債

事業実施方法	直営、補助
--------	-------

5. 事業効果の推移

	内容
活動指標	—
成果指標	—

		H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
活動指標	目標	—	—	—	—
	実績	—	—	—	—
成果指標	目標	—	—	—	—
	実績	—	—	—	—

6. 指摘事項および意見

特記すべき事項なし。

I-11. 海浜自然センター事業

I-11-①. 海浜自然センター特別企画事業

1. 事業の概況

所管部局・課	安全環境部（自然環境課）
事業目的	海浜自然センターの活用や来館を促進するため、海や湖に親しむ主催事業や出張講座の内容を紹介する特別企画を開催する。
根拠法令等	福井県自然保護基金条例
実施要綱等	—
経費区分	政策的経費
事業内容	<p>① 海岸清掃と外来種捕獲・ナイトアクアリウム イベント</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日時：平成 29 年 5 月 13 日(土)・5 月 14 日(日) ・場所：海浜自然センター、食見海岸、三方湖など ・来館見込：約 6,000 人 ・テーマ：うみ（海湖）を感じる <p>② 海湖の最新情報と味わう体験 イベント</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日時：平成 29 年 10 月 21 日(土)・10 月 22 日(日) ・場所：海浜自然センター、食見海岸など ・来館見込 約 6,000 人 ・テーマ：海湖を考える
環境基本計画における位置づけ	「身近な自然を守り育む活動の推進」 ・自然とふれあう機会の充実
事業開始年度	平成 27 年度
事業終了年度(予定)	平成 30 年度

2. 事業費の推移

(単位：千円)

	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
予算額	3,780	2,557	2,557	2,566
決算額	3,780	2,330	2,557	2,566

増減理由（決算額）

H26 年度はリニューアルオープンイベントを実施したため金額が大きくなっている。

3. 事業費の内訳（平成 29 年度）

（単位：千円）

費目（節）	決算額	主な内容
需用費	68	案内チラシ印刷 46
委託料	2,498	1 民間法人へのイベント業務の委託
合計	2,566	

4. 事業費の財源、実施方法

（単位：千円）

区分	金額
国庫	—
県（一般財源）	—
その他・・・※	2,566
合計	2,566

※「その他」・・・自然保護基金繰入金

事業実施方法	直営
--------	----

5. 事業効果の推移

	内容
活動指標	イベント来場者数（人）
成果指標	来館者数（人）

		H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
活動指標	目標	31,000	12,000	10,000	10,000
	実績	13,748	15,530	9,418	11,679
成果指標	目標	100,000	110,000	120,000	120,000
	実績	117,340	122,329	118,849	118,105

6. 指摘事項および意見

特記すべき事項なし。

I-11-②. 海浜自然センター資料収集事業

1. 事業の概況

所管部局・課	安全環境部（自然環境課）
事業目的	若狭湾や三方五湖において展示生物を収集する。
根拠法令等	—
実施要綱等	—
経費区分	標準外経費
事業内容	展示生物の収集
環境基本計画における位置づけ	「身近な自然を守り育む活動の推進」 ・自然とふれあう機会の充実
事業開始年度	平成 11 年度
事業終了年度(予定)	—

2. 事業費の推移

(単位：千円)

	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
予算額	1,036	1,036	1,149	828
決算額	1,036	908	506	813

増減理由（決算額）

展示用生物の生息状況等に伴う増減

3. 事業費の内訳（平成 29 年度）

(単位：千円)

費目（節）	決算額	主な内容
需用費	813	展示用生物、餌、消耗品、水中器具、月刊誌
合計	813	

4. 事業費の財源、実施方法

(単位：千円)

区分	金額
国庫	—
県（一般財源）	813
その他	—
合計	813

事業実施方法	直営
--------	----

5. 事業効果の推移

	内容
活動指標	来館者数（人）
成果指標	—

		H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
活動指標	目標	100,000	110,000	120,000	120,000
	実績	117,340	122,329	118,849	118,105
成果指標	目標	—	—	—	—
	実績	—	—	—	—

6. 指摘事項および意見

(1) 有効性について

①活動指標・成果指標について

「来館者数（人）」を活動指標として設定しているが、来館者数は事業者の活動の状況を数値化したものではなく、活動の成果を表す数値の一つである。

【意見】

「来館者数（人）」は成果指標として設定し、活動指標として他の適切な資料を設定すべきである。

I-12. 鳥獣保護指導事業

I-12-①. 鳥獣保護管理員設置費

1. 事業の概況

所管部局・課	安全環境部（自然環境課）
事業目的	地域に密着した活動や専門的な助言・指導を行うため、県内での鳥獣保護管理事業の実状に応じた鳥獣保護管理員を配置する。
根拠法令等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 鳥獣保護管理法 ・ 鳥獣の保護を図るための事業を実施するための基本的な指針
実施要綱等	鳥獣保護管理事業計画（第12次）
経費区分	標準外経費
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 鳥獣保護管理員 報酬・手当 ・ 鳥獣保護管理員 現地研修会・会議の費用 ・ 鳥獣保護管理員 物品（手帳、記章） <p style="margin-left: 2em;">＜ 鳥獣保護管理員の活動 ＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 狩猟取締り ・ 鳥獣保護区の管理 ・ 鳥獣の生息状況等に関する調査 ・ 普及啓発等 ・ 被害が発生している地域における鳥獣保護管理に関する助言、指導
環境基本計画における位置づけ	<p>「在来生物の保全」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 鳥獣保護事業計画の実施
事業開始年度	昭和38年度
事業終了年度(予定)	—

2. 事業費の推移

(単位：千円)

	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
予算額	1,541	2,471	2,389	2,188
決算額	1,521	1,633	1,860	1,661

増減理由（決算額）

鳥獣保護管理員の活動回数を過去3年の平均回数で算出しているため、鳥獣保護管理員手当（報償費）が変動する。

3. 事業費の内訳 (平成 29 年度)

(単位：千円)

費目 (節)	決算額	主な内容
報償費	1,646	鳥獣保護管理員 報酬・手当
需用費	15	食糧費 (鳥獣保護管理員等合同会議昼食)
合計	1,661	

4. 事業費の財源、実施方法

(単位：千円)

区分	金額
国庫	—
県 (一般財源)	1,661
その他	—
合計	1,661

事業実施方法	直営
--------	----

5. 事業効果の推移

	内容
活動指標	鳥獣保護管理員活動回数 (回)
成果指標	—

		H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
活動指標	目標	—	—	—	—
	実績	710	628	911	629
成果指標	目標	—	—	—	—
	実績	—	—	—	—

6. 指摘事項および意見

特記すべき事項なし。

I-12-②. 狩猟免許試験及び講習審査費

1. 事業の概況

所管部局・課	安全環境部（自然環境課）
事業目的	(一社)福井県猟友会が推薦する試験係員および講師を派遣し、狩猟免許試験の適正な実施と県内狩猟者の資質（法令、鳥獣、猟具の扱いへの理解を深める）の向上により、事故防止に資する。
根拠法令等	・ 鳥獣保護管理法 ・ 鳥獣の保護を図るための事業を実施するための基本的な指針
実施要綱等	鳥獣保護管理事業計画（第12次）
経費区分	標準外経費
事業内容	① 狩猟免許試験係員及び狩猟免許更新講習講師報償費 ・ 狩猟免許試験：実施回数 3回、人数/回 4人 ・ 狩猟免許更新講習：実施回数 7回、人数/回 2人 ② 狩猟免許用紙印刷費（769枚） ③ 狩猟免許更新案内通知費（583枚）
環境基本計画における位置づけ	「在来生物の保全」 ・ 有害鳥獣対策の適切な実施
事業開始年度	昭和38年度
事業終了年度(予定)	—

2. 事業費の推移

(単位：千円)

	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
予算額	349	403	362	382
決算額	273	380	257	296

増減理由（決算額）

更新対象者数の変動に伴う増減。

3. 事業費の内訳 (平成 29 年度)

(単位：千円)

費目 (節)	決算額	主な内容
報償費	180	狩猟免許試験係員・免許更新講習講師の謝金
旅費	40	狩猟免許試験係員・免許更新講習講師の旅費
需用費	33	狩猟免許状
役務費	26	狩猟免許更新対象者への通知ハガキ
使用料および賃借料	16	狩猟免許試験・更新講習会の会場使用料
合計	296	

4. 事業費の財源、実施方法

(単位：千円)

区分	金額
国庫	—
県 (一般財源)	—
その他・・・※	296
合計	296

※「その他」・・・使用料・手数料

事業実施方法	直営
--------	----

5. 事業効果の推移

	内容
活動指標	狩猟免許試験実施回数 (回)
成果指標	—

		H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
活動指標	目標	—	—	—	—
	実績	3	3	3	3
成果指標	目標	—	—	—	—
	実績	—	—	—	—

6. 指摘事項および意見

特記すべき事項なし。

I-12-③. 鳥獣保護及び放鳥事業

1. 事業の概況

所管部局・課	安全環境部（自然環境課）
事業目的	狩猟鳥類の生息適地であって、増加を図るために必要と認められる箇所において、毎年度定める放鳥計画に基づき放鳥することで、狩猟鳥類の増殖を図る。
根拠法令等	・ 鳥獣保護管理法 ・ 鳥獣の保護を図るための事業を実施するための基本的な指針
実施要綱等	鳥獣保護管理事業計画（第12次）
経費区分	標準外経費
事業内容	・ 放鳥する狩猟鳥：キジ ・ 放鳥日齢：120日齢以上の個体（厳しい生存競争に勝ち残り、より高い生存率からの事業効果を目指すため） ・ 実施方法：県の放鳥計画に基づき実施する。キジの購入および放鳥は(一社)福井県猟友会に委託する。
環境基本計画における位置づけ	「在来生物の保全」 ・ 有害鳥獣対策の適切な実施 ・ 鳥獣保護事業計画の実施
事業開始年度	昭和38年度
事業終了年度(予定)	—

2. 事業費の推移

(単位：千円)

	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
予算額	2,090	2,090	2,090	2,090
決算額	2,079	2,075	2,079	2,078

増減理由（決算額）

特記すべき事項なし。

3. 事業費の内訳（平成29年度）

(単位：千円)

費目（節）	決算額	主な内容
委託料	2,078	1 一般社団法人への委託
合計	2,078	

4. 事業費の財源、実施方法 (単位：千円)

区分	金額
国庫	—
県（一般財源）	2,078
その他	—
合計	2,078

事業実施方法	直営
--------	----

5. 事業効果の推移

	内容
活動指標	キジ放鳥数（羽）
成果指標	—

		H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
活動指標	目標	—	—	—	—
	実績	480	480	380	480
成果指標	目標	—	—	—	—
	実績	—	—	—	—

6. 指摘事項および意見

(1) 有効性について

①成果指標について

成果指標を設定していない。

【意見】

事業目的は増殖であるため、キジの個体数を成果指標として設定すべきである。

I-12-④. 保護区等の新設維持管理費

1. 事業の概況

所管部局・課	安全環境部（自然環境課）
事業目的	鳥獣保護区を設定し、その維持管理を行うことにより、野生鳥獣の保護を図る。
根拠法令等	・ 鳥獣保護管理法 ・ 鳥獣の保護を図るための事業を実施するための基本的な指針
実施要綱等	鳥獣保護管理事業計画（第12次）
経費区分	標準外経費
事業内容	① 管理標識(制札)の設置および撤去作業 ② 管理旅費 ③ 管理標識(制札)購入費 ④ 管理委託料（(一社)福井県猟友会）
環境基本計画における位置づけ	「在来生物の保全」 ・ 鳥獣保護事業計画の実施
事業開始年度	昭和38年度
事業終了年度(予定)	—

2. 事業費の推移

(単位：千円)

	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
予算額	1,770	1,881	1,756	1,387
決算額	1,727	1,070	1,129	1,162

増減理由（決算額）

制札等の設置数に伴い事業費が変動する。

3. 事業費の内訳（平成29年度）

(単位：千円)

費目（節）	決算額	主な内容
賃金	159	制札設置・点検作業の賃金
報償費	147	鳥獣保護区等の新設・維持管理、規制標識設置点検費
需用費	576	鳥獣保護区等の制札（補修用）
委託料	277	1一般社団法人への委託
合計	1,162	

4. 事業費の財源、実施方法 (単位：千円)

区分	金額
国庫	—
県（一般財源）	1,162
その他	—
合計	1,162

事業実施方法	直営
--------	----

5. 事業効果の推移

	内容
活動指標	—
成果指標	—

		H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
活動指標	目標	—	—	—	—
	実績	—	—	—	—
成果指標	目標	—	—	—	—
	実績	—	—	—	—

6. 指摘事項および意見

特記すべき事項なし。

I-12-⑤. 狩猟者登録及び狩猟事務費

1. 事業の概況

所管部局・課	安全環境部（自然環境課）
事業目的	狩猟者登録および福井県鳥獣保護区等位置図の作成などの狩猟関係事務を行う。
根拠法令等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 鳥獣保護管理法 ・ 鳥獣の保護を図るための事業を実施するための基本的な指針
実施要綱等	鳥獣保護管理事業計画（第12次）
経費区分	標準外経費
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 狩猟読本の購入、関係機関への配布 ・ 狩猟事務消耗品 ・ 狩猟者登録証の印刷 ・ 狩猟者登録事務の委託 (福井県鳥獣保護区等位置図の作成を含む)
環境基本計画における位置づけ	<ul style="list-style-type: none"> 「在来生物の保全」 ・ 有害鳥獣対策の適切な実施
事業開始年度	昭和38年度
事業終了年度(予定)	—

2. 事業費の推移

(単位：千円)

	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
予算額	1,358	1,360	1,279	1,280
決算額	1,062	1,140	1,143	1,040

増減理由（決算額）

特記すべき事項なし。

3. 事業費の内訳（平成29年度）

(単位：千円)

費目（節）	決算額	主な内容
需用費	206	狩猟読本および狩猟免許試験例題集 98
委託料	833	1 一般社団法人への委託
合計	1,040	

4. 事業費の財源、実施方法 (単位：千円)

区分	金額
国庫	—
県（一般財源）	—
その他・・・※	1,040
合計	1,040

※「その他」・・・使用料・手数料

事業実施方法	直営
--------	----

5. 事業効果の推移

	内容
活動指標	—
成果指標	—

		H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
活動指標	目標	—	—	—	—
	実績	—	—	—	—
成果指標	目標	—	—	—	—
	実績	—	—	—	—

6. 指摘事項および意見

特記すべき事項なし。

I-13. 鳥獣害のない里づくり推進事業

平成29年度の鳥獣害のない里づくり推進事業の事業費は、次ページの表のようであった。これを担当部署別、支出内容別、財源別に分類・集計すると、次のようになる。

1) 事業費の担当部署別の内訳

担当部署	決算額 (千円)	割合 (%)
農林水産部 (地域農業課)	346,273	96.0
農林水産部 (森づくり課)	12,113	3.4
安全環境部 (自然環境課)	2,208	0.6
公安委員会 (警察本部)	140	0.0
計	360,734	100.0

当事業の大部分 (96.0%) を農林水産部 (地域農業課) が担っている。

2) 事業費の支出内容の内訳

担当部署	決算額 (千円)	割合 (%)
賃金	119	0.0
報償費	369	0.1
旅費	105	0.0
需用費	661	0.2
役務費	122	0.0
委託料	30,417	8.4
使用料および賃借料	81	0.0
負担金補助および交付金	325,621	90.3
備品購入費	3,235	0.9
計	360,734	100.0

市町への補助金の支給が90%以上を占め、外部の委託料が8.4%である。

3) 事業費の財源の内訳

担当部署	決算額 (千円)	割合 (%)
国庫支出金	219,954	61.0
県 (一般財源)	123,814	34.3
繰入金	16,290	4.5
使用料・手数料	140	0.0
計	360,734	100.0

国が60%以上を負担している。

目的	工口 No.	工口	担当部署				事業費の支出内容				事業費の財源				決算合計				
			A	B	C	D	節・細目	決算額	—	国庫支出金	繰入金	一般財源	使用料・手数料	財源計	金額	%			
被害 防除	①	鳥獣被害防止総合対策交付金事業	●				鳥獣被害防止総合対策交付金	125,936		125,936				125,936	125,936	34.9			
			●				負担金補助および交付金	5,440		5,440				5,440	5,440	1.5			
							需用費	35		35					35				
							役員費	87		87						87			
							委託料	129		129						129			
							使用料及び賃賃料	51		51						51			
							備品購入費	3,235		3,235						3,235			
							負担金補助および交付金	25,938		25,938			25,938			25,938	7.2		
							負担金補助および交付金	5,677		5,677			5,677			5,677	1.6		
							委託料	6,100		6,100			6,100			6,100	4.5		
							負担金補助および交付金	10,080		10,080			10,080			10,080	4.5		
							負担金補助および交付金	141,548		141,548			141,548			141,548	39.2		
							委託料	9,504		9,504			9,504			9,504	2.6		
							負担金補助および交付金	6,673		6,673			6,673			6,673	1.8		
							負担金補助および交付金	2,780		2,780			2,780			2,780	0.8		
			個体数 調整	②	特定鳥獣保護管理計画推進事業	●				報償費	40		40				40		
										需用費	39		39					39	
							委託料	6,935		6,935					6,935				
							旅費	48		48					48				
							賃金	119		119					119				
							旅費	10		10					10				
							需用費	223		223					223				
							役員費	1		1					1				
							使用料及び賃賃料	20		20					20				
							委託料	534		534			534			534	0.1		
							需用費	181		181			181			181			
							役員費	2		2			2			2			
							委託料	387		387			387			387	0.2		
							負担金補助および交付金	146		146			146			146			
							負担金補助および交付金	1,300		1,300			1,300			1,300	0.4		
体制 強化	③	捕獲者の確保・育成								委託料	179		179				179		0.0
										報償費	189		189					189	
							旅費	46		46					46				
							需用費	181		181					181				
							役員費	30		30					30				
							委託料	125		125					125				
							使用料及び賃賃料	10		10					10				
							負担金補助および交付金	103		103			103			103	0.0		
							委託料	6,521		6,521						6,521	1.8		
							報償費	140		140				140		140	0.0		
							—	360,734		360,734						360,734	100.0		
							合計	16,290		16,290			123,814			360,734	100.0		

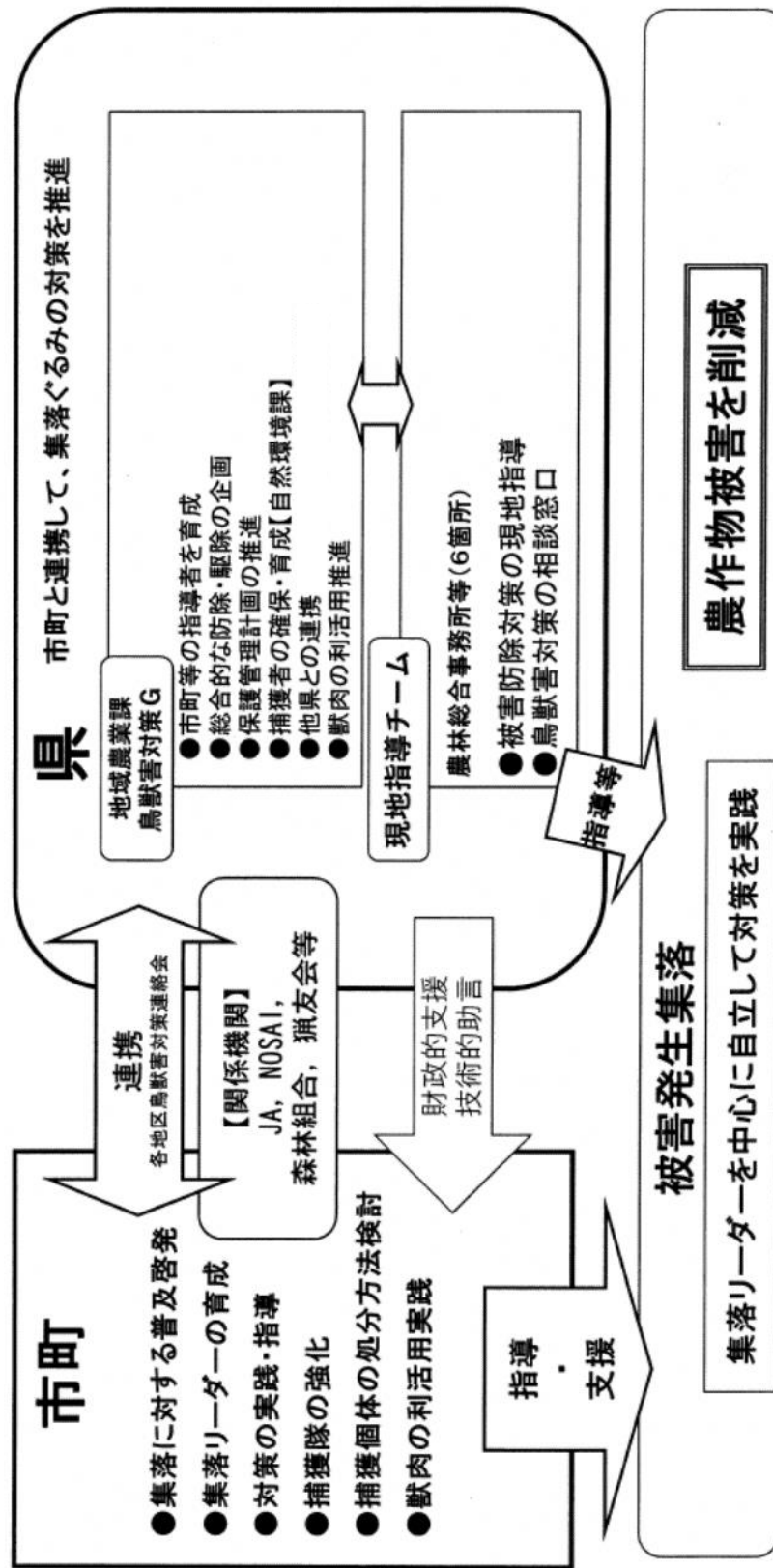
D は監査対象としていない。

また、事業ユニット別の管理の内容と対象となる鳥獣は、次々表のとおりである。

(担 当 部 署) A : 農林水産部 (地域農業課)、 B : 農林水産部 (森づくり課)、
 C : 安全環境部 (自然環境課)、 D : 公安委員会 (警察本部)
 (対象となる鳥獣) ア : シカ、 イ : イノシシ、 ウ : サル、 エ : クマ、 オ : ハクビシン
 カ : 特定外来生物 (アライグマ、ヌートリア)、 キ : その他

事業ユニット	担当部署				対象となる鳥獣							
					有害獣					—	—	
	A	B	C	D	ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	
①	鳥獣被害防止総合対策交付金	○				○	○	○	○	○	○	○
			○			○						
②	侵入防止柵管理支援事業	○				○	○	○	○	○		
③	被害管理事業補助金 (ネット柵)	○				○						
④	被害管理事業補助金 (電気柵)	○				○	○	○	○	○	○	
⑤	侵入防止柵等の補修・更新支援事業補助金	○				○	○	○	○	○		
⑥	有害獣捕獲事業補助金	○				○	○	○	○	○	○	
⑦	シカ捕獲技術実地研修事業	○				○						
			○									
⑧	サル捕獲対策支援事業補助金	○						○				
⑨	特定鳥獣保護管理計画推進事業	○		○		○	○	○	○			
⑩	特定外来生物防除実施計画推進事業	○									○	
⑪	堅果類調査事業			○					○			
⑫	ツキノワグマによる人身事故防止対策事業			○					○			
⑬	獣肉の利活用促進事業補助金	○				○	○					
⑭	捕獲者の確保・育成事業			○		○	○	○	○	○	○	○
⑮	鳥獣害対策の推進体制の強化	○				○	○	○		○	○	
⑯	有害獣捕獲強化支援事業補助金	○				○	○	○	○	○	○	
⑰	サル対策体制強化	○						○				
	猟銃等所持初心者の巡回指導				○	○	○	○	○			

県における鳥獣害対策推進体制



I-13-① 鳥獣被害防止総合対策交付金事業

《 地域農業課 》

1. 事業の概況

所管部局・課	農林水産部（地域農業課）
事業目的	安心して農業ができる環境を整備するため、鳥獣被害防止特別措置法により市町村が作成する被害防止計画に基づき、ソフトとハードの対策を総合的に支援する。
根拠法令等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 鳥獣保護管理法 ・ 鳥獣被害防止特別措置法 ・ 鳥獣の保護を図るための事業を実施するための基本的な指針
実施要綱等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 鳥獣保護管理事業計画（第12次） ・ 鳥獣被害防止総合対策交付金実施要綱等
経費区分	政策的経費
事業内容	<p><ソフト対策></p> <p>地域ぐるみの被害防止活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 研修会の開催、捕獲檻の導入、緩衝帯の整備 等 ・ 事業実施主体：地域協議会等 ・ 補助率等： 1/2 以内 <p><ハード対策></p> <p>侵入防止柵等の被害防止施設の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業実施主体：地域協議会、地域協議会の構成員 ・ 補助率等： 1/2 以内
環境基本計画における位置づけ	<p>「在来生物の保全」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 有害鳥獣対策の適切な実施
事業開始年度	平成 22 年度
事業終了年度(予定)	平成 31 年度

2. 事業費の推移

(単位：千円)

	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
予算額	186,204	146,163	144,331	148,684
決算額	160,429	129,566	130,816	125,936

増減理由（決算額）

H26 年度で嶺南地域の金網柵整備計画がおおむね終了したため、27 年度以降は予算・決算とも減少傾向。

3. 事業費の内訳 (平成 29 年度)

(単位：千円)

費目 (節)	決算額	主な内容
負担金補助および交付金	125,936	3 市、1 町、11 団体への補助
合計	125,936	

4. 事業費の財源、実施方法

(単位：千円)

区分	金額
国庫	125,936
県 (一般財源)	—
その他	—
合計	125,936

事業実施方法	補助
--------	----

5. 事業効果の推移

	内容
活動指標	侵入防止柵整備延長 (km)
成果指標	—

		H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
活動指標	目標	—	—	—	—
	実績	66	88	81	66
成果指標	目標	—	—	—	—
	実績	—	—	—	—

6. 指摘事項および意見

特記すべき事項なし。

《 森づくり課 》

1. 事業の概況

所管部局・課	農林水産部（森づくり課）
事業目的	シカの生息数の急激な増加に伴い、森林の立木被害や食害による下層植生の消失による土砂流出の危険性が增大している。県では、年間9,600頭の捕獲を目標としてシカの頭数管理を実施するため、広域連携による森林内のシカ捕獲モデル事業を実践する。
根拠法令等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 鳥獣保護管理法 ・ 鳥獣被害防止特別措置法 ・ 鳥獣の保護を図るための事業を実施するための基本的な指針
実施要綱等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 鳥獣保護管理事業計画（第12次） ・ 鳥獣被害防止総合対策交付金実施要綱等
経費区分	政策的経費
事業内容	森林組合によるシカ捕獲活動
環境基本計画における位置づけ	「在来生物の保全」 <ul style="list-style-type: none"> ・ 有害鳥獣対策の適切な実施
事業開始年度	平成26年度
事業終了年度(予定)	—

2. 事業費の推移

(単位：千円)

	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
予算額	9,000	13,500	7,458	5,440
決算額	9,000	13,500	7,458	5,440

増減理由（決算額）

国庫補助金の増減による。

3. 事業費の内訳（平成29年度）

(単位：千円)

費目（節）	決算額	主な内容
負担金補助および交付金	5,440	10 森林組合に補助
合計	5,440	

4. 事業費の財源、実施方法 (単位：千円)

区分	金額
国庫	5,440
県（一般財源）	—
その他（諸収入）	—
合計	5,440

事業実施方法	補助
--------	----

5. 事業効果の推移

	内容
活動指標	事業実施事業体数（組合）
成果指標	シカ等捕獲頭数（頭）

		H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
活動指標	目標	11	11	10	10
	実績	7	11	10	10
成果指標	目標	50	50	50	50
	実績	12	70	98	87

6. 指摘事項および意見

特記すべき事項なし。

I-13-②. 侵入防止柵管理支援事業

1. 事業の概況

所管部局・課	農林水産部（地域農業課）
事業目的	集落が行う柵の点検・補修に対して支援を行い、整備した侵入防止柵の効果を持続的に発揮することにより、野生鳥獣による農作物被害の軽減を図る。
根拠法令等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 鳥獣保護管理法 ・ 鳥獣被害防止特別措置法 ・ 鳥獣の保護を図るための事業を実施するための基本的な指針
実施要綱等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 鳥獣保護管理事業計画（第12次） ・ 鳥獣被害防止総合対策交付金実施要綱等
経費区分	政策的経費
事業内容	電気柵遠隔監視通報システムを用いて、電気柵の点検・見回りの省力化、迅速な補修を実施する。
環境基本計画における位置づけ	<ul style="list-style-type: none"> 「在来生物の保全」 ・ 有害鳥獣対策の適切な実施
事業開始年度	平成27年度
事業終了年度(予定)	平成31年度

2. 事業費の推移

(単位：千円)

	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
予算額	—	10,170	1,389	3,848
決算額	—	9,785	929	3,540

増減理由（決算額）

H27年度は開発経費を含み、28年度以降は実証・普及経費のみ。

3. 事業費の内訳（平成29年度）

(単位：千円)

費目（節）	決算額	主な内容
需用費	35	消耗品費
役務費	87	システム通信機器等調達・据付
委託料	129	システム保守業務の委託
使用料および賃借料	51	侵入防止柵の点検・管理支援
備品購入費	3,235	電気柵遠隔監視通報システム通信機器等
合計	3,540	

4. 事業費の財源、実施方法 (単位：千円)

区分	金額
国庫	3,358
県（一般財源）	—
その他・・・※	181
合計	3,540

※「その他」・・・中山間地域土地改良施設等保全基金繰入金

事業実施方法	直営
--------	----

5. 事業効果の推移

	内容
活動指標	設備導入件数（集落）（件）
成果指標	—

		H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
活動指標	目標	—	—	—	—
	実績	—	—	2	3
成果指標	目標	—	—	—	—
	実績	—	—	—	—

6. 指摘事項および意見

特記すべき事項なし。

I-13-③. 被害管理事業補助金（ネット柵）

1. 事業の概況

所管部局・課	農林水産部（地域農業課）
事業目的	嶺南地域だけでなく、近年は嶺北地域に拡大しているシカによる農業被害に対して、県産品のネットを活用した、地元で管理のしやすいネット柵を地域の実情に応じて整備支援し、被害を削減していく。
根拠法令等	<ul style="list-style-type: none"> ・鳥獣保護管理法 ・鳥獣被害防止特別措置法 ・鳥獣の保護を図るための事業を実施するための基本的な指針
実施要綱等	<ul style="list-style-type: none"> ・鳥獣保護管理事業計画（第12次） ・鳥獣被害防止総合対策交付金実施要綱等
経費区分	政策的経費
事業内容	ネット柵の整備支援 <ul style="list-style-type: none"> ・補助対象：山ぎわに設置し里地への侵入を防止する柵高2m以上のネット柵の整備に要する経費 ・事業主体：市町鳥獣害対策協議会、市町等 ・補助率：県1/2(市町1/6以上)
環境基本計画における位置づけ	「在来生物の保全」 <ul style="list-style-type: none"> ・有害鳥獣対策の適切な実施
事業開始年度	平成22年度
事業終了年度(予定)	平成31年度

2. 事業費の推移

(単位：千円)

	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
予算額	17,229	44,048	14,403	26,642
決算額	17,229	42,654	14,403	25,938

増減理由（決算額）

市町整備要望量による。

3. 事業費の内訳（平成29年度）

(単位：千円)

費目（節）	決算額	主な内容
負担金補助および交付金	25,938	2市3町への補助
合計	25,938	

4. 事業費の財源、実施方法 (単位：千円)

区分	金額
国庫	—
県（一般財源）	25,938
その他・・・※	—
合計	25,938

事業実施方法	補助
--------	----

5. 事業効果の推移

	内容
活動指標	侵入防止柵整備延長 (km)
成果指標	—

		H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
活動指標	目標	—	—	—	—
	実績	66	88	81	66
成果指標	目標	—	—	—	—
	実績	—	—	—	—

6. 指摘事項および意見

特記すべき事項なし。

I-13-④. 被害管理事業補助金（電気柵）

1. 事業の概況

所管部局・課	農林水産部（地域農業課）
事業目的	農作物被害が発生している地域において、地域自ら行う電気柵の整備に対して支援を行うことにより、野生鳥獣による農作物被害の軽減を図る。
根拠法令等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 鳥獣保護管理法 ・ 鳥獣被害防止特別措置法 ・ 鳥獣の保護を図るための事業を実施するための基本的な指針
実施要綱等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 鳥獣保護管理事業計画（第12次） ・ 鳥獣被害防止総合対策交付金実施要綱等
経費区分	政策的経費
事業内容	<p>市町鳥獣害対策協議会が実施する有害鳥獣（イノシシ、シカ等）に対する電気柵整備のうち、市町が補助する場合の資材購入経費の補助を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業主体：市町鳥獣害対策協議会、市町等 ・ 補助率：1/3(1/2)
環境基本計画における位置づけ	<p>「在来生物の保全」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 有害鳥獣対策の適切な実施
事業開始年度	平成16年度
事業終了年度(予定)	平成35年度

2. 事業費の推移

(単位：千円)

	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
予算額	12,294	9,580	9,505	6,861
決算額	9,932	6,773	7,690	5,677

増減理由（決算額）

市町整備要望量による。

3. 事業費の内訳（平成29年度）

(単位：千円)

費目（節）	決算額	主な内容
負担金補助および交付金	5,677	7市2町への補助
合計	5,677	

4. 事業費の財源、実施方法 (単位：千円)

区分	金額
国庫	—
県（一般財源）	5,677
その他	—
合計	5,677

事業実施方法	補助
--------	----

5. 事業効果の推移

	内容
活動指標	侵入防止柵整備延長 (km)
成果指標	—

		H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
活動指標	目標	—	—	—	—
	実績	66	88	81	66
成果指標	目標	—	—	—	—
	実績	—	—	—	—

6. 指摘事項および意見

特記すべき事項なし。

I-13-⑤. 侵入防止柵の補修・更新支援事業

1. 事業の概況

所管部局・課	農林水産部（地域農業課）
事業目的	侵入防止柵(金網柵・ネット柵・電気柵)等の点検・補修は設置集落の住民等が担っているが、日々のそうした活動に加え、経年劣化等に伴う柵の更新費用が住民の大きな負担となっていることから、柵の更新等に対し、その経費の一部を補助する。
根拠法令等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 鳥獣保護管理法 ・ 鳥獣被害防止特別措置法 ・ 鳥獣の保護を図るための事業を実施するための基本的な指針
実施要綱等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 鳥獣保護管理事業計画（第12次） ・ 鳥獣被害防止総合対策交付金実施要綱等
経費区分	政策的経費
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 補助率 <ul style="list-style-type: none"> 金網柵　：定額、1/2 ネット柵：1/2 電気柵　：1/3 捕獲機材：定額 ・ 事業主体：市町有害鳥獣対策協議会、市町等
環境基本計画における位置づけ	<ul style="list-style-type: none"> 「在来生物の保全」 ・ 有害鳥獣対策の適切な実施
事業開始年度	平成 28 年度
事業終了年度(予定)	平成 31 年度

2. 事業費の推移

(単位：千円)

	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
予算額	—	—	13,300	16,622
決算額	—	—	13,155	16,180

増減理由（決算額）

市町整備要望量による。

3. 事業費の内訳 (平成 29 年度)

(単位：千円)

費目 (節)	決算額	主な内容
委託料	6,100	鳥獣被害に強い果樹栽培講習会の実施等
負担金補助および交付金	10,080	4 市 2 町 1 団体への補助
合計	16,180	

4. 事業費の財源、実施方法

(単位：千円)

区分	金額
国庫	—
県 (一般財源)	16,180
その他	—
合計	16,180

事業実施方法	直営、補助
--------	-------

5. 事業効果の推移

	内容
活動指標	—
成果指標	—

		H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
活動指標	目標	—	—	—	—
	実績	—	—	—	—
成果指標	目標	—	—	—	—
	実績	—	—	—	—

6. 指摘事項および意見

特記すべき事項なし。

I-13-⑥. 有害獣捕獲事業補助金

1. 事業の概況

所管部局・課	農林水産部（地域農業課）
事業目的	農林業被害や、山ぎわ・奥山の自然環境破壊をもたらしている野生鳥獣(有害鳥獣：シカ・イノシシ・サル等)の捕獲を行う市町に対して、その経費を補助し、捕獲による個体数調整を推進することによって、鳥獣害の軽減を図る。
根拠法令等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 鳥獣保護管理法 ・ 鳥獣被害防止特別措置法 ・ 鳥獣の保護を図るための事業を実施するための基本的な指針
実施要綱等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 鳥獣保護管理事業計画（第12次） ・ 鳥獣被害防止総合対策交付金実施要綱等
経費区分	政策的経費
事業内容	<p>有害鳥獣の捕獲(有害獣捕獲)を実施する市町の経費に対する補助</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 補助対象：市町長が実施する有害獣捕獲(シカ、イノシシ、サル、クマ、ハクビシン)および外来獣防除(アライグマ、ヌートリア)にかかる経費 ・ 事業主体：市町 ・ 補助率：補助対象経費の1/2以内(1頭あたり上限額あり)
環境基本計画における位置づけ	<p>「在来生物の保全」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 有害鳥獣対策の適切な実施
事業開始年度	平成14年度
事業終了年度(予定)	平成35年度

2. 事業費の推移

(単位：千円)

	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
予算額	79,338	151,235	137,338	144,883
決算額	74,427	130,317	126,037	141,548

増減理由（決算額）

H27年度から当該経費が国交付金の対象となったことによる。

3. 事業費の内訳 (平成 29 年度)

(単位：千円)

費目 (節)	決算額	主な内容
負担金補助および交付金	141,548	9 市 8 町への補助
合計	141,548	

4. 事業費の財源、実施方法

(単位：千円)

区分	金額
国庫	61,189
県 (一般財源)	71,077
その他・・・※	9,281
合計	141,548

※「その他」・・・地域活性化基金繰入金

事業実施方法	補助
--------	----

5. 事業効果の推移

	内容
活動指標	補助実績頭数 (頭)
成果指標	—

		H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
活動指標	目標	—	—	—	—
	実績	16,695	15,533	15,271	16,312
成果指標	目標	—	—	—	—
	実績	—	—	—	—

6. 指摘事項および意見

特記すべき事項なし。

I-13-⑦. シカ捕獲技術実施研修事業

《 地域農業課 》

1. 事業の概況

所管部局・課	農林水産部（地域農業課）
事業目的	第二種特定鳥獣管理計画(ニホンジカ)に基づき、県内におけるシカの捕獲をいっそう進めるためシカ捕獲技術の向上や捕獲機会の増加により、シカ捕獲圧の強化を図る。
根拠法令等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 鳥獣保護管理法 ・ 鳥獣被害防止特別措置法 ・ 鳥獣の保護を図るための事業を実施するための基本的な指針
実施要綱等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 鳥獣保護管理事業計画（第12次） ・ 鳥獣被害防止総合対策交付金実施要綱等
経費区分	政策的経費
事業内容	<p>① シカ捕獲実践研修</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 目的：シカ捕獲の実績が豊富な優良狩猟者が、新規に有害捕獲に参画する捕獲隊員に実践的なシカ捕獲技術・ノウハウ（くくりわな猟・銃猟）を伝授し、その育成を図る。 ・ 対象：シカ捕獲経験の無い(少ない)有害捕獲隊員 ・ 講師：県内外の優良狩猟者 ・ 回数：年24回開催 <p>② 県下統一の「シカ広域捕獲月間」を設定(2/1～3/15)し、捕獲圧が低い鳥獣保護区などを対象に集中的な捕獲活動を展開</p>
環境基本計画における位置づけ	<p>「在来生物の保全」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 有害鳥獣対策の適切な実施
事業開始年度	平成25年度
事業終了年度(予定)	平成31年度

2. 事業費の推移

(単位：千円)

	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
予算額	14,215	9,504	9,546	9,504
決算額	14,186	9,504	9,546	9,504

増減理由（決算額）

H27年度から研修回数を見直したことによる減額。

3. 事業費の内訳 (平成 29 年度)

(単位：千円)

費目 (節)	決算額	主な内容
委託料	9,504	シカ捕獲実践研修会実施業務委託
合計	9,504	

4. 事業費の財源、実施方法

(単位：千円)

区分	金額
国庫	3,813
県 (一般財源)	—
その他・・・※	5,691
合計	9,504

※「その他」・・・中山間地域土地改良施設等保全基金繰入金

事業実施方法	直営
--------	----

5. 事業効果の推移

	内容
活動指標	研修会開催回数 (回)
成果指標	—

		H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
活動指標	目標	—	—	—	—
	実績	37	25	26	25
成果指標	目標	—	—	—	—
	実績	—	—	—	—

6. 指摘事項および意見

特記すべき事項なし。

《 森づくり課 》

1. 事業の概況

所管部局・課	農林水産部（森づくり課）
事業目的	シカの生息数の急激な増加に伴い、森林の立木被害や食害による下層植生の消失による土砂流出の危険性が增大している。県では、年間9,600頭の捕獲を目標としてシカの頭数管理を実施するため、広域連携による森林内のシカ捕獲モデル事業を実践する。
根拠法令等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 鳥獣保護管理法 ・ 鳥獣被害防止特別措置法 ・ 鳥獣の保護を図るための事業を実施するための基本的な指針
実施要綱等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 鳥獣保護管理事業計画（第12次） ・ シカによる森林被害緊急対策事業実施要領
経費区分	政策的経費
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広域被害対策協議会の開催 ・ 先進的手法によるシカ捕獲活動への支援 <ul style="list-style-type: none"> － ICTを活用した罠、モバイルカリング （事業実施主体：広域有害鳥獣対策協議会）
環境基本計画における位置づけ	「在来生物の保全」 ・ 有害鳥獣対策の適切な実施
事業開始年度	平成 28 年度
事業終了年度(予定)	—

2. 事業費の推移

(単位：千円)

	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
予算額	—	—	5,077	6,673
決算額	—	—	5,077	6,673

増減理由（決算額）

国庫補助金の増減による。

3. 事業費の内訳（平成 29 年度）

(単位：千円)

費目（節）	決算額	主な内容
負担金補助および交付金	6,673	2 協議会への補助
合計	6,673	

4. 事業費の財源、実施方法 (単位：千円)

区分	金額
国庫	6,673
県（一般財源）	—
その他（諸収入）	—
合計	6,673

事業実施方法	補助
--------	----

5. 事業効果の推移

	内容
活動指標	事業実施数（広域有害鳥獣対策協議会）
成果指標	シカ等捕獲頭数（頭）

		H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
活動指標	目標	—	—	1	2
	実績	—	—	2	2
成果指標	目標	—	—	—	—
	実績	—	—	13	18

6. 監査の指摘事項結果および意見

特記すべき事項なし。

I-13-⑧. サル捕獲対策支援事業補助金

1. 事業の概況

所管部局・課	農林水産部（地域農業課）
事業目的	サルの行動の特性から、場当たりの捕獲は被害を拡散させる恐れがあり、長期的な観点からサルを群れで管理し、生息数を適正な水準に減少させる必要がある。第二種特定鳥獣管理計画に基づき、加害度の高い群を半減させるために市町が実施する悪質なサルの選択的捕獲に対し、その経費の一部を補助する。
根拠法令等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 鳥獣保護管理法 ・ 鳥獣被害防止特別措置法 ・ 鳥獣の保護を図るための事業を実施するための基本的な指針
実施要綱等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 鳥獣保護管理事業計画（第12次） ・ 鳥獣被害防止総合対策交付金実施要綱等
経費区分	政策的経費
事業内容	市町が策定するサル対策のための地域実施計画に基づく悪質なサルの選択的捕獲を実施するための費用の一部を補助。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業主体 市町または市町鳥獣害対策協議会 ・ 補助率：1/2
環境基本計画における位置づけ	「在来生物の保全」 <ul style="list-style-type: none"> ・ 有害鳥獣対策の適切な実施
事業開始年度	平成 29 年度
事業終了年度(予定)	平成 31 年度

2. 事業費の推移

(単位：千円)

	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
予算額	—	—	—	3,889
決算額	—	—	—	2,780

増減理由（決算額）

捕獲実績による減額。

3. 事業費の内訳（平成 29 年度）

(単位：千円)

費目（節）	決算額	主な内容
負担金補助および交付金	2,780	1 町 2 団体
合計	2,780	

4. 事業費の財源、実施方法 (単位：千円)

区分	金額
国庫	—
県（一般財源）	2,780
その他	—
合計	2,780

事業実施方法	補助
--------	----

5. 事業効果の推移

	内容
活動指標	捕獲実施群数（群）
成果指標	—

		H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
活動指標	目標	—	—	—	—
	実績	—	—	—	4
成果指標	目標	—	—	—	—
	実績	—	—	—	—

6. 指摘事項および意見

特記すべき事項なし。

I-13-⑨. 特定鳥獣保護管理計画推進事業

1. 事業の概況

所管部局・課	農林水産部（地域農業課）
事業目的	生物多様性の確保、生活環境の保全、農林水産業の健全な発展のため、農林業被害が深刻化しているシカ・イノシシ・サル・クマについて、長期的な観点から当該鳥獣の地域個体数の安定的な維持を図りつつ、当該鳥獣の生息数を適正な水準に減少させるため、特定鳥獣保護管理計画を策定・推進する。
根拠法令等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 鳥獣保護管理法 ・ 鳥獣被害防止特別措置法 ・ 鳥獣の保護を図るための事業を実施するための基本的な指針
実施要綱等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 鳥獣保護管理事業計画（第12次） ・ 鳥獣被害防止総合対策交付金実施要綱等
経費区分	政策的経費
事業内容	<p>① モニタリング調査</p> <p>(1) 生息状況調査：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 分布域等の把握調査 ・ 各地域の生息密度(生息数/面積)推定調査 <p>(2) 生息環境調査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 生息地の餌量等の把握 <p>(3) 被害調査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 被害(農林業作物や生活被害等)の把握 <p>② 検討</p> <p>(1) 検討委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 計画の策定、変更、進捗管理 (学識経験者、関係団体、市町および県関係機関で構成) <p>(2) ワーキンググループ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 検討委員会で検討する事項に関する科学的な検討 (学識経験者等で構成)
環境基本計画における位置づけ	<p>「在来生物の保全」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 有害鳥獣対策の適切な実施
事業開始年度	シカ：平成16年度、イノシシ：平成22年度、 サル：平成27年度、ツキノワグマ：平成21年度
事業終了年度(予定)	—

2. 事業費の推移

(単位：千円)

	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
予算額	6,668	9,454	10,646	7,506
決算額	6,102	9,382	10,129	7,015

増減理由（決算額）

H28 年度はシカ・イノシシの計画改定のための調査を実施したことにより増加。
--

3. 事業費の内訳（平成 29 年度）

(単位：千円)

費目（節）	決算額	主な内容
報償費	40	ワーキング謝金
需用費	39	狩猟者への配布印刷物
委託料	6,935	シカモニタリング調査業務委託 サルモニタリング調査業務委託
合計	7,015	

4. 事業費の財源、実施方法

(単位：千円)

区分	金額
国庫	6,974
県（一般財源）	40
その他	—
合計	7,015

事業実施方法

直営

5. 事業効果の推移

	内容
活動指標	—
成果指標	—

		H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
活動指標	目標	—	—	—	—
	実績	—	—	—	—
成果指標	目標	—	—	—	—
	実績	—	—	—	—

6. 指摘事項および意見

(1) 合規性について

①入札情報サービスシステムによる入札結果の公表における承認と保存について

「福井県物品等電子入札運用基準」の第26条に「電子入札に係る案件については、原則として入札情報サービスシステム上で入札結果を公表する」と規定されている。しかし、一般競争入札の「平成29年度福井県ニホンジカ管理計画モニタリング業務」と「平成29年度福井県サル群れ被害対策業務」の入札結果の公表が遅れていた。

【指摘事項】

「福井県物品等電子入札運用基準」では「原則として」入札結果を公表することになっているが、事務手続きの失念により、相当の間公表が遅れていた。

このような入札結果の公表漏れを防ぐために、明確になっていない公表の時期について期限を明確にするとともに、その公表内容をシステム上からプリントアウトしたものをシステム入力者以外の者がチェックし、上長の承認を得たうえで、その案件の資料に添付して保存する必要がある。

I-13-⑩. 特定外来生物防除実施計画推進事業

1. 事業の概況

所管部局・課	農林水産部（地域農業課）
事業目的	特定外来生物に指定されているアライグマとヌートリアの生態系への影響と農業被害、生活環境被害を防止するため、各市町における捕獲体制を整備し、根絶に向けた防除計画を策定、推進する。
根拠法令等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 外来生物法 ・ 鳥獣保護管理法 ・ 鳥獣被害防止特別措置法 ・ 鳥獣の保護を図るための事業を実施するための基本的な指針
実施要綱等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 鳥獣保護管理事業計画（第12次） ・ 鳥獣被害防止総合対策交付金実施要綱等
経費区分	政策的経費
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 研修会の開催 被害を受けている農業者や市町担当者、捕獲隊員、関係機関の職員等を対象に、外来生物に関する知識や、捕獲、適切な処理方法、感染症等に関する研修会を開催。
環境基本計画における位置づけ	<ul style="list-style-type: none"> 「在来生物の保全」 ・ 外来生物の駆除
事業開始年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ アライグマ：平成20年度 ・ ニュートリア：平成24年度
事業終了年度(予定)	—

2. 事業費の推移

(単位：千円)

	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
予算額	83	497	119	96
決算額	83	487	119	48

増減理由（決算額）

H27年度は計画を改定しているため、事業費が増加。

3. 事業費の内訳 (平成 29 年度)

(単位：千円)

費目 (節)	決算額	主な内容
旅費	48	講師旅費
合計	48	

4. 事業費の財源、実施方法

(単位：千円)

区分	金額
国庫	48
県 (一般財源)	—
その他	—
合計	48

事業実施方法	直営
--------	----

5. 事業効果の推移

	内容
活動指標	—
成果指標	—

		H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
活動指標	目標	—	—	—	—
	実績	—	—	—	—
成果指標	目標	—	—	—	—
	実績	—	—	—	—

6. 指摘事項および意見

特記すべき事項なし。

I-13-⑪ 堅果類調査事業

1. 事業の概況

所管部局・課	安全環境部（自然環境課）
事業目的	堅果類（ドングリ等）の豊凶調査の実施により、クマ大量出没予測を含むツキノワグマ保護管理の基礎資料とする。
根拠法令等	福井県自然保護基金条例
実施要綱等	—
経費区分	標準外経費
事業内容	・ 堅果類（ドングリ等）の豊凶調査 県内 39 箇所を 2 回調査し、この調査結果を取りまとめ、「ツキノワグマ出没対策連絡会」で報告する。
環境基本計画における位置づけ	「在来生物の保全」 ・ 鳥獣保護事業計画の実施
事業開始年度	平成 17 年度
事業終了年度(予定)	—

2. 事業費の推移

(単位：千円)

	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
予算額	374	374	374	374
決算額	374	374	374	374

増減理由（決算額）

特記すべき事項なし。

3. 事業費の内訳（平成 29 年度）

(単位：千円)

費目（節）	決算額	主な内容
賃金	119	調査員賃金
旅費	10	調査員旅費
需用費	223	調査用消耗品、トナー代、ガソリン代など
役務費	2	調査員の傷害保険料
使用料および賃借料	20	E T C 使用料金
合計	374	

4. 事業費の財源、実施方法 (単位：千円)

区分	金額
国庫	—
県（一般財源）	—
その他・・・※	374
合計	374

※「その他」・・・自然保護基金繰入金

事業実施方法	直営
--------	----

5. 事業効果の推移

	内容
活動指標	ブナ科樹木等調査本数（箇所）
成果指標	—

		H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
活動指標	目標	—	—	—	—
	実績	753	780	780	900
成果指標	目標	—	—	—	—
	実績	—	—	—	—

6. 指摘事項および意見

特記すべき事項なし。

I-13-⑫. ツキノワグマによる人身事故防止対策事業

1. 事業の概況

所管部局・課	安全環境部（自然環境課）
事業目的	近年の過疎化や高齢化により荒廃した里山への定着化が進んだツキノワグマに対して、その適切な管理と人身被害防止を図る。
根拠法令等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 鳥獣保護管理法 ・ 鳥獣被害防止特別措置法 ・ 第12次鳥獣保護管理事業計画／第1種特定鳥獣保護計画
実施要綱等	—
経費区分	標準外経費
事業内容	① ツキノワグマ出没情報収集配信システム保守点検（委託） ② 狩猟者育成講習会の開催（委託） <ul style="list-style-type: none"> ・ 対象：県内狩猟者 30名 ・ 内容：狩猟技術向上のための実地研修、 知識習得のための講習会
環境基本計画における位置づけ	「在来生物の保全」 ・ 鳥獣保護事業計画の実施
事業開始年度	平成27年度
事業終了年度(予定)	—

2. 事業費の推移（事業内容②は含まない） （単位：千円）

	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
予算額	—	8,721	949	535
決算額	—	6,664	909	534

増減理由（決算額）

H27年度はクマ情報システムの整備および生息状況調査があったため、金額が大きい。

3. 事業費の内訳（平成29年度） （単位：千円）

費目（節）	決算額	主な内容
委託料	534	事業内容①：1 民間法人への委託 事業内容②：1 一般社団法人団体への委託
合計	534	

4. 事業費の財源、実施方法 (単位：千円)

区分	金額
国庫	—
県（一般財源）	534
その他	—
合計	534

事業実施方法	直営
--------	----

5. 事業効果の推移

	内容
活動指標	研修会の開催回数（回）
成果指標	クマによる人身被害件数（件）

		H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
活動指標	目標	—	2	2	2
	実績	—	0	2	2
成果指標	目標	—	0	0	0
	実績	—	1	2	3

6. 指摘事項および意見

特記すべき事項なし。

I-13-⑬. 獣肉の利活用促進事業

1. 事業の概況

所管部局・課	農林水産部（地域農業課）
事業目的	適正な個体数調整のために捕獲した有害鳥獣の獣肉の利活用は本県には獣肉の食文化が乏しいこともあり、あまり進んでいない。このため、獣肉料理の試食により、獣肉に対する意識をより身近なものとしてもらうとともに、学校給食での獣肉の利用を進め、今後の消費拡大につなげていく。
根拠法令等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 鳥獣保護管理法 ・ 鳥獣被害防止特別措置法 ・ 鳥獣の保護を図るための事業を実施するための基本的な指針
実施要綱等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 鳥獣保護管理事業計画（第12次） ・ 鳥獣被害防止総合対策交付金実施要綱等
経費区分	政策的経費
事業内容	<p>① 獣肉(ジビエ)料理普及のための行事開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 獣肉料理の試食会や講習会等の開催 <p>② 学校給食での獣肉(ジビエ)の利用のための補助</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 学校等の給食で獣肉を使ったメニューを提供する市町に対し、獣肉の購入費及び微生物検査費を補助（補助率：1/2）
環境基本計画における位置づけ	<p>「在来生物の保全」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 有害鳥獣対策の適切な実施
事業開始年度	平成23年度
事業終了年度(予定)	平成31年度

2. 事業費の推移

（単位：千円）

	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
予算額	732	603	603	720
決算額	438	513	449	718

増減理由（決算額）

特記すべき事項なし。

3. 事業費の内訳 (平成 29 年度)

(単位：千円)

費目 (節)	決算額	主な内容
需用費	181	食材購入経費
役務費	2	通信費
委託料	387	講習会開催業務委託
負担金補助および交付金	146	2市1町
合計	718	

4. 事業費の財源、実施方法 (単位：千円)

区分	金額
国庫	—
県 (一般財源)	718
その他	—
合計	718

事業実施方法	直営、補助
--------	-------

5. 事業効果の推移

	内容
活動指標	給食提供校数 (校)
成果指標	—

		H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
活動指標	目標	—	—	—	—
	実績	8	5	1	7
成果指標	目標	—	—	—	—
	実績	—	—	—	—

6. 指摘事項および意見

特記すべき事項なし。

I-13-⑭. 捕獲者の確保・育成事業

1. 事業の概況

所管部局・課	安全環境部（自然環境課）
事業目的	シカやイノシシなどによる農林業被害などの軽減を図るため、捕獲者の育成や知識・技能の向上を進めるとともに、効率的・効果的な駆除を推進する。
根拠法令等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 鳥獣保護管理法 ・ 鳥獣被害防止特別措置法 ・ 第12次鳥獣保護管理事業計画／第2種特定鳥獣管理計画
実施要綱等	—
経費区分	標準外経費
事業内容	①狩猟免許準備講習補助（補助率 1/2） <ul style="list-style-type: none"> ・ 狩猟試験申請者に対する事前講習（年 3 回） ②捕獲隊員技術向上研修補助（補助率 1/2） <ul style="list-style-type: none"> ・ 散弾銃所持者（約 650 人）に対するクレー射撃研修（3 年に 1 回） ・ 檻捕獲研修（年 10 回）
環境基本計画における位置づけ	「在来生物の保全」 <ul style="list-style-type: none"> ・ 有害鳥獣対策の適切な実施
事業開始年度	平成 14 年度
事業終了年度(予定)	—

2. 事業費の推移

（単位：千円）

	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
予算額	1,555	1,555	1,547	1,547
決算額	1,300	1,300	1,300	1,300

増減理由（決算額）

特記すべき事項なし。

3. 事業費の内訳（平成 29 年度）

（単位：千円）

費目（節）	決算額	主な内容
負担金補助および交付金	1,300	1 一般社団法人への補助
合計	1,300	

4. 事業費の財源、実施方法 (単位：千円)

区分	金額
国庫	—
県（一般財源）	1,300
その他	—
合計	1,300

事業実施方法	補助
--------	----

5. 事業効果の推移

	内容
活動指標	狩猟免許準備講習会・捕獲技術向上研修（檻・銃）開催回数（回）
成果指標	—

		H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
活動指標	目標	—	14	14	14
	実績	—	14	14	14
成果指標	目標	—	—	—	—
	実績	—	—	—	—

6. 指摘事項および意見

特記すべき事項なし。

I-13-⑮. 鳥獣害対策の推進体制の強化

1. 事業の概況

所管部局・課	農林水産部（地域農業課）
事業目的	鳥獣被害対策に集落ぐるみで取り組むためには、集落内でのリーダーとなる人材の育成および集落全体で課題や対策に対する共通認識を持つことが必要である。このため、集落リーダー育成のための研修および獣害対策の活動成果を広く普及するための情報交換する場を提供し、集落での鳥獣被害対策をさらに推進していく。
根拠法令等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 鳥獣保護管理法 ・ 鳥獣被害防止特別措置法 ・ 鳥獣の保護を図るための事業を実施するための基本的な指針
実施要綱等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 鳥獣保護管理事業計画（第12次） ・ 鳥獣被害防止総合対策交付金実施要綱等
経費区分	政策的経費
事業内容	<p>① 鳥獣被害対策人材育成の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新たに被害が発生した集落およびイノシシとシカやサルの複合被害に発展した集落を対象に、対策を実践する人材を育成する研修会の実施 ・ 県域を越えた情報交換会・研修会の実施 <p>② 鳥獣被害対策推進体制の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ プロック別の農家を対象とした活動成果発表会、研修会の実施等（7地区）
環境基本計画における位置づけ	<p>「在来生物の保全」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 有害鳥獣対策の適切な実施
事業開始年度	平成16年度
事業終了年度(予定)	平成31年度

2. 事業費の推移

(単位：千円)

	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
予算額	1,130	1,035	1,035	1,035
決算額	862	906	803	763

増減理由（決算額）

活動実績による減額。

3. 事業費の内訳（平成 29 年度）

（単位：千円）

費目（節）	決算額	主な内容
報償費	189	講師謝礼
旅費	46	講師旅費
需用費	181	消耗品費
役務費	30	通信費
委託料	305	研修開催業務委託
使用料および賃借料	10	会場使用料
合計	763	

4. 事業費の財源、実施方法

（単位：千円）

区分	金額
国庫	—
県（一般財源）	—
その他・・・※	763
合計	763

※「その他」・・・中山間地域土地改良施設保全基金繰入金

事業実施方法	直営
--------	----

5. 事業効果の推移

	内容
活動指標	集落リーダー育成研修会開催回数（回）
成果指標	—

		H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
活動指標	目標	—	—	—	—
	実績	2	2	4	4
成果指標	目標	—	—	—	—
	実績	—	—	—	—

6. 指摘事項および意見

特記すべき事項なし。

I-13-⑩. 有害獣捕獲強化支援事業

1. 事業の概況

所管部局・課	農林水産部（地域農業課）
事業目的	市町が組織する有害捕獲隊の体制強化を図ることにより、シカ、イノシシ等の有害獣の捕獲を一層強力に推進する。
根拠法令等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 鳥獣保護管理法 ・ 鳥獣被害防止特別措置法 ・ 鳥獣の保護を図るための事業を実施するための基本的な指針
実施要綱等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 鳥獣保護管理事業計画（第12次） ・ 鳥獣被害防止総合対策交付金実施要綱等
経費区分	政策的経費
事業内容	市町が組織する有害捕獲隊の体制強化支援 <ul style="list-style-type: none"> ・ 県猟友会が設置する人材バンク（住所地以外の市町への優良捕獲者(狩猟者)の派遣制度）の運営に係る補助
環境基本計画における位置づけ	「在来生物の保全」 <ul style="list-style-type: none"> ・ 有害鳥獣対策の適切な実施
事業開始年度	平成 27 年度
事業終了年度(予定)	平成 29 年度

2. 事業費の推移

(単位：千円)

	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
予算額	—	170	104	103
決算額	—	152	104	103

増減理由（決算額）

特記すべき事項なし。

3. 事業費の内訳（平成 29 年度）

(単位：千円)

費目（節）	決算額	主な内容
負担金補助および交付金	103	1 団体への補助
合計	103	

4. 事業費の財源、実施方法 (単位：千円)

区分	金額
国庫	—
県（一般財源）	103
その他	—
合計	103

事業実施方法	補助
--------	----

5. 事業効果の推移

	内容
活動指標	—
成果指標	—

		H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
活動指標	目標	—	—	—	—
	実績	—	—	—	—
成果指標	目標	—	—	—	—
	実績	—	—	—	—

6. 監査の指摘事項果および意見

特記すべき事項なし。

I-13-⑰. サル対策体制強化

1. 事業の概況

所管部局・課	農林水産部（地域農業課）
事業目的	鳥獣害による農作物被害におけるサルによる被害の割合は、金額・面積とも 2～3%程度であるが、近年、統計では把握されない家庭菜園等での被害が全市町で発生している。このようなサル被害への対策のための体制を強化し、鳥獣害対策の体制強化を図る。
根拠法令等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 鳥獣保護管理法 ・ 鳥獣被害防止特別措置法 ・ 鳥獣の保護を図るための事業を実施するための基本的な指針
実施要綱等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 鳥獣保護管理事業計画（第 12 次） ・ 鳥獣被害防止総合対策交付金実施要綱等
経費区分	政策的経費
事業内容	<p>① サル追い払い研修会・捕獲技術講習会の開催(委託)</p> <p>(1) サル追い払い研修会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 対象：地域住民 ・ 開催場所・回数：県内 5 か所で各 1 回ずつ開催 ・ 実施内容：サルを寄せ付けないための日常の取組み、出没時の追い払い手段などの対策の座学および追い払い技術の実践研修会 <p>(2) サル捕獲技術講習会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 対象：市町職員や有害捕獲隊員 ・ 開催場所・回数：県内 2 か所で各 4 回コースで開催 ・ 実施内容：集落に出没するサルを捕獲するための追跡技術および小型檻を使った捕獲技術の習得。 <p>② サル被害・出没情報共有システムの構築・運用(委託)</p> <p>住民や市町がサルによる被害や出没の発生状況を登録し、インターネットを通じ情報共有できるシステムを構築・運用。登録された情報は情報を送った周辺の地域にもメールで配信、インターネットを通じて登録情報を GIS 地図上で常時確認可能。</p>
環境基本計画における位置づけ	<p>「在来生物の保全」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 有害鳥獣対策の適切な実施
事業開始年度	平成 29 年度
事業終了年度(予定)	—

2. 事業費の推移

(単位：千円)

	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
予算額	—	—	—	6,521
決算額	—	—	—	6,521

増減理由（決算額）

特記すべき事項なし。

3. 事業費の内訳（平成 29 年度）

(単位：千円)

費目（節）	決算額	主な内容
委託料	6,521	事業内容①：サル対策研修・捕獲講習業務委託 事業内容②：サル出没情報システム構築・運営委託
合計	6,521	

4. 事業費の財源、実施方法

(単位：千円)

区分	金額
国庫	6,521
県（一般財源）	—
その他	—
合計	6,521

事業実施方法	直営
--------	----

5. 事業効果の推移

	内容
活動指標	—
成果指標	—

		H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
活動指標	目標	—	—	—	—
	実績	—	—	—	—
成果指標	目標	—	—	—	—
	実績	—	—	—	—

※「サル出没情報共有システム」の登録者数を活動指標として設定可能と考えていたが、シ

システムの一般運用が3月末となったため実績値が把握できなかった。

6. 指摘事項および意見

(1) 法規性について

①入札情報サービスシステムによる入札結果の公表における承認と保存について

「福井県物品等電子入札運用基準」の第26条に「電子入札に係る案件については、原則として入札情報サービスシステム上で入札結果を公表する」と規定されている。しかし、一般競争入札の「福井県サル出没情報共有システム」構築・保守業務」と「平成29年度福井県サル群れ被害対策業務」の入札結果の公表が遅れていた。

【指摘事項】

「福井県物品等電子入札運用基準」では「原則として」入札結果を公表することになっているが、事務手続きの失念により、相当の間公表が遅れていた。

このような入札結果の公表漏れを防ぐために、明確になっていない公表の時期について期限を明確にするとともに、その公表内容をシステム上からプリントアウトしたものをシステム入力者以外の者がチェックし、上長の承認を得たうえで、その案件の資料に添付して保存する必要がある。

I-14. 屋外広告物景観改善支援事業

1. 事業の概況

所管部局・課	土木部（都市計画課）
事業目的	屋外広告物条例の改正に伴い新たな基準に適合しなくなった広告物の撤去・改修費用に対する支援を実施することで、良好な景観を早期に創出する。
根拠法令等	<ul style="list-style-type: none"> ・屋外広告物法 ・福井県屋外広告物条例 ・福井県屋外広告物条例第2条および第8条第4項に規定する地域および範囲 ・福井県屋外広告物条例および福井県屋外広告物条例施行規則の規定により知事が定める地域等
実施要綱等	<ul style="list-style-type: none"> ・屋外広告物景観改善支援事業補助金交付要領 ・屋外広告物景観改善支援事業補助金交付事務マニュアル
経費区分	政策的経費
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・既存不適格となる屋外広告物の撤去・改修支援 ・条例改正の周知、広報
環境基本計画における位置づけ	<ul style="list-style-type: none"> 「里山里海湖の保全再生と活用」 ・景観の形成と歴史的文化的環境の保全
事業開始年度	平成28年度
事業終了年度(予定)	平成30年度

2. 事業費の推移

(単位：千円)

	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
予算額	—	—	26,730	34,121
決算額	—	—	3,567	19,281

増減理由（決算額）

H28年度は制度開始年度であり、補助期間が10月からの半年間であったため、H29年度に比べて決算額が少ない。

H29年度は、平成30年2月豪雪の影響などにより、予算額に比べて決算額が少ない。

3. 事業費の内訳 (平成 29 年度)

(単位：千円)

費目 (節)	決算額	主な内容
需用費	141	トナー費用
役務費	42	資料送付費用
負担金補助および交付金	19,098	市町に対する補助金
合計	19,281	

4. 事業費の財源、実施方法 (単位：千円)

区分	金額
国庫	—
県 (一般財源)	19,281
その他 (諸収入)	—
合計	19,281

事業実施方法	直営、補助
--------	-------

5. 事業効果の推移

	内容
活動指標	関係団体への説明会開催数 (回)
成果指標	既存不適格広告物の撤去・改修件数 (件)

		H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
活動指標	目標	—	—	15	—
	実績	—	—	21	49
成果指標	目標	—	—	145	423
	実績	—	—	49	200

6. 指摘事項および意見

特記すべき事項なし。

II. 地球温暖化対策の推進

II-1. 地球環境問題対策事業

1. 事業の概況

所管部局・課	安全環境部（環境政策課）
事業目的	「フロン排出抑制法」の円滑な推進
根拠法令等	フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律
実施要綱等	—
経費区分	標準外経費
事業内容	フロン類充填回収業者の登録 フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（改正フロン回収・破壊法）および自動車リサイクル法に基づくフロン類回収業者などの登録を行うとともに、回収・引渡し等が適正に実施されるよう登録業者への立入指導などを行う。
福井県環境基本計画における位置づけ	「フロン類の回収」
事業開始年度	平成7年度
事業終了年度(予定)	—

2. 事業費の推移

(単位：千円)

	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
予算額	78	142	191	173
決算額	39	51	89	85

増減理由（決算額）

H27に法律が改正され、登録が必要な範囲が拡大したことによる増加。

3. 事業費の内訳（平成29年度）

(単位：千円)

費目（節）	決算額	主な内容
需用費	24	申請手続きに係る消耗品購入
役務費	61	郵便
合計	85	

4. 事業費の財源、実施方法

(単位：千円)

区分	金額
国庫	—

県（一般財源）	—
その他・・・※	85
合計	85

※「その他」・・・フロン回収業者登録料

事業実施方法	直営
--------	----

5. 事業効果の推移

	内容
活動指標 1	新規登録者数（者）
活動指標 2	更新者数（者）
成果指標	—

		H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
活動指標 1	目標	—	—	—	—
	実績	31	77	62	45
活動指標 2	目標	—	—	—	—
	実績	8	13	76	78
成果指標	目標	—	—	—	—
	実績	—	—	—	—

6. 指摘事項および意見

（1）有効性について

①成果指標の設定

当該事業は政策的経費ではないため、予算要求シートは作成されておらず、成果指標も設定されていない。当該事業の内容である「フロン回収業者の登録、指導事業」はその業務内容から直接的な成果指標の設定は困難である。最小のコストで最大の成果を得ることを目指すべきである事を考えればコストを削減することも重要であるが、当該事業においては直接的な支出はほとんど発生しない。そのため、支出額の削減を図ると言った目標も設定できない状況である。

【意見】

成果目標とは言い難いかもしれないが、立入調査による指摘件数をゼロとすることを目標とすることは可能である。なお、平成 29 年度における立入調査による指摘はゼロである。

当該事業の具体的業務内容は、フロンを充填回収する業者の登録や管理を行うことであるが、その目的はフロン類の使用時漏えいを抑制することである。したがって、当該事業の直接的な成果とは言えないかもしれないが、当該事業を適切に推進することによって福井県でのフロン類の使用時漏えいを抑制することが出来ると考えるべきである。

フロン類の使用時漏えいについては、環境省と経済産業省が集計公表している「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律に基づくフロン類算定漏えい量報告・公表制度による平成 28 年（2016）年度フロン類算定漏えい量の集計結果（平成 30 年 3 月 23 日公表）」においてデータが公表されている。それによると全国での特定漏えい者数（事業者全体で 1,000tCO₂ 以上の漏えいがあった管理者の数）は 445 者であり、そのうち福井県での特定漏えい者数は 27 者（全国のうち 6.1%）となっている。当該数値は全国で 4 番目に低い数値である。

【意見】

福井県での特定漏えい者数を成果指標として設定し、当該指標を全国で 1 番少なくことを目標とするとよい。

II-2. 地域主導型再生可能エネルギー等事業化促進事業

1. 事業の概況

所管部局・課	安全環境部（環境政策課）
事業目的	地球温暖化対策とエネルギー源の多角化を地域経済の活性化に役立てるため、小水力発電や木質バイオマスの熱利用など各地域の特色を活かした再生可能エネルギーの導入を図る「1市町1エネおこし」を促進する。
根拠法令等	—
実施要綱等	平成 29 年度地域主導型再生可能エネルギー等事業化促進事業補助金交付要領
経費区分	政策的経費
事業内容	(1) 各市町地域協議会に対する支援 事業化計画段階の市町または協議会 補助率 1/2 補助上限 1,000 千円 (2) ふくい まち・エネおこしネットの開催
福井県環境基本計画における位置づけ	「再生可能エネルギーの活用」 ・地域に役立つ再エネ等の導入
事業開始年度	平成 24 年度
事業終了年度(予定)	平成 29 年度

2. 事業費の推移

(単位：千円)

	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
予算額	5,137	4,658	2,999	5,859
決算額	4,097	4,273	2,443	4,414

増減理由（決算額）

地域協議会の申請状況による増減

3. 事業費の内訳（平成 29 年度）

(単位：千円)

費目（節）	決算額	主な内容
報償費	120	アドバイザー謝礼
旅費	92	アドバイザー旅費
需用費	8	会議茶菓
使用料および賃借料	31	会場使用料
負担金補助および交付金	4,163	事業化検討に対する協議会への補助

合計	4,414
----	-------

4. 事業費の財源、実施方法 (単位：千円)

区分	金額
国庫	—
県（一般財源）	4,414
その他	—
合計	4,414

事業実施方法	直営・補助
--------	-------

5. 事業効果の推移

	内容
活動指標	事業化検討市町数
成果指標	再生可能エネルギー導入市町数

		H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
活動指標	目標	17	17	17	17
	実績	17	17	17	17
成果指標	目標	4	7	10	13
	実績	4	7	10	13

6. 指摘事項および意見

(1) 有効性について

①事業の成果

平成 29 年度末において再生可能エネルギーを導入している市町は 13 市町であり、未導入市町は 4 市町である。未導入の 4 市町においても平成 29 年度末の時点で事業化の検討はすでに行われており、平成 30 年度中には全ての市町において 1 つ以上の再生可能エネルギーの事業化が完了する見込みである。当該事業は平成 29 年度で終了となっているが、政策合意上の事業達成目標年度は平成 30 年度であり、当該目標は達成される予定である。また、当該事業において重要な役割を果たしてきたふくいまち・エネおこしネット協議会は、平成 30 年度以降も存続しており引き続き市町における再生可能エネルギーの活用を推進している。

【意見】

再生可能エネルギーの活用が福井県内の全市町において進んでおり、目に見える形で成

果が上がっているといえる。しかし、現在設定されている成果指標である「再生可能エネルギー導入市町数」は、当該事業による本来の成果を示せていない。すでに再生可能エネルギーが導入されている市町の協議会への補助が、成果指標に反映されない一方で、市町独自の事業による再生可能エネルギー導入事例も成果指標に含まれてしまう可能性があるためである。すでに再生可能エネルギーが導入されている市町において追加で再生可能エネルギーが導入される場合であっても当該事業の成果と言ってよいであろう。

補助金の場合、その補助の成果を適切に測定する必要があるため、当該補助事業の直接的な成果を把握する必要がある。現在の指標とは別に、活動指標として補助対象団体数、成果指標として補助対象とした事業のその後の実際の事業化数があると良いと考える。

II-3. 地球温暖化ストップ県民運動「LOVE・アース・ふくい」強化事業

1. 事業の概況

所管部局・課	安全環境部（環境政策課）
事業目的	地球温暖化防止の活動の輪を広げる県民運動として推進
根拠法令等	—
実施要綱等	平成 29 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（低炭素ライフスタイル構築に向けた診断促進事業）交付規程
経費区分	政策的経費
事業内容	うちエコ診断の実施 専門の診断員を派遣し、各家庭に応じた温室効果ガス排出削減行動を促すため実践的なアドバイスを実施
福井県環境基本計画における位置づけ	「省エネ施策の推進」 ・県民の省エネ活動による低炭素化の推進
事業開始年度	平成 12 年度
事業終了年度(予定)	—

2. 事業費の推移

(単位：千円)

	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
予算額	3,968	1,828	5,587	1,791
決算額	3,968	1,821	5,560	1,746

増減理由（決算額）

平成 26 年度および 28 年度は環境フェアを開催したことにより増加している。なお、環境フェアは隔年開催となっている。

3. 事業費の内訳（平成 29 年度）

(単位：千円)

費目（節）	決算額	主な内容
需用費	51	チラシの作成
委託料	1,695	うちエコ診断の業務委託
合計	1,746	

4. 事業費の財源、実施方法

(単位：千円)

区分	金額
国庫	700
県（一般財源）	523

その他・・・※	523
合計	1,746

※「その他」・・・環境保全基金繰入金

事業実施方法	直営
--------	----

5. 事業効果の推移

	内容
活動指標 1	環境関連イベント等におけるキャンペーン回数（回）
活動指標 2	うちエコ診断実施件数（件）
成果指標	温室効果ガス排出量（千トン）

		H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
活動指標 1	目標	10	20	3	3
	実績	9	19	6	12
活動指標 2	目標	—	—	100	100
	実績	—	—	100	100
成果指標	目標	—	—	—	—
	実績	—	—	—	—

6. 指摘事項および意見

(1) 有効性について

①活動指標および成果指標

当該事業は実施年度によって実際に実施される事業内容が変わる事業である。平成 29 年度は「うちエコ診断の実施」事業のみが実施されている。うちエコ診断事業の内容は「1. 事業の概況」に記載の通りである。なお、当該事業は国庫負担となっている。

現在の活動指標は「環境関連イベント等におけるキャンペーン回数」と「うちエコ診断実施件数」、成果指標は「温室効果ガス排出量（千トン）」である。

【意見】

活動指標及び成果指標について、記載できる枠の数に限りがあるため仕方がないが、事業報告書において「事後調査票回収件数」が集計されており、活動指標として「事後調査票回収率」も加えるとよかった。当該事業のように人の意識を変えることを目的とした事業の場合、事業の成果の正確な把握のためには、事後調査票のようなアンケートの実施は非常に有益である。

なお、しっかりと事後調査を行っている事は評価に値する。他の事業においても参考とす

べきである。県民の意識を変えることを目的とする事業の場合には、事業成果を把握するために事後調査を行うべきである。

【意見】

温室効果ガス排出量の削減は、国単位で考えるべき大きなテーマであるが、我々県民ひとりひとりにとって身近な問題でもある。県が事業の必要性でも記載している通り「電気使用量が多い、世帯当たりの自動車保有台数が全国 1 位」である福井県が率先して取り組んでいくべき問題である。

当該事業は県民ひとりひとりに自宅でのエコを意識してもらうため非常に有用な事業であり、その成果を正しく把握する必要がある。現在の成果指標は「温室効果ガス排出量（千トン）」であるが、当該事業以外の要因が大きくまた、温室効果ガス排出量（千トン）自体が 3 年経過後にしか確定しない。最終的な目標とするには良いが、もう少し事業の成果を直接的に評価できる指標があるとよかった。

事業報告書に記載されている「当該事業により削減された温室効果ガスの量」や、事後調査票での「エコを意識するようになった」などの気持ちの変化を集計した結果が成果指標として相応しかったと考える。なお、うちエコ診断実施事業は平成 29 年度で終了している。

II-4. 地域交通の低炭素に向けた基盤構築事業

1. 事業の概況

所管部局・課	安全環境部（環境政策課）
事業目的	個人の移動に係るCO ₂ 排出量を「見える化」し、県民がCO ₂ 排出量の少ない交通手段に転換するよう促すとともに、得られたデータを低炭素の街づくりに活用する実証事業を実施する。
根拠法令等	—
実施要綱等	—
経費区分	政策的経費
事業内容	（1）個人の移動にかかるCO ₂ 排出量を「見える化」するアプリを改修し、引き続きデータを収集する。 補助対象：福井県地球温暖化防止活動推進センター 補助額：2,000千円（定額） （2）収集したデータを街づくりに生かすための分析手法や具体的な活用策等について、新たに福井市と連携実施。
福井県環境基本計画における位置づけ	「省エネ施策の推進」 ・自動車・交通対策による省エネ活動の推進
事業開始年度	平成27年度
事業終了年度(予定)	平成29年度

2. 事業費の推移

(単位：千円)

	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
予算額	—	2,500	2,500	2,000
決算額	—	2,500	2,500	2,000

増減理由（決算額）

当初計画通りの支出額であり、著増減は見られない。

3. 事業費の内訳（平成29年度）

(単位：千円)

費目（節）	決算額	主な内容
負担金補助および交付金	2,000	実証実験の補助
合計	2,000	

4. 事業費の財源、実施方法

(単位：千円)

区分	金額
----	----

国庫	—
県（一般財源）	2,000
その他	—
合計	2,000

事業実施方法	補助
--------	----

5. 事業効果の推移

	内容
活動指標	事業推進協議会開催回数（回）
成果指標	アプリ利用者数（人）

		H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
活動指標	目標	—	5	3	3
	実績	—	3	3	3
成果指標	目標	—	100	1,500	1,500
	実績	—	103	479	866

6. 指摘事項および意見

（1）有効性について

①事業成果の活用

当該事業は平成 27 年から開始され、平成 29 年度でアプリのサービス提供を終了しており、3 期間をまたぐ事業となっている。総事業費は 3 年間で 19,200 千円となっており、そのうち県の支出は補助金として 7,000 千円（総事業費に占める比率 36.5%）となっている。

事業の目的は個人の移動に係る CO2 排出量を「見える化」し、県民が CO2 排出量の少ない交通手段に転換するよう促すとともに、得られたデータを低炭素の街づくりに活用する実証事業を実施することである。事業の実施は特定非営利活動法人エコプランふくいが主となり、株式会社 B inc、SAP ジャパン株式会社、福井県、鯖江市、福井市が協力して行っている。

最終報告書での事業総括は以下の通りである。なお、助成終了後はアプリのサーバー運営・保守に係る費用を賄えないため、本事業を終了することとしている。事業の終了に際して県がまとめた当該事業の総括は以下のとおりである。

【県の総括】

・平成 28 年 9 月から平成 30 年 2 月のユーザの二酸化炭素排出量、自動車走行距離等
を取得し、分析することができた。分析より得られた指標を活用して時期を狙った地球温暖化防止対策を行いたい。

- ・自動車を利用する頻度が最も高くなる時期は4月であり、4月の平均自動車走行距離（1か月あたり）は660.1kmである。1年間の平均自動車走行距離（1か月あたり）508.0kmと比べると、約160km多くなる。これらの結果を踏まえ、カーセーブ運動の推進を4月に注力して行いたい。
- ・「平日のみ」のCO₂燃費よりも「土日を含む」CO₂燃費が大きくなる傾向がある。（※1月を除く）例えば、4月の「土日を含む」CO₂燃費は117.5g-CO₂/kmであり、「平日のみ」の平均CO₂燃費111.5g-CO₂/kmと比べると、約6.0g-CO₂/kmも多くなる。これらの結果を踏まえ、休日（土日）を狙った地球温暖化対策の施策を検討したい。

【意見】

当該事業の最終的な成果である「カーセーブ運動の推進を4月に注力して行いたい。」と「休日（土日）を狙った地球温暖化対策の施策を検討したい。」との提言に対し、平成30年度の「地球温暖化ストップ県民運動「LOVE・アース・ふくい2030」事業」において、家庭の日（毎月第3日曜日）にエコチャレを実施することを決めている。

なお、「カーセーブ運動の推進を4月に注力して行いたい」との提言については、4月は年度開始直後の時期であるためすぐには対応できず、秋（10月から11月）においてカーセーブ運動を推進する計画となっている。

総額19,200千円の事業費（うち県の助成は7,000千円）と3期間にわたる時間をかけた事業について、一定の成果はあったといえる。地域毎の移動パターンなどを活用し、今後の公共交通機関の在り方などへの提言があるとさらによかった。

【意見】

成果指標として、アプリ利用者数を掲げているが、目標の1,500名を達成できず、866名が最終的な成果数値となっている。ホームページによれば、福井県職員数は12,466人（平成29年4月1日）、福井市2,364人（同）、鯖江市356人（平成28年4月1日）である。時点が異なるため正確ではないが単純合計で約15,000人の関係者がいたことになる。その中で、866名はかなり寂しい結果と言える。県ではその要因としてアプリをiOS端末（iPhone）に限定したことが大きいと分析している。

コストを意識し、アプリ制作をiOS端末（iPhone）に限定するなどお金をかけずに事業を実施したことが、結果として成果目標を達成することができなかった要因となったと考えられる。もちろん、限られた予算である以上、制約があるのは当然である。アイデアが面白い事業であっただけに、アプリの利用を広く普及させられなかったことは残念である。

(2) 合規性について

①補助先からの事業報告

当該事業における支出は全額が補助金である。補助先の特定非営利活動法人エコプランふくいから事業報告書を手入している。事業報告書には収支報告も含まれている。収支報告によると補助先の主な支出は賃金 991 千円と委託費 3,500 千円である。

【意見】

補助先からの収支報告によれば、印刷製本費（複合機使用料）、通信運搬費（電話、FAX、インターネット）、使用料および賃借料の一部（サーバー使用料）については、事業収入を按分基準とした負担割合によって事業支出としている。収入を基準に按分すると、法人会計が負担すべき費用まで補助事業費用として請求されることとなる。なお、当該支出については補助要綱に従い認められている補助対象経費であるため規則違反ではない。

本来、補助対象経費は補助事業実施により直接必要となった費用に限るべきであり、全社的な経費の負担等は補助対象経費とすべきではない。例えばサーバー使用料について、補助事業においてサーバーを利用するとしても、補助事業を実施しない場合でも法人運営上サーバーが必要となっている場合は、補助事業により追加の支出は発生していないのであるから補助対象経費とすべきではないと考える。

II-5. 次世代（省エネ）自動車導入推進事業

1. 事業の概況

所管部局・課	安全環境部（環境政策課）
事業目的	世帯当たりの自家用乗用車保有台数が日本一であり、移動手段における自動車への依存度が高い本県の現状を踏まえ、運輸部門からのCO2削減が期待できる次世代自動車（電気自動車・プラグインハイブリッド車等）の普及を促進する。
根拠法令等	—
実施要綱等	—
経費区分	政策的経費
事業内容	（1）電気自動車の率先導入 （プリウス1台、リーフ3台、アイミーブ6台、e-NV2001台） （2）急速充電設備の保守・管理、修繕 計4基 （3）マスタープランの推進
福井県環境基本計画における位置づけ	「省エネ施策の推進」 ・自動車・交通対策による省エネ活動の推進
事業開始年度	平成21年度
事業終了年度(予定)	—

2. 事業費の推移

(単位：千円)

	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
予算額	6,761	4,370	4,158	4,254
決算額	6,381	4,268	3,964	4,179

増減理由（決算額）

平成27年度において支出額が減少しているのは、リース契約車両のうち5台について当初のリース期間が満了となり、再リース契約となったためである。

3. 事業費の内訳（平成29年度）

(単位：千円)

費目（節）	決算額	主な内容
需用費	481	急速充電器の修繕料
委託料	918	急速充電器保守委託料
使用料および賃借料	2,780	次世代自動車リース料
合計	4,179	

4. 事業費の財源、実施方法 (単位：千円)

区分	金額
国庫	—
県（一般財源）	4,179
その他	—
合計	4,179

事業実施方法	直営
--------	----

5. 事業効果の推移

	内容
活動指標	公用車の次世代自動車普及台数（累計）（台）
成果指標 1	県内の次世代自動車普及台数（累計）（台）
成果指標 2	急速充電器の設置台数（累計）（台）

		H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
活動指標	目標	10	10	11	11
	実績	10	11	11	11
成果指標 1	目標	—	1,200	1,500	1,800
	実績	980	1,215	1,507	1,943
成果指標 2	目標	—	70	74	75
	実績	61	63	75	79

6. 指摘事項および意見

(1) 経済性について

①事業費の集計

当該事業に係る支出の中に、急速充電設備修繕による修繕料 260,680 円が計上されている。当該支出は総額 440,640 円の修繕料のうち一部を当該事業に係る予算を利用し、支出していたものである。なお、残りの 179,960 円は一般管理運営費として支出されていた。

【意見】

予算と実際の支出額を事業区分に応じて集計しているのは、事業に係る支出と事業による成果を比較することにより、費用対効果を明確にするためである。どの事業にどれほどの支出が必要となったかについては重要な情報である。複合機のリース代など、事業に共通的な支出を一定の按分基準で分割して計上することには一定の合理性があるが、上

記支出のように、明確に当該事業の支出であるにもかかわらず、他の予算から支出してしまうと、特定の事業にかかった費用がどの程度かわからなくなってしまう。なお、所管課の主張は、「少額な支出であったため一般管理費から支出した」である。当該支出の金額的重要性から言えば当該主張にも一定の合理性はあるが、支出を事業区分にて分けている趣旨からすればすべて次世代（省エネ）自動車導入推進事業にて支出すべきであった。

（２）有効性について

①急速充電設備の利用度

当該事業のうち、「急速充電設備の保守・管理、修繕」事業について、設置した急速充電設備は利用されてこそ成果があったと考えるべきである。

【意見】

急速充電設備の保守・管理、修繕事業について、利用者数や利用時間など利用度を示す指標は成果指標として採用されていないが、設置した急速充電設備は利用されてこそ成果があったと考えるべきである。成果指標として「急速充電設備の利用者数」や「急速充電設備ののべ利用時間」などを設定するとよい。

急速充電設備の設置場所の選定においては、県内全域においてできる限り偏りが無いように決定しており、そもそも利用度が高いことが見込まれる地域ばかりを選定したわけではない。そのため、利用度のみで事業の成果評価を行うことは適切ではないが、利用度が計画（当初の見込み）より著しく低い場合には、急速充電設備の移転も含めて検討する必要がある、成果指標として利用度を把握しておくべきである。

②活動指標

現在の活動指標は「公用車の次世代自動車保有台数」である。当該事業の事業内容は「（１）電気自動車の率先導入」、「（２）急速充電設備の保守・管理・修繕」および「（３）マスタープランの推進」の３つである。

【意見】

当該事業の支出額のうち最も多額であるのは次世代自動車のリース料であるため、現在の活動指標「公用車の次世代自動車普及台数」は妥当な指標であると言える。しかし、当該事業には３つの内容が含まれているため、次に多額である「急速充電設備の保守・管理・修繕」事業の活動状況を示す指標である「県設置の急速充電設備台数」も活動指標とするとよい。

③成果指標

一般社団法人次世代自動車振興センターの報告書によると全国での次世代自動車保有台数は約 16 万台（2016 年 3 月末）となっている。一方、一般社団法人自動車検査登録情報協会によると、自動車保有台数（軽自動車含む）は 7,728 万台であるため、その普及率は 0.2%

となる。福井県の、自動車保有台数は 63 万台であるため、現在の目標値 1,800 台（0.2%）は全国平均程度を目指していると言える。

【意見】

福井県の目標は、毎年 300 台の普及である。普及数（累計）での平成 29 年度目標 1,800 台に対して、実績 1,943 台と目標を達成している。目標を達成したことは評価できる。しかし、そもそもの目標値が全国平均程度では目標自体が低いのではないか。

県が率先導入するという当該事業の趣旨は理解できるが、導入した後の民間への波及を狙った事業内容も必要と考える。ただ導入するだけではせいぜい「目に触れる」程度の効果しかない。実際に利用している職員の電気自動車に対する率直な意見・感想や、一般家庭や企業においての具体的な活用方法の提案など、もう一步踏み込んだ成果があるとよい。

II-6. 水素ステーション整備調査事業

1. 事業の概況

所管部局・課	安全環境部（環境政策課）
事業目的	FCVの普及に必要不可欠な「水素ステーション」の整備・運営に向け、県内で最適な水素ステーションの種類や規模、整備場所、整備・運営費等を調査し、水素ステーション整備を目指す。
根拠法令等	—
実施要綱等	エネルギー構造高度化・転換理解促進事業費補助金交付要綱
経費区分	政策的経費
事業内容	<p>(1) 燃料電池自動車の普及に向けた水素ステーションの整備調査</p> <p>県内におけるFCVの普及見込みおよび最適な水素ステーション整備に向けた調査・検討</p> <p>(2) 検討会の開催</p> <p>構成メンバー：学識者、水素関連事業者（自動車メーカー、エネルギー供給事業者、ガス事業者、高圧タンク製造事業者等）、行政等</p>
福井県環境基本計画における位置づけ	「省エネ施策の推進」 ・自動車・交通対策による省エネ活動の推進
事業開始年度	平成29年度
事業終了年度(予定)	平成29年度

2. 事業費の推移

(単位：千円)

	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
予算額	—	—	—	15,533
決算額	—	—	—	15,533

増減理由（決算額）

平成29年度 新規事業

3. 事業費の内訳（平成29年度）

(単位：千円)

費目（節）	決算額	主な内容
委託料	15,533	水素ステーション整備に向けた調査・検討
合計	15,533	

4. 事業費の財源、実施方法 (単位：千円)

区分	金額
国庫	15,533
県（一般財源）	—
その他	—
合計	15,533

事業実施方法	直営
--------	----

5. 事業効果の推移

	内容
活動指標	検討会の開催（回）
成果指標	ロードマップ作成

		H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
活動指標	目標	—	—	—	3
	実績	—	—	—	3
成果指標	目標	—	—	—	—
	実績	—	—	—	—

6. 指摘事項および意見

(1) 有効性について

①成果指標

当該事業は「FCVの普及に必要不可欠な「水素ステーション」の整備・運営に向け、県内で最適な水素ステーションの種類や規模、整備・運営費等を調査し、水素ステーション整備を目指す。」ことを目的としている。活動指標は検討会の開催、成果指標はロードマップ作成である。

【意見】

平成 29 年度までは普及啓発が事業の中心であり、同年度の成果指標は未設定となっている。平成 30 年度以降は、燃料電池車普及啓発事業へ事業が引継がれている。成果指標をロードマップ作成としたが、事業内容の中心が普及啓発であるならば、普及啓発状況を示す成果指標を設定すべきであった。

II-7. 環境マネジメントシステム推進事業

1. 事業の概況

所管部局・課	安全環境部（環境政策課）
事業目的	事務事業執行において、職員の環境配慮行動を促進することにより、全庁的な省エネ活動の強化とCO2排出削減のため、環境マネジメントシステムを運用する。
根拠法令等	—
実施要綱等	—
経費区分	標準外経費
事業内容	(1) 各庁舎における省エネ活動の促進 (2) 審査委員会の開催
福井県環境基本計画における位置づけ	「県の事務・事業における温室効果ガス排出削減」
事業開始年度	平成 11 年度
事業終了年度(予定)	—

2. 事業費の推移

(単位：千円)

	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
予算額	151	151	151	151
決算額	33	33	33	33

増減理由（決算額）

特記すべき事項なし。

3. 事業費の内訳（平成 29 年度）

(単位：千円)

費目（節）	決算額	主な内容
報償費	30	審査会委員への謝礼
旅費	3	審査会委員の旅費
合計	33	

4. 事業費の財源、実施方法

(単位：千円)

区分	金額
国庫	—
県（一般財源）	33
その他	—

合計	33
----	----

事業実施方法	直営
--------	----

5. 事業効果の推移

	内容
活動指標	審査委員会の開催（回）
成果指標	—

		H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
活動指標	目標	—	—	—	—
	実績	1	1	1	1
成果指標	目標	—	—	—	—
	実績	—	—	—	—

6. 指摘事項および意見

(1) 有効性について

①成果指標

当該事業は政策的経費に該当しないため成果指標は設定されていないが、部署ごとの目標管理は実施されており、その目標と実績、評価状況をまとめた「部局別削減目標達成状況」は以下の通りである。

平成 29 年度部局別削減目標達成状況

		総務部	総合政策部	安全環境部	健康福祉部	産業労働部	観光営業部	農林水産部
ガソリン 使用量	目標	現状維持	△9.1%	現状維持	△0.3%	現状維持	現状維持	現状維持
	実績	+0.6%	△14.0%	+0.9%	+0.3%	+10.3%	△3.7%	△6.5%
	評価	×	○	×	×	×	○	○
軽油使用量	目標	△11.4%	—	△17.7%	現状維持	現状維持	—	△1.4%
	実績	△15.4%	—	△3.9%	△27.4%	+14.3%	—	+12.6%
	評価	○	—	○	○	×	—	×
空調等燃料 使用量	目標	△13.7%	現状維持	△0.3%	現状維持	△34.6%	現状維持	△4.0%
	実績	+16.6%	+15.4%	+10.6%	△11.3%	△1.8%	7.2%	0.3%
	評価	×	×	×	○	○	×	×

電気使用量	目標	△0.9%	現状維持	△2.5%	現状維持	△1.6%	△0.7%	△1.5%
	実績	△0.8%	△10.1%	+20.0%	△1.6%	△1.2%	△0.6%	+9.4%
	評価	○	○	×	○	○	○	×
上水道 使用量	目標	△9.9%	現状維持	現状維持	現状維持	現状維持	△10.0%	△7.6%
	実績	△6.5%	0.0%	+1,380.0%	+3.2%	+9.3%	+3.7%	+6.1%
	評価	○	○	×	×	×	×	×
地下水 使用量	目標	△2.3%	—	—	—	△24.7%	—	現状維持
	実績	△13.8%	—	—	—	+66.7%	—	+74.0%
	評価	○	—	—	—	×	—	×
可燃ごみ 廃棄量	目標	△0.5%	△4.7%	現状維持	△1.7%	△2.8%	現状維持	△4.1%
	実績	△8.1%	0.0%	+3.4%	+5.0%	+5.7%	△3.8%	+9.9%
	評価	○	○	×	×	×	○	×
不燃ごみ 廃棄量	目標	現状維持	△8.3%	現状維持	△0.9%	現状維持	△23.1%	現状維持
	実績	△23.1%	0.0%	△28.6%	△0.6%	+5.3%	+20.0%	+5.4%
	評価	○	○	○	○	×	×	×
コピー用紙 使用量	目標	△6.7%	現状維持	△6.2%	△10.7%	△5.3%	△0.9%	現状維持
	実績	△2.0%	△5.9%	+6.1%	13.4%	2.1%	△8.1%	△0.5%
	評価	○	○	×	×	×	○	○

		土木部	国体推進 局	嶺南振興 局	会計局他	教育庁	教育機関
ガソリン 使用量	目標	現状維持	管理目標 7.3kl	△0.6%	現状維持	△8.2%	△16.6%
	実績	+5.9%	6.8kl	△10.4%	△44.4%	+15.8%	+26.7%
	評価	×	○	○	○	×	×
軽油使用量	目標	現状維持	—	△10.3%	現状維持	—	△2.7%
	実績	+4.2%	—	+34.5%	△33.3%	—	+4.9%
	評価	×	—	×	○	—	×
空調等燃料 使用量	目標	△2.1%	—	△4.1%	現状維持	△13.7%	現状維持
	実績	+14.6%	—	+10.2%	+31.6%	+20.3%	0.0%
	評価	×	—	×	×	×	○
電気使用量	目標	現状維持	—	△6.5%	△5.7%	現状維持	△1.9%
	実績	+15.4%	—	+20.5%	+9.4%	△1.1%	+2.6%
	評価	×	—	×	×	○	×
上水道 使用量	目標	△18.8%	—	△6.2%	現状維持	△12.0%	現状維持
	実績	12.4%	—	+25.0%	+22.1%	+25.0%	△0.8%

	評価	×	—	×	×	×	○
地下水 使用量	目標	現状維持	—	—	-10.0%	—	△4.0%
	実績	+6.7%	—	—	+20.0%	—	△16.6%
	評価	×	—	—	×	—	○
可燃ごみ 廃棄量	目標	現状維持	—	現状維持	現状維持	現状維持	現状維持
	実績	+9.2%	—	+19.0%	+8.6%	0.0%	+2.9%
	評価	×	—	×	×	○	×
不燃ごみ 廃棄量	目標	現状維持	—	現状維持	△5.7%	現状維持	現状維持
	実績	△17.9%	—	0.0%	+19.2%	△33.3%	△1.4%
	評価	○	—	○	×	○	○
コピー用紙 使用量	目標	現状維持	管理目標 7.4t	現状維持	△2.2%	△12.5%	△9.1%
	実績	△2.0%	7.9t	+11.0%	+3.8%	+17.7%	+7.2%
	評価	○	×	×	×	×	×

注1：実績欄の数値は、目標値に対する増減率を示している。

注2：評価項目に「○」がつくのは目標を達成した場合である。

注3：安全環境部の上水道使用量+1,380.0%について、平成28年度までは消防学校（安全環境部）の上水道使用量を自治研修所（総務部）がまとめて報告していたが、平成29年度自治研修所の移動に伴い、消防学校が単独で報告するようになったためである。

「部局別削減目標達成状況」を目標項目ごとにまとめると以下の通りである。

	平成28年度			平成29年度		
	目標設定 部局数	目標達成 部局数	達成率	目標設定 部局数	目標達成 部局数	達成率
ガソリン使用量	13	5	38.5%	13	6	46.2%
軽油使用量	10	4	40.0%	9	4	44.4%
空調等燃料使用量	12	3	25.0%	12	3	25.0%
電気使用量	12	1	8.3%	12	6	50.0%
上水道使用量	12	4	33.3%	12	3	25.0%
地下水使用量	7	2	28.6%	6	2	33.3%
可燃ごみ廃棄量	12	8	66.7%	12	4	33.3%
不燃ごみ廃棄量	12	8	66.7%	12	8	66.7%
コピー用紙使用量	13	1	7.7%	13	5	38.5%
合計	103	36	35.0%	101	41	40.6%

「部局別削減目標達成状況」を部局ごとにまとめると以下の通りである。

	平成 28 年度			平成 29 年度		
	目標設定 項目数	目標達成 項目数	達成率	目標設定 項目数	目標達成 項目数	達成率
総務部	9	2	22.2%	9	7	77.8%
総合政策部	7	2	28.6%	7	6	85.7%
安全環境部	8	4	50.0%	8	2	25.0%
健康福祉部	8	3	37.5%	8	4	50.0%
産業労働部	9	3	33.3%	9	2	22.2%
観光営業部	9	4	44.4%	7	4	57.1%
農林水産部	9	2	22.2%	9	2	22.2%
土木部	9	3	33.3%	9	2	22.2%
国体推進局	2	1	50.0%	2	1	50.0%
嶺南振興局	8	2	25.0%	8	2	25.0%
会計局他	9	5	55.6%	9	2	22.2%
教育庁	7	3	42.9%	7	3	42.9%
教育機関	9	2	22.2%	9	4	44.4%
合計	103	36	35.0%	101	41	40.6%

【意見】

当該事業においては「部局別削減目標達成状況」が集計分析されている。成果指標は設定されていないが、目標は全部局の全指標において目標を達成することであり、目標の達成割合などを成果指標とすべきである。なお、目標の達成割合は平成 28 年度 35.0%、平成 29 年度 40.6%と達成した部局の割合が増えている。

②予算額と決算額の推移

平成 26 年度以降平成 29 年度まで、予算額は 151 千円、決算額は 33 千円と同額で推移している。

【意見】

毎年、予算額 151 千円に対し決算額が 33 千円となっており、予算の消化率は 21.9%と低くなっている。これは、削減目標に対する実績が良好でなかった所属に監査に行く際、外部の審査員が同席するための経費を予算化しているものの近年執行されていなかったためである。今後も外部審査員の同行を想定しているため予算額は見直していないとのことである。

外部審査員の同行は数年間行われていないが、第三者の意見を取り入れるためにも、最低でも年 1 回は外部審査員の同席のもと監査を行うべきである。

③環境マネジメントシステムの運用

システムの運用は「毎年、庁舎ごとに電気、水などの削減の目標値を定め、目標達成に向けて積極的に取り組み、その結果を外部の専門家を交えた審査委員会で評価し、そのプロセスを含め公表する」ことで実施されている。外部専門家を交えた審査委員会での議論とそれに対する県の対応は以下の通りである。

平成 28 年 12 月 19 日開催

(1) 平成 27 年度運用実績について

・可燃ごみ廃棄量の算出について、目分量のようなあいまいなやり方ではなく、客観的でより正確な算出方法にするとよい。

県の対応→各所属への実績入力依頼の際に、送付する「実績入力の手引き」の中で計量法の周知を行った。

・水道使用量の増加については漏水が原因とのことだが、福井大学でも配管の検査と修理を行ったところ、節水対策を行わなくても 3 割ほど水道使用量が減少した。県でも特に建設時期の古いものについては、あらためて配管の検査をしてはどうか。

県の対応→水の使用量に増加がみられた所属については、個別に水道メーターの確認について指導を実施した。

・各所属の実績について、前年度との比較により評価を行っているが、高校なら高校、土木事務所なら土木事務所と業務や活動の形態が似ているジャンルに分けて実績を確認すると、傾向が見えてくるのではないか。

県の対応→施設ごとの実績確認資料を作成。

・空調について動力源が重油・灯油・電気と複数あるので、同じ物差しで評価できるように省エネ法の報告対象施設だけでも原油換算をしてみてもどうか。

県の対応→施設内で使用しているエネルギーを原油換算した一覧表を作成。

・指定管理者施設について、今後の提案書の中に省エネに関する項目を含めてはどうか。

県の対応→県の指定管理者募集要項の審査基準の 1 つに「経費の縮減」があり、受託者から提出される事業計画書には水道光熱費の削減について記載があるなど、省エネが実施されている。

(2) 平成 28 年度運用状況について

・エネルギー使用量を減らすにあたってのハード面対策として、LED照明の導入や高効率機器の導入、トップランナー基準を満たす機器の導入といった具体的な計画や目標を定めるとよい。

県の対応→県施設への高効率な省エネ機器の導入を今後図っていくため、省エネ診断や診断結果に基づく設備導入などの具体的手続について検討している。

・グリーン購入ネットワークが公表している全地方公共団体のグリーン購入の取り組み度調査において、取り組み度トップの 13 公共団体に福井県が入っているため、こういった結

果も PR してはどうか。

県の対応→環境白書と県の HP にて、公表を行い PR している。

平成 29 年 12 月 20 日開催

(1) 平成 28 年度運用実績について

・季節要因での電気・燃料の使用量の変化について、使用量の増加が気温の変化と比べて妥当かどうかの検証を行ってはどうか。

県の対応→12 月から 3 月までの最低気温が 0 度以下（冬日）になった日数は平成 28 年度が 29 日、平成 29 年度が 46 日となっている。また、平均気温は、平成 28 年度は 5.4 度、平成 29 年度は 4.3 度になっている。これらのことから平成 29 年度は厳冬であり、空調燃料使用量が増加した。

・漏水の早期発見のため、指導をより徹底するとよい。

県の対応→定期的な水道メーターの確認等の各所属に指導を行っている。

・数字だけのデータもよいが、グラフがあると業務内容が類似している他所属との比較が行いやすく、自所属の立ち位置がわかりやすい。

県の対応→業務内容等が類似している所属を選定するなど検討する。

・業務内容が類似している施設を延床面積単位で比較してはどうか。

県の対応→延べ床面積単位を原単位とするかなど、所属によって適切な原単価を考えるなど検討する。

(2) 平成 29 年度運用状況について

・省エネ法上の削減の努力義務の達成状況を適切に把握する必要がある。

県の対応→環境政策課が取りまとめて報告しており、達成しているか確認している。

・グラフによる「見える化」は、使用量を把握できるだけでなく、職員一人一人の環境意識を高めることができる良い方法である。

県の対応→実績報告を職員に通知している。グラフによる見える化も検討していく。

【意見】

審査委員会での委員からの意見に対して、県では対応を行い、翌年度の審査委員会において対応内容について回答しているとの事である。しかし、審査委員会の議事録には当該内容について必ずしも十分な記載がなされていない。委員の意見に対する県の対応について、事後的にも説明できるよう議事録へ記載しておくことが望ましい。

II-8. 木質バイオマス発電用燃料供給事業

1. 事業の概況

所管部局・課	農林水産部（県産材活用課）
事業目的	木質バイオマス発電への燃料の安定供給を図るため、低コスト生産技術を習得し、効率的、安定的な供給が図られるまでの間、間伐材（C材）の収集・運搬にかかる必要経費の支援を行い、間伐材の搬出拡大を図る。
根拠法令等	森林・林業基本法 森林・林業基本計画 福井県森づくり条例
実施要綱等	木質バイオマス発電用燃料供給拡大支援事業実施要領
経費区分	政策的経費
事業内容	間伐材（C材）の収集・運搬にかかる経費に対する支援 単 価：1,700 円/m ³ （定額） 排出量：63,000 m ³
福井県環境基本計画における位置づけ	「再生可能エネルギーの活用」 ・木質バイオマスの活用
事業開始年度	平成 27 年度
事業終了年度(予定)	平成 31 年度

2. 事業費の推移

（単位：千円）

	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
予算額	—	107,100	107,100	107,100
決算額	—	107,100	107,100	107,100

増減理由（決算額）

特記すべき事項なし。

3. 事業費の内訳（平成 29 年度）

（単位：千円）

費目（節）	決算額	主な内容
負担金補助および交付金	107,100	間伐材（C材）の収集・運搬にかかる経費に対する支援
合計	107,100	

4. 事業費の財源、実施方法 (単位：千円)

区分	金額
国庫	—
県（一般財源）	107,100
その他	—
合計	107,100

事業実施方法	補助
--------	----

5. 事業効果の推移

	内容
活動指標	発電用燃料供給量 (m ³)
成果指標	県全体の間伐材生産量 (m ³)

		H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
活動指標	目標	—	63,000	63,000	63,000
	実績	—	63,003	68,000	68,654
成果指標	目標	—	111,000	113,000	128,000
	実績	94,786	122,089	134,109	126,697

成果指標である県全体の間伐材生産量について、平成 29 年度に目標値を達成していない要因は平成 30 年 1 月と 2 月の大雪の影響によるものである。

6. 指摘事項および意見

(1) 有効性について

①補助事業の推進方針

福井県では、木質バイオマス燃料への県産材の利用向上のために補助金という手段を採用している。なお、他県では委託事業の形で支援している事例もある。現在、補助対象である福井県木質バイオマス燃料安定供給協議会の供給先は株式会社グリーン・パワー大野発電所のみである。

【意見】

供給先が 1 先の場合、発電が止まれば木質チップの行き先がなくなる。県では、発電が開始されるまで丸太の状態にストックすることが可能であり、生産現場に大きな影響は生じないと判断している。他県の事例ではリスク分散のために供給先を増やしている事例もあり、福井県でも供給先を増やす方がより生産の安定化につながると考える。

②成果指標

成果指標は県全体の間伐材生産量となっている。

【意見】

現在の成果指標は、県内林業の在り方に対する目標として妥当な指標であると言える。しかし、当該事業の目的において、「低コスト生産技術を習得し、効率的、安定的な供給が図られるまでの間、間伐材（C材）の収集・運搬にかかる必要経費の支援を行い・・・」との記載があることを考えれば、間伐材生産コストの低減についての成果指標を設定するとよい。当該事業により安定的な需要があることが間伐材生産の効率化にも一定の寄与があると考えられるため、搬出間伐の労働生産性も成果指標として設定するとよい。

なお、「ふくい森林・林業基本計画」においては、間伐材の生産性について平成31年度に6.0 m³/人日を目標値としている。

（2）経済性について

①補助金額の妥当性

当該事業では、間伐材について1 m³あたり1,700円の補助単価で生産量63,000 m³までを補助対象としている。補助対象先は福井県木質バイオマス燃料安定供給協議会である。当年度の包括外部監査の対象とはなっていないが、当該事業以外にも間伐材搬出拡大事業として同じ補助率（1 m³あたり1,700円）の補助事業が実施されている。他県事例では、富山県が3,000円/m³の補助率で補助事業を実施している。

当該補助制度は電力固定買取制度（FIT制度）の利用を前提としている。FIT制度では間伐材等由来の木質バイオマスの買取価格が32円＋税（2,000kw以上）に対し、一般木材バイオマスは24円＋税（20,000kw未満）となっており、間伐材の利用による買い取り価格が有利に設計されている。これを利用して地域の林業を支援し、活性化することも目的としている。FIT制度では、開始後20年間は有利な価格での電力買取りが保証されるが、21年目以降は保証されていない。

県では当該補助事業について、事業開始より5年を経過する31年度を事業の区切りとして考えているが、31年度で補助がなくなれば県内間伐材の利用によるバイオマス発電は立ち行かなくなる可能性が高い。現実的には補助金額を見直し、事業を継続させることが予想される。北欧などの先進事例では大規模化と省力化で林業を復活させているが、条件が異なるため福井にそのままあてはまるとは限らない。

【意見】

補助事業において重要なのはその補助金額の妥当性と事業の終了時期である。当該事業の場合、事業期間には1つの区切りがある。FIT制度による電力の固定買取期間は20年間である。時間は限られており、具体的にどのように効率化を進めていくか方針を決める必要がある。

補助金額については、間伐材生産量63,000 m³×補助単価1,700円という計算式により

算定されているが、金額の見直しは 31 年度まで実施されない。補助単価についてその計算方法は以下の通りである（説明の便宜上、簡略化している）。

【計算式】

$$\text{「m}^3\text{当たり損益額（円/m}^3\text{）」} = \frac{\text{収益（補助金＋木材売上）－費用（作業道＋伐採搬出＋運搬＋諸経費）} \cdots (\text{円})}{\text{搬出材積} \cdots (\text{m}^3)}$$

「平成 26 年実績値」および「平成 31 年目標値」を上記算式に当てはめ、その平均値（平成 26 年分は損失額となり平成 31 年分は利益額となる。平均値は損失額。）の填補相当額をもって補助単価としている。

上記算定によると、補助金額の算定において、平成 26 年の実績値と目標年度の平均値を用いている。目標に向かって一定でコストの低減が進むことを前提とすれば当該算定方法にも合理性はあるが、コストの削減が一定に進む保証はない。また、当該補助単価の前提通りにコスト削減が進むとすれば、事業計画の中間年度である平成 29 年度以降は補助金額の返還が必要となる水準の補助金額を支出することとなる。

平成 26 年度の補助単価は平成 26 年時点の損失額を上限として政策的に決定すればよいが、以降の補助金額は当初の補助単価を上限としつつ、前年の実績と当該年度の予想を把握しながら決定すべきであると考え。

II-9. コミュニティ林業支援事業

1. 事業の概況

所管部局・課	農林水産部（県産材活用課）
事業目的	集落を単位とした組織化を図ることにより、集落の所有者が協力しながら、計画的・効率的な木材生産を行い、山ぎわの景観保全など総合的に森林整備を促進する。
根拠法令等	森林・林業基本法 森林・林業基本計画 福井県森づくり条例
実施要綱等	コミュニティ林業支援事業実施要領
経費区分	政策的経費
事業内容	地域木材生産組合の設立、木材生産計画の策定等への支援
福井県環境基本計画における位置づけ	「森林によるCO2吸収源対策の推進」
事業開始年度	平成22年度
事業終了年度(予定)	平成31年度

2. 事業費の推移

(単位：千円)

	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
予算額	21,177	28,174	29,104	28,174
決算額	21,166	27,229	28,995	28,083

増減理由（決算額）

平成27年度以降の増加は、集落の組織化の件数が増加したため。

3. 事業費の内訳（平成29年度）

(単位：千円)

費目（節）	決算額	主な内容
報償費	20	研修講師謝金
使用料および賃借料	63	研修会場借上費用等
負担金補助および交付金	28,000	地域木材生産組合の設立、木材生産計画の策定等への補助
合計	28,083	

4. 事業費の財源、実施方法

(単位：千円)

区分	金額
----	----

国庫	—
県（一般財源）	28,083
その他	—
合計	28,083

事業実施方法	直営、補助
--------	-------

5. 事業効果の推移

	内容
活動指標	設立集落（箇所）
成果指標	県全体の間伐材生産量（m ³ ）

		H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
活動指標	目標	10	20	20	20
	実績	15	20	20	20
成果指標	目標	—	111,000	113,000	128,000
	実績	94,786	122,089	134,109	126,697

6. 指摘事項および意見

（1）有効性について

①成果指標

当該事業の成果指標は「県全体の間伐材生産量」である。当該指標は最終的に目指すべき目標の設定という意味で意義がある。追加で、この事業がそもそもその間伐材生産量の増加に貢献しているかどうかを確認する成果指標があるとよい。なお、設立集落数と間伐材の搬出量は以下の通りであるが、成果は確実にしている。

年度	設立集落数	設立集落数累計	間伐材搬出量 (m ³)	間伐面積 (ha)
H22年度	10	10	600	56
H23年度	10	20	8,100	167
H24年度	10	30	22,000	302
H25年度	10	40	18,200	285
H26年度	15	55	19,300	324
H27年度	20	75	30,500	394
H28年度	20	95	37,000	439

【意見】

成果指標として、「設立した地域木材生産組合の活動地域における間伐材の生産状況」を示す指標があるとよい。当該事業が最終的に目指している成果を示す指標と直接的に得られた成果を示す指標の両方を設定すべきである。

(2) 合規性について

①事業報告のチェック

県の財務規則上、検査手続終了後に支払い事務を行うこととなっている。補助金の検査手続では、補助対象経費の検証が行われている。

【指摘事項】

検証対象とした実績報告書のうち、1件において補助対象経費の内訳の記載の箇所を経費合計金額「1,400,001 円」と記載すべきところ、「14,000,001 円」と記載されていた。記載が誤っている箇所にもチェックマークが付されており、修正等の指導はなされていなかった。

記載誤りの内容は単純な誤謬であり、補助金の支払に問題が生じるような内容ではない。そもそも、事務作業にミスは起こり得る。それを防ぐ意味での検証作業であり、ミスがあれば正すことが検査事務に必要な事である。監査人が問題としたいのは、「検査手続が形骸化していないか」、「適切な検査時間が確保されていないのではないか」という点である。

②事業報告内容

検証した 20 件の補助金関係書類のうち 5 件について補助限度額である 1,400 千円と同額が支出金額となっていた。その点に関する県の回答は「事業計画を立てる段階で、事業費を 1,400 千円として計画しており、その計画に基づいて事業を行っているため」であった。

【意見】

事業計画通り事業を遂行することは重要であり、県の回答の趣旨も理解できる。しかし、例えば以下のような収支計算書が報告されている場合に、補助限度額と支出額が一致している要因について、より慎重な検査が必要と考える。

(単位：円)

区分	予算	決算
組織づくりに要する経費		
報償費	400,000	280,000
使用料および賃借料	60,000	30,000
書類作成委託料	140,000	140,000
小計	600,000	450,000

基盤づくりに要する経費		
作業従事者日当	800,000	495,000
消耗品・筆墨費等	0	1,592
機械借料	0	150,000
機械燃料購入	0	1,440
整備補修用資材購入	0	31,968
既設作業道等整備委託料	0	270,000
小計	800,000	950,000
合計	1,400,000	1,400,000

補助金については詳細かつ正確な収支報告を求める必要がある。なぜならば、補助金は支出金額を上限として支給すべきものであり、支出金額が補助金額に満たない場合には補助金の返還請求を行う必要があるためである。またそれに加え当該補助事業全体でどのぐらいの経費がかかったかについても次年度以降の予算編成に資する重要な情報である。

Ⅱ-10. 県産材を活用したふくいの住まい支援事業

1. 事業の概況

所管部局・課	農林水産部（県産材活用課）
事業目的	県産材を活用した優良な住宅の普及を促進するため、県産材を活用した新築およびリフォームを助成するとともに、一定の要件を満たす木造住宅の取得に対し支援を行う。
根拠法令等	森林・林業基本法、森林・林業基本計画 みんなでつかおう「ふくいの木」促進条例
実施要綱等	県産材を活用したふくいの住まい支援事業(新築)補助金交付要領 県産材を活用したふくいの住まい支援事業(リフォーム)補助金交付要領
経費区分	政策的経費
事業内容	(1) 県産材住宅の広報 (2) 県産材を活用したリフォームへの支援 補助金額：15万円/件 (3) 県産材を活用した新築住宅への支援 補助金額：敷地面積 200㎡以上 40万円/戸 敷地面積 200㎡未満 30万円/戸 (4) 県産材の利用促進に寄与した者への表彰
福井県環境基本計画における位置づけ	「森林によるCO2吸収源対策の推進」
事業開始年度	平成19年度
事業終了年度(予定)	平成32年度

2. 事業費の推移

(単位：千円)

	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
予算額	124,203	114,179	79,469	90,929
決算額	117,950	102,723	74,300	88,348

増減理由（決算額）

年度による増減額は、補助金申請件数の増減によるもの。

3. 事業費の内訳（平成29年度）

(単位：千円)

費目（節）	決算額	主な内容
報償費	18	知事表彰記念品購入

消耗品費	31	知事表彰消耗品購入
印刷製本費	81	事業PR用パンフレット作成
委託料	3,130	補助事業執行にかかる事務の委託
使用料および賃借料	88	見学会バス借上げ
負担金補助および交付金	85,000	県産材を活用したリフォーム、新築住宅への補助
合計	88,348	

4. 事業費の財源、実施方法 (単位：千円)

区分	金額
国庫	—
県（一般財源）	88,348
その他	—
合計	88,348

事業実施方法	直営、補助
--------	-------

5. 事業効果の推移

	内容
活動指標	県産材を活用した補助事業助成件数（件）
成果指標	新築住宅における県産材使用率（％）

		H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
活動指標	目標	360	360	340	340
	実績	504	390	290	313
成果指標	目標	38	—	—	—
	実績	38	40	42	43

6. 指摘事項および意見

(1) 経済性について

①補助金額と委託費

事業執行にかかる事務の委託について、委託料は1件10,000円として支払っている。リフォームに対する補助は補助金額が150,000円、新築に対する補助は補助金額が300,000円～400,000円である。そのため、リフォームの場合、支出総額（補助＋事務支出）に対する事務支出の割合は6.25%となる。県が作成している資料を閲覧する限り、当該委託料の支払

い以外に、県内部での事務作業も相当程度必要となっていることが推測される。補助事業においては直接的な補助金額の割合が高いほど（事務支出の割合が低いほど）事業が効率的に行われているといえる。

【意見】

補助事業においては、事業費総額のうち、直接的な補助金額が多額であるほど効用は高い。できる限り事務は簡素化すべきである。当該事業においては事務を委託しているため補助金額と事務支出が容易に比較できる。他の事業でも実際の事業支出に対して事務的なコスト（＝作業時間）がどの程度かかるかを意識して事業設計する必要がある。

②委託金額の妥当性

補助事業における事務作業を外部に委託することには、専門的な知見の利用や県の事務コスト削減など様々な目的がある。当該事業の場合には、事務を委託することにより1,163千円の事務コストが削減することができるとの判断により委託が実施されていた。

【意見】

委託内容と、委託金額が見合っているかについて、本来は委託することによって得られる県の利益から考えるべきである。特に当該事業においては、事務委託することによって得られる県の利益は「事務コストの削減」であるため、どの程度事務コストが削減できるかについては事業開始時に検証されていた。委託業務については常にこのような検討を行う必要がある。

(2) 合规性について

①委託契約の内容と事後検査

当該事業においては、委託料について全体の上限金額と委託業務1件当たりの上限金額を設定し、委託料の確定額は、委託業務に要した実支出額と上限金額とのいずれか少ない方としている。そのため、事業の検査時には委託先より「人件費明細」、「勤務日数報告明細書」、「賃金規定」を入手して検証している。

【意見】

一般的に、業務委託契約は、委託業務について不備なく業務が完了すれば委託金額を支払う義務が生じる契約である。そのため、実際の支出金額と算定された上限額を比較して、少ない方を確定額とする考えは民間にはない。

少しでも委託金額を低く抑えるための工夫であると考えられるが、事後的に必ず委託金額がコストを下回る必要があるのであれば、合理的に考えればそもそも引き受け先はないはずである。

また、委託料の確定額について人件費の実支出額を上限とする場合、検査の実施に手間を要する。例えば、現在「勤務日数報告明細書」を入手しているが、当該資料における「かかった時間」が真実かどうかについて、正確な根拠資料を入手するのは困難であるし、各

人別の賃金単価が記載された「賃金規定」についても、昇給等があれば金額を誤る可能性がある。

委託契約は、業務の委託であり、業務を遂行すればその業務に対する対価として一定の金額を支払う契約とすべきである。

(3) 有効性について

① 成果指標について

当該事業では、成果指標を新築住宅における県産材使用率としている。なお、平成30年度に向けた最終目標値が設定されているため、予算資料上平成27年度からは単年度の目標値の設定はない。

【意見】

成果指標である「県産材使用率」は平成29年度の場合、県内工務店等に対する聞き取り調査の回答に基づき算定されている。当該算定方法の場合、回答した事業者によって数値がぶれる可能性があり、客観性に乏しい。事業の成果を正確に把握するためには、木材市場での県産材の流通量など、客観性の高い統計的な指標が望ましい。

II-11. 県産材のあふれる街づくり事業

1. 事業の概況

所管部局・課	農林水産部（県産材活用課）
事業目的	多くの県民が利用する民間施設等において、県産材を使用した木造化や木質化等に対する支援を行い、利用者に県産材の良さや活用の意義を広くPRすることにより、県産材の利用促進を図る。
根拠法令等	森林・林業基本法、森林・林業基本計画 みんなでつかおう「ふくいの木」促進条例
実施要綱等	県産材のあふれる街づくり事業補助金交付要領
経費区分	政策的経費
事業内容	(1) 民間施設の木造化支援、内外装の木質化支援 (2) 木製品の導入
福井県環境基本計画における位置づけ	「森林によるCO2吸収源対策の推進」
事業開始年度	平成23年度
事業終了年度(予定)	平成31年度

2. 事業費の推移

(単位：千円)

	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
予算額	18,700	9,293	8,480	9,476
決算額	14,586	8,288	7,869	8,280

増減理由（決算額）

年度によって増減しているのは、補助金申請件数の増減、事業内容の見直しによる。

3. 事業費の内訳（平成29年度）

(単位：千円)

費目（節）	決算額	主な内容
委託料	150	補助事業執行にかかる事務の委託
負担金補助および交付金	8,130	民間施設の木造化支援、内外装の木質化支援、木製品の導入への補助
合計	8,280	

4. 事業費の財源、実施方法

(単位：千円)

区分	金額
国庫	—

県（一般財源）	8,280
その他	—
合計	8,280

事業実施方法	補助
--------	----

5. 事業効果の推移

	内容
活動指標	事業実施件数（件）
成果指標	県材使用量（原木量）（m ³ ）

		H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
活動指標	目標	40	40	22	15
	実績	30	15	10	15
成果指標	目標	40	40	170	177
	実績	77	77	209	128

6. 指摘事項および意見

（1）有効性について

①事業の成果

当該事業の目的は、「多くの県民が利用する民間施設等において、県産材を使用した木造化や木質化等に対する支援を行い、利用者に県産材の良さや活用の意義を広くPRすることにより、県産材の利用促進を図る。」ことである。

【意見】

より多くの人に県産材の良さを知ってもらうには、補助対象となった設備等はより多くの人目に触れる場所が望ましい。補助の対象を一定数以上の来訪者が見込める施設とするなどの要件があっても良かった。

②成果指標

当該事業の成果指標は「県材使用量（原木量）」である。

【意見】

成果指標である「県材使用量（原木量）」は最終的な成果指標として問題ないが、当該事業の直接的な成果を図る指標として考えた場合、若干関連性が低い。当該事業の目的から言えば、「県産材の良さを認識した人」の数を把握できるような指標を成果指標とすべきである。そのような資料は簡単には入手できないが、例えば補助対象物件にアンケート

を置く、補助実施先にアンケートを実施するなどして、利用者のニーズを把握し、次の事業内容に生かすことは可能である。

II-12. 新たな木づかいモデル事業

1. 事業の概況

所管部局・課	農林水産部（県産材活用課）
事業目的	県産材の新たな利用を拡大するため、公共施設等の室内空間において、新たな利用の提案と普及を図る。
根拠法令等	森林・林業基本法 森林・林業基本計画 みんなでつかおう「ふくいの木」促進条例
実施要綱等	森林整備加速化・林業再生事業実施要綱
経費区分	政策的経費
事業内容	公共施設等の室内空間における県産材の新たな利用方法の提案と普及PRを委託により実施 ・ボックス in ボックスのモデル施工 ・現地説明会の開催 ・パンフレットの作成・配布
福井県環境基本計画における位置づけ	「森林によるCO2吸収源対策の推進」
事業開始年度	平成29年度
事業終了年度(予定)	平成31年度

2. 事業費の推移

(単位：千円)

	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
予算額	—	—	—	6,000
決算額	—	—	—	6,000

増減理由（決算額）

平成29年度より開始した事業。

3. 事業費の内訳（平成29年度）

(単位：千円)

費目（節）	決算額	主な内容
委託費	6,000	ボックス in ボックスの施工 現地説明会の開催、パンフレットの作成
合計	6,000	

4. 事業費の財源、実施方法 (単位：千円)

区分	金額
国庫	—
県（一般財源）	—
その他・・・※	6,000
合計	6,000

※「その他」・・・繰入金

事業実施方法	直営
--------	----

5. 事業効果の推移

	内容
活動指標	設置台数（累計）（台）
成果指標	県産材（A材）の利用量（m ³ ）

		H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
活動指標	目標	—	—	—	2
	実績	—	—	—	2
成果指標	目標	—	—	—	70,000
	実績	—	—	—	64,000

6. 指摘事項および意見

(1) 有効性について

①成果指標

当該事業の成果指標は「県産材（A材）の利用量」である。平成 29 年度の目標値 70,000 m³に対し実績 64,000 m³と下回っている。

【意見】

成果指標である「県産材（A材）の利用量」は事業の最終的な成果指標として問題ないが、当該事業の直接的な成果を図る指標が別にあるとよい。例えば、現地説明会等への来場者に対するアンケート結果や、補助事業対象以外のボックス in ボックスの設置件数なども成果指標としてあるとよい。

Ⅲ. 循環型社会の推進

Ⅲ-1. 産業廃棄物減量化・適正処理推進事業

1. 事業の概況

所管部局・課	安全環境部（循環社会推進課）
事業目的	産業廃棄物の減量化と適正処理を促進
根拠法令等	・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法） ・ 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）
実施要綱等	福井県リサイクル製品認定要綱
経費区分	政策的経費
事業内容	○多量排出事業者および中小規模排出事業者向けの研修会を実施 ○産業廃棄物許可データベースの改修
環境基本計画における位置づけ	「不適正な処理の防止」 ・ 適正処理の推進 ・ 優良産業廃棄物処理業者認定制度の普及と啓発 「3Rの促進」 ・ 産業廃棄物の3R促進
事業開始年度	平成27年度
事業終了年度(予定)	平成32年度

2. 事業費の推移

(単位：千円)

	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
予算額	—	1,837	1,009	1,611
決算額	—	1,096	505	1,462

増減理由（決算額）

平成28年度はパンフレット作成部数削減等による事務費削減により減少 平成29年度は産業廃棄物許可データベースの改修費用による増加

3. 事業費の内訳（平成29年度）

(単位：千円)

費目（節）	決算額	主な内容
報償費	10	研修会講師報償費
旅費	242	職員出張旅費等
需用費	120	認定リサイクル製品パンフレット印刷費等
役務費	210	研修会事務局電話料、郵便料等

委託料	810	産廃事業者管理データベース改修費
使用料および賃借料	68	研修会会場借上げ費等
合計	1,462	

4. 事業費の財源、実施方法 (単位：千円)

区分	金額
国庫	—
県（一般財源）	1,462
その他	—
合計	1,462

事業実施方法	直営
--------	----

5. 事業効果の推移

	内容
活動指標	研修会開催数（回）
成果指標	最終処分量率（％）（※）

		H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
活動指標	目標	—	1	7	7
	実績	—	1	7	7
成果指標	目標	—	—	—	—
	実績	—	—	—	—

※最終処分量率は5年ごとの産業廃棄物実態調査で算出しており、平成26年度～平成29年度は調査実施年度ではないため当該指標は測定されていない。

6. 指摘事項および意見

(1) 有効性について

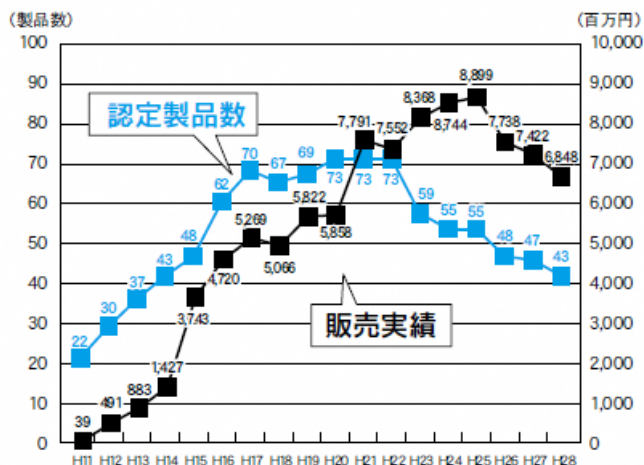
①リサイクル認定製品の優先利用状況の把握

本県では、廃棄物のリサイクルを推進すべく、福井県リサイクル認定製品制度を設けている。これは、県内で発生した再生資源を利用し、県内で製造された一定の基準を満たすリサイクル製品を県が認定し、PRを行うなどしてリサイクル製品の利用を促進する制度である。

リサイクル認定製品数およびその販売実績金額は下表のとおりとなっており、ともに近年低下傾向にある。また、平成25年11月版の環境基本計画においては、「県リサイクル認定製品の販売額」の平成29年度目標を11,000百万円と設定していたが、平成28年度実績

では6,848百万円と、大幅に下回っている状況にある。

<リサイクル認定製品数および販売実績の推移（平成29年度版環境白書より）>



リサイクル認定製品は製造コストが割高になる傾向があり、価格競争においては不利となる可能性がある。したがって、リサイクル認定製品の利用促進のためには、調達側、特に公共調達においてリサイクルの意識を持って積極的に採用することが重要である。福井県リサイクル製品認定要綱においては、県の責務として「福井県庁グリーン購入推進方針」に基づき積極的利用を図ること、また県民、市町村および関係機関に対し積極的利用を呼びかけることが明記されている。

これを受け、県の調達においては、土木工事の特記仕様書にリサイクル認定製品の率先利用などのグリーン購入に関する事項を記載し、また、市町および関係機関へも製品の活用を依頼するなど、積極利用を推進しているとのことである。しかし、実際にどの程度、県や市町、関係機関における調達においてリサイクル認定製品が採用されているのか、統計データ等はなく、積極利用の状況は不明である。

【意見】

県の調達においてリサイクル認定製品の積極的利用を図るものとされているものの、その実績について把握されていない。県調達における実際の優先利用の状況、課題を把握し、更なる優先利用を推進することが適当と考える。

同様に、市町および関係機関での優先利用の状況をも把握し、県全体でリサイクルを推進することが適当と考える。

III-2. 産業廃棄物不法投棄対策事業

1. 事業の概況

所管部局・課	安全環境部（循環社会推進課）
事業目的	廃棄物の不適正処理、不法投棄の未然防止と早期発見による生活環境の保全
根拠法令等	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）
実施要綱等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 福井県廃棄物不法投棄等対策要領 ・ 不法投棄廃棄物処理事業実施要領 ・ 廃棄物不適正処理監視業務監視パトロール実施要領
経費区分	標準経費、標準外経費
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ○ 廃棄物不適正処理監視事業 <ul style="list-style-type: none"> ・ 不法投棄や野外焼却等の不適正処理の監視パトロール委託 ○ 不法投棄廃棄物処理事業 <ul style="list-style-type: none"> ・ 投棄者不明廃棄物の撤去事業
環境基本計画における位置づけ	「不適正な処理の防止」 ・ 適正処理の推進
事業開始年度	平成3年度
事業終了年度(予定)	—

2. 事業費の推移

(単位：千円)

	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
予算額	11,477	11,569	11,612	10,621
決算額	10,598	10,319	9,607	10,109

増減理由（決算額）

平成26年度から平成28年度は、不法投棄廃棄物の減少に伴う撤去費用の減少

3. 事業費の内訳（平成29年度）

(単位：千円)

費目（節）	決算額	主な内容
需用費	1,047	作業服購入費等
役務費	194	不法投棄廃棄物撤去費
委託料	8,527	不適正処理監視パトロール委託料等
使用料および賃借料	116	公用車使用料等
備品購入費	209	水質検査用ポンプ購入費
償還金利子および割引料	13	財団返還金

合計	10,109
----	--------

4. 事業費の財源、実施方法 (単位：千円)

区分	金額
国庫	—
県（一般財源）	10,109
その他	—
合計	10,109

事業実施方法	直営
--------	----

5. 事業効果の推移

	内容
活動指標	監視パトロール実施回数（回）
成果指標	不法投棄件数（件）

		H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
活動指標	目標	216 回	216 回	216 回	216 回
	実績	216 回	216 回	216 回	216 回
成果指標	目標	前年度実績以下	前年度実績以下	前年度実績以下	前年度実績以下
	実績	(10t 以上) 1 件	(10t 以上) 2 件	(10t 以上) 0 件	(10t 以上) 0 件

6. 指摘事項および意見

(1) 有効性について

①成果指標のステップアップ

現状、成果指標として「10 トン以上の不法投棄件数」が設定されている。近年、当該件数は 0 件が続いており、目標を達成し続けている状況にある。10 トン以上の不法投棄を指標としている理由は、環境省への報告と合わせているためとのことである。

環境白書等では公表されていないが、県では 10 トン未満の不法投棄件数についても把握しており、下表のとおりとなっている。

		H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
10t 以上	件数	3	3	1	2	0	0
	量(トン)	558.0	192.6	200.0	92.4	0	0
10t 未満	件数	14	11	4	7	4	7

	量(トン)	50.5	28.7	10.0	9.2	6.8	26.4
--	-------	------	------	------	-----	-----	------

【意見】

更なる取り組みを推進するため、10トン未満の不法投棄件数も成果指標とし、また、環境白書等で公表することが望ましいと考える。これにより、県民の不法投棄に対する意識も向上し、更なる不法投棄撲滅につながると考える。

(2) 経済性および効率性について

① 廃棄物不適正処理監視業務の調達

不法投棄の発見、抑制を行うべく、廃棄物不適正処理を監視する業務の委託を行っている。本業務の調達は一般競争入札により行われており、過去の入札状況は次のとおりとなっている。

(単位：千円、税抜)

	入札者	H25年度		H26年度		H27年度		H28年度		H29年度	
入 札 状 況	(株)アイメル	4,970	落	7,000	落	7,000	落	7,000	落	7,300	落
	(株)オーイング	9,000		7,380		7,300		7,300		7,500	
	(株)アイワン	5,390		7,300		—		—		—	
	(株)コーワ	9,580		7,308		—		—		—	
	(株)アイビックス	—		8,000		8,850		—		—	
比較価格		7,333		7,547		7,548		7,548		7,872	
落札額/比較価格		67.8%		92.7%		92.7%		92.7%		92.7%	

「落」：落札者

「比較価格」：入札書比較価格（税抜の予定価格）

毎年、複数の入札者があるものの、過去5年において落札者は同一の事業者固定されており、平成26年度からは落札率（落札額÷比較価格）が92.7%と一定の比率となっている状況にある。

このような状況となっている理由について担当者に質問したところ、予定価格（比較価格）は前年度の委託事業者から得た見積りを参考に算定しており、また、同一の事業者が継続して落札しているため、結果として落札率が固定化しているように見えてしまうとのことである。

本件においては、前年委託事業者から入手した見積りの金額を参考に予定価格を設定しており、他の事業者からの見積りなどは入手されていない。

【意見】

1事業者の見積りのみを基に予定価格を算定し、その状況が事業者認識されている場合、参考見積りを提出した事業者は予定価格を容易に推測できることとなる。当然に当該

事業者が入札において有利な状況となり、入札の公平性に問題が生じるものとする。

複数事業者から見積りを入手し、独自に積算を行うなど、特定事業者の見積りのみに依存しない予定価格の算定方法を検討することが適当である。

Ⅲ-3. ごみ減量化・リサイクル推進事業

1. 事業の概況

所管部局・課	安全環境部（循環社会推進課）
事業目的	一般廃棄物の減量化に向けた政策の実施を加速させるため、市町と共働で減量化のためのモデル事業を実施する。
根拠法令等	—
実施要綱等	安全環境部循環社会推進課所管補助金等交付要綱
経費区分	政策的経費
事業内容	①ごみ減量化推進会議の開催 ②雑がみ分別回収の強化
環境基本計画における位置づけ	「3Rの促進」 ・一般廃棄物の3R促進
事業開始年度	平成28年度
事業終了年度(予定)	平成30年度

2. 事業費の推移

(単位：千円)

	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
予算額	—	—	1,188	2,085
決算額	—	—	628	770

増減理由（決算額）

平成29年度は雑がみチャレンジ回収モデル事業を実施したことによる増加

3. 事業費の内訳（平成29年度）

(単位：千円)

費目（節）	決算額	主な内容
報償費	149	会議委員報償費
旅費	195	会議委員旅費等
需用費	5	会議お茶代
役務費	8	切手
負担金補助および交付金	412	雑がみチャレンジ回収モデル事業補助金（福井市）
合計	770	

4. 事業費の財源、実施方法 (単位：千円)

区分	金額
国庫	—
県 (一般財源)	770
その他	—
合計	770

事業実施方法	直営、補助
--------	-------

5. 事業効果の推移

	内容
活動指標	雑がみ回収体制整備市町
成果指標	1人1日当たりごみ排出量 (g)

		H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
活動指標	目標	—	—	10	17
	実績	—	—	10	17
成果指標	目標	840	840	890	884
	実績	894	891	887	(※)

※ 「1人1日当たりごみ排出量」の平成29年度実績は本報告書作成時点において未公表

6. 指摘事項および意見

(1) 有効性について

① 雑がみ分別回収の広報

現在、本県では、全17市町において「雑がみ」の分別回収体制が整備されており、「雑がみ」は燃やせるゴミなどとは分別し、行政回収または集団回収することとなっている。「雑がみ」とは、リサイクル可能な紙類であり、新聞、雑誌、段ボールなど以外のものである。

平成29年度に実施した環境に関する県民アンケートの結果では、雑がみを分別せず「燃やせるゴミとして出している」との回答が20.3%、未回答が32.5%となっており、多く見れば半数近くの県民が雑がみを分別していない状況にある。平成27年度に福井市で実施したサンプル調査では、燃やせるゴミ(生活系ごみ)に含まれる紙類の比率は53%であり、その内の雑がみの割合は35.8%であった。

県としては、雑がみの分別回収を推進すべく、平成29年度は福井市で、平成30年度は坂井市においてモデル事業を実施し、学校、団体等を中心とした地域住民の参加を募る啓発イベントを実施している。また、平成28年度には、県、市町、専門家で構成する「福井県

ごみ減量化推進会議」を設置し、一丸となった取り組みを進めている状況である。

なお、雑がみの分別が不十分となる要因としては、分別が面倒である、といった意識の問題の他、そもそも分別しなければならないこと自体が認識されていない、何を雑がみとして分別するのか複雑で分からない、分別したものをどのように出したら良いかが分からない、なぜ分別する必要があるのかが分からないなど、雑がみ分別に関する基本的な情報が県民に行き渡っていないことも考える。県民全体に対する分かりやすい周知を繰り返し実施することも重要と考える。

【意見】

現状においては、一部の地域、層に働きかける取り組みが中心となっているが、県民全体へ向けた広報についても、更なる検討が必要と考える。分かりやすく心に留まる形での広報を積極的に実施し、県民全体の理解を高めることが重要と考える。また、雑がみの分別の方法は非常に複雑であるため、まずは重要かつ分かりやすいものの分別から徹底するなど、シンプルな形で県民への浸透を図ることも有効であると考えます。

Ⅲ-4. 「おいしいふくい食べきり運動」推進強化事業

1. 事業の概況

所管部局・課	安全環境部（循環社会推進課）
事業目的	運動開始から10年が経過した「おいしいふくい食べきり運動」をさらに全国に定着させるため、外食持ち帰りの推進や食品ロス削減対策などを実施する。
根拠法令等	—
実施要綱等	—
経費区分	政策的経費
事業内容	①「おいしいふくい食べきり運動」の新展開 ・外食の「持ち帰り希望カード」の作成・普及 ・県内の各地域における食品ロス実態調査の実施 ②食育とともに学ぶ「おいしい食べきり運動」 ・ライフステージに応じた方法により各年代層に食べきり運動を周知
環境基本計画における位置づけ	「3Rの促進」 ・一般廃棄物の3R促進
事業開始年度	平成18年度
事業終了年度(予定)	平成30年度

2. 事業費の推移

(単位：千円)

	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
予算額	2,674	5,302	2,546	3,128
決算額	2,486	5,147	2,478	2,865

増減理由（決算額）

平成27年度は3R全国大会を本県で実施したことによる経費の増加 平成29年度は持ち帰りカード製作費等の経費による増加

3. 事業費の内訳（平成29年度）

(単位：千円)

費目（節）	決算額	主な内容
報償費	30	会議委員報償費
旅費	15	会議委員旅費
需要費	917	食べきり運動啓発グッズ作成費等
役務費	272	ちらし郵送費等

委託料	1,630	食べきり運動啓発委託費（連合婦人会）
合計	2,865	

4. 事業費の財源、実施方法（単位：千円）

区分	金額
国庫	1,500
県（一般財源）	1,365
その他	—
合計	2,865

事業実施方法	直営
--------	----

5. 事業効果の推移

	内容
活動指標	食べきり学習会開催数（回）
成果指標	食べきり運動認知度（％）

		H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
活動指標	目標	—	30	163	163
	実績	—	30	261	185
成果指標	目標	—	62	68	76
	実績	56	66	71	74

6. 指摘事項および意見

（1）有効性について

①食品ロス削減の推進

本県では、食べられるのに廃棄されてしまう食品、いわゆる「食品ロス」の削減運動に先進的に取り組んでおり、全国規模の食べきり運動において中心的役割を果たすなど、積極的な活動を行っている。

平成 29 年度に本県で行われた食品ロス実態調査によれば、可燃ごみ中の 13.5%が食品ロスであるという結果となった。平成 22 年に福井市で実施した調査では 11.7%、平成 27 年は 9.4%という結果であった。平成 29 年度の調査は環境省からの受託事業として実施したものであり、何を食品ロスとするかの基準を見直し調査を行ったため、以前の調査結果より高めの食品ロス割合となっているとのことである。そのため単純な比較はできないが、依然として可燃ごみ中に含まれる食品ロスの割合は大きい状況にあると考える。

一方、毎年、本県で実施しているアンケート（食のイベント来場者を対象に実施）において、本県における食べきり運動がどの程度認知されているか（食べきり運動認知度）を調査しており、その結果は次のとおりであり、年々、認知度は高まっている結果となっている。

	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
認知度	40%	51%	56%	66%	71%	74%

以上より、運動の認知度は高まっているものの、実際の食品ロスは、それに対応するほどには減少していない可能性があると考え。食べきりまたは食品ロス削減という言葉が頭の片隅にありつつも実際のアクションには結び付いていない状況と考えられ、個々人の具体的なアクションを促すような取り組みを強化していくことが必要と思われる。県民一人ひとりの意識改革も必要であり、地道な取り組みが必要となると考えるが、食べきり運動先進県として、引き続き、更なる取組みを期待する。

②持ち帰り希望カードの効果的使用の推進

県では食べきり運動を推進すべく、食べきり運動協力店（飲食店等）、食べきり家庭応援店（小売店等）の登録を行っている。その食べきり運動協力店のうち、希望する飲食店に「持ち帰り希望カード」を県から配布している。「持ち帰り希望カード」は、飲食店のお客様が食べきれなかった料理の持ち帰りを希望する場合に、このカードを店に提示することでその意思表示するという使い方をするものであり、食べ残しによる食品ロスを削減する効果が期待される。

平成 30 年 3 月にカード配布先の 10 店舗から県がヒアリングした結果では、食べきりや持ち帰りが増えたと回答する店舗は 3 店舗のみであったとのことである。カード配布先の店舗が積極的または効果的にカードを使用していない可能性もあり、その状況を確認し、より効果的な使用方法を助言するなど更なる活用を検討することが望ましい。

【意見】

飲食店に持ち帰り希望カードの使用方法を助言するなど、効果的な使用を推進することが適当と考える。

Ⅲ－５．ものを大切にする社会づくり推進事業

１．事業の概況

所管部局・課	安全環境部（循環社会推進課）
事業目的	「ものを大切にする」、「壊れたら修理して長く使う」ことが当たり前になるよう、修理技術を持つ県内事業者の情報を発信するとともに、古本やおもちゃなどのリユースの取り組みを支援する。
根拠法令等	—
実施要綱等	安全環境部循環社会推進課所管補助金等交付要綱
経費区分	政策的経費
事業内容	①身近で便利な「まちの修理屋さん」事業 ②おもちゃの修理ボランティア団体の自立を支援 ③民間団体の自主的な古本市開催の支援 ④子育て用品リユース市の開催
環境基本計画における位置づけ	「３Ｒの促進」 ・一般廃棄物の３Ｒ促進
事業開始年度	平成 21 年度
事業終了年度(予定)	平成 31 年度

２．事業費の推移

(単位：千円)

	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
予算額	2,320	1,578	2,223	2,226
決算額	1,996	875	1,486	1,408

増減理由（決算額）

平成 28 年度から県主催でリユースイベントを実施しているため増加

３．事業費の内訳（平成 29 年度）

(単位：千円)

費目（節）	決算額	主な内容
報償費	30	講師報償費
旅費	2	講師旅費
需用費	19	リユース市消耗品購入費
委託料	280	リユース品運搬費
負担金補助および交付金	1,075	ものを大切にする社会づくり事業補助金（環境ふくい協議会）
合計	1,408	

4. 事業費の財源、実施方法 (単位：千円)

区分	金額
国庫	—
県（一般財源）	1,408
その他	—
合計	1,408

事業実施方法	直営、補助
--------	-------

5. 事業効果の推移

	内容
活動指標	おもちゃドクター養成数（人）
成果指標	民間団体の育成数（団体）

		H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
活動指標	目標	—	132	152	172
	実績	260	278	321	357
成果指標	目標	—	7	8	9
	実績	—	8	10	15

6. 指摘事項および意見

(1) 有効性について

①成果指標の再検討

本事業の目的は、リユースの環境を整備するとともに、県民のリユース意識を高めることにあると考える。現状の活動指標としては「おもちゃドクター養成数」、成果指標としては「民間団体の育成数」が設定されているが、県民のリユース意識の高まりを測定する指標は設定されていない。

【意見】

県民のリユース意識の高まりを測定する指標も併せて設定することが望ましいと考える。例えば、リユースイベント参加者数、リユース数、アンケート等による県民のリユース意識に関する調査結果に基づく指標などが考えられる。

Ⅲ－ 6. 海岸漂着物地域対策推進事業

1. 事業の概況

所管部局・課	安全環境部（循環社会推進課）
事業目的	県内海岸における景観および環境の保全を図るため、海岸に漂着した漂着物や漂流ごみ、海底ごみの回収・処理を行う。
根拠法令等	美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律（海岸漂着物処理推進法）
実施要綱等	地域環境保全対策費補助金（海岸漂着物等地域対策推進事業）交付要綱
経費区分	標準外経費
事業内容	県内の海岸に漂着した漂着物について回収および処理を実施
環境基本計画における位置づけ	「3 Rの促進」 ・一般廃棄物の3 R促進
事業開始年度	平成 21 年度
事業終了年度(予定)	—

2. 事業費の推移

(単位：千円)

	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
予算額	211,956	75,810	69,600	75,917
決算額	82,869	46,121	57,779	65,110

増減理由（決算額）

海岸漂着物の漂着量による変動

3. 事業費の内訳（平成 29 年度）

(単位：千円)

費目（節）	決算額	主な内容
委託料	58,391	県管理海岸の漂着物の回収・処理費用
負担金補助および交付金	6,718	市町管理海岸の漂着物の回収・処理費用
合計	65,110	

4. 事業費の財源、実施方法（単位：千円）

区分	金額
国庫	48,214
県（一般財源）	16,896

その他	—
合計	65,110

事業実施方法	直営、補助
--------	-------

5. 事業効果の推移

	内容
活動指標	処理等を実施する海岸数
成果指標	漂着物の回収・処理量 (m ³)

		H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
活動指標	目標	—	57	70	81
	実績	82	71	76	82
成果指標	目標	—	2,725	3,338	4,829
	実績	3,800	3,803	3,861	3,689

6. 指摘事項および意見

(1) 経済性および効率性について

①海岸漂着物処理の補助および委託における管理

海岸漂着物処理推進法では、海岸漂着物の処理に関して次のように定めている。

- ・海岸管理者は、海岸漂着物等の処理のため必要な措置を講じなければならない。
- ・市町村は、必要に応じ、海岸管理者等に協力しなければならない。

海岸管理者とは、海岸法により主として都道府県知事または市町村長とされている。つまり、県管理の海岸においては、県に海岸漂着物の処理責任があるものの、海岸所在地の市町村には県への協力義務があり、また、市町管理の海岸においては、市町にその処理責任がある、ということとなる。

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(廃棄物処理法)においては、一般廃棄物は市町村に、産業廃棄物は排出事業者、その処理責任があるとされている。海岸漂着物は一般廃棄物に該当し、市町村に処理責任があることとなる。

本県では、以上を踏まえ、次のような体制で海岸漂着物の処理事業を行っている。

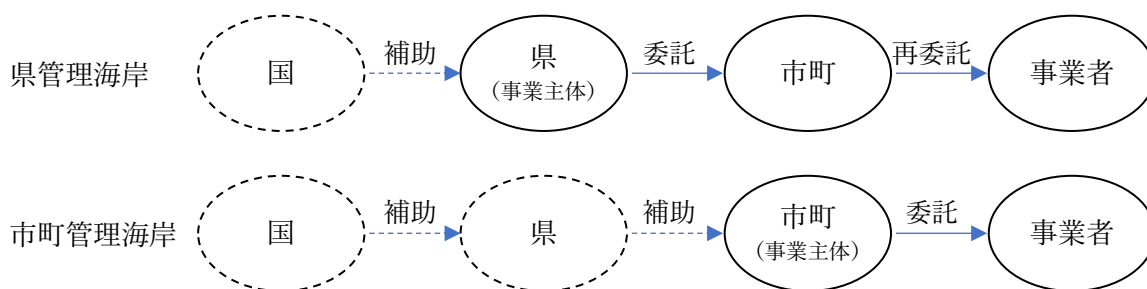
対象	漂着物処理事業の主体	事業の実行体制	補助金 (※1)
県管理海岸	県	県→市町→民間事業者の委託により実行 (※2)	国庫補助 7～9 割
市町管理海岸	市町	市町→民間事業者の委託によ	国庫補助 7～9 割

		り実行	(県を通じた間接補助)
--	--	-----	-------------

※1 海岸漂着物の回収・処理に関する事業に対しては、事業費の7～9割の国庫補助が交付される。

※2 県管理海岸に関して、緊急性のある場合等においては、県から直接民間事業者へ委託する場合もある。

図にすると次のとおりとなる。



(※点線は「補助金の支給」、実線は「委託料の支払」を意味する。)

県管理海岸の場合と市町管理海岸の場合を比較すると、県が事業主体となり市町に委託するか、市町が事業主体となる県から補助金を支給するかの違いはあるものの、県が市町に資金を拠出し、市町において業務の委託先となる事業者を選定し実行する、という流れは共通している。

いずれの場合も県の役割として重要となるのは市町および事業者による業務実施結果の確認であるが、その体制も同様であり、次のとおり行われている。

- ・再委託先または委託先である事業者が市町に実績報告書を提出し、市町が検査を行う。
- ・市町が県に実績報告書を提出し、県が検査を行う。

このように確認業務の流れとしては同様となっているものの、県において実施されている検査の方法や内容を確認したところ、次のとおり差異があった。

市町管理海岸においては、県は国庫補助金を間接的に交付する間接補助事業者の立場で検査を行うこととなり、補助事業が適正に実施されているか、実績報告書に記載された内容が適切か、補助対象経費は要綱に則ったものか、といった観点で検査することとなる。この場合の検査調書は、比較的詳細な確認項目が記載されており、それに基づき実施結果の確認が行われ、また、提出書類の他、市町担当者が持参した資料の確認やヒアリングを含めた検査を行っているとのことである。

一方で、県管理海岸においては、県が最終的な事業主体であり、事業の委託者としての検査を行うこととなる。その観点としては、委託先が適正に事業を実施したか、実績報告書に記載された内容が適切か、経費の内容は適切か、といったものとなるが、これは市町管理海岸の場合と同様と考える。しかし、この場合の検査は、詳細の確認項目が記載された検査調書は用いられず、また、市町担当者との対面による検査も実施されず、提出された書類の内

容を確認することにより行われている。

今回、本事業の業務における業務実施結果の確認状況をサンプルにより確認したところ、次の状況が確認された。

- ・市町での委託先または再委託先の選定方法、一般競争入札の場合の入札実施状況、随意契約の場合の理由を確認できる書類が県に提出されていない。(福井市への補助事業、高浜町への委託事業等)
- ・市町と委託先または再委託先との間の契約書の約款が県に提出されていない。(高浜町への委託事業)
- ・委託先または再委託先の事業者が業務の一部を他の事業者へ再委託または再々委託するケースにおいて、市町がそれを承認したことを示す書類が県に提出されていない。(越前漁港に関する委託業務)

委託先または再委託先の事業者の選定過程、当該事業者との契約内容、当該事業者から更なる再委託が行われた場合の市町における承認状況などは、いずれの場合でも、最低限確認すべき事項と考える。

この状況について県担当者に確認したところ、

- ・補助事業のケースにおいては、検査の際に市町担当者が持参した書類も閲覧しており、検査調書の確認項目に基づき、それらの事項は確認している。
- ・委託事業のケースにおいては、当該事項の確認を行っていないが、市町はそれぞれの財務規則に従って適切に業務を実施しているため、そこまでの確認を行っていない。

とのことであった。

【意見】

県管理の海岸の場合、市町に処理業務が委託されているが、事業主体としての最終的な責任は県にある。委託先の市町により適切に業務を実施することが当然に期待されるものの、最終責任者である県は、重要な事項を自ら適切に管理することが求められる。県から市町への委託事業として実施される場合であっても、補助事業として実施される場合と同様に、市町における業務実施状況を詳細に確認することが適当であり、確認に必要な書類を提出書類に加える、検査時の確認事項をチェックリストに明記するといった対応が考えられる。

また、補助事業として市町主体で事業が実施される場合においても、重要な事項が適切に確認されているか再確認し、必要であれば検査調書の確認項目をより明確にするなど、より有効な検査が行われるよう見直しをすること適当と考える。

なお、県管理海岸の事業に関して、県と市町との間の業務委託契約書においては、市町から事業者へ再委託することが前提とされる業務であることを理由に、再委託に関する条項

を記載しないケースが多く見られた。市町ではそれぞれの財務規則に従って適切に再委託に関する業務を行うことが期待される。しかし、業務の最終責任者として市町の適正な業務を促し、管理するために、無条件に再委託を許容するのではなく、例えば次のような事項を契約書に記載することも検討すべきと考える。

- ・市町が再委託先を適切に選定する責任を負う旨
- ・選定に関する記録を整備し県に報告する旨
- ・委託先である市町が負う義務を再委託先の事業者にも遵守させる旨
- ・業務の再々委託を制限する旨

【意見】

本業務に関する県と市町との間の業務委託契約書において、再委託に関する条項が含まれていないケースが多くあるが、県が事業主体として適切に管理を行い、市町による適正な業務執行を促すために、必要な事項を契約書に含めることが適当と考える。

②処理実績数量に基づく委託契約金額の確認

①での説明のとおり、県管理海岸における海岸漂着物の処理は基本的に市町への委託業務として実施される。その契約金額は、処理対象となる漂着物量を見積り、それに基づき決定されるため、見込数量と実際の処理量とに差異が生じた場合には、契約金額を変更することとなる。

今回確認した業務の一部において、見込数量と実績数量とに差異が生じているにもかかわらず、契約金額の変更が行われていないものが検出された。

事業対象	契約	委託先	再委託先 (再々委託先)	当初契約額 (見込数量)	最終契約額 (実績数量)
越前漁港(新保、小樟、大樟、道口、厨地係)	委託	越前町	越前町漁業協同組合 (株)エコパートナー	3,456,000 円 (290 m ³)	3,456,000 円 (239.2 m ³)

本業務は、7月から1月の期間において、越前漁港において発生した海岸漂着物を、収集運搬し、処分するものである。

当該漁港に関しては、毎年、同様の内容の業務が実施されており、最近3年間の実施状況は次のとおりとなっている。

年度	金額（数量） 上段：見積 下段：実績	委託先 ／再委託先 ／再々委託先	金額内訳
平成 27 年度	見積 3,456 千円 (280 m ³)	越前町／越前 漁業協同組合 ／(株)エコパー トナー	収集運搬処分 280 m ³ ×10,800 円/m ³ =3,024 千円 管理費 432 千円 計 3,456 千円
	実績 3,456 千円 (約 280 m ³)		収集運搬処分 280 m ³ *×10,800 円/m ³ =3,024 千円 管理費 432 千円 計 3,456 千円 *実績数量内訳：プラ 110 m ³ 、流木 80 m ³ 、その他 90 m ³
平成 28 年度	見積 3,456 千円 (290 m ³)	越前町／越前 漁業協同組合 ／(株)エコパー トナー	収集運搬処分 290 m ³ ×10,800 円/m ³ =3,132 千円 管理費 324 千円 計 3,456 千円
	実績 3,456 千円 (約 290 m ³)		収集運搬処分 290 m ³ *×10,800 円/m ³ =3,132 千円 管理費 324 千円 計 3,456 千円 *実績数量内訳：プラ 164 m ³ 、流木 70 m ³ 、その他 56 m ³
平成 29 年度	見積 3,456 千円 (290 m ³)	越前町／越前 漁業協同組合 ／(株)エコパー トナー	収集運搬処分 290 m ³ ×10,800 円/m ³ =3,132 千円 管理費 324 千円 計 3,456 千円
	実績 3,456 千円 (239.2 m ³)		混合物 188.4 m ³ ×10,800 円/m ³ =2,034 千円 廃プラ 50.8 m ³ ×21,600 円/m ³ =1,097 千円 管理費 324 千円 計 3,456 千円

※ 金額内訳における「管理費」は越前町漁業協同組合が海岸パトロール等を実施するための費用である。

海岸漂着物は、毎年、多様な要因で発生量が変動し、また、あらかじめその数量や内容を事前に正確に見積ることが容易ではない性質のものであると考えられる。そのため、処理数量および処理金額は、毎年変動することが自然であり、また、毎年の見積りと実績において、差が生じることが通常であると考ええる。

しかし本件においては、過去 3 年間、実績処理数量の増減はあるものの同一の金額で執行されおり、定額での委託業務のようになっている。また、平成 27 年度および平成 28 年

度においては実績数量が概ね見積数量のとおりとなっている。なお、平成 29 年度においては、実績数量 (239.2 m³) が見積数量 (290 m³) を大きく下回ったが、平成 29 年度においては、再委託先である越前漁業協同組合と再々委託先である(株)エコパートナーとの間で漂着物の種別に処分単価を設定する契約とされており、一部において見積り単価を大幅に上回る単価が適用されることにより、結果として見積金額と同額での執行となっている。

【意見】

海岸漂着物は、毎年数量が変動するものであり、予測することは容易ではない。毎年同一額での執行となっている、また、見積数量と実績数量が概ね一致しているという状況は不自然であると考えられ、委託先からの報告処理数量や請求単価等が、正確であるのか、合理的であるのか、確認することが適切な対応と考える。海岸漂着物処理の委託業務においては、委託先の市町において一次的な業務実施結果の検査を行っているが、その結果を手放しに受け入れるのではなく、県が業務実施主体として責任をもって内容を確認し、必要な対応を行うべきである。

また、本業務は、市町から漁業協同組合へ随意契約により再委託され、更にそのうちの収集運搬、処分業務が他の民間事業者にも再々委託されているという体制となっている。その結果、本業務の中心である収集運搬、処分業務にまで、県または市町の直接的な管理が届き難くなっている恐れがある。収集運搬、処分業務を市町から直接再委託する体制とすることで、管理を容易にするとともに、一般競争による調達とすることで、公平性および透明性を確保できるものとする。

③処理実績数量の確認

海岸漂着物の処分数量の実績は、補助事業または委託事業のいずれの場合も、実行者である事業者から市町に実績報告書において報告され、更に、市町から県に実績報告書において報告されることとなる（県から事業者へ直接委託する場合は、事業者から県に報告される）。

今回確認した事業において、見込数量と報告された実績数量に差異がないものが次のとおり検出された。

事業対象	契約	委託先	再委託先	当初契約額 (見込数量)	最終契約額 (実績数量)	減額理由
菅浜海岸、北田海岸	委託	美浜町	(公社)美浜町シルバー人材センター	3,010,000 円 (190 m ³)	3,010,000 円 (190 m ³)	
敦賀港海岸 (杉津地区)	委託	安田建設	—	5,075,531 円 (950 m ³)	2,978,640 円 (950 m ³)	※ 1
高浜 (若宮、はまなす、えびす)	委託	高浜町	石橋工業(株)	6,362,280 円 (950 m ³)	6,176,520 円 (950 m ³)	※ 2

町海岸	(和田、白浜、鳥居浜、城山)				6,214,320 円 (同上)	6,032,880 円 (同上)	※ 2
	(若宮)				2,219,400 円 (同上)	2,154,600 円 (同上)	※ 2
和田港海岸(追加分)	委託	高浜町	石橋工業(株)	3,000,000 円 (142 m ³)	2,527,200 円 (142 m ³)		※ 2
松原海浜	委託	敦賀市	敦賀木炭生産協同組合	3,780,000 円 (250 m ³)	3,780,000 円 (250 m ³)		

※ 1 作業日数減による

※ 2 市町で実施した再委託先の入札による差金(予定価格との差額)

見込数量は、散在している漂着物を概観により見積もることとなり、実際に回収した実績の数量と差異が生じることが自然であると考え。県の担当者によれば、経験のある者が見積りを行っているため大きな差異が生じることが考えにくいとのことであるが、見込数量と実績に差異が生じないほどに精度が高いものか疑問が残る。現状では、実績報告書に記載された数字が実績数量を確認する唯一の方法であり、裏付けとなる資料などが提出されていないことがほとんどである。

【意見】

処分実績数量は業務の結果を示す重要な情報であり、また、最終的な契約金額を決定するための重要な要素である。正確に実績数量の報告がなされるよう努めるとともに、必要に応じてその報告が適正であるか、確認することも必要であると考え。漂流物を廃棄する際の処理伝票を提出させるなど、その数量を確認できるような報告を求めることも検討すべきと考える。

④ 予定価格の算定方法

本事業における調達状況をサンプルで確認したところ、次のものが検出された。

事業対象	契約	調達方式	予定価格	落札額	落札者
福井港	委託	一般競争入札	3,280,000 円 (税込)	3,186,000 円 (税込)	(株)高橋組

一般競争入札により調達が行われているものの、1 者のみの応札となっている。落札率(落札額÷予定価格)は 97.1%となっている。

本業務では、(株)高橋組に参考見積りの提出を依頼し(見積額 3,283,200 円)、それを基に予定価格を算定している。その他の事業者からの参考見積りは入手していない。他の応札者がなかった理由は不明であるが、結果として参考見積りを提出した事業者が落札したことにより、落札率の高い入札となっている。

【意見】

1 事業者の見積りのみを基に予定価格を算定し、結果的に応札者もその 1 者のみであった場合、価格の決定において特定事業者の意向のみが反映されることとなり、その妥当性を確認することは難しい。

複数事業者から見積りを入手し、独自に積算を行うなど、特定事業者の見積のみに依存しない予定価格の算定方法を検討することが適当である。

Ⅲ－ 7. 敦賀市民間最終処分場抜本対策事業

1. 事業の概況

所管部局・課	安全環境部（循環社会推進課）
事業目的	敦賀市民間最終処分場の抜本対策
根拠法令等	特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法
実施要綱等	敦賀市民間最終処分場に係る特定支障除去等事業実施計画
経費区分	標準外経費
事業内容	敦賀市民間最終処分場の抜本対策事業
環境基本計画における位置づけ	なし
事業開始年度	平成 18 年度
事業終了年度(予定)	平成 34 年度

2. 事業費の推移

(単位：千円)

	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
予算額	168,997	161,236	167,568	167,243
決算額	120,160	146,738	144,326	148,532

増減理由（決算額）

平成 27 年度以降、水質汚染原因の減少を目的とした工事の実施および水処理施設の機器の修繕等による増加

3. 事業費の内訳（平成 29 年度）

(単位：千円)

費目（節）	決算額	主な内容
委託料	96,860	水処理施設管理、施工管理、定期水質検査等
修繕料	20,071	水処理施設維持修繕等
光熱水費	13,535	電気代
消耗品費	14,073	水処理用薬剤、臨時水質検査用試薬等
工事請負費	2,181	浄化促進対策工事
使用料および賃借料	540	公用車リース料等
備品購入費	460	水質検査機器購入費
旅費	209	環境保全対策協議会委員旅費
保険料	190	火災保険料（水処理施設）
通信運搬費	179	遠隔操作用インターネット接続料等
燃料費	97	公用車ガソリン代

報償費	80	環境保全対策協議会委員報償費
償還金利子及び割引料	27	財団返還金
食糧費	14	環境保全対策協議会
手数料	10	プロバイダ料金等
合計	148,532	

4. 事業費の財源、実施方法 (単位：千円)

区分	金額
国庫	25,000
県（一般財源）	28,422
その他（起債）	53,000
その他（公益財団法人 産業廃棄物処理事業振興財団基金）	9,017
その他（敦賀市）	29,630
その他（弁償金）	3,463
合計	148,532

事業実施方法	直営
--------	----

5. 事業効果の推移

	内容
活動指標	—
成果指標	浄化対策の停止地点数（全 30 地点中）

		H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
活動指標	目標	—	—	—	—
	実績	—	—	—	—
成果指標	目標	—	—	—	—
	実績	0	12	12	14

6. 指摘事項および意見

(1) 有効性について

① 本事業の今後の計画

平成 8 年頃から平成 12 年までの間に発生した敦賀市民間最終処分場における無許可の増設および許可容量を大幅に超える廃棄物の埋め立てに起因し、当該処分場から廃棄物処理法上の排水基準を超える浸出液が河川に流出していることにより生活環境保全上の支障が

生じた。本事業は、当該支障を除去するため、最終処分場の事業者であったキンキクリーンセンター(株) (平成 19 年破産) に代わって、県と敦賀市が共同して代執行を行っている事業である。本事業は、当該処分場から発生する排水基準を超える浸出水が、河川や周辺地下水に流出することを防止するために必要な措置を講じることを目的としている。

本事業は、平成 18 年 3 月、「特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法」(産業廃棄物特措法) に基づく実施計画を策定し、環境大臣の同意を得て進めているものである。同計画は平成 34 年度までのものとして策定されており、当該支障の除去に必要な措置を講じつつ、汚染源となっている保有水の水質が、排水等基準に適合するよう必要な対策を講じることとされている。

本事業ではこれまでに、支障除去のための抜本対策として次のような対応が行われている。

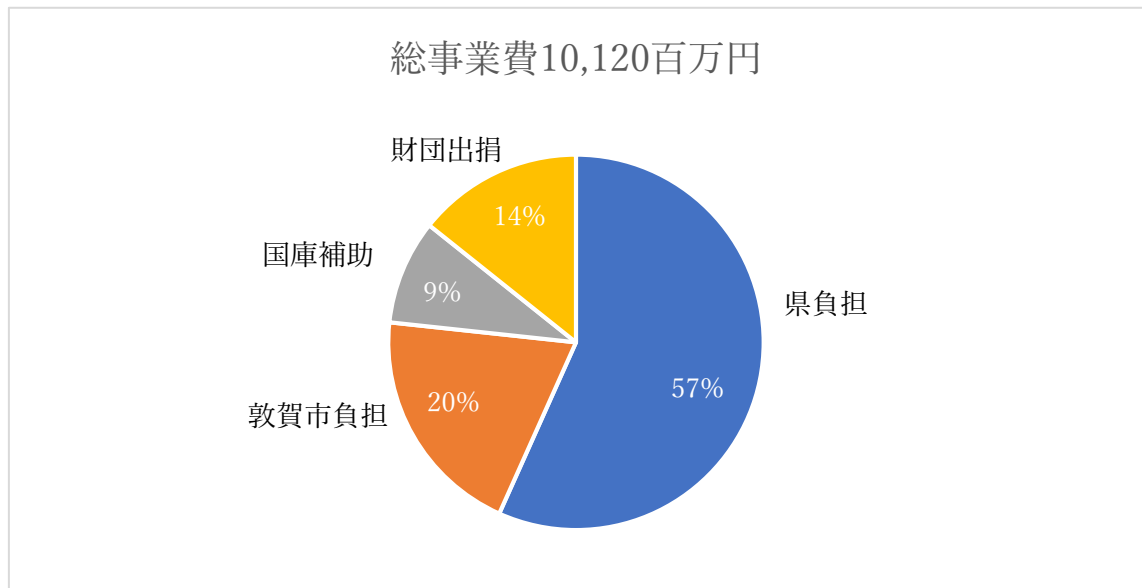
- ・ 遮水壁の設置
- ・ 雨水浸透抑制
- ・ 水処理施設による浄化処理
- ・ 廃棄物の浄化対策
- ・ 環境モニタリング

これらの措置により、汚染水の河川への流出は防止され、また、埋立地内の保有水は水処理施設を通すことにより浄化処理され、廃棄物処理法上の排水等基準を満たしたうえで放流されている状況となっている。

【意見】

本事業は、産業廃棄物特措法に基づく実施計画により実行されているが、同計画は平成 34 年度までの計画となっている。本事業は、汚染源の安定化を目標に引き続き実施していくことが見込まれるため、地域住民や地権者をはじめとする関係者と十分なコミュニケーションをとり、今後の方針、目標の認識についての共通認識を持ちながら進めていくことが適当である。

なお、平成 29 年度までに要した総事業費は 10,120 百万円であり、財源の状況は次のとおりとなっている。



総事業費	10,120 百万円	
負担額	県	5,749 百万円
	敦賀市 (2割)	2,014 百万円
	国庫	912 百万円
	財団出捐 (※)	1,445 百万円

※ 財団出捐：産業廃棄物特措法に基づく公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団基金による資金支援

産業廃棄物特措法に基づく実施計画（平成 34 年度まで）に基づく今後の支出計画は次のとおりである。

(百万円)

	H29 年度 までの実績	H30 年度	H31 年度	H32 年度	H33 年度	H34 年度	計
事業費	10,120	168	162	150	147	156	10,905

(2) 経済性および効率性について

① 予定価格の算定方法

本事業において行われている調達のうち、一般競争入札が行われているが、1 者のみの応募となっているものは次のとおりである。

業務内容	費目	金額	落札者	備考
平成29年度敦賀市民間最終処分場抜本対策事業遮水機能等点検業務	委託料	8,769,600 円	(株)建設技術研究所福井事務所	少なくとも H25 年度より同一業者
平成29年度敦賀市民間最終処分場浸出水処理施設の維持管理に伴う脱水汚泥処分業務	委託料	219,088 円	敦賀セメント(株)	少なくとも H25 年度より同一業者、H26 年度より同一単価
平成29年度敦賀市民間最終処分場浸出水処理施設の維持管理に伴う含水汚泥処分業務	委託料	1,005,825 円	敦賀セメント(株)	少なくとも H25 年度より同一業者、H26 年度より同一単価

一般競争入札で特殊な条件なども付されていないにもかかわらず応札者が毎年 1 者のみとなっている理由は不明である。毎年、同一の業者のみが応札し、落札している状況では、その金額の妥当性が確認することが難しい。

【意見】

予定価格決定にあたっての参考見積りを複数事業者から取得するなど、価格の妥当性を確認することが適当と考える。

Ⅲ－ 8. 産業廃棄物処理推進事業

1. 事業の概況

所管部局・課	安全環境部（循環社会推進課）
事業目的	産業廃棄物の適正な処理の推進
根拠法令等	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）
実施要綱等	—
経費区分	標準経費、標準外経費
事業内容	産業廃棄物処理推進に関する事務費 廃棄物処理施設等周辺の衛生環境向上に関する検討会費 廃棄物処理施設等周辺の地下水等の水質検査費
環境基本計画における位置づけ	「3 Rの促進」 ・一般廃棄物の3 R促進 ・産業廃棄物の3 R促進
事業開始年度	平成 23 年度
事業終了年度(予定)	—

2. 事業費の推移

(単位：千円)

	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
予算額	5,802	6,167	7,201	6,913
決算額	4,603	5,411	6,199	6,593

増減理由（決算額）

リース料の増加による増額傾向（車輛を県有からリースに切り替えを進めており、リース料は本事業で計上しているため）

3. 事業費の内訳（平成 29 年度）

(単位：千円)

費目（節）	決算額	主な内容
報償費	120	会議委員報償費
旅費	1,677	職員出張旅費等
需用費	1,981	公用車修繕費、事務用品購入費等
役務費	320	電話料等
委託料	324	水質検査委託費
使用料および賃借料	2,162	公用車リース料等
負担金補助および交付金	6	全国会議負担金
合計	6,593	

4. 事業費の財源、実施方法 (単位：千円)

区分	金額
国庫	127
県(一般財源)	△31,857
その他・・・※	38,323
合計	6,593

※「その他」・・・手数料

事業実施方法	直営
--------	----

5. 事業効果の推移

	内容
活動指標	施設設置等に伴う検討会の開催数(回)
成果指標	—

		H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
活動指標	目標	—	—	—	—
	実績	0	2	0	2
成果指標	目標	—	—	—	—
	実績	—	—	—	—

6. 指摘事項および意見

(1) 合规性について

①職員旅費の賦課先事業

各事業を実施するにあたって、県職員の出張旅費等が発生する場合があるが、県では、これらの職員旅費を個々の事業の予算に含めず、別途、課の共通経費として予算計上する方針としている。循環社会推進課においては、本事業(産業廃棄物処理推進事業)の予算に職員旅費をまとめて計上しており、したがって、本課における職員旅費の執行があった場合には本事業に賦課することとなる。

本課の旅費についてサンプルで確認を行ったところ、次のとおり、本事業以外の事業費とされているものが検出された。

精算 期間	用務	賦課先事業	金額
2・3月	北海道地域 PCB 廃棄物早期処理 関係者連絡会・広域協議会	産業廃棄物減量化・適正処 理推進事業	98,340 円
3月	環境保全対策協議会に係る委員協 議	ごみ減量化・リサイクル推 進事業	51,260 円
3月	環境保全対策協議会に係る委員協 議	ごみ減量化・リサイクル推 進事業、産業廃棄物減量 化・適正処理推進事業	51,260 円
3月	食品ロス実態調査冬季調査結果説 明	産業廃棄物減量化・適正処 理推進事業	12,480 円
3月	敦賀市民間最終処分場問題環境保 全対策協議会 3月	産業廃棄物減量化・適正処 理推進事業	1,510 円

【意見】

職員旅費に関して予算計上事業と執行額の計上事業とが異なる場合がある。適切に予算管理を行うため、予算に合わせて執行額の計上事業を決定することが適当である。

なお、各事業の事業費を適切に把握するという観点からは、職員旅費であっても個々の事業のために発生するものについては、個々の事業において予算計上し、執行することが適当であると考えます。

②公用車に関する事業費の賦課先事業

循環社会推進課では、産業廃棄物の不法投棄監視の事業を行っている（産業廃棄物不法投棄対策事業）。実際には地域ごとに設置された健康福祉センターがパトロールの業務を行っており、そのためのパトロール車を各健康福祉センターで保有している。パトロール車に関する支出をサンプルで確認を行ったところ、次のような状況であった。

使用場所	所有形態	金額	内容	賦課先事業
奥越健康福祉 センター	県有	94,996 円	車検	産業廃棄物処理推進事業（一部、 保健所費－環境衛生指導費へ）
		19,332 円	バッテリー交換	
坂井健康福祉 センター	リース	30,456 円	リース料	産業廃棄物処理推進事業
丹南健康福祉 センター	リース	35,640 円	リース料	産業廃棄物処理推進事業
福井健康福祉 センター	県有	55,758 円	車検	廃棄物不適正処理監視事業

嶺南若狭健康 福祉センター	リース	41,796 円	リース料	産業廃棄物処理推進事業
嶺南二州健康 福祉センター	リース	24,948 円 90,000 円 218,910 円	リース料 修繕 修繕	産業廃棄物処理推進事業 廃棄物不適正処理監視事業 産業廃棄物処理推進事業
循環社会推進 課	リース	24,150 円	リース料	産業廃棄物処理推進事業
	県有	95,124 円 96,937 円	車検 ガラス交換	廃棄物不適正処理監視事業 廃棄物不適正処理監視事業

パトロール車の所有形態としては、県有のものリースのものがあるが、県有車の車検費用や修繕費については「廃棄物不適正処理監視事業」またはその他の事業の支出として処理し、リース料については「産業廃棄物処理推進事業」の支出として処理されている。「産業廃棄物処理推進事業」は同課の共通経費を賦課する事業とされており、リース料については共通経費のような扱いで同事業に賦課しているとのことである。

【意見】

不法投棄監視のパトロール車は専ら「廃棄物不適正処理監視事業」で使用するものであり、所有形態にかかわらずその支出は同事業に賦課すべきと考える。

IV. 生活環境の保全

IV-1. 「ふくいのおいしい水」発信事業

1. 事業の概況

所管部局・課	安全環境部（環境政策課）
事業目的	「ふくいのおいしい水」を核とした地域づくりを推進することにより、県内外に「ふくいのおいしい水」を発信するとともに、県内各地にある認定地を保全する活動を活性化する。
根拠法令等	—
実施要綱等	—
経費区分	政策的経費
事業内容	①魅力ある「ふくいのおいしい水」地域づくり研修 ②広報活動 ③認定期限満了による更新および新規認定地募集 ④認定地の水質監視
環境基本計画における位置づけ	「水・大気環境の保全」 ・水資源の保全と有効活用
事業開始年度	平成 17 年度
事業終了年度(予定)	平成 30 年度

2. 事業費の推移

(単位：千円)

	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
予算額	2,758	2,482	1,998	1,698
決算額	2,554	2,305	1,605	1,127

増減理由（決算額）

地域づくり研修の開催回数による減。

3. 事業費の内訳（平成 29 年度）

(単位：千円)

費目（節）	決算額	主な内容
報償費	390	コーディネーター報償費
旅費	303	コーディネーター旅費
需用費	95	地域づくり研修資料作成
委託料	339	リーフレット作成
合計	1,127	

4. 事業費の財源、実施方法 (単位：千円)

区分	金額
国庫	—
県（一般財源）	1,127
その他	—
合計	1,127

事業実施方法	直営
--------	----

5. 事業効果の推移

	内容
活動指標	おいしい水研修参加地区数
成果指標	おいしい水の新聞、雑誌、観光パンフ等への掲載数（件）

		H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
活動指標	目標	—	—	—	3
	実績	7	3	3	4
成果指標	目標	—	—	—	20
	実績	20	30	23	25

6. 指摘事項および意見

(1) 有効性について

① 発信の継続

ふくいのおいしい水は平成 30 年 4 月段階で 35 カ所が認定されている。また、おいしい水認定地のパンフレット作成、おいしい水のポスターや DVD の作成、おいしい水を核とした地域おこしのためのコーディネーターの派遣などを通じて、「ふくいのおいしい水」の発信を行っている。

【意見】

「ふくいのおいしい水」の発信事業は平成 30 年度でいったん区切りを迎える。ただしこのようなものは継続的に発信をし続けてこそ効果を生む。おいしい水が豊富ということは福井の美味しい農作物、美味しいお酒などがそろっている根拠として県内外にアピールできる。現代では SNS など予算がかからない方法で発信を続けることができるため、区切りを迎えた後も予算のかからない方法で発信を続けていくことが望ましい。

IV-2. 「ふくいふるさとの音風景」を活用した環境意識向上事業

1. 事業の概況

所管部局・課	安全環境部（環境政策課）
事業目的	川のせせらぎや祭りにぎわい、方言など地域の中にある身近な音を通じて県民の環境への意識の向上を図るとともに、投稿された音風景を活用し、本件の豊かな自然や優れた文化等の環境の素晴らしさを県内外にアピールする。
根拠法令等	—
実施要綱等	—
経費区分	政策的経費
事業内容	①音風景50選の選定 ②ホームページ「ふくいふるさとの音風景」の運営
環境基本計画における位置づけ	「水・大気環境の保全」 ・水資源の保全と有効活用
事業開始年度	平成26年度
事業終了年度(予定)	平成30年度

2. 事業費の推移

(単位：千円)

	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
予算額	943	3,407	3,445	1,164
決算額	770	3,280	3,390	965

増減理由（決算額）

音風景物語コンテスト（H27～H28）事業分の減額。

3. 事業費の内訳（平成29年度）

(単位：千円)

費目（節）	決算額	主な内容
報償費	180	選定委員謝礼
旅費	158	選定委員旅費
需用費	261	選定委員会
委託料	345	県民投票用景品 等
使用料および賃借料	21	選定委員会用ルーター賃借料
合計	965	

4. 事業費の財源、実施方法 (単位：千円)

区分	金額
国庫	—
県（一般財源）	965
その他	—
合計	965

事業実施方法	直営
--------	----

5. 事業効果の推移

	内容
活動指標	ワークショップ開催回数（回）
成果指標	音風景投稿数（件）

		H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
活動指標	目標	4	4	4	—
	実績	4	4	4	—
成果指標	目標	50	80	90	90
	実績	53	78	90	89

6. 指摘事項および意見

(1) 有効性について

①音風景の継続確認

「ふくいふるさとの音風景」は投稿から 50 選の選出を終え、今後は県のホームページで公開していく予定である。

【意見】

「ふくいふるさとの音風景」の目的の一つとして、身近な音を通じて県民の環境への意識の向上を図ることがある。そのため、今回選出された音風景については今後も守っていく意識を持つことが大事と考えられる。「ふくいふるさとの音風景」を過去の懐かしい音としてしまってはならない。今後音風景を守っていくことになるが、県としても定期的に音風景が保たれているか確認できる仕組みを作っていくことが望ましい。

②活動指標および成果指標

本事業の活動指標として「ワークショップの開催数」を、成果指標として「音風景投稿数」とされている。活動指標については平成 26 年度から平成 28 年度までは目標と実績が記載

されているが、平成 29 年度は記載されていない。

【意見】

活動指標について「ワークショップの開催」は平成 28 年度で終了しているため、活動指標を記載していないということであった。平成 29 年度は「ふくいふるさとの音風景」を 50 件選出するための県民投票などの活動が行われているが、そのような活動は活動指標として設定されていなかった。

効果的な活動を行うためにも、活動指標と成果指標を見直し、例えば平成 29 年度においては「県民投票へのアピール活動数」を活動指標とし、「県民投票数」を成果とするなど活動指標と成果指標の柔軟な見直しを行っていくことが望ましい。

IV-3. 水質保全対策事業

1. 事業の概況

所管部局・課	安全環境部（環境政策課）
事業目的	公共用水域および地下水等の水質汚濁の状況監視
根拠法令等	水質汚濁防止法
実施要綱等	—
経費区分	標準外経費
事業内容	①公共用水域常時監視調査 ②地下水質監視調査 ③公共用水域測定計画策定 ④海水浴場水質調査 ⑤工場排水の取締り
環境基本計画における位置づけ	「水・大気環境の保全」 ・公共用水域の水質保全 ・湖沼の水質保全 ・地下水汚染対策
事業開始年度	昭和 46 年度
事業終了年度(予定)	—

2. 事業費の推移

(単位：千円)

	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
予算額	55,028	29,928	30,669	30,901
決算額	54,434	29,364	29,841	30,447

増減理由（決算額）

26 年度に高速液体クロマトグラフ・タンデム質量分析計（LC/MS/MS）の購入（備品購入費）があったため、それ以降、減少している。

3. 事業費の内訳（平成 29 年度）

(単位：千円)

費目（節）	決算額	主な内容
需用費	7,949	検査用試薬購入費
役務費	196	郵便料 等
委託料	22,057	常時監視調査業務委託等
使用料および賃借料	245	調査用漁船使用料
合計	30,447	

4. 事業費の財源、実施方法 (単位：千円)

区分	金額
国庫	—
県（一般財源）	30,447
その他	—
合計	30,447

事業実施方法	直営
--------	----

5. 事業効果の推移

	内容
活動指標	常時監視観測地点数
成果指標	—

		H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
活動指標	目標	—	—	—	—
	実績	80	80	80	80
成果指標	目標	—	—	—	—
	実績	—	—	—	—

6. 指摘事項および意見

(1) 経済性について

①水質保全対策事業の1社入札

海水浴場水質調査事業の入札について、参考見積を提出した会社は複数社あるが、その内の1社のみが入札に参加している。

【意見】

当該事業の入札は1社入札となっており、結果として競争が行われていない。参考見積を提出した会社が他にもあるため、当該事業を手掛けられる企業が1社のみというわけではない。適切な競争を行うためにも入札参加企業を増やしていく工夫を検討していくべきである。

IV-4. 大気保全対策事業

1. 事業の概況

所管部局・課	安全環境部（環境政策課）
事業目的	大気環境の常時監視等
根拠法令等	大気汚染防止法
実施要綱等	—
経費区分	政策的経費、標準外経費
事業内容	①テレメータ常時監視 ②テレメータシステムの更新 ③福井県における越境大気汚染の解明に関する調査研究 ④煙道行政検査 ⑤工場立入検査・指導 ⑥揮発性有機化合物等排出削減対策 ⑦酸性雨監視調査 ⑧アスベスト飛散防止・監視
環境基本計画における位置づけ	「水・大気環境の保全」 ・大気環境の保全
事業開始年度	昭和 49 年度
事業終了年度(予定)	—

2. 事業費の推移

(単位：千円)

	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
予算額	143,240	130,477	117,100	153,040
決算額	142,370	129,189	114,857	149,668

増減理由（決算額）

H29 にテレメータシステムの更新があったことによる増。

3. 事業費の内訳（平成 29 年度）

(単位：千円)

費目（節）	決算額	主な内容
需用費	35,348	検査用試薬購入費
役務費	2,073	テレメータ観測局回線使用料 等
委託料	49,138	テレメータシステム保守管理業務 等
使用料および賃借料	37,416	測定器賃借料 等
工事請負費	1,609	測定局舎パンザマスト更新工事

備品購入費	24,084	テレメータシステム機器更新
合計	149,668	

4. 事業費の財源、実施方法 (単位：千円)

区分	金額
国庫	7,265
県（一般財源）	142,403
その他	—
合計	149,668

事業実施方法	直営
--------	----

5. 事業効果の推移

	内容
活動指標	常時監視観測地点数
成果指標	—

		H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
活動指標	目標	—	—	—	—
	実績	36	31	30	29
成果指標	目標	—	—	—	—
	実績	—	—	—	—

6. 指摘事項および意見

(1) 経済性について

① 大気保全対策事業の入札の参考見積取得

大気汚染監視テレメータシステム更新事業について、一般競争入札をされており、入札のための予定価格決定の参考とするために参考見積を2社から取り寄せている。

【意見】

取得した参考見積は2社間で約 2.7 倍もの開きがあった。予定価格は参考見積を取得した2社の内の低い会社の金額に近い数字となっている。2社の主な違いは年間保守費用であり、年間保守費用は2社間で3倍超の差が生じていた。これほどの差が生じている状態では参考見積が参考にならない。当該保守費用の差は一方が保守契約の仕様を過度に見積もっている可能性がある。不必要な保守管理をいれた見積では参考とならないため、参考見積が県の考える仕様と大きく異なる場合は参考見積を取り直すなどして、よ

り適正な価格の参考見積を取得すべきである。

②大気保全対策事業の1社入札

大気汚染監視テレメータシステム更新事業の入札について、①で参考見積を提出した会社の内の1社のみが入札に参加している。

【意見】

当該事業は落札価格が57百万円（税抜）と規模が大きいものにも関わらず1社入札となっており、結果として競争が行われていない。参考見積を提出した会社がもう1社あるため、当該事業を手掛けられる企業が1社のみというわけではない。適切な競争を行うためにも入札参加企業を増やしていく工夫を検討していくべきである。

IV-5. 化学物質監視事業

1. 事業の概況

所管部局・課	安全環境部（環境政策課）
事業目的	大気環境の常時監視等
根拠法令等	大気汚染防止法
実施要綱等	—
経費区分	政策的経費、標準外経費
事業内容	①テレメータ常時監視 ②テレメータシステムの更新 ③福井県における越境大気汚染の解明に関する調査研究 ④煙道行政検査 ⑤工場立入検査・指導 ⑥揮発性有機化合物等排出削減対策 ⑦酸性雨監視調査 ⑧アスベスト飛散防止・監視
環境基本計画における位置づけ	「水・大気環境の保全」 ・大気環境の保全
事業開始年度	昭和 49 年度
事業終了年度(予定)	—

2. 事業費の推移

(単位：千円)

	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
予算額	20,072	20,128	20,052	20,008
決算額	20,037	20,057	19,807	19,868

増減理由（決算額）

特記すべき事項なし。

3. 事業費の内訳（平成 29 年度）

(単位：千円)

費目（節）	決算額	主な内容
需用費	2,447	検査用消耗品購入
委託料	17,350	ダイオキシン類常時監視業務委託 等
使用料および賃借料	71	高速使用料 等
合計	19,868	

4. 事業費の財源、実施方法 (単位：千円)

区分	金額
国庫	97
県（一般財源）	19,771
その他	—
合計	19,868

事業実施方法	直営
--------	----

5. 事業効果の推移

	内容
活動指標	ダイオキシン類大気/水質・底質/地下水・土壌監視地点数
成果指標	—

		H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
活動指標	目標	—	—	—	—
	実績	9/20/8	9/20/8	9/20/8	9/20/8
成果指標	目標	—	—	—	—
	実績	—	—	—	—

6. 指摘事項および意見

(1) 経済性について

①落札業者の連続性

本事業の内の各事業について、金額の大きいものは一般競争入札により実施業者を決定している。

【意見】

本事業の内の一般競争入札で行われている事業の内、3件について平成 27 年度、平成 28 年度、平成 29 年度の 3 年間同一業者が同一金額で落札している。一般競争入札が行われた結果のことではあり、測定項目や検体数が毎年同一なため、金額が大きく変動しないことは考えられるが、現状では実質随意契約と同じ結果となっている。そのため、現状では一般競争入札が効果的に機能しているとは言い難い。

例えば他の業者にも入札参加を促すなど一般競争入札を効果的に機能させる工夫を考えていくべきである。

IV-6. 騒音振動防止対策事業

1. 事業の概況

所管部局・課	安全環境部（環境政策課）
事業目的	騒音、振動の状況を把握し、行政指導等適切な対策を実施し、地域住民の生活環境を保全
根拠法令等	騒音規制法
実施要綱等	—
経費区分	標準経費・標準外経費
事業内容	①騒音振動防止対策 ②自動車騒音常時監視
環境基本計画における位置づけ	「水・大気環境の保全」 ・騒音・振動・悪臭防止対策
事業開始年度	昭和 44 年度
事業終了年度(予定)	—

2. 事業費の推移

(単位：千円)

	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
予算額	852	1,764	2,016	958
決算額	800	1,711	1,975	917

増減理由（決算額）

自動車騒音常時監視の路線数の増減のため

3. 事業費の内訳（平成 29 年度）

(単位：千円)

費目（節）	決算額	主な内容
需用費	13	書籍購入費
委託料	853	自動車騒音常時監視業務委託
使用料および賃借料	51	高速使用料
合計	917	

4. 事業費の財源、実施方法 (単位：千円)

区分	金額
国庫	—
県（一般財源）	917
その他	—
合計	917

事業実施方法	直営
--------	----

5. 事業効果の推移

	内容
活動指標	自動車騒音常時監視路線数
成果指標	—

		H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
活動指標	目標	—	—	—	—
	実績	2	3	3	2
成果指標	目標	—	—	—	—
	実績	—	—	—	—

6. 指摘事項および意見

特記すべき事項なし。

IV-7. 悪臭防止対策事業

1. 事業の概況

所管部局・課	安全環境部（環境政策課）
事業目的	悪臭の防止・対策
根拠法令等	悪臭防止法
実施要綱等	—
経費区分	標準経費
事業内容	悪臭防止に関し、企業、市町を指導
環境基本計画における位置づけ	「水・大気環境の保全」 ・騒音・振動・悪臭防止対策
事業開始年度	昭和 49 年度
事業終了年度(予定)	—

2. 事業費の推移

(単位：千円)

	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
予算額	461	461	393	393
決算額	447	461	206	212

増減理由（決算額）

H28 から旅費が一般管理費に一括計上になったことによる減。

3. 事業費の内訳（平成 29 年度）

(単位：千円)

費目（節）	決算額	主な内容
需用費	212	検査用消耗品購入
合計	212	

4. 事業費の財源、実施方法

(単位：千円)

区分	金額
国庫	—
県（一般財源）	212
その他	—
合計	212

事業実施方法	直営
--------	----

5. 事業効果の推移

	内容
活動指標	—
成果指標	—

		H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
活動指標	目標	—	—	—	—
	実績	—	—	—	—
成果指標	目標	—	—	—	—
	実績	—	—	—	—

6. 指摘事項および意見

特記すべき事項なし。

IV-8. PCB廃棄物処理推進事業

1. 事業の概況

所管部局・課	安全環境部（循環社会推進課）
事業目的	法定の処理期限に向けた本県内のPCB廃棄物の適正な処理の推進
根拠法令等	ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法、独立行政法人環境再生保全機構法
実施要綱等	ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金助成金交付要綱、北海道PCB廃棄物処理事業に係る広域協議会設置要綱
経費区分	標準外経費
事業内容	○県内事業所に対するアンケート調査の実施 ○PCB廃棄物処理基金への拠出金 ○北海道PCB廃棄物処理事業広域協議会への経費一部負担
環境基本計画における位置づけ	「化学物質対策の推進」 ・PCBの適正保管・処理の推進
事業開始年度	平成13年度
事業終了年度(予定)	平成38年度

2. 事業費の推移

(単位：千円)

	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
予算額	5,050	107,989	110,197	5,305
決算額	5,048	106,186	110,048	5,170

増減理由（決算額）

H27、28年度は県有PCB廃棄物の処理を実施。

3. 事業費の内訳（平成29年度）

(単位：千円)

費目（節）	決算額	主な内容
需用費	2	事務的経費
役務費	169	事務的経費
使用料および賃借料	2	事務的経費
負担金補助および交付金	425	広域協議会負担金
投資および出資金	4,572	PCB廃棄物処理基金拠出金
合計	5,170	

4. 事業費の財源、実施方法 (単位：千円)

区分	金額
国庫	—
県（一般財源）	5,170
その他	—
合計	5,170

事業実施方法	直営、補助
--------	-------

5. 事業効果の推移

	内容
活動指標	調査により判明した未届機器（台）
成果指標	—

		H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
活動指標	目標	—	—	—	—
	実績	—	60	42	77
成果指標	目標	—	—	—	—
	実績	—	—	—	—

6. 指摘事項および意見

(1) 効率性について

①PCB 含有機器のアンケート調査対象先選定

平成 26 年に実施された環境省の PCB 含有機器の調査（以下「モデル事業」という）を行った際に未回答であった事業者等に対して平成 27 年度より県が PCB 含有機器の保有状況についてアンケート調査を行っている。PCB を含有する機器に関する届出情報について経済産業省にデータの提供を要望しているが、まだ提供されていない。

【意見】

環境省は PCB 含有機器を保有している可能性のある自家用電気工作物設置者のリストを経済産業省から取得し調査を実施したところであるが、経済産業省には個別の機器のデータなど、PCB 含有機器の保有の有無の判断に利用できる可能性がある他のデータがある。効率的かつ効果的に PCB 処理を進めるためにも、経済産業省により強く要望していくべきである。

②アンケート調査手法

平成 26 年に実施された環境省のモデル事業で行われたアンケート調査の未回答先 3,300 件程度について平成 27 年より年 1,000 件程度を県がアンケート調査を行っている。それでも未回答が 3~4 割発生している状態である。なお、国及び都道府県の拠出金により造成される PCB 廃棄物処理基金を財源とした、中小企業者等の PCB 処分費用の軽減措置（法人で 70%、個人で 95%）がある。

【意見】

アンケートは任意調査であり、回答する企業にメリットがない、面倒だと感じると回答を返してきてもらえないものと考えられる。PCB 処分費用の中小企業者等軽減制度や、未回答の場合に電話調査、訪問調査を行う旨を強調し、回答のメリットと回答しないことのデメリットを強く意識させることや、PCB 処理に関する広報・啓発を併せて実施するなど、アンケートの回収効率を高める工夫が重要である。

③活動指標・成果指標

本事業の活動指標は「調査により判明した未届機器台数」とされており、成果指標は特に設定されていない。

【意見】

活動指標は本事業での活動の量（アウトプット量）を表す指標であるため、どのような活動をどの程度行うかといった指標となるため、「調査により判明した未届機器台数」は本事業の活動の指標としてなじまないものと考えられる。活動指標を「アンケート調査件数」とし、成果指標を「アンケート回収件数」、「判明した未届機器台数」というような、活動指標と成果指標の設定を行うべきである。

V. 環境を思い行動する人づくり

V-1. 環境教育・活動推進事業

1. 事業の概況

所管部局・課	安全環境部（環境政策課）
事業目的	環境保全施策を効果的に普及啓発する。
根拠法令等	—
実施要綱等	—
経費区分	標準外経費
事業内容	①環境ふくい推進協議会への負担金 ②環境アドバイザーの派遣（環境ふくい推進協議会への補助金） ③環境情報総合処理システムの運用・保守
環境基本計画における位置づけ	「地域や家庭における環境教育や環境保全活動の促進」 ・地域単位での環境活動等の推進
事業開始年度	平成 12 年度
事業終了年度(予定)	—

2. 事業費の推移

(単位：千円)

	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
予算額	3,567	3,632	3,567	3,632
決算額	3,442	3,586	3,434	3,349

増減理由（決算額）

特記すべき事項なし。

3. 事業費の内訳（平成 29 年度）

(単位：千円)

費目（節）	決算額	主な内容
役務費	907	環境情報総合処理システム通信料
負担金補助および交付金	2,442	環境ふくい推進協議会への負担金・補助金
合計	3,349	

4. 事業費の財源、実施方法

(単位：千円)

区分	金額
国庫	—
県（一般財源）	3,349
その他	—

合計	3,349
----	-------

事業実施方法	直営・補助
--------	-------

5. 事業効果の推移

	内容
活動指標	環境アドバイザー派遣人数（人）
成果指標	—

		H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
活動指標	目標	—	—	—	—
	実績	74	82	67	57
成果指標	目標	—	—	—	—
	実績	—	—	—	—

6. 指摘事項および意見

(1) 合規性について

①環境ふくい推進協議会への補助金支出に係る支出負担行為変更日の決裁日

環境ふくい推進協議会に対する、平成 29 年度環境ふくい県民運動推進事業(環境アドバイザー事業)補助金支出に係る、支出負担行為変更日において、決裁日の記入する欄があるものの、記載がされていない。

【指摘事項】

決裁日の欄は、決裁をした日を明確にするうえで重要な日付である。そのため、運用通り、必要事項の記載がされているかどうか、執行伺を回収した担当者が、記載漏れがないかどうか確認するなど、記載事項の漏れを防止することが必要である。

(2) 有効性について

①事業効果についての成果指標

本事業について、成果指標が設定されていない。

【意見】

みどりネットのアクセス件数は、環境基本計画における環境指標として設定されている。また、当該目標のための活動としては、本事業が総括的に該当すると判断される。現状環境基本計画の指標自体は、環境白書、年 1 回の外部評価委員会などで、別途進捗は確認しているが、本事業においても、成果指標として設定し、進捗状況を管理していく必要がある。

【意見】

なお、みどりネットのアクセス状況を確認すると、大気汚染情報に関するアクセスが多くなっており、県民に対する意識付けが行われている成果の確認指標というよりも、環境に関する情報分析としての位置づけが主たるものと想定される。そのため、環境ふくい推進協議会の HP へのアクセス件数など、より県民に身近な部分での環境への意識付けの状況を確認できる指標を設定する必要がある。

V-2. 見える魅せるごみ拾い事業

1. 事業の概況

所管部局・課	安全環境部（環境政策課）
事業目的	日常生活の中で楽しくできる気軽なごみ拾い活動を展開することにより、環境美化に対する県民意識の向上を図り、ごみのない美しいまちづくりを推進する。
根拠法令等	—
実施要綱等	—
経費区分	政策的経費
事業内容	① SNS「ピリカ」を活用したごみ拾い活動の促進 ② スポーツGOMI 拾い大会の実施
環境基本計画における位置づけ	「地域や家庭における環境教育や環境保全活動の促進」 ・地域単位での環境活動等の推進
事業開始年度	平成 26 年度
事業終了年度(予定)	平成 30 年度

2. 事業費の推移

(単位：千円)

	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
予算額	1,767	3,262	3,456	2,940
決算額	1,632	3,073	2,997	2,878

増減理由（決算額）

スポーツGOMI 拾い大会開催実績による増減(H26 年度は開催数 1 回、H27 年度から H29 年度は開催数 6 回)
--

3. 事業費の内訳（平成 29 年度）

(単位：千円)

費目（節）	決算額	主な内容
報償費	499	スポGOMI 連盟補助員謝礼
旅費	46	スポGOMI 連盟補助員旅費
需用費	551	スポGOMI 大会参加者用経費
役務費	84	会場使用料等
委託料	1,698	ピリカホームページ保守委託
合計	2,878	

4. 事業費の財源、実施方法 (単位：千円)

区分	金額
国庫	—
県（一般財源）	2,878
その他	—
合計	2,878

事業実施方法	直営
--------	----

5. 事業効果の推移

	内容
活動指標	ごみ拾いイベント等でのPR回数（回）
成果指標	SNSを活用したごみ拾い活動参加者数（人）

		H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
活動指標	目標	10	10	10	20
	実績	13	11	11	20
成果指標	目標	5,000	20,000	25,000	25,000
	実績	12,331	25,405	29,946	31,575

6. 指摘事項および意見

(1) 合规性について

①環境白書の印刷製本費を計上する事業区分

県は、平成29年度版環境白書（本編）（資料編）の印刷製本を、河和田屋印刷株式会社に発注している。当該印刷製本費について、アスベスト監視事業、ふくい音風景事業、見える魅せるごみ拾い事業で費用負担している。

【意見】

環境白書（本編）（資料編）は、福井県の環境の状況、環境の保全に関する施策の実施状況等を明らかにするものとして、福井県環境基本条例第23条の規定に基づき作成されている。当該環境白書は、福井県の環境施策の実施状況を満遍なく網羅して記載しているものであり、特定の事業のみを記載している資料ではない。しかしながら、平成29年度版の環境白書の印刷製本費については、上述の3つの事業でのみ費用負担をしている状況である。費用負担は、①環境白書で「特集」が組まれている環境政策課の事業費、②環境白書で「分野別施策」の実施状況に記載のある環境政策課の事業費、③①～②のうち、執行残の見込みがある事業の順番で優先順位をつけて負担する形となっている。

本来は、環境政策課の中の環境基本計画推進事業費の一事業として印刷製本費を予算組すべきである。

②執行伺の決裁日

執行伺において、決裁日の記入する欄があるものの、以下の伺いについて記載がされていなかった。

支出命令番号	節	接細節名	債権者名	事業等の名称	支出額
170110282	需用費	消耗品費	福井県庁生活協同組合	スポ GOMI 大会 in 福井市 入賞者景品	19,440 円
170060289	役務費	手数料	(有)木村商店	スポ GOMI 大会 in 大野市 収集運搬処分	16,200 円

【指摘事項】

決裁日の欄は、決裁をした日を明確にするうえで重要な日付である。そのため、運用通り、必要事項の記載がされているかどうか、伺い書を回収した担当者が、記載漏れがないかどうか確認するなど、記載事項の漏れを防止することが必要である。

V-3. 地域環境コーディネート力向上事業

1. 事業の概況

所管部局・課	安全環境部（環境政策課）
事業目的	県民からの環境学習会に対する多様化するニーズに対応するため、学習会を企画、調整できる人材を育成する。
根拠法令等	—
実施要綱等	—
経費区分	政策的経費
事業内容	公民館職員等の環境学習会を企画する人を対象に、コーディネート力向上のための講座の実施
環境基本計画における位置づけ	「地域や家庭における環境教育や環境保全活動の促進」 ・地域単位での環境活動等の推進
事業開始年度	平成 26 年度
事業終了年度(予定)	平成 29 年度

2. 事業費の推移

(単位：千円)

	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
予算額	538	406	438	337
決算額	538	366	346	275

増減理由（決算額）

講座開催回数を嶺北会場 3 回、嶺南会場 3 回から、福井・鯖江・敦賀・若狭の 4 会場で実施したことによる減

3. 事業費の内訳（平成 29 年度）

(単位：千円)

費目（節）	決算額	主な内容
報償費	200	講師謝礼
旅費	14	講師旅費
需用費	59	募集チラシ作成
使用料および賃借料	2	講座会場使用料
合計	275	

4. 事業費の財源、実施方法 (単位：千円)

区分	金額
国庫	—
県（一般財源）	275
その他	—
合計	275

事業実施方法	直営
--------	----

5. 事業効果の推移

	内容
活動指標	コーディネート力向上研修会開催数（回）
成果指標	コーディネート力向上研修会参加者数（人）

		H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
活動指標	目標	6	6	6	4
	実績	6	6	6	4
成果指標	目標	90	90	90	90
	実績	89	77	45	43

6. 指摘事項および意見

(1) 有効性について

①事業効果についての成果指標

成果指標として、コーディネート力向上研修会参加者数を設定している。

【意見】

本事業は、多様な主体をつなぎ、複数の視点からの学習会を企画できる人材育成を目的としている。そのため、研修会の参加者数が増加することが成果ではなく、本目的に即した環境学習会の開催数が増加していることが成果と考えられる。そのため、福井県における学習会の開催数を成果指標とするなど、成果指標の設定の見直しが必要である。

V-4. 環境保全基金事業

1. 事業の概況

所管部局・課	安全環境部（環境政策課）
事業目的	これまでの清掃美化活動に加え、第60回全国植樹祭の開催で育まれた花と緑にあふれるふるさとづくりを一層発展させるとともに、外来雑草の駆除や川、海の清掃活動を推進し、環境進行を通じた地域の活性化と環境美化活動の定着したきれいな街づくりを推進する。
根拠法令等	—
実施要綱等	—
経費区分	標準外経費
事業内容	クリーンアップ大作戦 県内一斉に美化活動を行う期間を年4回設定し、県民主体で清掃美化活動を展開
環境基本計画における位置づけ	「地域や家庭における環境教育や環境保全活動の促進」 ・地域単位での環境活動等の推進
事業開始年度	平成4年度
事業終了年度(予定)	—

2. 事業費の推移

(単位：千円)

	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
予算額	448	605	605	605
決算額	448	605	600	343

増減理由（決算額）

特記すべき事項なし。

3. 事業費の内訳（平成29年度）

(単位：千円)

費目（節）	決算額	主な内容
需用費	79	クリーンアップポスター作製 等
役務費	264	郵便料
合計	343	

4. 事業費の財源、実施方法 (単位：千円)

区分	金額
国庫	—
県（一般財源）	—
環境保全基金	343
合計	343

事業実施方法	直営
--------	----

5. 事業効果の推移

	内容
活動指標	クリーンアップ参加者数（人）
成果指標	—

		H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
活動指標	目標	—	—	—	—
	実績	90,490	102,671	105,218	103,181
成果指標	目標	—	—	—	—
	実績	—	—	—	—

6. 指摘事項および意見

(1) 合规性について

①環境保全基金の運用ルール

本事業は、環境保全基金からの繰入金により実施されている。環境保全基金については、福井県環境保全基金条例（平成 2 年 3 月 27 日公布）が制定されており、第 6 条において、「地域に根ざした環境保全活動を推進する事業を実施するため、基金の全部又は一部を処分することができる。」とされている。

【意見】

この点、平成 2 年 1 月 9 日に企画調整局環境管理課より発出されている「地域環境保全対策費補助について」の資料において、「基金の運用益により、地域の実状に応じた、例えば、次のような事業を行う。」とされており、①地域環境保全活動基盤整備事業、②地域環境保全に関する知識普及事業、③地域環境保全活動維支援事業及び④その他地域環境保全活動に関する事業が、例示はされている。

また、平成 30 年 1 月 24 日に、環境大臣から発出されている「地域環境保全基金の適切な管理等について（依頼）」における、二、「補助金等の交付により造成した基金等に関

する基準」(平成 18 年 8 月 15 日閣議決定)への対応において、「地域環境保全基金については、「補助金等の交付により造成した基金等に関する基準」(平成 18 年 8 月 15 日閣議決定)に準じて、基金事業を終了する時期を「2018 年度から 10 年(2018 年 3 月 31 日)を超えない範囲内」とし、今後の計画等の報告又は提出を依頼することとする。」とされている。

そのため、平成 30 年度に福井県環境保全基金実施計画書が策定され、10 年間の基金の使用計画は定められている。

ただし、具体的に、基金を取崩して事業を実施する場合における手続きなどの詳細を定めた詳細な運用規則は定められていないため当該計画に基づき、どのような手続きに基づき基金を処分していくのかについての、具体的な運用規則を定めることが望ましいと考える。

②購入伺及び契約締結伺競争入札(随契)結果報告書の決裁日

購入伺において、決裁日を記入する欄があるものの、サンプルで抽出した以下の伺について記載がされていなかった。

支出命令番号	節	接細節名	債権者名	事業等の名称	支出額
170020174	需用費	印刷製本費	藤田製本印刷(株)	クリーンアップふくい大作戦ポスター	66,960 円

【指摘事項】

決裁日の欄は、決裁をした日を明確にするうえで重要な日付である。そのため、運用通り、必要事項の記載がされているかどうか、執行伺を回収した担当者が確認するなど、記載事項の漏れを防止することが必要である。

(2) 有効性について

①事業効果にかかる成果指標

本事業については、政策的経費の位置付けではないため成果指標は設けられていない。

【意見】

PDCA サイクルを発揮するため政策的経費か否かに関わりなく成果指標を設定すべきである。なお、成果指標が適切に設定されていれば、自ずと成果が得られていくと言うのが外部監査の意見である。例えば、活動指標としては、クリーンアップ大作戦の PR 回数、成果指標としては、クリーンアップ大作戦参加者数などの設定が考えられる。